

## 第 127 回都市美対策審議会以降の各部会の開催状況（一覧）

## 1. 各部会の開催状況

## ■政策検討部会

第 18 回	令和元年 10 月 10 日
第 19 回	令和元年 11 月 28 日
第 20 回	令和 2 年 1 月 28 日
第 21 回	令和 2 年 2 月 26 日

## ■景観審査部会

第 53 回	令和元年 8 月 26 日
第 54 回	令和元年 10 月 1 日
第 55 回	令和元年 11 月 26 日
第 56 回	令和元年 12 月 27 日
第 57 回	令和 2 年 2 月 21 日
第 58 回	令和 2 年 6 月 29 日

## ■表彰広報部会

第 18 回	令和元年 11 月 5 日
合同部会	令和 2 年 1 月 30 日

## 2. 付議案件の一覧

## ■政策検討部会

No.	案件名
1	市庁舎移転に伴う横浜市景観計画・関内地区都市景観協議地区の変更等について（審議）
2	景観制度の見直し検討について（審議）
3	その他：創造的イルミネーション事業についての情報提供（報告）
4	魅力ある都市景観の形成について（審議）【非公開】

## ■景観審査部会

No.	案件名
1	広告付案内サイン・公衆無線 LAN 整備事業における景観形成について（審議・報告）
2	横浜マリントワー工事期間中の空間演出について（審議・報告）
3	特定都市景観形成行為に関する協議事項及び協議の方針に関する意見について（関内地区都市景観協議地区中区日本大通 5 番 2 号）（審議）
4	特定都市景観形成行為に関する協議事項及び協議の方針に関する意見について（みなとみらい 21 中央地区都市景観協議地区西区みなとみらい 5 丁目 1 番地）（審議）
5	連節バスを活用した「高度化バスシステム」について（審議・報告）
6	「まちを楽しむ多彩な交通」における景観形成について（審議・報告）
7	東高島駅北地区の景観形成について（審議）
8	特定都市景観形成行為に関する協議事項及び協議の方針に関する意見について（みなとみらい 21 新港地区都市景観協議地区 中区新港 1 丁目 15 番地）（審議）
9	関内地区都市景観協議地区（中区横浜公園）における景観形成について（報告）
10	北仲通北再開発等促進地区の景観形成について（報告）
11	藤が丘駅前地区(昭和大学藤が丘病院)の景観形成について（審議）

## ■表彰広報部会

No.	案件名
1	第 10 回横浜・人・まち・デザイン賞について（審議）

## 横浜市都市美対策審議会 各部会の開催報告について

**<景観審査部会>**

**○広告付案内サイン・公衆無線 LAN 整備事業における景観形成について（審議・報告）**（令和元年 8 月 26 日、令和元年 11 月 26 日、令和元年 12 月 27 日）

**【資料 景-1】****【付議理由】**

広告付案内サインの整備については、平成 28 年度末から平成 29 年度にかけて都市美対策審議会の本会に付議し、事業内容や公募結果とその提案内容について説明した後、平成 30 年度には、景観計画における屋外広告物の設置等に関する行為の制限について一部ただし書きを適用するにあたり、景観形成の考え方について付議していた。また、令和元年度に入り、本事業における静止画デジタル広告の活用に関して、景観に与える影響について付議していた。

令和元年 8 月の部会では、景観計画において映像装置の設置が制限されているエリアにおいて、静止画デジタル広告を用いた筐体を設置することに対し、横浜市屋外広告物条例に基づく特例許可制度を用いて許可を行うことについて付議した。また、同部会において、ラグビーワールドカップ 2019 までの設置に急を要することから、景観審査部会長を本事業における都市景観アドバイザーとして選任することを報告し、令和元年 11 月の部会ではその助言に基づいた調整内容について報告した。令和元年 12 月の部会では、東京 2020 オリンピック・パラリンピックまでの設置についても、引き続き景観審査部会長を都市景観アドバイザーとして選任し助言をいただくことを報告した。

**【計画概要】**

- ・現在までに広告付案内サイン 83 基（うちデジタル 23 基）を整備。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピックまでに合計 150 基（うちデジタル 30 基）を整備予定。なお、このうち公衆無線 LAN は現状までに 30 基整備済みであり、東京 2020 オリンピック・パラリンピックまでに合計 60 基整備予定。整備対象範囲は横浜駅周辺地区、みなとみらい 21 地区、関内・関外地区、新横浜駅周辺地区。

**【結論】**

8 月の部会では、「特例許可を行うにあたっては、その根拠を明確に説明する必要があり、なおかつ景観面に関しては、筐体の大きさも含めて、配置計画の更なる検討が必要である。なお、国吉委員を都市景観アドバイザーとして選任し、助言をもとに設置箇所について検討を進め、結果については景観審査部会にて改めて報告すること。」という結論になった。

11 月の部会では、「都市景観アドバイザーの助言による広告付案内サイン設置位置の検討結果について報告を行った。本事業については引き続き景観審査部会に意見を聴取しながら進めること。」という結論になった。

12 月の部会では、「都市景観アドバイザーとして引き続き国吉委員を選任することに異論なし。助言をもとに設置箇所について検討を進め、経過については景観審査部会にて報告すること。」という結論になった。

**○横浜マリントワー工事期間中の空間演出について（報告・審議）**（令和元年8月26日、令和元年12月27日、令和2年2月21日、令和2年6月29日）

**【資料 景－2】**

**【付議理由及び経緯】**

本市では、令和元年度から3年度にかけて横浜マリントワーの改修工事を実施する。工事期間中、塔体が足場でおおわれてしまうことから、仮囲いや塔体等を利用した賑わい創出のための空間演出を行う事業を実施する。

本件については、施設の立地・規模や事業実施の期間から、景観に与える影響の大きな事業と認識しており、景観条例に基づく「特定都市景観形成行為」には該当しないものの、都市美対策審議会のご意見を聞きながら、より魅力的な演出にしていきたいと考え、付議を行った。

令和元年8月の部会では、事業実施について報告を行い、事業者決定後の令和元年12月及び令和2年2月の部会では、事業者提案内容について付議した。また、令和2年6月の部会では、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、新たに事業者から提案があった事業内容について付議した。

**【計画概要】**

- ・事業実施期間は令和2年7月から令和4年3月まで。
- ・横浜マリントワーを「願いの塔」と見立て、横浜港への来訪者が、横浜港でやってみたいこと（「願い」）を特設ウェブサイトから入力すると、来訪者が選択したイルミネーションが実際に横浜マリントワーに投影される。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピックの都市装飾や創造的イルミネーション事業との連動を予定しているほか、実際に願いを叶えるイベントや、視点場（大さん橋）を設定して行うイベントなども予定している。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染リスクが懸念される期間については、医療従事者へのエールを送るブルーライトアップや、横浜経済の再興を応援する参加型ライトアップを実施する。

**【結論】**

令和元年8月の部会では、「報告内容について了承した。受託候補者が決定し次第、景観審査部に付議すること。」という結論になった。

12月の部会では、「事業者から提案された内容のままでは了承できない。3月の現地視察までに、本日出た意見を整理した上で再度付議すること。」という結論になった。

令和2年2月の部会では、「提案の内容について了承した。今後、現地での投影実験等をふまえながら事業を進めること。」という結論になった。

6月の部会では、「提案の内容について了承した。現地での投影実験や世間の状況等をふまえながら事業を進めること。」という結論になった。

**○特定都市景観形成行為に関する協議事項及び協議の方針に関する意見について（関内地区都市景観協議地区中区日本大通5番2号）（審議）**（令和元年10月1日）

**【資料 景－3】**

**【付議理由及び経緯】**

都市景観協議地区内では、「特定都市景観形成行為」（関内地区の場合、高さが 45mを超える建築物の新築又は移転等）に該当する行為に関し、協議事項及び協議の方針を定めるにあたっては、あらかじめ、都市美対策審議会の意見を聴かなければならないとしている。

本件は平成 30 年度に景観審査部に付議し、協議事項及び協議の方針について了承いただいたが、計画を一部変更することとなったため、令和元年 6 月に改めて付議を行った後、引き続き協議していた。

#### 【計画概要】

- ・建築物の高さ約 64m（地下 2 階、地上 17 階）のホテルの新築計画。
- ・ 1 階部分への店舗配置、街路樹配置、地下鉄の出入り口設置により足元回りに賑わいを創出。
- ・低層部は周辺の歴史的な街並みとの連続性に配慮した外観デザインとし、高層部はセットバックすることで圧迫感の軽減を図る。

#### 【結論】

申出者の考え方に対する市の協議方針及び協議事項については概ね了承する。大さん橋通り側のファサード、7 階テラスの見え方については、本日出た意見をふまえて引き続き協議の中で検討すること。

### ○特定都市景観形成行為に関する協議事項及び協議の方針に関する意見について（みなとみらい 21

中央地区都市景観協議地区西区みなとみらい 5 丁目 1 番地）（審議）（令和元年 10 月 1 日、令和元年 12 月 27 日）

#### 【資料 景－４】

#### 【付議理由及び経緯】

都市景観協議地区内では、「特定都市景観形成行為」（みなとみらい 21 中央地区の場合、高さが 100m を超える建築物の新築又は移転等）に該当する行為に関し、協議事項及び協議の方針を定めるにあたっては、あらかじめ、都市美対策審議会の意見を聴かなければならないとしている。

令和元年 6 月の景観審査部において、計画概要の説明と、今後協議を進めるにあたり都市景観アドバイザー制度を活用することについて報告した。その後協議を進め、10 月と 12 月の 2 回の部会において、協議内容について付議を行った。

#### 【計画概要】

- ・建築物の高さ約 153m（地上 28 階、塔屋 2 階）のオフィス及びホテル（低層部に店舗やにぎわい施設など）と、高さ約 86m（地上 15 階、塔屋 2 階）のオフィス（低層部に店舗など）の 2 棟の新築計画。
- ・当街区は都市軸であるキング軸とグランモール軸とが交わる街区であり、また地区計画及び「みなとみらい 21 街づくり基本協定」において街のランドマークとなるような超高層建物を積極的に誘導することが位置付けられている。
- ・協議結果をもとに基本計画協定締結後、令和 2 年 3 月に土地の売買契約を締結。その後、令和 2 年 12 月着工、令和 5 年 11 月しゅん工予定。

#### 【結論】

10月の部会では、「現段階での申出者の考え方に対する市の協議方針及び協議事項については概ね了承するが、ディテールやグランモール軸における視線の抜け方等については、本日出た意見をふまえて引き続き協議の中で検討し、今後更に検討が必要な事項と合わせて再度付議すること。」という結論になった。

12月の部会では、「申出者の考え方に対する市の協議方針及び協議事項については概ね了承するが、本日出た意見をふまえて引き続き協議を行い、結果については報告すること。」という結論になった。

---

## ○連節バスを活用した「高度化バスシステム」について（審議・報告）（令和元年10月1日、令和元年12月27日）

### 【資料 景-5】

#### 【付議理由及び経緯】

本市で導入する「高度化バスシステム」の停留所のうち、みなとみらい21新港地区内の新港ふ頭に設置予定の上屋について、景観計画における屋外広告物の設置等に関する行為の制限について一部ただし書きを適用することを考え、令和元年6月の景観審査部会にてその景観形成の考え方について付議したが、提示した資料が不十分だとして、条件を整理した上で再度付議することとなっていた。

令和元年10月の部会では、より詳細な資料を提示し改めて付議を行い、その際引き続き検討することとなった事項について、12月の部会で報告した。

#### 【計画概要】

- ・令和2年までに「高度化バスシステム」を横浜駅東口から山下ふ頭間で導入。
- ・停留所については、場所ごとの条件に合わせ広告付上屋又は専用標柱を設置するが、それらのデザインは車両や広報ツールなどとの統一感をもたせる「トータルデザイン」を採用している。
- ・みなとみらい21新港地区における景観計画の、第三者広告の掲出制限について、ただし書きを適用する。

#### 【結論】

10月の部会では、「みなとみらい21新港地区内に設置する広告付バス停上屋に関しては、景観計画における屋外広告物の設置等に関する行為の制限のただし書き適用について認めるが、夜間の見え方、海への眺望に対する影響、及びバス停上屋のデザインについては引き続き検討し、今後報告すること。」という結論になった。

12月の部会では、みなとみらい21新港地区内に設置する広告付きバス停上屋に関して、夜間の見え方、海への眺望に対する影響、及びバス停上屋のデザイン検討状況について報告を行い、報告内容について了承を得た。

---

## ○「まちを楽しむ多彩な交通」における景観形成について（審議・報告）（令和元年11月26日、令和2年2月21日）

## 【資料 景－6】

### 【付議理由及び経緯】

桜木町駅前広場から新港地区の運河パークを結ぶ延長約 630mのロープウェイ計画については、景観条例に基づく「特定都市景観形成行為」には該当しないものの、景観に与える影響の大きな事業と認識しており、本事業における景観形成について平成 30 年度に付議している。その際、駅舎・支柱・ゴンドラの形態について、方向性については概ね了承を得たが、色彩については引き続き検討が必要となっていた。また、屋外広告物や夜間景観については未検討の段階であり、検討し提案することとなっていた。

### 【計画概要】

- ・ 駅舎：桜木町駅側＝みなとみらい 21 中央地区内、ピロティ形式、鉄骨造 2 階  
運河パーク側＝みなとみらい 21 新港地区内、鉄骨造 2 階
- ・ 支柱：地上 2 基（みなとみらい 21 中央・新港地区内にそれぞれ 1 基、高さ約 10m）  
海上 3 基（汽船道沿い水域内、高さ約 30～40m）
- ・ ゴンドラ：乗車定員 8 名、36 台

### 【結論】

令和元年 11 月の部会では、「支柱、屋外広告物については、場所性、わかりやすさ、周辺環境を尊重しながら、引き続き検討を行うこと。また、夜間景観については、本日出た意見をふまえ、具体的な内容について検討し、改めて付議すること。」という結論になった。

令和 2 年 2 月の部会では、支柱、屋外広告物について報告し、報告内容について了承を得た。

---

## ○東高島駅北地区の景観形成について（審議）（令和元年 12 月 27 日、令和 2 年 2 月 21 日）

## 【資料 景－7】

### 【付議理由及び経緯】

地区計画条例では、「市長が地区計画条例による形態意匠の認定をしようとする場合、規模等に照らし必要があると認めるときは、あらかじめ、横浜市都市美対策審議会の意見を聴くことができる」としており、本計画は「2号再開発促進地区内に建築するもので、高さ 100 メートルを超えるもの」であり、これに該当する。また、第 99 回都市美対策審議会にて「地区計画の制限内容などを定める際には作成段階も意見を聴く」としている。

本件は、平成 27 年から 28 年にわたり、計 3 回景観審査部会にて、高層棟のタワーの高さと景観形成の考え方について付議し、建物や広場の配置と容積配分、スカイラインの形成、外観デザインの考え方については了承いただいたが、その他の内容については引き続き協議を行うこととなっていた。令和元年 12 月及び令和 2 年 2 月の部会において、地区計画における形態意匠の制限内容について詳細な資料を提示し、改めて付議を行った。

### 【計画概要】

- ・ 地区内には、医療・健康・福祉、商業などの用途を計画し、1階に賑わい空間を連続させる。
- ・ 広場・遊歩道などのオープンスペースの整備や、水辺・歴史を生かした魅力づくり、エリアマネジメント組織の立ち上げにより、多様な交流による持続するまちづくりを図る。

- ・審議対象は、建築物の高さ約 150m を超える高層棟 3 棟（低層部は商業、中高層部は共同住宅）。
- ・高層棟については、山内ふ頭地区から東神奈川駅周辺へなだらかなスカイラインを形成し、壁面後退・分節化・色彩の配慮による圧迫感の軽減を図る。

#### 【結論】

令和元年 12 月の部会では、「計画内容については理解したが、エリマネを含めた広場の使われ方、建築のボリュームについては、本日出た意見をふまえて、再度付議すること。」という結論になった。

令和 2 年 2 月の部会では、「提案については了承した。水辺・広場・歴史の活用については、引き続き検討を行い、形態意匠制限の認定の審議に至るまでの間も、段階的に報告すること。」という結論になった。

---

### ○特定都市景観形成行為に関する協議事項及び協議の方針に関する意見について（みなとみらい 21 新港地区都市景観協議地区 中区新港 1 丁目 15 番地）（審議）（令和元年 12 月 27 日）

#### 【資料 景－8】

#### 【付議理由及び経緯】

都市景観協議地区内では、「特定都市景観形成行為」（みなとみらい 21 新港地区 A 地区の場合、高さが 31m を超える建築物の新築又は移転等）に該当する行為に関し、協議事項及び協議の方針を定めるにあたっては、あらかじめ、都市美対策審議会の意見を聴かなければならないとしている。

#### 【計画概要】

- ・建築物の高さ約 36m（地上 7 階）の合同庁舎の新築計画。
- ・1 階部分への店舗配置や、赤レンガ広場と連携可能な広場の配置等により足元回りに賑わいを創出する。
- ・水際空間に開かれた施設構成にするとともに、ナビオス横浜と呼応するファサードにより万国橋から新港地区へのゲート性を演出する。
- ・中層部はファサードを分節化することで圧迫感の軽減を図る。

#### 【結論】

令和元年 12 月の部会では、「申出者の考え方に対する市の協議方針及び協議事項については概ね了承するが、本日出た意見をふまえて引き続き協議を行い、結果については報告すること。」という結論になった。

その後、検討事項となっていた広場の設えやデッキの設え等について、令和 2 年 4 月に書面にて景観審査部会の各委員に報告した（新型コロナウイルス感染症の影響により部会の開催が困難であったため）。

---

### ○関内地区都市景観協議地区（中区横浜公園）における景観形成について（報告）（令和 2 年 2 月 21 日）

## 【資料 景－9】

### 【付議理由及び経緯】

「横浜スタジアム増築・改修計画」については、付議が必須の規模ではないが、横浜公園が景観重要公共施設に位置付けられていること、横浜スタジアムが市民に開かれた球場であること等を鑑みて、市として改修時にも景観に関する専門家や市民目線の意見を取り入れたいと考え、平成28年度から30年度にわたり計3回の部会に付議してきた。その際、市の協議方針及び協議方針については了承いただいたが、屋外広告物に関しては引き続き横浜市と協議することとなり、その進捗について報告した。

### 【計画概要】

- ・建築物の高さ約31m（地下1階、地上4階）、増築・改修後の増席数約6,000席。
- ・「新たな市民開放」「周辺への賑わいの創出と回遊性の向上」「横浜らしさを考慮した建築デザイン」「造園デザインの再構築と緑環境の向上」の4つをテーマに景観形成を行う。
- ・改修前は照明塔に設置していた屋外広告物について、改修後はとりやめ、あらたに関内駅側のエントランス上部に設置する。

### 【結論】

屋外広告物に係る提案内容及び事業者との調整の方向性について報告した。

---

## ○北仲通北再開発等促進地区の景観形成について（報告）（令和2年2月21日）

### 【資料 景－10】

### 【付議理由及び経緯】

当該地区では、A-1・A-2地区の事業者から都市計画提案制度に基づく地区計画の変更の提案が本市に提出される予定となっている（令和2年2月21日時点。令和2年3月9日に提案が提出された）。

今回の地区計画の変更は、平成27年に策定された「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」等に基づき、都心臨海部における都市機能集積の推進を図るものであり、容積率の最高限度の変更及び高さ制限の一部変更が計画されている。今回、形態意匠制限の変更はないものの、今後、形態意匠制限の認定及び「特定都市景観形成行為」に該当する建築行為が予定されていることから、景観形成の考え方について、報告を行った。

### 【計画概要】

- ・建築物の高さ約150m（地下3階、地上41階）のホテルの新築計画。
- ・A-1・A-2地区を統合し、容積率の最高限度を600%から700%に変更、栄本町線沿いの一部分で、高さ制限を31m以下から45m以下に変更する。
- ・A-4地区をランドマークとする、まとまりある群景観を創出するための従来の景観形成の考え方は踏襲する。
- ・「水際線プロムナード」等に面して、1階にレストラン・ラウンジ等を配置し、栄本町線等からのにぎわいの連続性を確保するとともに、桜木町駅からのデッキレベルでの歩行者動線を地区内に新設することで、歩行者ネットワークの拡充を図る。

- ・低層部は一部壁面後退をすることで周辺の歴史的建造物等との街並みの調和を図る。また、栄本町線沿いの一部高さを変更することにより、向かいの新市庁舎とのゲート性をより意識した建物デザインとする。

#### 【結論】

地区計画変更の概要及び景観形成の考え方について報告した。

---

### ○藤が丘駅前地区(昭和大学藤が丘病院)の景観形成について(審議)(令和2年6月29日)

#### 【資料 景-11】

#### 【付議理由及び経緯】

地区計画条例では、「市長が地区計画条例による形態意匠の認定をしようとする場合、規模等に照らし必要があると認めるときは、あらかじめ、横浜市都市美対策審議会の意見を聴くことができる」としており、本計画は「2号再開発促進地区以外に建築するもので、高さが市街地環境設計制度の緩和限界を超えるもの」であり、これに該当する。また、第99回都市美対策審議会にて「地区計画の制限内容などを定める際には作成段階も意見を聴く」としている。

#### 【計画概要】

- ・地区は、公園・病院街区、駅前街区、沿道街区に分かれる。
- ・オープンスペース、病院、駅前の商業等が連携した、藤が丘らしい駅前拠点の形成を図る。
- ・審議対象は、建築物の高さ約60mとなる病院。病院の建て替え期間中も病院機能を継続させる必要があるため、まず駅前の公園部分に病院を新設し、その後既存病院を撤去し、公園を整備する。
- ・地区全体で、豊かな緑を感じられる空間とするとともに、にぎわい・交流施設の配置などにより賑わいを創出する。また、緑の中の散策路や、公園・病院街区と駅前街区をつなぐデッキを設けることにより、回遊したくなる歩行者空間を形成する。

#### 【結論】

今回提案された計画内容について了承できない。本日出た意見を踏まえ、計画全体について改めて検討を行い、再度付議すること。

## <表彰広報部会>

### ○第10回横浜・人・まち・デザイン賞について（審議）【資料 表-1】

#### ・令和元年11月5日：第18回表彰広報部会

郊外部の受賞については、別枠を設けるのではなく、活動や愛着を考慮しつつも、景観的に優れているかどうかを前提に審査すること。また、第10回開催に向けた広報活動については、具体的な内容を検討し、次回の合同部会にて付議すること。景観教育における成果品作成については、引き続き検討を行うこと。

#### ・令和2年1月30日：合同部会（横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会との合同部会）

賞の選考及び広報の方法、景観教育のあり方については今後の課題とし、ポスターデザインについては、本日出た意見をふまえて修正を行う。

※令和2、3年度に実施を予定していた第10回横浜・人・まち・デザイン賞については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、1年延期することとなりました。

## 横浜市都市美対策審議会 各部会の開催報告について〈公開案件〉

### 〈政策検討部会〉

○市庁舎移転に伴う横浜市景観計画・関内地区都市景観協議地区の変更等について（審議）（令和元年10月10日、令和元年11月28日、令和2年1月28日）

#### 【資料 政-1】

##### 【付議理由】

市庁舎移転に伴う現庁舎活用事業者公募に際し、公募資料となる「関内駅周辺地区エリアコンセプトブック（以下、ACB）」の景観に関する項目については、第124回都市美対策審議会（平成30年3月7日開催）、第125回都市美対策審議会（平成30年7月13日開催）、第47回景観審査部会（平成30年12月11日開催）においてご意見を伺いながら、策定した。

事業予定者の決定を受け、景観計画及び景観協議地区において新たに「関内駅前特定地区」を設定し、景観形成基準等を定めることとなった。景観計画の策定及び都市景観協議地区の指定にあたっては、都市美対策審議会の意見を聴かなければならないとしている。大規模な開発事業等、主要プロジェクトに関する事項については、政策検討部会に付議する旨を第126回都市美対策審議会で報告しており、良好な景観形成の誘導について早い段階でご意見を伺い、原案の案に反映していくため、法定手続きに入る前の検討段階で本部会に付議した。

##### 【計画概要】

- これまで景観計画等は、市庁舎を景観形成上の核として「市庁舎前面特定地区」を定め景観誘導を行ってきた。市庁舎移転後は、「市庁舎前面特定地区」と「関内駅前準特定地区」が一体となった「関内駅前特定地区」とし、駅前にふさわしい景観形成基準等を定めるため、変更案について提示した。

##### 【結論】

10月の部会では、全体の計画や変更内容の方向性については概ね了承するが、関内の地区全体の高さを含む考え方について様々な意見が出たため、検討状況は次回の部会で再度提示することとなった。11月の部会では、景観計画と都市景観協議地区の変更については概ね了承するが、「建築物の意匠に関する『レンガなど』という表現と、上限を75メートルとする屋外広告物の掲出高さの2点については引き続き検討し、今後報告すること」となった。1月の部会では、11月の部会で残された2点について市の検討内容が報告され、了承された。

---

○景観制度の見直し検討について（審議）（令和元年10月10日、令和2年1月28日）

#### 【資料 政-2】

##### 【付議理由】

景観計画の策定及び都市景観協議地区の指定にあたっては、都市美対策審議会の意見を聴かなければならないとしている。大規模な開発事業等、複数の景観協議地区に及ぶ事項については、政策検討部会に付議する旨を第126回都市美対策審議会で報告しており、良好な景観形成の誘導について早い段階でご意見を伺い、原案の案に反映していくため、法定手続きに入る前の検討段階で本部会に付議した。

##### 【概要】

- 景観制度制定から約10年が経過し、運用上解釈が不明確な基準や制定当初には想定していなかった取組みが実施されていること等を踏まえ、景観計画及び都市景観協議地区の見直しを行うにあたり、検討案について提示した。主な変更内容は次の2点である。①イベント等のために期間を限って掲出する屋外広告物の取扱い、②映像装置の屋外広告物としての取扱い。

##### 【結論】

10月の部会では、「今回いただいた意見をふまえ、引き続き検討を進める。検討状況については次回の部会で再度提示する。」という結論となった。1月の部会では、「概ね了承とし、引き続き法定手続きを進めること。」という結論となった。

## ○その他：創造的イルミネーション事業についての情報提供（報告）（令和2年1月28日）

### 【資料 政-3】

#### 【付議理由】

文化観光局では、横浜の夜景をさらに魅力的なものとするため、都心臨海部を対象に「創造的イルミネーション事業」に取り組むこととし、令和元年度・2年度において実験イベントを実施することになった。都心臨海部の夜間景観については横浜の都市演出として重要な事項であり、事業の内容によっては、景観計画や景観協議の指針の見直し及び運用のあり方を検討する可能性もあるため、10月の部会にて情報提供を行い、11月の部会後にイベントの現場視察を行った。1月の部会にて開催結果の報告とともに、イベントに対する所感を伺った。

#### 【計画概要】

- ・ 令和元年度は、令和元年10月23日～12月27日の約2か月間、新港地区を主会場に、イルミネーションと先端技術を駆使した都市スケールのナイトタイムイベントを実施した。

#### 【結論】

各委員からいただいた所感をふまえて、今後の検討に活かすこと。

## 広告付案内サイン・公衆無線LAN整備事業における静止画デジタル広告の活用範囲の拡大について

### 審議事項

今回事業を進めていく中で、事業者（エムシードゥコー株式会社）から、景観計画で映像装置を規制している区域内（関内地区・みなとみらい21新港地区）においても、静止画のデジタルパネルを整備するという提案がありました。また、本市では事業の安定性の確保が不可欠であると考えられるため、本市では横浜市屋外広告物条例に基づく特例許可制度によりデジタルパネルの整備を進める方向で検討しています。そのため、上述の特例許可により事業を進めることについて、都市美対策審議会の意見を伺うものです。

### 1 経緯

これまで広告付案内サイン・公衆無線LAN整備事業は、都市美対策審議会景観審査部会において、「第三者広告物の掲出制限及び内照方式の照明装置の使用制限に関し、景観計画における行為の制限に対するただし書きの適用」の御審議をいただくとともに、案内サインの「デザインや大きさ」と「配置計画の考え方」について御意見をいただてきました。

### 2 静止画デジタル広告の評価（令和元年8月5日 第52回都市美対策審議会景観審査部会）

本事業のデジタルパネルの現場確認を行ったところ、周辺環境との調和やデジタルパネルの品質（クオリティ）について、ポスタータイプとデジタルタイプの広告に関しては、必要な配慮を行うことで、大きな差異はないとの評価をいただいております。

### 3 関内地区・みなとみらい21新港地区の整備に対する本市の考え方について

本事業については、今後拡大するデジタル広告市場に対応することで、本市の政策である来街者の滞在環境の水準を高める事業を安定的に継続できると考え、関内地区・みなとみらい21新港地区にデジタルパネルを整備する検討をしています。なお、本事業のデジタルパネルと他事業の映像装置との比較や、今後のデジタルパネルのさらなる活用に関しては、以下のとおりです。

- (1) 景観計画で想定されている映像装置と本事業における静止画デジタルパネルとの比較について
  - ・静止画を原則とし、切り替え時間は既存の広告付バス停のスクロールタイプと同等（10秒）とすること
  - ・明るさについて、自動調整により昼夜ともに周辺の景観に配慮がなされること
  - ・掲出する広告内容について、学識経験者及び本市関係局が1案件ごとの審査体制が整えられていること
 以上より、景観計画で想定されている動画の使用や音声を伴う映像装置とは区別できるものと考えます。
- (2) 今後のデジタルパネルのさらなる活用について
  - ・デジタルパネルの活用方法の一例として、津波警報などの防災情報の発信を検討しています。

### 4 今後の進め方

これまで本部会で御意見いただいた広告付案内サインの配置計画を基に、通りのビスタや照度などに配慮し、ポスタータイプと同様にデジタルタイプのパネルを整備していきます。さらに、景観計画で映像装置を規制している区域内においては、歴史的建造物などへ配慮した配置とするとともに、照度についても慎重に対応していきます。なお、本事業の実施にあたっては地元組織を含め、合意が得られた箇所について整備を進めます。

### 5 前回いただいた御意見に関する対応方針

今回景観計画で映像装置を規制している区域外における広告付案内サインについて配置、大きさ、照度、デジタルパネルの広告表示のあり方について御意見をいただきましたので、今後の事業実施にあたって配慮に努めるとともに、景観計画で映像装置を規制している区域内においてはより厳格に検証を行った上で実施します。

#### ご意見①

案内サインは地図として必要な場所があるほか、見通し景観への配慮が必要となるが、実際整備してみると筐体が大きい印象で存在感がある。

#### 対応方針

- ・筐体の大きさは、来街者の方々に分かりやすい目印として認識してもらいたいという考え方により、水平垂直のデザインや色彩などを統一するよう決定していますが、配置の仕方を工夫して景観に配慮していきます。
- ・配置については、安全性の観点より道路管理者や警察と調整を踏まえた位置であることのほか、景観に関しても第48回都市美対策審議会景観審査部会においてご意見いただいた「整備位置を決定するまでの過程」をモックアップなどで検証し、整備位置を決定していきます。（次頁をご参照ください）
- ・なお、整備にあたっては、街の個性の維持を大事にするため、本市関係課との調整のほか、地元関係者の合意を得ることにより良好な景観の維持に配慮していきます。

（実物大の現場検証）

※日本大通り  
横浜公園側



#### ご意見②

案内サインの地図面は内照式であるが、実物を見るとまぶしく見づらい。また、広告面はデジタルタイプだが白系でまぶしさを感じた。

#### 対応方針

- ・地図面の明るさの調整は、ポスターの厚みを厚くするなど対応方針を検討し、事業者や本市関係課との現場確認により、適切な照度となるよう調整を図っていきます。
- ・また、デジタルタイプの広告面は白系がまぶしく感じない程度に自動調整の照度をさらに下げることで明るさを落としていきます。

#### ご意見③

デジタルパネルでは、広告の切り替えサイクルを変更することや動画広告を採用することができるが、今後どのような対応を行うのか。

#### 対応方針

- ・本事業のデジタルパネルは、原則として既存の広告付きバス停と同様の切り替えサイクル（10秒）とし、静止画で広告を表示する仕様で運用をしていきます。

## 広告付案内サイン・公衆無線 LAN 整備事業における整備位置について（報告）

### 報告事項

広告付案内サインの整備位置については、都市景観アドバイザー制度を活用し、景観審査部会長の確認を通じて、整備位置を決定することとしています。（第 53 回都市美対策審議会景観審査部会で決定）

整備位置は、机上において図面確認するとともに、景観上特に配慮が必要なものに関しては、部会長と現場調査を通じて設置位置を決定しましたので、今回の部会で報告します。

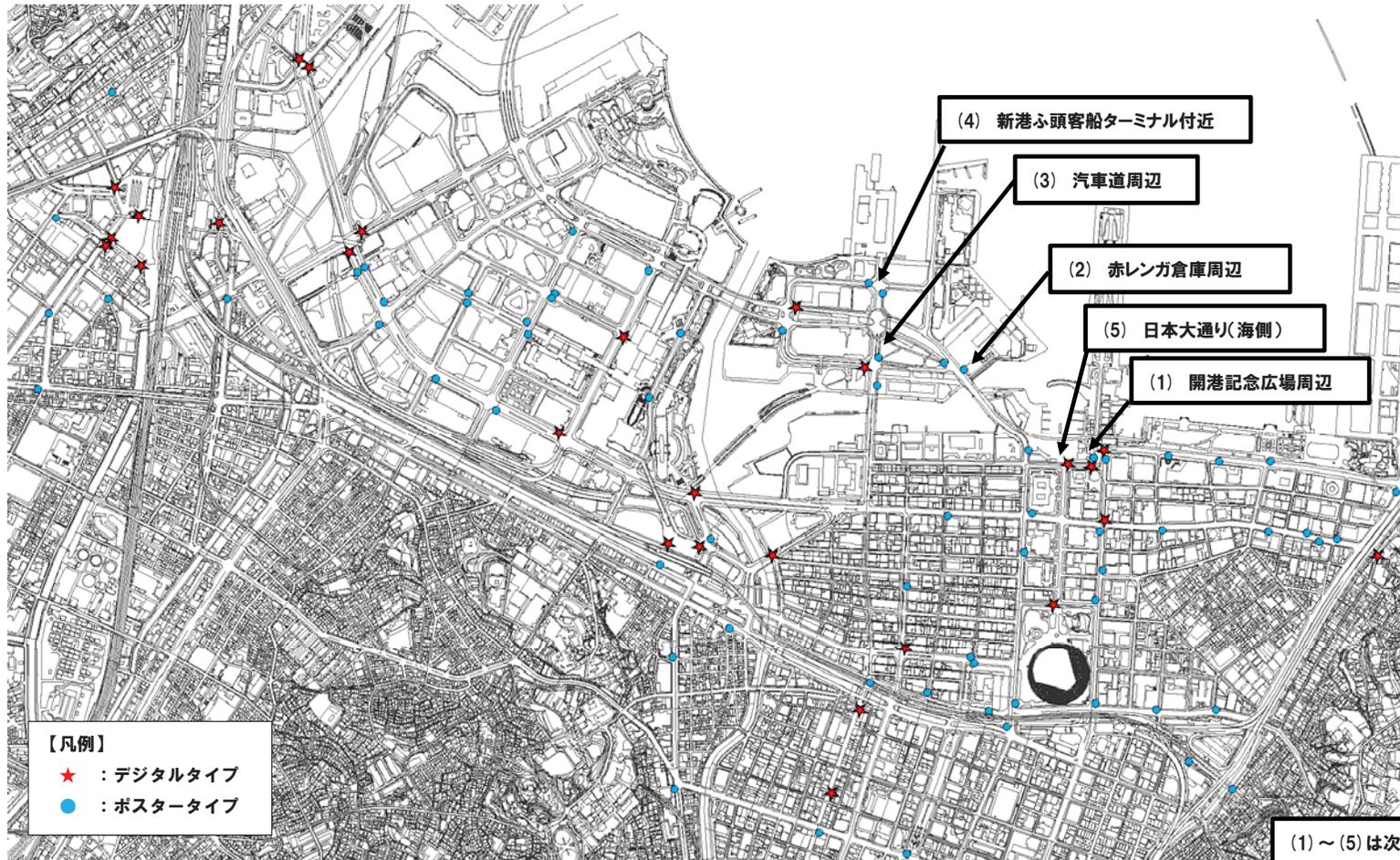
また、地図面の照明が明るすぎるとのご意見がありましたので、明るさの程度を現場確認し、適切な照度となるよう調整しましたので、併せて報告します。

### 1 広告付案内サインの配置計画 【再掲：第 48 回横浜市都市美対策審議会景観審査部会】

- ・情報提供の面で訪日外国人や来街者が円滑に移動できるよう、駅前広場、主要な交差点及び観光地点を中心とし、公道上に整備を行います。
- ・主要な交差点周辺には、原則道路の進行方向に平行に設置し、道路の進行方向に垂直に設置する場合は、運転者のわき見運転誘発による安全性が損なわれない箇所とします。

### 2 案内サインの整備位置を決定するまでの過程 【再掲：第 48 回横浜市都市美対策審議会景観審査部会】

- ・検討1 景観 : 横浜港までの見通し空間を確保すること、歴史的建造物への視認性を妨げないこと
- ・検討2 利便性 : 交差点周辺において視認しやすい位置にあること
- ・検討3 交通安全性 : 運転者が横断歩道を渡る歩行者を確認できること
- ・検討4 物理的制約 : 地下埋設物、隣接する樹木へ干渉しないこと
- ・検討5 広告価値 : ほかの物件に阻害されず、視認性を確保すること





## 横浜マリントワー工事期間中の空間演出について【審議】

令和 2 年 2 月 21 日  
議事 1 資料 1  
文化観光局

【審議事項】 工事期間中の仮囲い・塔体等を活用した空間演出について、公募で選考された提案事業者の提案内容における、都市景観への配慮事項についてご審議をお願いします。

### 1 提案で求める空間演出

#### (1) 事業目的

横浜マリントワーは、開港 100 周年にあわせ、市民の発意でみなと横浜のシンボルとして 1961 年に建設され、長く市民に親しまれてきました。

塔体塗装等の修繕工事を令和 4 年 3 月末（予定）まで実施するため、横浜マリントワーはその間休館となります。

オリパラ期間を含む工事期間中も、都心臨海部エリアの景観をそこなわず、さらに若い世代にも横浜港のシンボルとしての横浜マリントワーの存在を再度認知してもらうため、仮囲いや塔体等を活用した空間演出の企画・制作・設置及び運営（イベント実施等）を実施します。

◎実施期間：令和 2 年 5 月（予定）～令和 4 年 3 月末【期間限定】



#### (2) 都市景観に関するルール上の条件

本件は横浜市屋外広告物条例第 12 条「許可を受けずに表示し、又は設置することができる広告物等」第 1 項第 7 号「工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示し、又は設置する広告物等で営利を目的としないもの」に該当するものとして整理しています。そのため、関内地区景観計画及び横浜屋外広告物条例に基づく基準については適用が除外されますが、都市景観協議地区に基づく協議は必要です。

### 2 事業内容

#### (1) コンセプト：「願いの塔 横浜マリントワー」

横浜マリントワーは、横浜港への様々な市民の皆様の期待が込められ、横浜港のシンボルとして誕生しました。今後の横浜港のさらなる期待のシンボルとして、横浜港でやってみたいこと、「願い」を特設ウェブサイトから入力いただくと、それがイルミネーションとして投影されます。

また、選定された一部の願いについては、本当に叶えてしまうという取組です。

#### (2) 実施方針

##### ア 都心臨海部におけるシンボル性の再考：「横浜港への期待が見える化する演出」

横浜マリントワーは、市民の願いにより、横浜港を象徴するモニュメントとして建設されました。横浜港への期待が見える形にしたものが横浜マリントワーであると再定義し、期待が見える化する演出を実施します。

##### イ 点から面に波及する賑わい創出：「回遊の促進」

横浜マリントワーが良く見える視点場への誘導する仕掛けをするほか、本取組を周知するために作成するイベントガイド、特設ウェブサイトの中で、周辺の施設を紹介します。また、創造的イルミネーションなど連携する取組と合わせてプロモーションを実施することで、都心臨海部での回遊を促します。

##### ウ 東京 2020 オリパラの都市装飾や創造的イルミネーション等との連携：「デジタル施策で連動」

創造的イルミネーション等で使用される照明装置と同じ製品を使用し、それらの演出と連動させます。

#### (3) 「願い」と連動したイルミネーション

##### ア 願いの入力フロー

- ① イベントガイドや仮囲い上の QR コードから、参加者を特設ウェブサイトへ誘導
- ② 横浜港に関するクイズに答えて、全問正解した場合、横浜港で叶えてみたい願いを入力
- ③ 参加者がイルミネーションの動き、色を選択（カスタマイズ）
- ④ 願いを送る
- ⑤ 「6月6日（土）20：35～20：40の間、願いを空に伝えます。」という通知を参加者に送付

##### イ タイムスケジュール

月～木曜：参加者による「願い」の送信

※先着順となり、満員（180人分）になった場合  
次週改めて挑戦（次週の受付は金曜から開始）

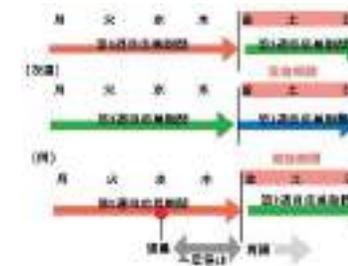
※参加者数の状況等を示すイルミネーションを実施

金土日曜：参加者がカスタマイズしたイルミネーションを  
予定時刻にマリントワーに投影

※1人当たり5分間、演出時間 18：00～23：00

（開始時刻は季節によって変更あり）

※23：00～0：00 は静的演出



#### (4) 視点場で願うイベント

年 4 回（1 回当たり 1 日 18：00～20：30 の予定）、大さん橋国際客船ターミナル屋上を舞台に、マリントワーを望みながら願いを届けるイベントを行います。

現地への設置物は、マリントワーのイルミネーションと連動して発光します。

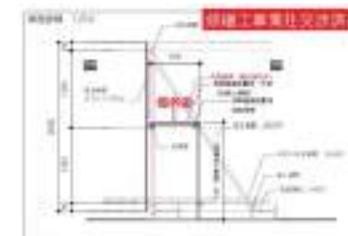


#### (5) 願いを叶えるイベント

参加者が送信した願いのうち、選定基準（実現可能、横浜港の PR に寄与する等）を満たすものとして市と事業者で選考した願いについては、叶えます（年 4 回）。願いが叶った動画や写真は、その後のプロモーションに活用します。

#### (6) 照明器具の設置位置

照明器具は、工事に支障のない範囲で、仮囲いの支柱単管に固定します。（この位置以外は工事に支障があるため設置不可）

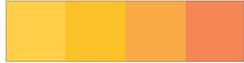


5 光の色、動きのパターンの全体像

(1) 平日+週末の静的な演出

ア 光の色

色温度低めの光を基調とし、低層部から高層部まで、全体として調和のとれたライティングとします。



イ 光の動き

緩やかな動きとします。(動画参照)

ウ 演出のタイムライン



(2) 週末の動的な演出

ア カラーパレットから選択する場合

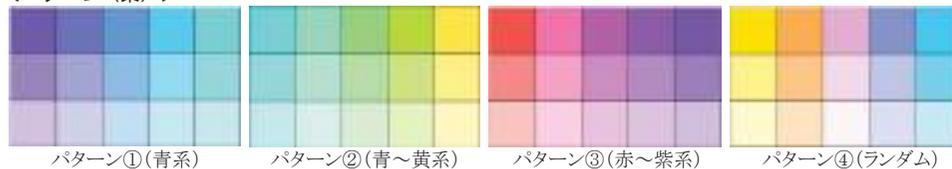
カラーパレットの範囲内で色温度高めの光も使用し、全体として調和のとれたライティングとします。

(イ) 光の色

参加者に選択肢を提供するため、4つのパターンを用意しています。参加者は、次の4つのパターンから1つを選び、そのパターンの中から使用したい色を4つまで選択できます。各パターン内の色の組合せのみ選択可能とすることで、全体として調和の取れたイルミネーションとします。

①～③については類似の色相による調和、④については類似のトーン(明度、彩度)による調和を図ります。

<パターン(案)>



(イ) 光の動き

緩やかな動きとし、以下を含む複数のパターンを用意し、選択可能とします。(動画参照)

※本日は①のみ上映しますが、残りのパターンは4月(予定)の現地確認の際にご確認いただけます。

- ①下から上へ流れるパターン
- ②回転パターン
- ③ランダムパターン
- ④その他

イ テンプレートから選択する場合

あらかじめ設定した色、動きのパターンからも選択できます。

(イ) 光の色

以下の色を使用します。



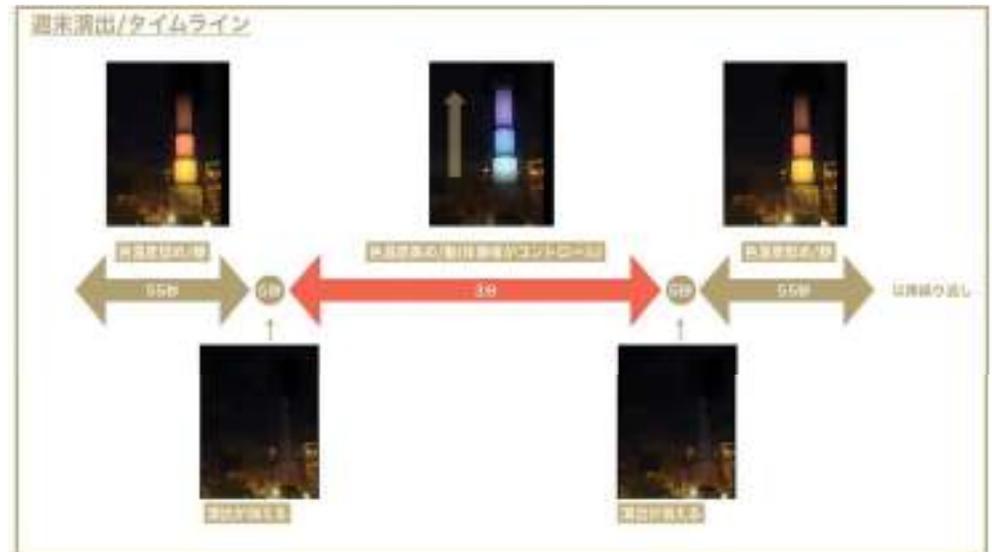
※オリンピックカラーも検討中ですが、IOC等と調整中のため、4月(予定)の現地確認までに提示します。

(イ) 光の動き(動画参照)

緩やかな動きとします。

ウ 演出のタイムライン

参加者1人あたり5分間のうち、3分間は動的演出、その前後1分間ずつは静的演出とします。





- 工事期間中の仮囲い・塔体等を活用した空間演出について、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、前回提示した内容の実施は延期し、外出自粛等の期間における新たなライトアップから実施します。本日はその内容を審議いただきます。
- 前回及び今回提示するライトアップについて、現地で投影実験を行い、検証いただきます。

## 1 本事業の目的

横浜マリニタワーは、開港100周年にあわせ、市民の発意でみなと横浜のシンボルとして1961年に建設され、長く市民に親しまれてきました。

塔体塗装等の修繕工事を令和4年3月末（予定）まで実施するため、横浜マリニタワーはその間休館となります。

オリパラ期間を含む工事期間中も、都心臨海部エリアの景観をそこならず、さらに若い世代にも横浜港のシンボルとしての横浜マリニタワーの存在を再度認知してもらうため、仮囲いや塔体等を活用した空間演出の企画・制作・設置及び運営を行います。

◎実施期間：令和2年7月7日（予定）～令和4年3月末【期間限定】



## 2 演出[1]：「横浜港に光のエールを届けよう」（仮）※コロナ感染リスクが残る期間の演出【審議】

### (1) 背景

令和2年度末より、新型コロナウイルス感染症が世界的に広がっています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、「三つの密」を徹底的に避ける対策や、外出自粛による接触機会の低減の取組を、市民の皆様のご理解とご協力をいただき、実施しています。それに伴い、市民生活や横浜経済にも大きな影響を与え、多くの方が生活に対する不安を抱えている状況です。

### (2) コンセプト：「横浜港に光のエールを届けよう」（仮）

感染リスクが残る期間においては、平穏な日常生活を取り戻し、横浜の経済が再び元気になるよう、医療従事者、飲食や観光等の事業者の皆様に対する「エール」を送る期間と位置づけ、横浜マリニタワーを活用した空間演出を行います。自宅からでも見られるよう、WEBカメラでの配信も実施します。

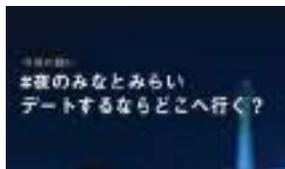
### (3) 「エール」と連動したライトアップ

#### ア 7月7日（予定）から

- ・ 医療従事者等にエールを送るブルーライトアップからスタートします。（18時～24時、7/7は19:30開始）

#### イ 8月以降（予定）から

- ・ 外出自粛の段階的緩和の移行期間後である8月（予定）以降は、市民の皆様様の外出欲求、「〇〇したい」という気持ちが高まった状況となります。
- ・ 地元の方等と参加者による、横浜経済の再興を応援するコミュニケーションを可視化した、参加型のライトアップを実施します。（18時～24時）
- ・ 参加者は特設ウェブサイトから、地元の方等が週毎に設定する「お題」に基づき、外出自粛の緩和後に横浜港周辺エリアの中で行きたい場所やお店、やってみようこと等を入力します。それは市内の事業者に対する励みとなり、横浜経済の再興に向けたエールとなります。
- ・ 参加者から送られたエールの数と連動したライトアップを行います。
- ・ 特設ウェブサイトでは、テイクアウト可能なお店の情報発信等により、実際に横浜経済を応援していきます。



### (4) 光の色と動きのパターン

#### ア 7月7日（予定）から

医療従事者に感謝とエールを送る意味を込めて、青色のみ使用します。

（18時～24時 常時点灯、動的演出なし）



#### イ 8月以降【第二波発生／外出自粛要請が再度出される状況下での演出】

##### ①光の色

青色のみ使用します。

##### ②演出のタイムライン

一週間ごとに、参加者からの「エール」の溜まり状況を、ライトアップで可視化します。

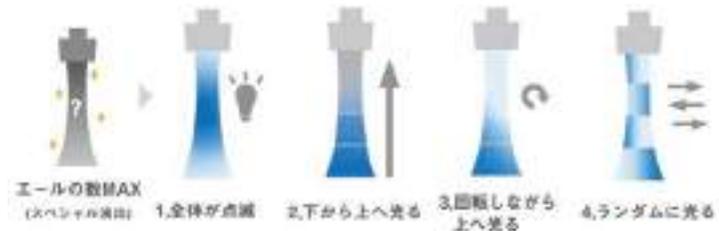


一定数に到達したら、動的な演出を行います。（日曜24時にリセット）



##### ③光の動き

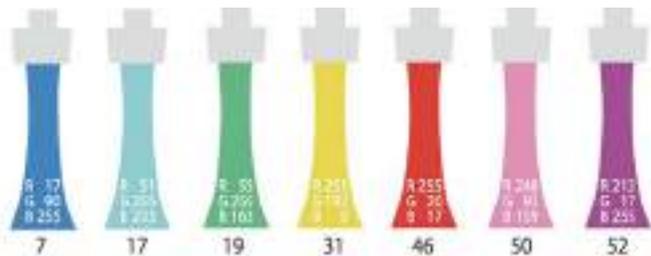
参加者から送られたエールの数が一定数に達した際、①点滅、②上昇、③回転、④ランダム の4パターンのうちの1つの動的演出を行います（週ごとに変更）。



## ウ 8月以降【比較的安定している状況下での演出】

### ①光の色

以下の色（本資料 p. 4 に示すカラーパレットの範囲内から色相ごとに1色選出）から、一週間「単色」で表示し、週ごとに色を変更します。毎週設定する「お題」と「色」は、地元の方や横浜にちなんだ著名人等に設定していただき、地域と参加者によるコミュニケーションを図ります。



### ②演出のタイムライン

一週間ごとに、参加者からの「エール」の溜まり状況をライトアップで表現します。



一定数に到達したら、動的な演出を行います。（日曜 24時にリセット）



### ③光の動き

※本資料 2（4）イ③と同じ。

※安心して外出できない状況下での演出であることから、この期間中は仮囲いを活用した演出は行いません。

## 3 投影実験

【審議】

### (1) 本日の投影実験内容

#### ア 光の色

使用する全ての色を投影します。

#### イ 光の動き

使用する全ての動きのパターンを、それぞれ複数の速度で投影します。

### (2) 投影実験における視点場

横浜港大さん橋国際客船ターミナル屋上

※アメリカ山公園及び山下公園からの見え方も、映像により、上記視点場で確認できるようにします。

### (3) 投影実験当日に調整可能なこと

光の色味（色相、明度、彩度）

### (4) 投影実験後に修正可能な範囲【投影実験において検証いただきたい視点】

ア 光の色味（色相、明度、彩度） ※カラーパレット数、各パレット内の色数は変更できません。

イ 動きの速度

ウ 動きのパターンの微修正 ※動きのパターンそのものの修正や、追加はできません。

### (5) 投影実験時の色番号

1	4	7	10	13	16	19	22	25	28	46	49	52	55	58	31	34	37	40	43
2	5	8	11	14	17	20	23	26	29	47	50	53	56	59	32	35	38	41	44
3	6	9	12	15	18	21	24	27	30	48	51	54	57	60	33	36	39	42	45

パターン①(青系)

パターン②(青～黄系)

パターン③(赤～紫系)

パターン④(ランダム)

## 4 今後の事業スケジュール

2年度	3年度
<p>☆6/29: 現地での投影実験</p> <p>☆7/7: 演出[1]開始 (8月以降<sup>※1</sup>光の色や動きを加えて実施)</p> <p>☆年内(予定)<sup>※2</sup>: 演出[2]開始</p> <p>◎年度内(予定): 景観審査部会による評価、改善案について審議</p> <p>☆改善した演出[2]開始</p>	<p>終了</p>

※1: 「新型コロナウイルス感染症対策本部(第36回)」資料に示された「外出自粛の段階的緩和の目安」の「移行期間後」である8月1日以降、社会情勢を踏まえて移行します。

※2: 政府等の対処方針や社会情勢を踏まえ、移行します。

## 4 景観形成の計画（中景）

### 2. 歴史と文化の蓄積を感じさせる街並みと調和した品格ある景観の形成

関内地区における歴史的建造物



開港記念塔（ジャックの塔）大正6年



横浜貿易協会 昭和4年



横浜倶楽部（クイーンの塔）昭和9年



横浜中央電話局（ユーラシア文化館）  
昭和4年



神奈川県庁舎（キングの塔）昭和3年



ホテルニューグランド 昭和12年

#### ■高層部

- ・開港シンボル軸に対してゲート状の構成とし、都市軸に対応したデザイン構成とする。
- ・桁行側は水辺、緑地空間に開くように窓を設ける。窓は横長の形状を基調とし、業務エリアである関内地区になじむデザインとする。妻側は壁を用いたデザインとするが、長大な壁を開口、目地、階段等で分節する。
- ・桁行側には中央に垂直の軸壁を設け、歴史的建造物と呼応するシンメトリーの立面を作り出す。妻側の垂直性のある屋外階段や遊歩バルコニーのデザインと調和し統一感のある構成とする。
- ・高層部は低層部に比べ軽やかなデザインとし、低層部に重厚感をもたせる。

#### ■低層部

- ・周辺の歴史的建造物の輪郭やスケールに合わせる。
- ・1つの建物としてリズムを刻むこととユーラシア文化館との緩やかな共通項をつくることを踏まえた窓配置。
- ・2階や7階の高さに白色を基調とした水平ラインを設けることで、対面のユーラシア文化館と呼応する構成とする。



高層部のボリュームをセットバックし、高さを別建体に合わせて合わせることで、街並みとの調和を図る。  
ト (7) -イ- (エ)

歴史的建造物の高さに合わせて基層部をつくり、街並みの連続性を創出する。  
ト (5) -ア- (7)

符号：「関内地区都市景観形成地区」第6行為指針」本文番号

## 4 景観形成の計画

### ■6月25日都市美審議会案との比較

前回の都市美審議会案では高層部の四面すべてに庇を設けていたため、本町通りに面した南西面と大さん橋通りに面した南東面が連続し大きな一面(A)に見えていたが、今回の案は南西面と南東面が分節しているため、二面(B、C)に分けて見えている。立面を分節したことにより前回案よりも印象が軽くなるように配慮した。

前回都市美審議会案



今回計画案



## リズムカルな分節デザインの精緻化

52・53・54 街区の群造形のありかた



横浜駅側みなとみらい大通りより



みなとみらい大通りとずしかけ通りの交差点より

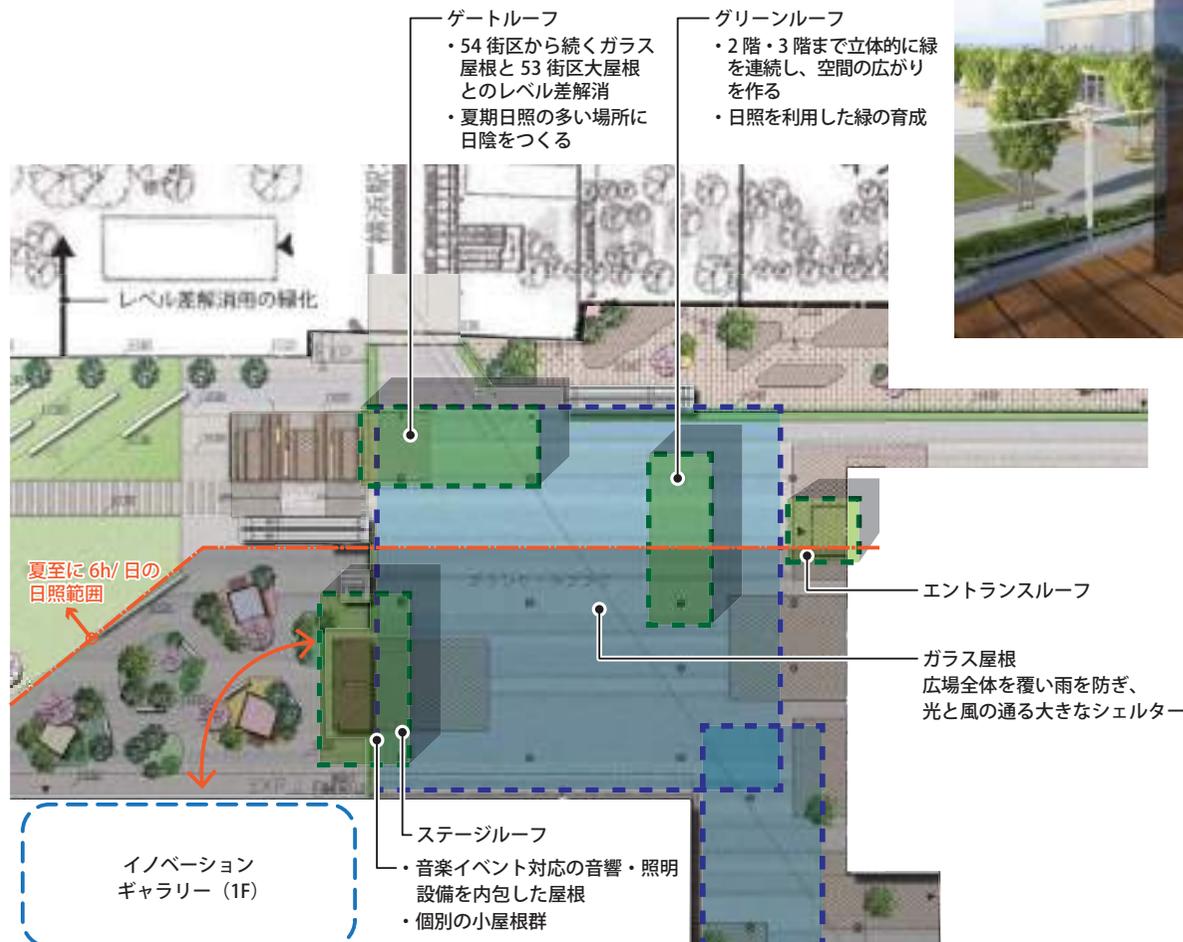
**グランモールプラザ**

**屋根を備えた多目的に使える大広場**

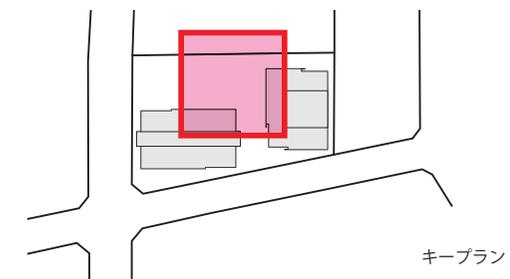
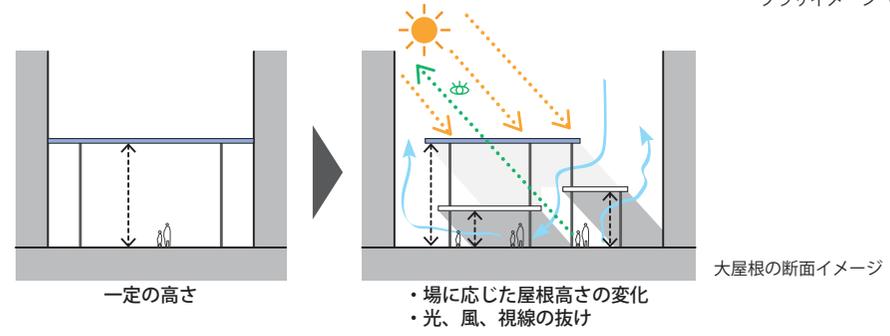
- 多彩なイベント、アクティビティに対応できるフラットな広場
- 大小、高低それぞれ役割の異なる屋根群による機能的な場所づくり
- 可動式ファニチャー、ポット植栽等の設置によるにぎわいの演出



プラザイメージ（中景）



グランモールプラザ平面計画 1/600



## 連節バスを活用した「高度化バスシステム」の広告付きバス停上屋の設置について

## (継続) 審議事項

みなとみらい2 新港地区の景観計画における屋外広告物の設置等に関する行為の制限のただし書きの適用について

みなとみらい2 新港地区は、景観法に基づく景観計画において、第三者広告物の掲出を制限していますが、ただし書きにおいて、諸条件を満たし、市長が認めたものは、この限りではないとしています。

本件は、新港ふ頭停留所における広告付き上屋について、ただし書きの適用の可否をお諮りするものです。

景観計画（抜粋）

## ○横浜市景観計画 第3編 景観推進地区ごとの景観計画

## 第3章 みなとみらい2 1新港地区における景観計画

## 第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する事項

新港地区にふさわしい秩序のある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置（以下「設置等」という。）に関する行為の制限は、次のとおりとする。ただし、新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと市長が認めた場合は、この限りではない。

## 1 屋外広告物共通

屋外広告物の共通の制限は、次のとおりとする。

- (1) 屋外広告物（設置期間が90日以下の催事等のために一時的に設置等するものを除く。）は、自己の店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等（以下「自己用広告物」という。）を設置等するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- ア 表示面積の合計が5㎡以下、かつ、上端の高さが5m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、新港地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合
- イ 設置期間が90日を超える催事のために一時的に設置等するもので、新港地区の魅力的な景観形成を阻害しないと市長が認めた場合

## 1 対象停留所の概要

当該停留所上屋の位置図、計画図、配置図、上屋図面および当該停留所周辺の各視点場からの見え方について、お示しします。

図1 位置図



図2 計画図

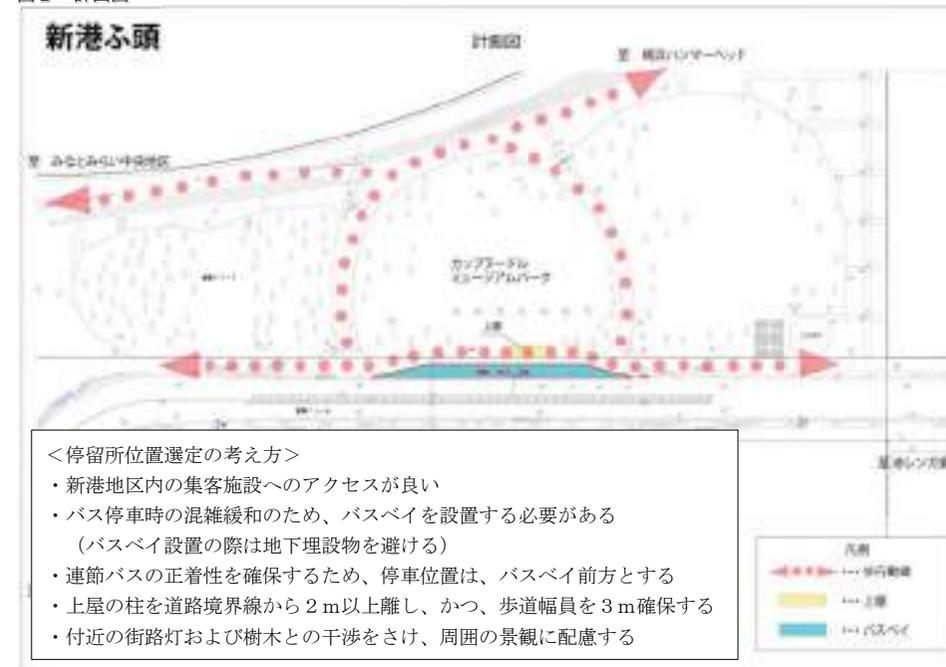
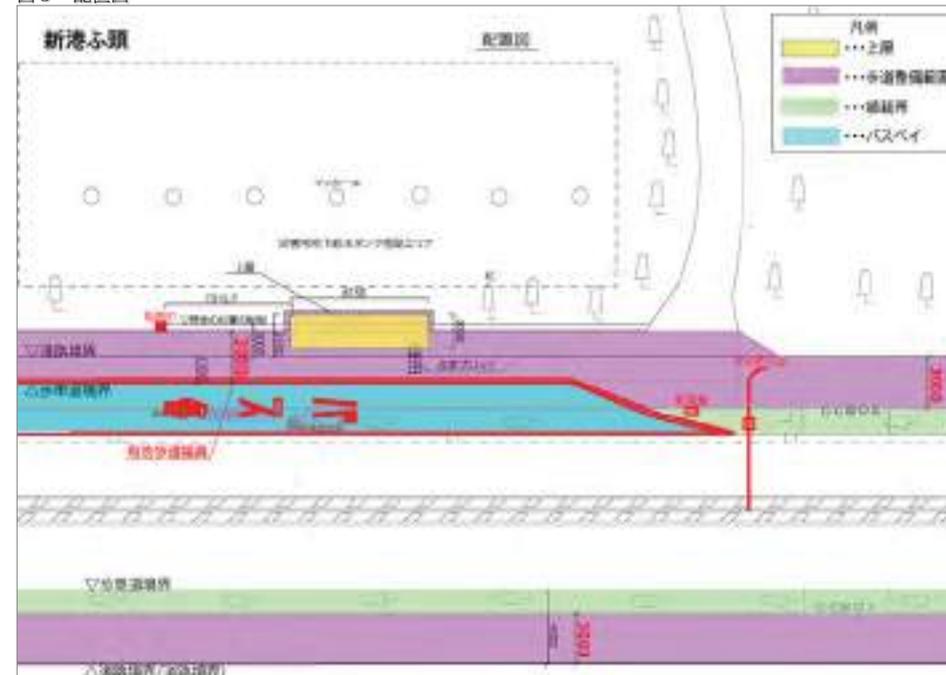


図3 配置図



## 2 新港ふ頭停留所上屋の夜間の見え方

夜間における景観検証図（図2）の各視点場からの見え方について、お示しします。

図2 再掲 景観検証図

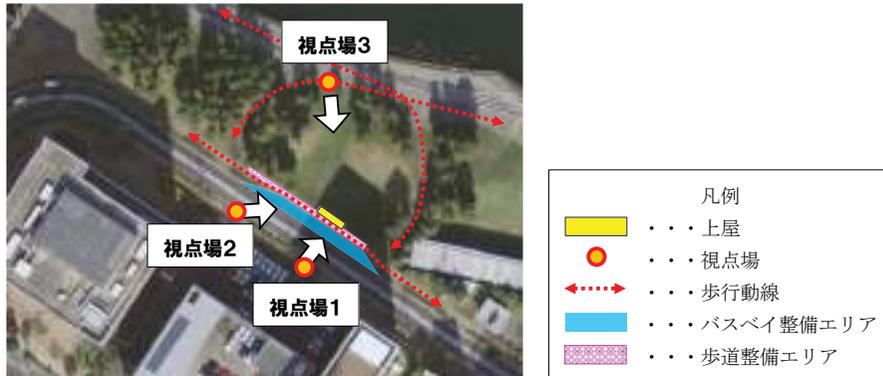


図3 現況写真と上屋整備後の夜間の見え方

視点場1



視点場2



視点場3



【参考】昼間の見え方

視点場1



視点場2



視点場3



## 3 海への眺望について

- (1) 当該バス停留所の位置の決定にあたっては、新港地区内の集客施設へのアクセスを考慮し、交通管理者等の意見も踏まえながら、検討した結果、バスベイの設置を前提に現在の位置となりました。地下埋設物等の関係から、バスベイの位置は動かすことができないため、その制約条件の中で、利便性が良く、かつ、周辺の樹木の影響が少ない現在の上屋の想定位置が、最適ではないかと考えました。
- (2) 当該バス停留所の周辺は、図2に示した各視点場にとどまって海を楽しむ静的景観よりも、歩行動線上を歩きながら海を垣間見ることを感じる動的景観の場所であること、及び上屋の想定位置は、公園内のマウントアップしている箇所と重なることを踏まえると、海への眺望が大きく損なわれることはないと考えています。

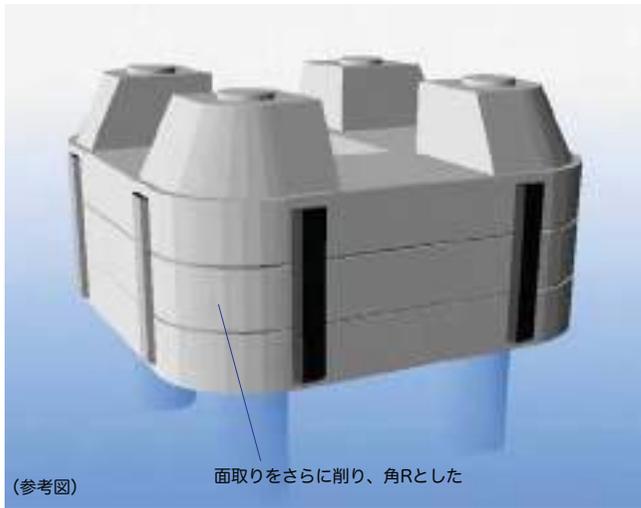
※実施設計後イメージ図







■海上支柱基礎形状



(参考図)

面取りをさらに削り、角Rとした

本図はイメージであり、計画の進行により実際の施設とは異なる場合がございます。

3. 広場と地域貢献機能による活動の誘発

6-2 地域貢献機能の整備方針  
機能配置図 (1階)

- 交流活動や健康増進活動を行う「広場」に面して、そこでの利用を促進する機能を配置し、広場の利用を活性化します。
- 「まちうみ遊歩道」に面して、「屋外にも賑わいが表出する機能」を配置し、活気ある「賑わい」の雰囲気を出します。

業務機能等

《E地区の土地利用に関する基本方針》

- 業務機能等の土地利用を図り、周辺地域に配慮した街並みづくりや緑化に努める



(例: オフィス)

医療機能等

《A地区の土地利用に関する基本方針》

- 医療、健康、研究・教育など新たな複合都市機能の核となる施設の立地誘導を図る。



(例: 病院)

賑わい機能  
＜店先空間を利用するカフェ・ショップ等のテナント導入＞

《活動イメージ》

- カフェ・ショップ等の「賑わい機能」を屋外にも表出させ、屋内外が一体となった賑わい空間をまちうみ遊歩道側に創出する。



(例: テラス席)

広場での利用を促進する機能  
＜更衣室・シャワースペースの導入＞

《活動イメージ》

- 「フィットネス施設」がコミュニティ広場でランニングやヨガ等の屋外プログラムを開催することにより、それらの活動を促す。
- 「フィットネス施設」にある更衣室・シャワーを運動やランニングをした人が利用できるようにすることにより、広域の人に広場やグリーンサークルでの利用を促す。



(ヨガ教室)



(シャワールーム)

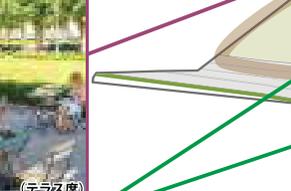
広場での利用を促進する機能  
＜売店とテラス席の導入＞

《活動イメージ》

- 「売店」で購入したドリンクを飲みながら、コミュニティ広場で談笑できるようにし、交流を促す。

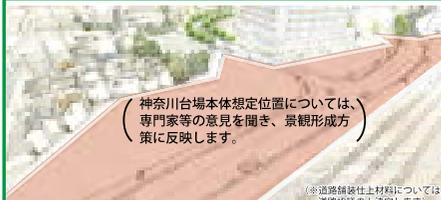


(売店)



(テラス席)

台場保全広場・歴史の広場  
＜「歴史的資源」の保全と活用＞



(神奈川台場本体想定位置については、専門家等の意見を聞き、景観形成方針に反映します。)

(歩道橋舗装仕上げ材料については、道徳協議の上決定します。)

広場での利用を促進する機能  
＜スポーツの道具をレンタルする施設の導入＞

《活動イメージ》

- 「スポーツショップ」でスポーツの道具をレンタルできるようにすることで、「健康の広場」での活動を促す。



(レンタルショップ)



(ボール遊び)

ポンプ場・展示場

《D-2地区の土地利用に関する基本方針》

- 東高島ポンプ場及び東高島ポンプ場放流渠施設用地として活用するとともに、賑わい機能の導入と周辺地域と調和した街並みづくりを図る。

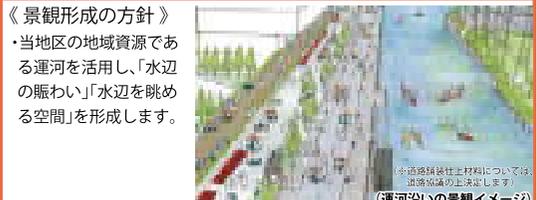


(例: ポンプ場の機能を展示)

運河を活用した空間形成

《景観形成の方針》

- 当地区の地域資源である運河を活用し、「水辺の賑わい」「水辺を眺める空間」を形成します。



(歩道橋舗装仕上げ材料については、道徳協議の上決定します。)

(運河沿いの景観イメージ)



凡 例	
○	オープンスペース (広場・公園・遊歩道)
●	賑わい機能
■	広場での利用を促進する機能
□	その他の機能
△	オープンスペース以外の部分に設ける壁面後退
-----	緑地
⇄	オープンスペースに面した屋内機能の表出
⇄	オープンスペースに面して屋内の賑わいが外部に及ぶ設え
→	VIEW

賑わい機能  
＜店先空間を利用するカフェ・ショップ等のテナント導入＞

《活動イメージ》

- カフェ・ショップ等の「賑わい機能」を屋外にも表出させ、屋内外が一体となった賑わい空間をまちうみ遊歩道側に創出する。



(オープンスペースでの販売)



(ワゴン販売するスーパー)

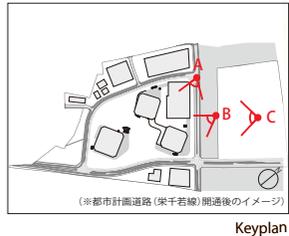
## 周辺市街地への配慮について

歩行者交通量が多くなる「まちうみ遊歩道」沿いの低層部では、カフェやショップ等の賑わい機能を連続的に配置して、ヒューマンスケールを感じる設えとし、高層部では「壁面後退（※道路境界線から10m後退した位置）」の規制を設ける他、壁面の分節化や色彩計画により、圧迫感を軽減する景観形成を行います。また、周辺市街地と隣接する地区では、「最高高さ制限」や「北側配慮斜線」を設け、周辺市街地に配慮した計画とします。

### （風環境について）

C 地区事業者において「環境影響評価」を実施し、防風対策を実施することで、建設前後で地区内と周辺において風環境に大きな影響がでないことを確認しております。

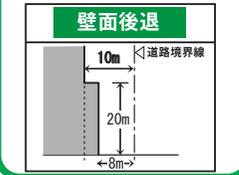
### ■周辺市街地に配慮した景観の考え方



高層部の壁面後退・分節化・色彩の配慮による圧迫感の軽減

1階は、賑わい空間を連続

高さ20m以上で壁面後退を行い、圧迫感の軽減を図る。



最高高さを31mに制限

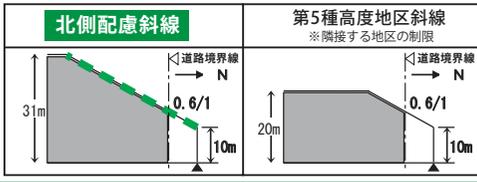
1階は、賑わい空間を連続

最高高さを31mに制限

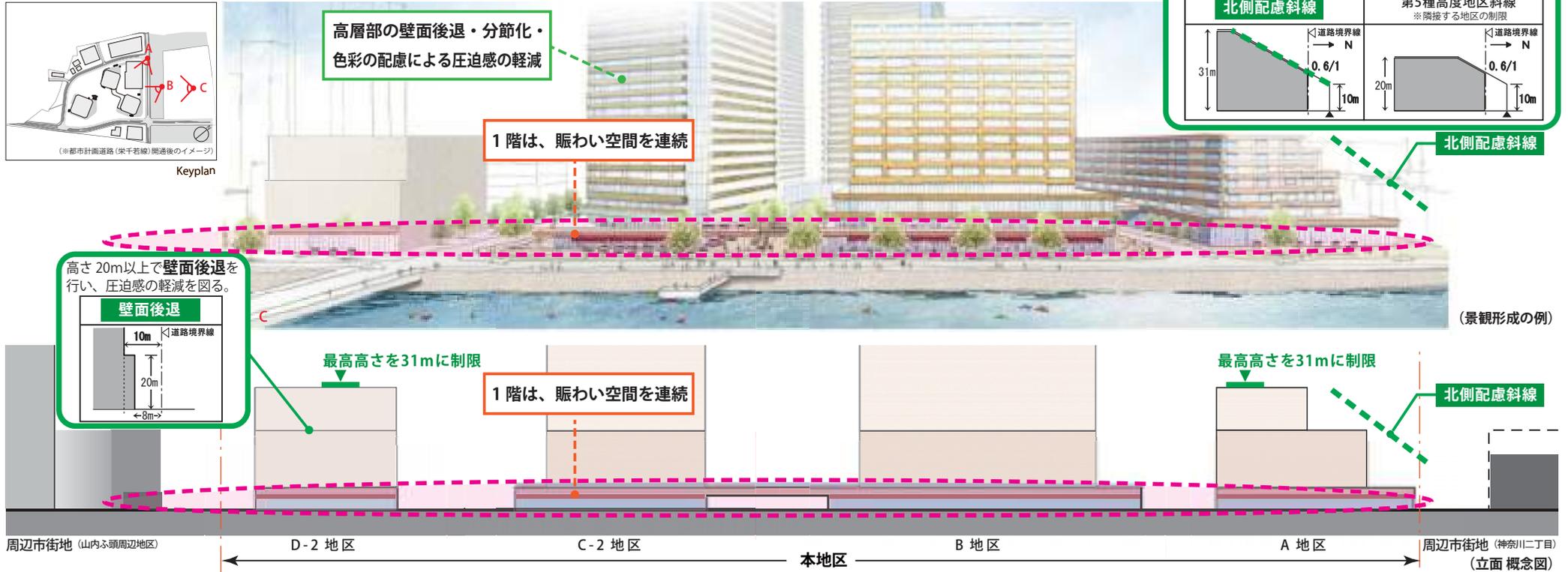
北側配慮斜線

### （北側配慮斜線について）

隣接する地区と同様の制限をかけることで、周辺市街地との連続性や、圧迫感の軽減を図っている。



北側配慮斜線



### 【地区計画(方針)への反映(案)】

《今回、新たに追加》・周辺市街地への圧迫感の軽減に努める。

### 【地区計画(建築物等の形態意匠の制限)への反映(案)】

・建築物の遊歩道1及びデッキ1に面した1階及び2階部分は、屋内の賑わいが外部におよぶ設えとするため、水辺に向けて開口部やテラスなどを設けること。(まち海軸の賑わいの創出)  
《今回、新たに追加》・周辺市街地に面する敷地の建築物は、北側配慮斜線制限などによって圧迫感や長大感を軽減するとともに、遊歩道1に面した低層部は、周辺市街地とのボリューム差を感じないよう配慮した形態及び意匠とすること。

## 新港の歴史をつなぎ、人々をつなぎ、にぎわいをつなぐ庁舎

### 新港地区、周辺地域全体の回遊性を高める

・本敷地は2本の橋の袂にあり、桜木町駅から自動車道、馬車道から万国橋、山下公園や日本大通りから新港橋を経て赤レンガ倉庫につながる歩行者回遊動線の「結節点」である。本施設は、それらの動線をつなぎ、地域全体の回遊性を高める計画とする。

### 人々が滞留できるヒューマンスケールな場の創出

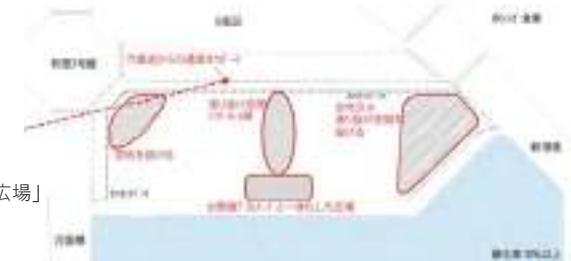
・新港地区はイベントに対応した広場空間は多いものの、人々が日常時間を過ごすことができる、ヒューマンスケールな空間が少ない。本施設の建設により、この地区では平日も多くの人を訪れるようになることから、人々を受け止める細やかな居場所を創出する。



周辺地区からの人の流れ

### 当街区の景観コンセプトに基づく5つの空間

- ①水際空間に開かれた施設構成
- ②回遊動線の結節点となる「ポケットパーク」
- ③新港地区の歴史を未来へつなぐ「並木の散歩道」
- ④赤レンガ広場と連携し、にぎわいを創出する「広場」
- ⑤新港地区の玄関となる「ゲート性」の創出



空地の考え方 (横浜市配布資料より)



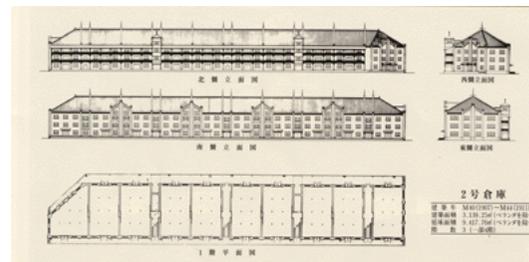


新港地区の玄関口としてのゲート性の表出

- ・長大な建物であることに配慮して、建物全体の高さを低く抑えたとともに、メンテナンスバルコニーを兼ねた庇による陰影と水平性を強調することで、周辺景観への圧迫感を低減したデザインとする。
- ・新港地区の原風景である赤レンガ倉庫をはじめとする倉庫のデザイン手法を継承し、無駄な装飾を排した機能的なファサードに、新港地区の玄関口としてのゲートを象徴する門型フレームをアクセントとすることで、長大なファサードを適度に分節する。
- ・国の庁舎としての端正さ、安心感を備えたデザインとする。

街並みをつなぎ、にぎわいを創出する

- ・基壇部は門型フレームの連続により、街並みにリズムをもたせるとともに、レンガタイルによる温かみと親しみのあるテクスチャとする。
- ・中層部（2～3層目：高さ約15m）は、周囲の建物とのつながりや赤レンガ倉庫との調和を考慮して、赤レンガの色彩に合わせた計画とする。
- ・水際線プロムナードに面する南側は、ガラススクリーンによって、内部の人々のアクティビティが映し出される活力あふれるファサードとする。



赤レンガ倉庫図面（横浜市HPより）



コンビニエンスストアの看板イメージ

## 左翼棟エントランスの懸垂幕 設置位置と施工方法



2020.1.6 臨海副都心からの全景



スロープ下り道より



建物のフレーム部分に金物を取り付け、その上に懸垂幕を設置。懸垂幕の素材は風通しの良いメッシュターポリンの予定ですが、さらに安全面を考慮し、台風や強風時には懸垂幕を降ろすことができる装置の設置を検討中です。



## 北仲通北再開発等促進地区 地区計画変更に伴う景観形成の考え方について

【主旨】 北仲通北地区の A-1・A-2 地区の開発に伴う地区計画変更の概要、それに伴う景観形成の考え方を報告します。

## 1.これまでの地区計画の変遷

- 平成 16 年 5 月 14 日 地区計画を策定  
みなとみらい 2 1 地区と関内地区の結節点として、機能集積を図り、土地の高度利用を図るために地区計画を策定。地区計画の決定に併せて、計画的な土地利用誘導のために臨港地区を外しました。
- 平成 19 年 10 月 15 日 地区計画の変更  
A-4 地区の計画の具体化にあわせて、高度利用と都市機能の増進を図るため地区計画を変更。  
(現在の A~C 地区の区分、高さ、容積率の最高限度等となりました)
- 平成 26 年 4 月 15 日 地区計画の変更  
社会情勢の変化に伴い事業計画の見直し、地区計画を変更。住宅容積上限を緩和。(550→730%)

## 2.今回の地区計画の変更概要

都市計画提案制度を用いて、下記内容の変更を予定しています。

- 地区の区分の統合  
A-1 地区と A-2 地区を統合 (A-1・2 地区)
- 容積率の最高限度の変更  
(変更前)  
A-1 地区：10 分の 60  
A-2 地区：10 分の 60 (このうち住宅等の部分は 10 分の 54.5)  
(変更後)  
A-1・2 地区：10 分の 75 (このうち住宅等の部分は 10 分の 44.5※) ※住宅等の総量の変更なし
- 高さ制限の一部を変更  
栄本町線沿いの一部分で、高さ制限を 31m 以下から 45m 以下に変更

## 3.地区計画等で定める公共貢献的要素

現行の地区計画等で定めている公共貢献的要素は変更せず、施設計画に反映させる予定です。(一部拡充)

- にぎわいの連続性の確保  
地区施設の「広場」及び「水際線プロムナード」に面して、1 階にレストラン・ラウンジ等を配置し、栄本町線等からの周辺市街地や駅からのにぎわいの連続性を確保し、みなと横浜にふさわしい街並みの連続性や景観の形成を図ります。
- 歩行者ネットワークの拡充  
北仲通地区は、これまで地上、地下及びデッキレベルにおいて、多様な歩行者動線を確保し、周辺地区を含む一体的な歩行者ネットワークの強化を図ってきました。今回、新市庁舎整備に伴い、市が整備する大岡川人道橋(さくらみらい橋)と新市庁舎から北仲通北地区へ延ばす栄本町線南北デッキ整備に合わせ、A-1・2 地区内にデッキレベルでバリアフリー対応の歩行者動線を新設し、地区施設として新たに位置づけます。これにより、桜木町駅からのデッキレベルでの歩行者動線が新たに確保され、既存の地区施設の「歩行者デッキ」や「水際線プロムナード」、馬車道駅等の周辺を含めた、安全で利便性の高い歩行者ネットワークが形成されます。

## 4.地区計画変更の理由

## ① A-1・2 地区における事業の具体化

A-1・2 地区においては、本市として都心臨海部に誘致を目指している高水準なホテルの導入が予定されています。ホテル導入にあたり、客室だけでなく、複数のレストラン、フィットネス、バンケットルームなどのサービス水準の確保が求められています。

## ※市として都心臨海部に誘致を目指している高水準なホテル

以下の全てを満たすこと。客室の最低面積が 45㎡以上。客室数が 100 室以上。スイートルームの設置。複数のレストラン、バンケットルーム、スパ、フィットネス施設、バーの設置。ホテル専用の車寄せの設置。バレーパーキング、コンシェルジュのサービス。

参考「横浜市企業立地促進条例 観光・MICE 施設の建設編」

## ② 都心臨海部における都市機能集積の方向性

平成 26 年の地区計画変更後に策定された『横浜市都心臨海部再生マスタープラン(平成 27 年 2 月)』において、都心機能を高める三つの視点「国際ビジネス」・「ホスピタリティ」・「クリエイティビティ」のうち、「ホスピタリティ」では、ホテル誘致等の観光・エンターテインメント・MICE 強化が謳われています。

また、本市では平成 28 年 11 月に、国交省の「宿泊施設の容積率緩和に関する通知」を受けて、良質な宿泊施設の立地による来街者の滞在環境の向上を図っていくため、「宿泊施設の容積率緩和方針」を定めています。

こうした背景に加え、都心臨海部では、ラグビー・オリパラを契機とした高水準なホテル需要の伸長及び経済効果の継続、新港客船ターミナル、大黒埠頭バース、山下ふ頭開発等の需要の持続的伸長が見込まれ、高水準なホテルは集積すべき都市機能として最も重要なものの一つです。その立地として考えられる数少ない適地であり、かつ、都心臨海部の一体的発展の要である北仲通地区への高水準なホテルの誘致は大変重要です。

以上の理由により、また、従来の地区計画等で定めている公共貢献的要素も確保することから、地区計画を変更したいと考えております。地区計画変更に先立ち、『北仲通地区まちづくりガイドライン』の改定も予定しています。

## 5.景観形成の考え方

容積率及び高さの一部を緩和する方向で地区計画を変更しますが、**北仲通北地区として、A-4 地区をランドマークとするまとまりある群景観を創出するためのこれまでの景観形成の考え方は変更しないため、地区計画における形態意匠制限並びに景観法に基づく行為指針及び景観形成基準の内容は変更しません。**

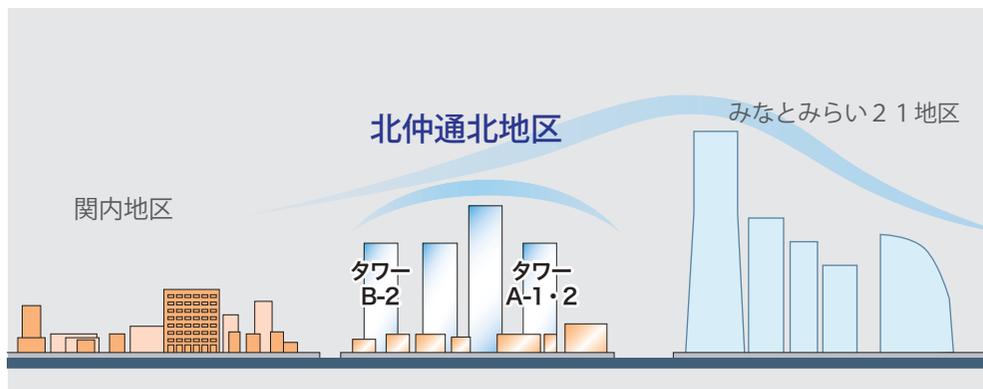
**具体的な建築計画の形態意匠の認定にあたっては、都市計画決定以降、設計の深度化に伴い、今後改めて景観審査部に諮った上で計画を進めることとします**が、特に下記 3 点について、精力的に検討を進めます。

- 栄本町線沿いの高さを一部変更することにより、向かいの新市庁舎議会議棟(高さ約 50m)と同程度の高さになるため、新市庁舎デザインコンセプトブックを踏まえ、大岡川を渡る際の本物件と新市庁舎でつくりだすゲート性をより意識した建物デザインとします。
- 栄本町線沿いでは、都市景観協議地区に示す行為指針を踏まえ、低層部で一部壁面後退をすることにより、同じ通り沿いにある歴史的建造物(A4 地区の旧帝蚕倉庫、合同庁舎低層部の旧生糸検査所)と高さを揃える(高さ約 15m)等、周辺の街並みとの調和を図ることを意識します。
- 2 階歩行者用通路について、歩いて楽しめる空間づくりを検討します。

## 10 景観・外観デザイン基本方針

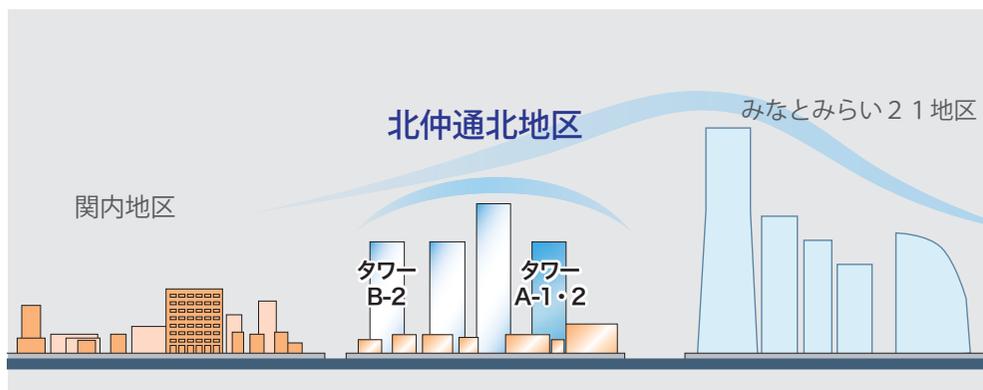
### □ 変更前のスカイライン及びデザインの方針

- ・緩やかなスカイラインを形成するまとまりある群の中で、A-4 地区を頂点とし調和を図りながら北仲北地区のランドマークを創出。
- ・みなとみらい21地区・関内地区それぞれの景観特性・デザイン要素を取り入れることにより、横浜の新旧が融合する、独自性ある景観デザイン。



### □ 今回計画によるスカイライン及びデザインの方針

- ・スカイライン及びデザインの方針については変更前（平成25年時）の考え方を踏襲しています。
- ・A-1・2地区について中層部の高さの最高限度を一部変更しています。

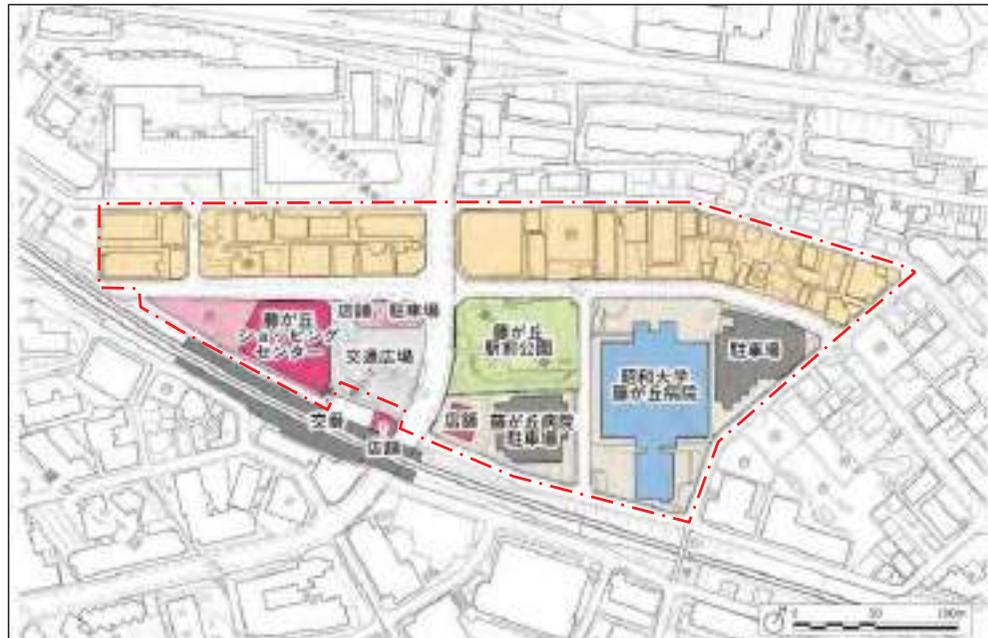


## ■ 計画概要

計画地	神奈川県横浜市青葉区藤が丘一丁目、二丁目他	
計画建物	<b>病院 ※審議対象</b>	商業・住宅
地域地区	第二種・第一種住居地域／準防火地域	近隣商業地域／防火地域
指定容積率	200%	300%
計画容積率	約400%	約400%
基準法上の建物高さ	約60m	約45m
敷地面積	約16,500㎡	約3,800㎡
延べ面積	約77,900㎡	約17,300㎡
主要用途	病院(584床)・店舗等	住宅(約170戸)・商業施設
階数	地上13階+棟屋・地下2階	地上13階・地下1階
駐車等台数 (付置義務駐車場を含む)	自動車/約300台	自動車/約60台

※計画概要については、今後の検討によって内容を変更する場合があります。

## ■ 現況/位置図



## ■ 計画/イメージスケッチ (北東から)



## ■ 計画/配置図



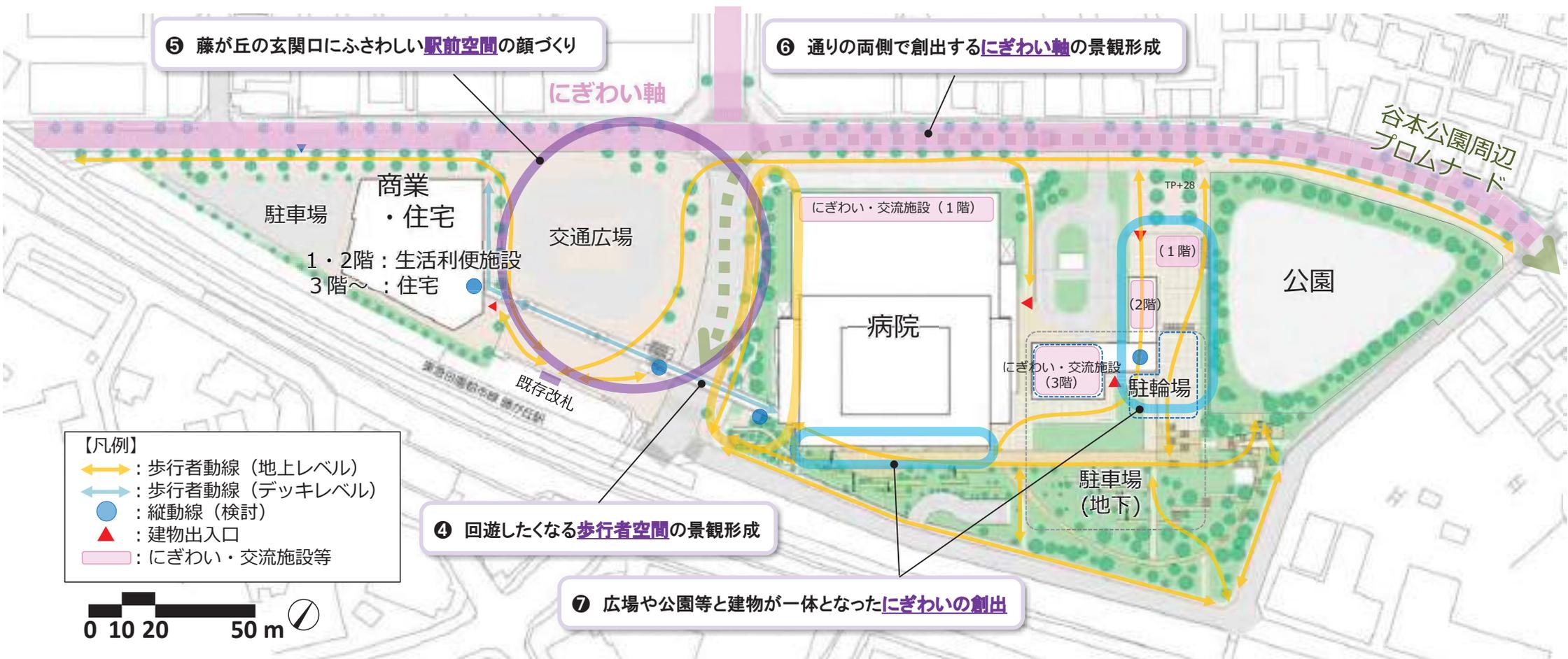
※本資料は、当地区の景観形成について、横浜市都市美対策審議会景観審査部会より意見を伺うための資料であり、計画内容が確定したものではありません。  
 ※計画内容については、今後関係機関と協議の上、決定してまいります。また、今後の検討によって内容を変更する場合があります。

# 藤が丘駅前地区における景観形成について

藤が丘駅前地区における  
景観形成のコンセプト

豊かな緑に包まれたまちに憩いや安らぎが感じられる景観づくり

- ① 周辺市街地に配慮した**建物配置**
- ② 場所ごとに特色のある**多様な広場**空間の形成
- ③ **豊かな緑**が感じられ、自然の地形を生かした空間の形成



⇒これらの7つのテーマを考慮し、形態意匠の制限に反映させていきます。

※本資料は、当地区の景観形成について、横浜市都市美対策審議会景観審査部会より意見を伺うための資料であり、計画内容が確定したものではありません。  
※計画内容については、今後関係機関と協議の上、決定していきます。また、今後の検討によって内容を変更する場合があります。

## 現市庁舎街区の事業予定者決定について

### 1 公募の実施状況及び事業予定者

平成 31 年 1 月から公募を実施していた現市庁舎街区（敷地面積：16,522.87 ㎡）については、**3 件の応募**があり、第 14・15 回横浜市現市庁舎街区等活用事業審査委員会（令和元年 8 月 26・27 日）において審査が行われ、**答申を受領**しました。

この答申を踏まえ、「国際的な産学連携」「観光・集客」というテーマに沿った地区の賑わいと活性化の核づくりや、横浜らしい街並み景観の誘導等の観点から、最も優れた提案を行った次の応募者を、**事業予定者として決定**しました。

今後は、事業予定者とも連携して、関内・関外地区の活性化に取り組むとともに、周辺インフラ整備や港町民間街区への支援など、着実に事業を推進していきます。

事業予定者	代表者	三井不動産株式会社（東京都中央区日本橋室町二丁目 1 番 1 号）	
	構成員	鹿島建設株式会社	京浜急行電鉄株式会社
		第一生命保険株式会社	株式会社竹中工務店
		株式会社ディー・エヌ・エー	東急株式会社
		株式会社関内ホテルマネジメント	

### 2 提案概要

#### (1) 施設計画

延床面積：117,017 ㎡

高さ：160.7m（地上 30 階/地下 1 階）



#### (2) 事業コンセプト

##### 「MINATO-MACHI LIVE」

- ・新産業創造拠点とイノベーションオフィスにより、国際的な産学連携を展開
- ・地元とともに地域資源を発掘し、体験型観光サービスにより集客力と回遊性を強化
- ・行政棟の原風景と人のアクティビティが関内の顔となる、周囲に開かれたシンボル空間
- ・地域団体との連携や事業者協働による、関内・関外地区の活性化とブランド向上

#### (3) フロア構成

新築棟		行政棟
1～3 階	ライブビューイングアリーナ、新産業創造拠点、商業施設	1・2 階 商業施設
4・5 階	エデュテインメント施設	3～8 階 ホテル
6・7 階	ウェルネスセンター（※8、9 階は機械室）	
10 階	オフィスロビー等	
11～14 階	大学	15～30 階 オフィス

#### (4) 借地期間

運営期間 **70 年間**＋開業前工事期間＋事業終了後工事期間（合計 78 年間で想定）

### 3 今後のスケジュール（予定）

令和元年 10 月～ 関内駅周辺地区エリアコンセプトプラン策定、地区計画策定等手続

令和 2 年 12 月 基本計画協定・定期借地権設定契約・建物売買契約の締結

令和 3 年 1 月～ 既存建物の改修・解体工事 および 新築工事

令和 6 年度末 開業（行政棟等は令和 6 年 6 月の先行開業を目指す）



## 4 提案内容

### (1) 施設内容

※   は中核機能

国際的な産学連携

#### ① イノベーションオフィス (51,900 m<sup>2</sup>)

国内トップレベルのグローバル企業を誘致します (20,000 m<sup>2</sup>)。この企業が施設内にオープンイノベーションルームを設置し、下記②～④の機能とも連携し、新産業を創出します。

#### ② 新産業創造拠点 (3,600 m<sup>2</sup>)

横浜最大級のイノベーション拠点を設置します。企業が注目するアイデアを具体化するためのコワーキングルーム、イベントスペース等を整備するとともに、潤沢なベンチャー資金支援機能により、新産業を創造します。

#### ③ ウェルネスセンター (4,700 m<sup>2</sup>)

市民の健康増進や、横浜市のスポーツ振興の推進につなげる活動を展開します。

#### ④ 大学 (12,800 m<sup>2</sup>)

総合大学を誘致し、企業、自治体等と連携したイノベティブな教育・研究活動を展開します。

#### ⑤ ライブビューイングアリーナ (3,000 m<sup>2</sup>)

株式会社DeNAが運営する、国内最大ビジョンを持つアリーナです。スポーツを中心としたコンテンツや、周辺地区の音楽施設との連動により、365日多様なエンターテインメントを配信し、関内の集客力を強化します。

誰でも自由に立ち寄れるよう、入口を開放するとともに、駅前広場との一体利用ができるよう、開閉可能な設えとします。



#### ⑥ レガシーホテル (17,000 m<sup>2</sup>)

株式会社星野リゾートによる、行政棟を保存活用した横浜探訪の拠点です。

地元の人が通うガイドブックに載っていない特別な場所へ宿泊者を案内する「地域探訪ツアー」を実施するなど、地元との交流を通じて、地区のファンやリピーターを醸成します。



#### ⑦ 交通結節拠点 (1,400 m<sup>2</sup>)

京急電鉄株式会社、東急株式会社、WILLER EXPRESS 株式会社が、交通ネットワークの拠点機能を設けます。

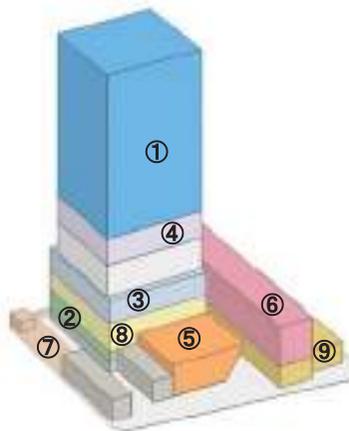
【地区外から】高速バスの新規ルートを整備し、羽田空港、箱根、鎌倉からの直行便を導入します。  
 【地区内周遊】既に運行しているオープントップバスを本街区に乗り入れます。また、街歩きをサポートするグリーンスローモビリティ (電動で時速20km未満で公道走行可) の導入を推進します。  
 【交通結節拠点】観光案内窓口「ビジターフロント」により、来訪者の地域探訪をサポートします。

#### ⑧ エデュテインメント施設 (6,800 m<sup>2</sup>)

株式会社DeNAが運営する、VR等のテクノロジーにより楽しみながら学べるスポーツ体験施設です。

#### ⑨ ライブ書店 (2,300 m<sup>2</sup>)

株式会社有隣堂が運営する、アート・音楽活動の場を備えた書店です。



全景

### (2) 横浜らしい街並み景観の誘導

- ・新築棟は、駅側から大きくセットバックし、駅前から視認できるシンボルとするとともに、解放感と空の広さを生み出します。低層部の存在感を高めると共に、高層部は透明感のあるデザインとします。
- ・関内地区の玄関口となる約2,000 m<sup>2</sup>の駅前広場を配置します。
- ・行政棟を保存活用することにより、原風景を継承します。また、くすのき広場を継承したオープンで緑豊かな回遊動線として「くすのきモール」を整備します。
- ・低層建物の張り出しと店舗の連なりにより、親しみやすいヒューマンスケールな街並みを形成します。



関内駅南口よりくすのきモールと駅前広場を臨む

### (3) エリア価値の向上へのマネジメント

現市庁舎街区だけでなく、関内・関外地区のエリア価値が向上するよう、地域関係者とともに、地区のマネジメント活動を推進します。そのために、安定かつ多様性のある財源を確保します。

#### <横浜市現市庁舎街区等活用事業審査委員会答申抜粋>

「国際的な産学連携」のテーマに沿った各施設を設置する具体的な提案となっており、特色ある領域での支援プログラムを展開することにより新たな分野で活躍する企業を育てること、その企業を横浜に根付かせるための意欲等が評価されました。また、「観光・集客」のテーマに沿っては、「若さ」をキーワードとして賑わいを創出し、周辺地域を活性化させる多様な機能が提案されていることが高く評価されました。

施設計画においては、「横浜の歴史を踏まえた景観デザイン」、「関内の玄関口にふさわしい広場空間の作り方」、「日常的な周遊が期待できる点」が評価されました。

観光・集客

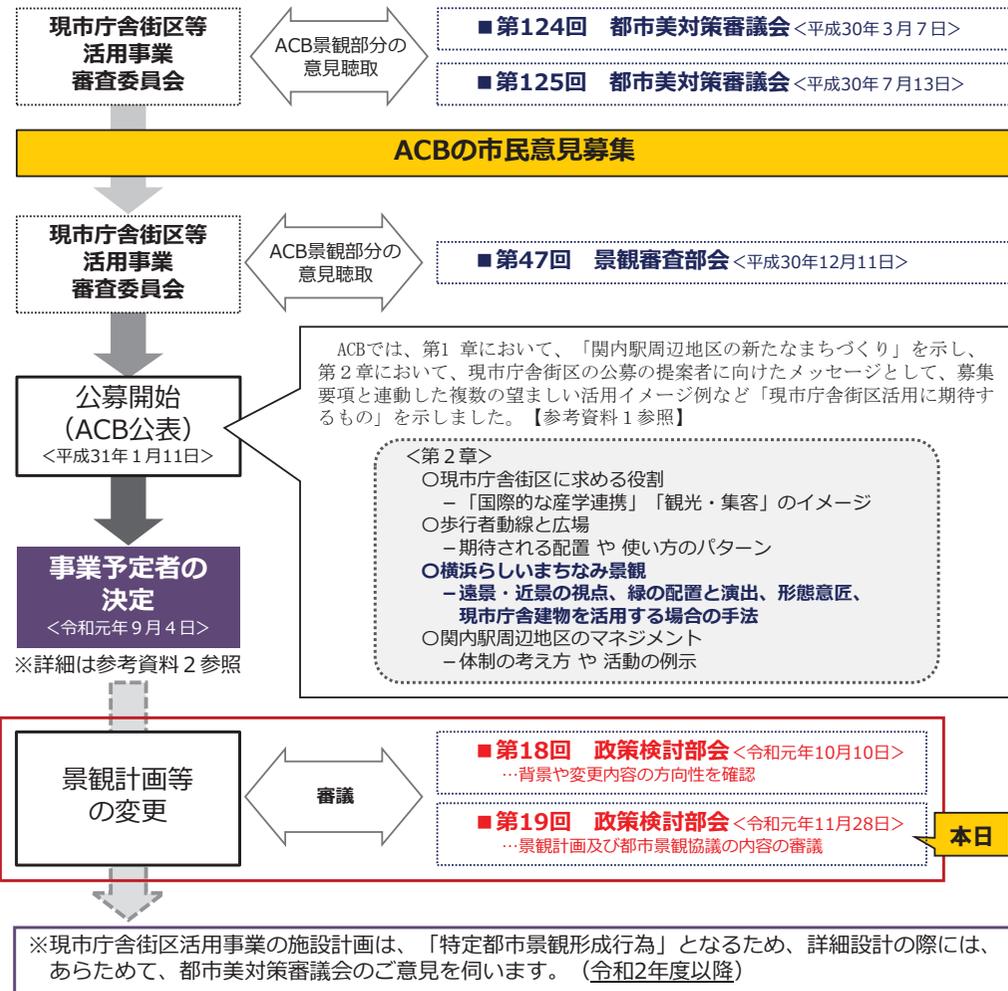
## 1 趣旨

市庁舎移転（令和2年6月）後のまちづくりの一環として、関内駅前の景観形成に関する規定の見直しを行いますので、下記について、ご審議をお願いいたします。

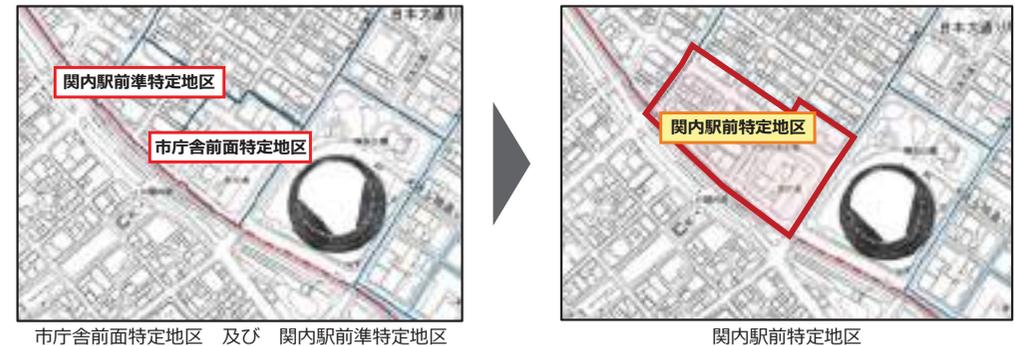
**【審議事項】**（審議会条例2条6号）  
横浜市景観計画及び関内地区都市景観協議地区において、新たに「関内駅前特定地区」を設定し、景観形成基準等を定めます。

## 2 これまでの経緯

現市庁舎街区活用事業では、事業者公募に際し、現庁舎街区の活用に期待する方向性やイメージを伝えるために「**関内駅周辺地区エリアコンセプトブック（以下、ACB）**」＜参考資料1＞を策定し、公募資料としています。ACBのうち、景観に関する項目については、下記の都市美対策審議会及び景観審査会においてご意見をいただきながら策定しました。



## 3 景観計画・都市景観協議地区における「関内駅前特定地区」の設定



これまで景観計画等では、市庁舎を景観形成上の核として「市庁舎前面特定地区」を定め景観誘導を行ってきました。

市庁舎移転後は、関内地区の玄関口である関内駅に面した地区として、「市庁舎前面特定地区」と「関内駅前準特定地区」が一体となった「**関内駅前特定地区**」とし、駅前にふさわしい景観形成基準等を定めます。【資料1-3 P.1<計画図1の1>及びP.5<地区図1>】

## 4 関内駅前地区 地区計画について



関内駅前では、市庁舎移転後のまちづくりを推進するため、景観計画等の変更と並行して「関内駅前地区 地区計画」を新たに定めます。

これによって、地区内への「国際的な産学連携」「観光・集客」機能の誘導や地区施設の配置などを行います。

地区計画の形態意匠の制限においては、地区全体の調和に配慮することを定めます。（具体的な制限は景観計画において定めます。）

### ◆地区計画（抜粋）

	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区
建築物の形態意匠の制限	まちの景観を整えるため、建築物の色彩や広告物等について、地区全体の調和を図るよう配慮する。	※今後、市街地再開発事業等のまちづくり検討に合わせて、順次、定めていきます。		A地区と同様	-

### ◇“景観計画”と“地区計画の形態意匠制限”の関係

景観計画と地区計画（形態意匠制限）は、定める内容が重複するため、詳細を景観計画で定めるとします。

#### ●景観計画

- ・建物の低層部・中高層部の形態意匠
- ・工作物の形態意匠
- ・色彩・マンセル値などを定めます。

#### ●地区計画

- 地区全体への調和を図るよう配慮することを定めます。

## 5 関内駅前特定地区の景観形成基準の考え方

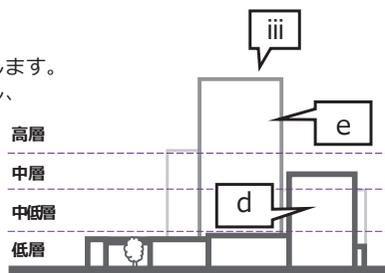
関内駅特定地区では、ACBにおいて示した、

- **関内地区の玄関口としての風格ある景観と、多くの人で賑わう魅力的な駅前空間の形成**
- **大通り公園から横浜公園、さらに海沿いへとつながる緑の軸線沿いの魅力ある歩行者空間の形成**
- **「開港の地」としての歴史性**

の3つの要素（参考資料1 P.10参照）を普遍的な景観形成上の要素として継承しつつ、次のような考え方方で改正を行うことで、これまで形成してきた景観がより良いものとなるよう誘導していきます。

### ■ 景観形成基準【資料1-2 P.3】

- 建築物は、周囲の街並みと調和のとれた形態意匠・色彩とします。
- 建築物の「駅前広場」に面する部分は、**関内地区の玄関口としての風格や、活気と賑わいのある景観を創出する形態意匠**とします。  
特に、現市庁舎街区では、**旧市庁舎と調和のとれた形態意匠・色彩**とします。
- 建築物の低層部でみなと大通りに面する部分は、開放的なしつらえとし、**賑わいを創出する形態意匠**とします。
- 建築物の中低層部は、**関内地区の歴史ある街並みを表現し、関内地区の玄関口として魅力的な形態意匠**とします。
- 建築物の中層部・高層部は、**歩行者の視点からの圧迫感の軽減に配慮した形態意匠**とします。
- 工作物は、周囲の街並みと調和のとれた形態意匠・色彩とします。
- 現市庁舎街区の「駅前広場」に面する部分等に設置する工作物は、**旧市庁舎と調和のとれた形態意匠・色彩**とします。



### ■ 歩行者ネットワーク街路の指定

【資料1-3 P.2<計画図1の2>及びP.6<地区図2>】

- 将来の港町民間街区のまちづくりを見据え、市庁舎街区と港町民間街区の間の道路に賑わいの創出を誘導するため、**新たに歩行者ネットワーク街路（商業）に位置付けます。**
- みなと大通りの道路再整備や市庁舎街区の計画に合わせて、連続した賑わいを誘導するために、**新たに重点歩行者ネットワーク街路に指定します。**



※右の画像は再開発準備組合が平成29年に作成したイメージであり、今後の検討により見直される可能性があります。

### ■ 建築物の最高高さ【資料1-3 P.3<計画図1の5>】

- 大規模な土地利用転換を行う際には、**地区計画において最高高さを定め、関内・関外地区のシンボルとなるような魅力と品格のある眺望景観を誘導します。**

※現市庁舎街区は、事業内容に合わせて、地区計画で建築物等の高さの最高限度を170mとします。

### ■ 壁面の位置の指定【資料1-3 P.4<計画図1の6>】

- みなと大通りでは、道路再整備（歩道拡幅）を検討しています。これに合わせて、市庁舎街区では、**新たに壁面後退を指定**します。

道路再整備のイメージ▶



## 6 関内駅前特定地区の屋外広告物の表示等に関する制限の考え方

現在、「関内駅前準特定地区」では、横浜市景観計画における制限内容に基づいた屋外広告物の表示等が行われています。

今後、「市庁舎前面特定地区」と「関内駅前準特定地区」が統合し、「関内駅前特定地区」となるため、おおむね現在と同様の制限内容となるよう景観計画を定めます。

【資料1-2 P.4~5】

## 7 その他

- ・ 関内駅南口前の道路の整備に関する事項を一部変更します。
- ・ 関内駅南口前の道路占有許可の基準を一部変更します。【資料1-2 P.5】

### ○ 今後の関内地区における“建築物の最高高さ”の見直しについて



今後、関内地区における“建築物の最高高さ”の見直しについては、これまでの関内の景観形成の考え方は踏まえつつ、景観上の貢献に加え、まちづくり上重要な空間（広場等）の確保や特別な機能の誘導など、高さ以外のまちづくりに対する貢献も総合的に判断した上で、土地利用の動きに応じて見直しを検討します。

その際、どのような地区を目指すのかを、市民意見募集や都市美対策審議会の意見聴取を経て、地区のまちづくりの方針等に示し、最終的には地区計画として都市計画決定します。

現市庁舎街区活用事業の提案内容について（※詳細は参考資料2参照）

### 高層部の景観形成

- ▶ 透明感と品格あるデザイン
- ▶ 駅側から大幅に**セットバック**し、駅前から視認できる配置
- ▶ 建物の太さを絞り**空の広さ**を生み出す平面外形

### 中低層部の街並み形成

- ▶ **行政棟との調和**に配慮し、**31mラインの分節**による街並みの連続性を創出

### 特別な機能の誘導

- ▶ **街に賑わいを生み出す「国際的な産学連携」機能と「観光・集客」機能**  
※機能は「特定都市再生緊急整備地域」の方針に位置付け

### 広場

- ▶ **開放的な駅前空間を新たに創出**
- ▶ くすのき広場を継承した歩行者空間「**くすのきモール**」

建築物の高さ：170m

### 行政棟の保存

- ▶ **既存建物の保存**による横浜らしい街並み景観の形成

### 歩道状空地

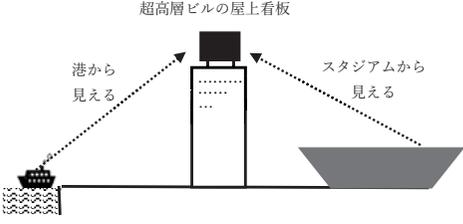
- ▶ みなと大通り沿いに**歩道状空地**を確保

### 歩行者専用通路

- ▶ 周辺地域をつなぎ、**回遊性を高める**歩行者ネットワーク
- ▶ みなと大通りや横浜スタジアムのデッキを介して、山下公園・元町・中華街方面へアクセス

■市庁舎移転に伴う横浜市景観計画・関内地区都市景観協議の変更等について（報告）

	変更内容の原案（指摘に関係する部分を抜粋）	前回の部会でのご指摘内容（2019/11/28）	検討内容	今回の案
レンガなどの素材について	<p>イ 地区別の景観形成基準</p> <p>(エ) 関内駅前特定地区</p> <p>a 建築物は、周囲の街並みと調和のとれた魅力的な形態意匠とし、かつ、マンセル表色系で別表1のものを基調とする。ただし、色彩については、建築物の意匠に<u>レンガなどの素材</u>を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>b 建築物の計画図1の2に示す「駅前広場」に面する部分は、歩行者の視点からの駅前空間の印象や、通りや駅からの近景を十分考慮し、関内地区の玄関口としての風格や、活気と賑わいのある景観を創出する形態意匠とするものとする。特に、建築物の計画図1の8に示す「景観重要道路」に接する「駅前広場」に面する部分は、戦後の都市発展の歴史を伝える旧市庁舎と調和のとれた形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表9のものを基調とするものとする。ただし、色彩については、建築物の意匠に<u>レンガなどの素材</u>を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>c～e 略</p> <p>f 工作物は、周囲の街並みと調和のとれた魅力的な形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表1のものを基調とするものとする。ただし、色彩については、工作物の意匠に<u>レンガなどの素材</u>を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>g 計画図1の2に示す「駅前広場」（計画図1の8に示す「景観重要道路」に接するものに限る。）又は当該広場に面する部分に設置する工作物は、戦後の都市発展の歴史を伝える旧市庁舎と調和のとれた形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表9のものを基調とするものとする。ただし、色彩については、工作物の意匠に<u>レンガなどの素材</u>を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りではない。</p>	<p>・「レンガなどの素材」の「など」について、どこまで認めるのか。タイルや石、レンガをもう少し抽象化したときに何なのかを入ると、よりわかりやすくなる。</p> <p>・「レンガなどこの地域で歴史的に使われてきた」といった言葉を入れてはどうか。</p> <p>・「など」という言葉は便利のため、後々何でもありのよくな使用れ方がないよう、ちゃんと限定しておいたほうがいいのではないか。</p> <p>・現行制度にレンガの文言があるのは、市庁舎がレンガタイルを用いているからである。ただ、「本当のレンガでなければだめなのか」「レンガ風のタイルだったらどうか」「御影石調で赤い色を使っているものはどうか」という議論もあった。</p> <p>・そのため、素材まで確定しないような街並みも良いとするために、あえて少し幅を持たせる表現とし、細かいところは、協議の中で決めていくという意図があった。</p> <p>・柔軟性と質の維持をどうするかということを、この文章の中で読み取れるようにした方がよい。</p>	<p>●「レンガなどの素材」については、<u>あえて素材を限定せずに、協議を踏まえて、周辺地域の街並み景観に調和する素材は認めるという考え方から定めています。</u></p> <p>●そのため、<u>上記意図が伝わるように、関内地区全域の景観形成基準と同様に、「地区の個性にあった」という文言を追加しました。</u></p> <p>●なお、「レンガなどの素材」と同様の表現を用いている他地区（※）では、レンガ風の色合いを表現した「レンガ調タイル」は、「レンガなどの素材」と解釈して協議しています。</p> <p style="text-align: center;">※馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区、山下町特定地区の一部</p> <p>&lt;レンガ調タイルのイメージ&gt;</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;">   </div>	<p>イ 地区別の景観形成基準</p> <p>(エ) 関内駅前特定地区</p> <p>a 建築物は、周囲の街並みと調和のとれた魅力的な形態意匠とし、かつ、マンセル表色系で別表1のものを基調とする。ただし、色彩については、建築物の意匠に<u>レンガなどの地区の個性にあった素材</u>を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>b 建築物の計画図1の2に示す「駅前広場」に面する部分は、歩行者の視点からの駅前空間の印象や、通りや駅からの近景を十分考慮し、関内地区の玄関口としての風格や、活気と賑わいのある景観を創出する形態意匠とするものとする。特に、建築物の計画図1の8に示す「景観重要道路」に接する「駅前広場」に面する部分は、戦後の都市発展の歴史を伝える旧市庁舎と調和のとれた形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表9のものを基調とするものとする。ただし、色彩については、建築物の意匠に<u>レンガなどの地区の個性にあった素材</u>を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>c～e 略</p> <p>f 工作物は、周囲の街並みと調和のとれた魅力的な形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表1のものを基調とするものとする。ただし、色彩については、工作物の意匠に<u>レンガなどの地区の個性にあった素材</u>を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>g 計画図1の2に示す「駅前広場」（計画図1の8に示す「景観重要道路」に接するものに限る。）又は当該広場に面する部分に設置する工作物は、戦後の都市発展の歴史を伝える旧市庁舎と調和のとれた形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表9のものを基調とするものとする。ただし、色彩については、工作物の意匠に<u>レンガなどの地区の個性にあった素材</u>を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りではない。</p>

「屋上看板の設置高さ」について	変更内容の原案（指摘に関係する部分を抜粋）	前回の部会でのご指摘内容（2019/11/28）	検討内容	今回の案
	<p>第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項</p> <p>2 地区別の制限</p> <p>(4) 関内駅前特定地区</p> <p>&lt;屋上看板&gt;</p> <p>ア 屋上看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 横浜市道山下町第7号線又はみなと大通りに接する敷地内に設置するものは、当該街路に向かって設置することができない。ただし、関内駅前特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) <u>上端の高さを地上75m以下とする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上看板は上端の高さを75メートル以下としているが、ちょっと緩いのではないか。</li> <li>・75メートルまでは、自由に屋上広告物をつけられるという解釈もできる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>現行の規制では、屋上看板や壁面のビルサインの設置に高さの上限値はありません。</u></li> <li>●<u>しかし、市としては、今後、超高層ビルが建つ可能性のある当該地区においては、屋上看板を一定の高さに制限した方がよいと考えています。</u></li> </ul> <p>&lt;現行基準での設置イメージ&gt;</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>●一方、現在の景観計画では、「関内駅前準特定地区」を活気と賑わいのある景観を創出する地区としており、その主旨に従い、地区内の適正な商業活動として、屋上看板を出しているビルが複数あります。</li> <li>●前回いただいた「当該地区で75mは高すぎる」という主旨のご指摘を踏まえつつ、既存建物にも配慮し、右記の案としました。 (なお、都市景観協議地区において、工作物の高さが45m超となる場合は、都市美対策審議会の附議対象となります。)</li> </ul>	<p>第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項</p> <p>2 地区別の制限</p> <p>(4) 関内駅前特定地区</p> <p>&lt;屋上看板&gt;</p> <p>ア 屋上看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 横浜市道山下町第7号線又はみなと大通りに接する敷地内に設置するものは、当該街路に向かって設置することができない。ただし、関内駅前特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) <u>設置高さが60mを超えるものは、設置しないものとする。</u></p>

## 1 趣旨

景観制度制定から約10年が経過し、運用上解釈が不明確な基準や制定当初には想定していなかった取組みが実施されていること等を踏まえ、より魅力ある都市景観を形成するため、**景観計画及び都市景観協議地区の見直しを行います。**

今回の**政策検討部会では、具体的な見直し内容についてご審議いただきたいと考えています。**

## 2 見直しの内容

### 1. イベント等のために期間を限って掲出する屋外広告物の取扱い <景観計画/関内地区>

現状：日本大通りでは、これまでもオープンカフェが実施され、週末には行政や公共団体が関係するイベントが開催されてきましたが、平成30年10月より県庁前が毎週日曜日に歩行者天国となったことに伴い、平成31年度から公共性や公益性のある民間主体のイベントも開催できるようになりました。

#### 課題① 第三者広告の規制緩和について

日本大通り特定地区では第三者広告が規制されていますが、協賛金を募って行われる民間主体イベントでは、賑やかなの演出のために協賛企業名（＝第三者広告）を含める広告を掲出したいという相談が多く寄せられています。また、同じく第三者広告が規制されている山下町特定地区山下公園通りゾーン及び馬車道周辺特定地区についても、同様の事態が想定されます。

#### ⇒対応

イベントのために短期間のみ設けられる広告物において、第三者広告のうちイベントの協賛企業名等に限り、屋外広告物条例に基づく面積規定を追加する形で（＝量の規制）、新たにただし書きを設けて掲出可能とします。

※該当地区：山下町特定地区山下公園通りゾーン、馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区（図1参照）

図1 第三者広告規制地区



#### ⇒変更案

第三者広告を規制するただし書きとして、以下の内容を追加します。

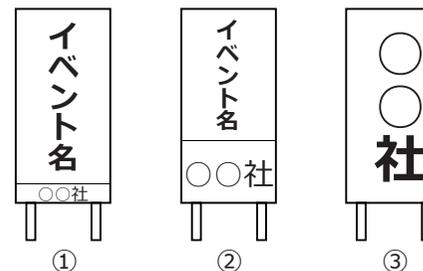
催物等のために数日間に限って設ける広告塔、広告板、立看板等若しくは電柱添加広告物等又は催物等のために一時的に設ける広告旗若しくは広告幕であって、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる面積以下とし、景観上支障がないと市長が認めた場合

(a) 表示面積が10㎡未満の屋外広告物 当該屋外広告物の表示面積の10分の1

(b) 表示面積が10㎡以上20㎡未満の屋外広告物 1㎡

(c) 表示面積が20㎡以上の屋外広告物 当該屋外広告物の表示面積の20分の1

図2 取扱いのイメージ ※「〇〇社」がイベントの協賛であるとする



	現行	変更後
①「〇〇社」の表示面積が規定以下	×	○
②「〇〇社」の表示面積が規定を超える	×	×
③「〇〇社」のみ	×	×

#### 課題② バナー（広告幕）のデザイン基準について

期間の長いイベントや大規模イベントでは、バナー（広告幕）を設けたいという相談が多く寄せられています。現在は明確な基準がなく、地区の景観に調和するデザインの調整に苦慮しています。

#### ⇒対応

広告幕のうち、掲出期間が長期にわたるものについては、表示率及び色彩の基準を新たに定めます。

※該当地区：日本大通り特定地区（図1参照）

#### ⇒変更案

広告幕についての基準を以下の通り定めます。

<広告幕>

広告幕は、次の各号に適合するものとする。ただし、催物等のために10日程度に限って設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものは、この限りでない。

(ア) 広告表示率（広告幕の面積に対する、文字、マーク及び商品等を具体的に表示している部分の合計面積の割合をいう。）は25%以下とし、表示面の背景色（地の色）は単色を用いた無地を基調とするもの

(イ) 背景色（地の色）に蛍光色を用いず、かつ、日本大通り周辺の街並みと調和していると市長が認めたもの

### 課題③ 内照式照明装置の規制緩和について

イベント時には、内照式照明装置を使用した屋外広告物の設置についても相談が寄せられますが、内照式照明装置の使用が制限されているエリアにおいては、現在、イベント時等短期間の例外規定がありません。

#### ⇒対応

イベント時の短期間の設置であれば、景観上大きな支障がないと考えられるため、ただし書きを設けて掲出可能とします。

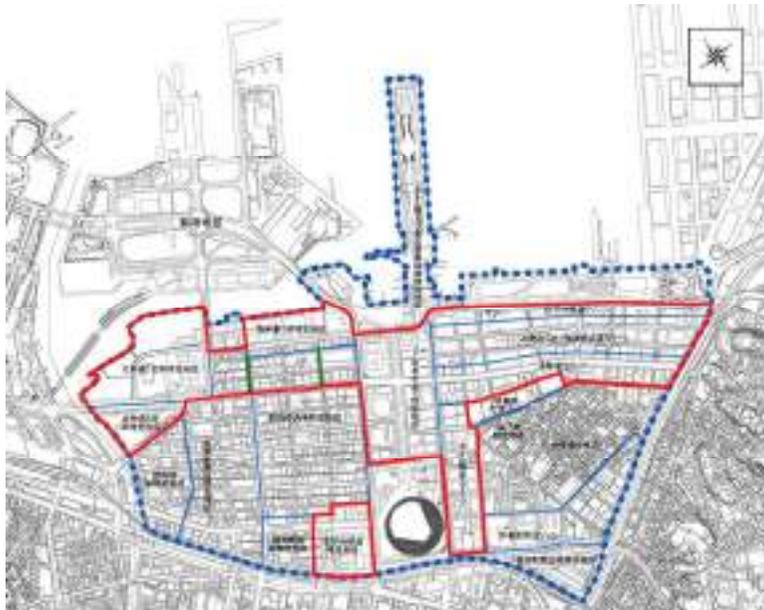
※該当地区：図3参照

#### ⇒変更案

内照式照明装置の使用を規制するただし書きとして、以下の内容を追加します。

催物等のために10日程度に限って設置するもので、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

図3 内照式照明装置規制地区



### 課題④ 映像装置の制限に関する基準の明確化について

現在、映像装置が規制されている地区（馬車道周辺特定地区を除く）では、「ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものは、この限りでない」という例外規定を設けています。イベント時には、映像装置を使用した屋外広告物の設置についても相談が寄せられますが、映像装置が規制されている地区においては、イベント等のために期間を限った掲出であっても、華やかな映像等を掲出することは避けるべきと考えています。その一方、実情としては、掲出期間にも幅があること、映像の内容が多岐にわたることなどから、良好な景観の誘導に苦慮しています。

#### ⇒対応

これまで開催されてきたイベントの協議実績を踏まえ、設置期間及び映像の内容について基準を明確化します。

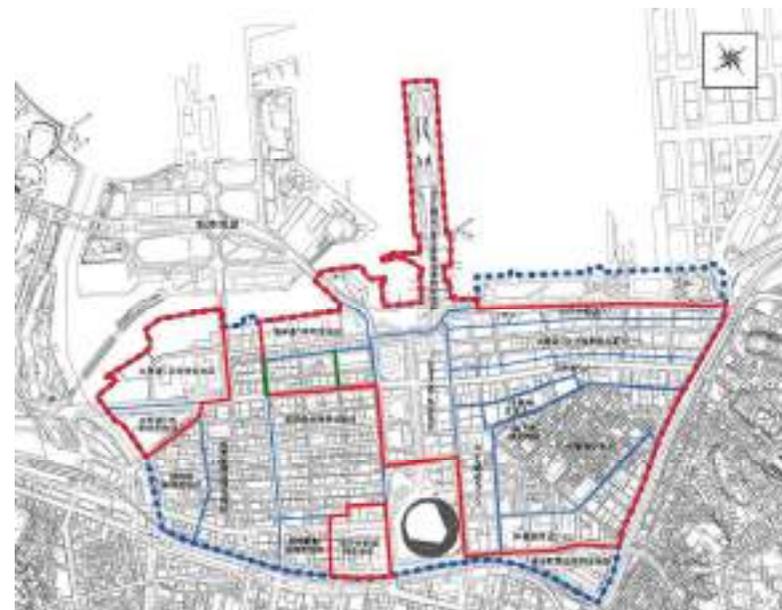
※該当地区：図4参照

#### ⇒変更案

映像装置の使用を規制するただし書きとして、以下の内容を追加します。

催物等のために10日程度に限って設置するもので、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

図4 映像装置規制地区（課題④対応範囲）



## 2. 恒常的に掲出する屋外広告物の取扱い <景観計画/関内地区・みなとみらい21新港地区>

### ○第三者広告の規制緩和について

現状：横浜市では、平成16年から公民連携事業として広告付バス停上屋事業を実施しています。広告料収入により、運行事業者が負担することなく、停留所デザインの統一性を図るとともに、定期的な巡回と清掃により景観の維持・向上を図るものとして、都市美対策審議会にもご意見を伺いながら、事業を進めてきました。

令和元年度からは、広告付案内サインについても同じスキームを活用し、都市美対策審議会のご意見を伺いながら、設置を開始しています。

これらの取組みはいずれも第三者広告の掲出を前提としています。

### 課題

関内地区の一部及びみなとみらい21新港地区においては、無秩序に第三者広告が掲出されることを防ぐことを目的として、景観計画で第三者広告を制限しています。

規制区域内における広告付案内サインの設置にあたっては、景観計画のただし書き「案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、○○地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの」等として都市美対策審議会のご意見を伺った上でただし書きの適用を認めてきました。

また、国土交通省では、まちの活性化のため、屋外広告物規制運用の弾力化を推進しています。その一環として、公益上必要な施設等に表示する屋外広告物であって、その広告料収入を当該施設等の設置・管理に要する費用に充てるものについては、周囲の景観との調和等について要件を満たす場合、規制を緩和することを推奨しています。（資料2）

上記のような状況を鑑みると、今後もこのような広告料収入をスキームとして利用する事業が増加することが予測され、景観計画をより適正に運用する必要があります。

### ⇒対応

公益上必要な施設等に表示する屋外広告物で、広告料収入をスキームとして利用するもの、かつ大きさや配置など一定の基準を満たし、内容・デザインについて一定の質を担保するものについて、新たにただし書きを設けて掲出可能とします。

※該当地区：みなとみらい21新港地区、関内地区山下町特定地区山下公園通りゾーン（図1参照）

### ⇒変更案

第三者広告を規制するただし書きとして、以下の内容を追加します。

- 次の各号に適合するもので、○○地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合
- (a) 公益上必要な施設又は物件に表示する屋外広告物であって、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの
  - (b) 1面あたりの表示面積が2㎡以下、かつ、上端の高さが3m以下のもの
  - (c) 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行に設置するなど、景観を阻害しないもの
  - (d) 表示内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの
  - (e) 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの

### ○映像装置の規制緩和について

現状：近年の技術の進歩・発展により、従来の紙媒体（ポスター）による表示と大きな差異のない静止画デジタルパネルが掲出可能となっています。こうした静止画デジタルパネルは、景観に大きな影響を与えることなく広告掲出者にとって幅広い表現ができるものと考えています。更に、前述の国土交通省による広告料収入をスキームとして利用する屋外広告物の推奨においては、公益上必要な施設等にはデジタルサイネージも含まれるとしています。

また、近年では公共交通機関の運行状況を表示する映像装置も設置されるようになってきています。このように利用者の利便性が向上する一方、大きさ等一定の条件を設けることで、設置しても景観上大きな影響を与えるものではないと考えています。

### 課題

現行の景観計画における屋外広告物の映像装置制限は、動画や過度な光を規制することを趣旨としており、上記のような技術の進歩による高品質な静止画デジタルパネルを用いた屋外広告物や、公共的な目的で設置される小規模な映像装置を用いた屋外広告物は考慮されていません。

### ⇒対応

■公共交通機関の運行状況表示等については、掲出目的や面積など一定の基準を満たすものについて、新たにただし書きを設けて掲出可能とします。

※該当地区：図5参照

■その他の映像装置については、それぞれの地区の特性を考慮した上で、公益上必要な施設等に表示する屋外広告物で、広告料収入をスキームとして利用するもの、かつ大きさや配置など一定の基準を満たし、内容・デザインについて一定の質を担保するものについて、新たにただし書きを設けて掲出可能とします。

※該当地区：図5参照（日本大通り特定地区・馬車道周辺特定地区を除く）

図5 映像装置規制地区



⇒変更案

各々の地区の特性を踏まえ、以下のとおり見直しを行います。

	関内地区	みなとみらい21新港地区
特徴	<p>○歴史的・文化的資産を保全・活用しながら、業務・商業機能を中心に、文化芸術創造活動など多様な機能が複合する多彩な都市活動が行われている。</p> <p>○街区が比較的小さく、協議対象が非常に多いため、協議による良好な広告のきめ細やかな誘導は困難である。</p>	<p>○隣接するみなとみらい21中央地区の現代的な街づくりとの対比により、赤レンガ倉庫などの歴史的景観と背後の超高層の街並みが立体的に見え、時間的、空間的な奥行きを感じられる景観がつけられている。</p> <p>○街区が比較的大きく、協議により良好な広告をきめ細やかに誘導できる可能性が高い。</p>
映像装置	<p><b>公共交通機関の運行状況表示等</b> 映像装置を使用した屋外広告物を規制するただし書きとして、以下の内容を追加します。</p> <p>1面あたりの表示面積が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合</p>	
	<p><b>その他の映像装置</b> 映像装置を使用した屋外広告物を規制するただし書きとして、以下の内容を追加します。</p> <p>次の各号に適合し、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</p> <p>(a) 公益上必要な施設又は物件に表示する屋外広告物であって、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</p> <p>(b) 1面あたりの表示面積が2㎡以下、かつ、上端の高さが3m以下のもの</p> <p>(c) 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行に設置するなど、景観を阻害しないもの</p> <p>(d) 第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの</p> <p>(e) 10秒以上静止した映像のみを表示するもの</p> <p>(f) 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの</p>	<p><b>その他の映像装置</b> 映像装置を使用した屋外広告物を規制するただし書きとして、以下の内容を追加します。</p> <p>次の各号に適合する場合</p> <p>(ア) 1面あたりの表示面積が2㎡以下、かつ、上端の高さが3m以下のもの</p> <p>(イ) 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行に設置するなど、景観を阻害しないもの</p> <p>(ウ) 10秒以上静止した映像のみを表示するもの</p>

3. その他

○基準に合致しない屋外広告物の取扱いについて <景観計画/関内地区・みなとみらい21新港地区>

現状：近年の技術の進歩・発展により、景観計画に定めがないような規格の屋外広告物の掲出が提案されることが想像されます。これらの屋外広告物は、一概に景観上支障があるとも限らず、横浜市の魅力的な都市景観を形成する要素となる可能性があります。

課題

関内地区においては、屋外広告物に関する制限に全体的な例外規定がなく、基準に合致しない場合には原則として掲出することができません。

また、みなとみらい21新港地区においては、屋外広告物に関する基準に対し、「新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。」という例外規定はあるものの、その判断基準については明記されていません。

⇒対応

両地区について、都市美対策審議会への意見聴取を条件として、屋外広告物に関する基準に合致しないものでも掲出可能とします。

⇒変更案

両地区における景観計画について、「第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」の柱書きを、以下のとおり変更します。

	現行	変更案
関内地区	<p>関内地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限は、次のとおりとする。</p>	<p>関内地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限は、次のとおりとする。</p> <p><u>ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと認めた場合は、この限りでない。</u></p>
みなとみらい21新港地区	<p>新港地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置（以下「設置等」という。）に関する行為の制限は、次のとおりとする。<u>ただし、新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p>	<p>新港地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置（以下「設置等」という。）に関する行為の制限は、次のとおりとする。<u>ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと認めた場合は、この限りでない。</u></p>

○屋外広告物に関する制限に対する街路等の取扱い <景観計画／関内地区>

現状：現行の景観計画では、見通し景観形成街路や景観重要公共施設といった景観的に重要視している街路等に対し、当該街路等に「面する」や「接する」という表現が用いられており、敷地内に掲出される屋外広告物のみが想定されています。

課題

近年、イベント等で街路等に屋外広告物を掲出する事例も増加しており、現行の表現ではそれらに対応することが困難です。

⇒対応

街路等に「面する」「接する」と表記されている制限内容については、原則として街路内についても適用されるよう、文言を追加します。（該当箇所：53か所）

⇒変更案

原則として、下記に示す例のように文言を追加します。

例	現行	変更案
(1) 山下町特定地区 イ 水町通り及び海岸 協会通りゾーン <壁面看板>	(エ) 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する壁面看板の表示面の背景色(地の色)は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。	(エ) 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又は当該街路に面する位置に設置する壁面看板の表示面の背景色(地の色)は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。

○その他 <景観計画／関内地区・みなとみらい21新港地区><都市景観協議地区／関内地区>

所要の表現修正を行います。

## 創造的イルミネーション事業 令和元年度の実験イベント実施結果(速報)

11月1日～12月27日の約2か月間、新港地区を主会場に、横浜の街を、風景を、人を光で SYNC(同調)させるナイトアートイベント『NIGHT SYNC YOKOHAMA』を開催し、多くの方にご来場いただきました。先端技術を活用したクリエイティブな都市スケールの光の演出により、「進取の気性」や「文化芸術創造都市」、「港」といった横浜らしさを体現する新たな夜景演出の可能性を内外に示すことができました。

## 1 実施概要

(名称) ナイト シンク ヨコハマ  
NIGHT SYNC YOKOHAMA

(期間) 令和元年11月1日(金)～12月27日(金)

(体制)

主催：クリエイティブ・ライト・ヨコハマ実行委員会

共催：横浜市

クリエイティブディレクター：

齋藤 精一(株式会社ライゾマティクス代表取締役)

(会場)



## 【10分間の特別演出参加施設】

- ① ナビオス横浜 ◎
- ② 横浜ワールドポーターズ ◎●
- ③ MARINE&WALK YOKOHAMA ●
- ④ 横浜地方合同庁舎(仮称)建設予定地 ●
- ⑤ よこはまコスモワールド・  
大観覧車コスモクロック21 ◎○
- ⑥ 横浜ハンマーヘッド(新港ふ頭客船ターミナル) ○●
- ⑦ ヨコハマグランドインターコンチネンタルホテル ◎●
- ⑧ 神奈川県警察本部庁舎 ◎

◎カラーライトアップ演出 赤：IoTシステム一括連動  
○ライン照明カラー演出 青：タイマープログラム連動  
●サーチライト演出

## 2 実施状況

## (1) 主会場

## ① 10分間の特別演出(壁面ライトアップとサーチライトによる演出)

## 〈新港中央広場での見え方〉



▲ステージのプロジェクション映像と周辺施設の光の動きが連動



▲ステージの映像と周辺施設の光の色がシンクロ



▲サーチライトによる一体的な演出



▲参加者がステージで選択した色に光の色が変化



▲空まで一体的に包含するスケール感



▲広場と周辺施設の光の色がシンクロ

## 〈大さん橋からの見え方〉



▲連動している様子が画角に収まり、わかりやすい



▲遠景ではサーチライトが見えにくかった



▲県庁と県警本部の光の色のシンクロ

### 3 実施結果（速報）

実験イベントを通して把握したい点

- ①時間限定での先端技術を活用したクリエイティブな都市スケールの光の演出に対するニーズ
- ②同演出により、横浜の夜景の魅力をさらに高めることができるかの可能性

#### (1) 定量的評価（主にニーズ把握の視点）

	データ	※速報値のため今後変わる可能性があります。	評価													
来場者数等	<p>〈来場者数〉約 55 万人 ※新港中央広場の来場者数に、AR マーカー設置場所（広場以外の4か所）で「WebARに参加する」ボタンを押した数を加えたもの</p> <p>〈ホームページPV数〉約 28 万 2 千 PV（うち英語・中国語ページ：約 5,900PV）</p> <p>〈「WebARに参加する」ボタンを押した数〉約 16 万 4 千回（うち英語・中国語ページ：約 7,300 回／主会場：14 万 8 千回、その他：1 万 6 千回）</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・初開催ながら2か月間で約 55 万人と多くの方に来場いただけました。また、先端技術を活用した都市スケールの演出を多くの方が体験しており、<u>ニーズの高さを把握することができた。</u></li> <li>・会場では多くの外国人が夜景演出を楽しんでいる状況がみられ、<u>インバウンドも楽しめるコンテンツとしての可能性</u>を把握することができた。</li> </ul>													
メディア露出数	<p>〈テレビ〉10件 主なテレビ番組名</p> <p>〈ラジオ〉13件</p> <p>〈新聞〉40件</p> <p>〈雑誌等〉23件</p> <p>〈WEB〉426件</p> <p>〈合計〉512件</p>	<p>主な雑誌名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・翼の王国 国際線版（ANA、10月号）</li> <li>・横濱（神奈川新聞社、10/5号）</li> <li>・旅の手帖（交通新聞社、11/10）</li> <li>・横浜ウォーカー（KADOKAWA、11/20）</li> <li>・女性自身（光文社、12/3）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メディア露出数は、全体で500件を超え、10のテレビ番組でも取り上げられるなど、ニーズの高さをメディアからも把握することができた。</li> <li>・内容も単なるイベント紹介だけでなく、<u>街ぐるみで夜を演出する新たな取組</u>や、<u>ナイトタイムエコノミー活性化に資する取組</u>として紹介されるなど、評価も高かった。</li> <li>・海外のメディアでは、ほとんど取り上げられなかった。</li> </ul>													
SNSによる投稿	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>twitter</th> <th>Instagram</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公式ページフォロワー</td> <td>300人</td> <td>110人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">投稿数</td> <td>#nightsyncyokohama</td> <td>816件</td> </tr> <tr> <td>#ナイトシンクヨコハマ</td> <td>597件</td> </tr> <tr> <td>#ナイトシンク横浜</td> <td>8件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和2年1月16日現在</p>		twitter	Instagram	公式ページフォロワー	300人	110人	投稿数	#nightsyncyokohama	816件	#ナイトシンクヨコハマ	597件	#ナイトシンク横浜	8件	<p>主な投稿内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・きれい。素敵。楽しかった。幻想的。不思議で面白い。すごい。未来的。圧巻。没入感のある驚きと迫力。素敵な夜景をさらに素敵に演出。粋な演出。</li> <li>・サーチライトが目立たない。イメージパスと違う。もっと派手にサーチライトが光ると思った。</li> <li>・わかりにくい。ARの操作がよくわからないまま終了。</li> <li>・県庁の特別演出のライトアップ、イチョウとの組み合わせが綺麗。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公式ページのフォロワー数は、まだまだ少ない状況。</li> <li>・イベント期間中は、演出された夜景の写真が毎日投稿され、コメントもポジティブなものが多く、ニーズの高さを把握することができた。</li> <li>・<u>はっきりと目立つサーチライトが見たい</u>、<u>写真をとりたい</u>というニーズの高さを把握することができた。</li> </ul>
	twitter	Instagram														
公式ページフォロワー	300人	110人														
投稿数	#nightsyncyokohama	816件														
	#ナイトシンクヨコハマ	597件														
	#ナイトシンク横浜	8件														
来場者アンケート	<p>〈主会場 N=524〉</p> <p>〈関連会場 N=52〉</p>	<p>主な個別意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・きれい。感動した。</li> <li>・複数の施設が連携しているのが、他にはない良さと感じた。面白い。</li> <li>・カラフルで動きがある夜景が楽しく、見ていて飽きない。</li> <li>・イルミネーションやライトを増やすなど、もっと盛大にしてほしい。</li> <li>・ARの操作がうまくいかなかった。わかりづらかった。</li> <li>・10分間では短い。もう少し長くしてほしい。30分に1回がよい。</li> <li>・ライトアップの色が原色ではなく、もう少し淡い色がよい。</li> <li>・県庁の周りの建物も一体的にライトアップするとよい。</li> <li>・船から見れるようにするとよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜の港の夜景の「魅力が高まった」と回答した方が8割を超えており、今回の演出方法で横浜の港の夜景の魅力をさらに高められる可能性を把握することができた。</li> <li>・演出の頻度については、「数か月のイベントを年に数回」が主会場で48%、関連会場で39%と最も多く、次いで主会場では「月に1回程度」が19%、「毎日」が16%、関連会場では「毎日」が31%、「月に1回程度」が15%と多かった。現在は、年に1回の期間限定イベントとして実施しているが、<u>さらに頻度高く実施することのニーズの高さを把握することができた。</u></li> <li>・<u>来年も本イベントに「行きたい」と回答された方が主会場、関連会場共に約9割</u>となっており、アンケート結果からもニーズの高さを把握することができた。</li> </ul>													

(2) 定性的評価（主に景観的な視点）

	成果	今後の課題
演出方法	<p>【時間限定の演出】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会場では、特別演出の時間になると人数が極端に増えていたことから、時間を限定することで特別感・非日常感が高まり、集客にもつながることが確認できた。</li> </ul>	<p>【時間限定の演出】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>WebAR の操作に戸惑った人からは、操作時間も含め 10 分間では短いという意見もみられた。</li> <li>食事の時間とのバッティングからか、20 時台の人数が少ない傾向にあった。将来的に実施時間を絞り込む際は、20 時台が本当によいか検証が必要。</li> </ul>
	<p>【先端技術の活用による演出】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IoT プラットフォームによる照明機材の一括コントロールの技術は、エリアをまたいだ複数の施設の光や主会場の映像ステージ、樹木、フラワーの光の色、WebAR の映像の色を同時に変えることができ、国内では例のない都市スケールでの夜景演出を提供できた。</li> <li>WebAR 技術により、現実の夜景に、さらに動きやストーリー性のある映像を付加することができたことから、よりスケール感、没入感のある非日常の夜景を演出することができた。</li> <li>センシング技術により、街の光の色を来場者が選択できる仕掛けを用意することができ、参加型で楽しめるインタラクティブな演出を実現できた。</li> </ul>	<p>【先端技術の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設的环境や費用面から、IoT プラットフォームのネットワークにはつなげられずに、タイマープログラムにより演出した施設では、<u>タイムラグが発生し、シンクロ感が弱まる面があった。</u></li> <li>AR の操作に手間取り、演出を鑑賞できない人が少なからずいた。また、没入感がある反面、AR の映像に気を取られ、周囲の施設の光の演出に気づかない人もいた。</li> <li>センシングにより、映像ステージで来場者が色を選べるパートを設けたが、選択方法が直感的に伝わりづらかったこと、WebAR に気を取られてしまうこと等から、色の選択に参加する人数が思いのほか少なかった。</li> </ul>
	<p>【ライトアップの色の变化による演出】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>普段は電球色による照明が基本となっていることから、ライトアップの色を多色で変化させることで、<u>非日常の動的な夜景</u>を演出できた。</li> <li>神奈川県警本部やナビオス横浜など、普段はライトアップしていない施設をライトアップできたため、特別感をさらに高めることできた。</li> </ul>	<p>【ライトアップの色の变化による演出】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>色の变化のわかりやすさから<u>原色に近い色を使用したが、色がきついと</u>の意見もあった。</li> <li><u>施設の元々の壁面の色により、特に白色時に顕著であったが、同じ光の色でも色の見え方が異なり、シンクロ感が弱まる面があった。</u></li> <li>常時から光の色を変化させている施設で、<u>今回参加していない施設がいくつかあり、それによりシンクロ感が弱まる面があった。</u></li> </ul>
<p>【サーチライトによる演出】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>インターコンチネンタルホテルの女神像をはじめ、<u>建物上部からサーチライトを出すことで、ワクワク感のあるダイナミックな非日常の夜景</u>を演出できた。</li> <li><u>複数台のサーチライトが動きながら新港中央広場の中心に集まる演出により、360°を見渡す動的な夜景</u>を提供できた。</li> </ul>	<p>【サーチライトによる演出】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>大気の状態で見えにくい日があり、特に大さん橋からは、光量の多い機材を採用したインターコンチネンタルホテル以外は、ほとんど見えない状況だった。</u></li> </ul>	
視点場(眺望点)	<p>【近景（新港中央広場、各施設）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新港中央広場では、<u>周囲を取り囲むようにライトアップやサーチライトの配置</u>をしたことにより、様々なアングルでの写真が投稿されており、近景としての<u>港の夜景を 360°見渡せる視点場</u>として機能していた。</li> </ul>	<p>【近景（新港中央広場、各施設）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新港中央広場では、映像ステージの立ち上がりにより、ステージの外から鑑賞する人たちが 360°見渡す視界を遮る面があった。</li> <li>横浜美術館及び神奈川県は、<u>近くに演出に参加する他の施設がなかったため、近景で見ると港全体でシンクロしてライトアップの色が変わっていることが伝わりづらかった。</u></li> </ul>
	<p>【中景（象の鼻パーク、自動車道等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>象の鼻パークは、比較的近い距離で、参加した全ての施設を一体的に見ることができ、<u>中景としての港の夜景</u>を楽しめる視点場となっていた。</li> <li>自動車道は、見える施設は少ないが、海に向かって歩きながら、徐々に演出している施設に近づいていく動的な夜景が楽しめる視点場となっていた。</li> </ul>	<p>【中景（象の鼻パーク、自動車道等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>象の鼻パークにイベント案内と AR マーカーを設置したが、参加者数は少なく、<u>視点場としては十分浸透しなかった。</u></li> <li>自動車道は、BGM を新港中央広場での特別演出の音楽と同期したが、イベント案内と AR マーカーは設置しなかったためか、視点場として十分浸透しなかった。</li> </ul>
	<p>【遠景（大さん橋、山下公園等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大さん橋は、日常から港の夜景の視点場となっているが、海面や夜空を背景に、<u>参加した全ての施設が一望できるため、都市スケールで光の演出が行われていることが最も体感できる視点場</u>となっていた。ここを視点場にしたい写真を投稿する人が、新港中央広場に次いで多かった。</li> </ul>	<p>【遠景（大さん橋、山下公園等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ナビオス横浜と県警本部との間に参加施設がなく、遠景で見ると<u>2つのゾーンに分散して見えた。</u></li> <li>山下公園にイベント案内と AR マーカーを設置したが、参加者数は少なく、<u>視点場としては十分浸透しなかった。</u></li> </ul>

## 令和2年度 創造的イルミネーションイベント 開催概要

### 1 開催時期

令和2年11月20日（金）～12月26日（土） 18時～21時5分（予定）

### 2 会場

新港中央広場（横浜市中区新港1-5）と周辺エリア

### 3 名称

未定

### 4 実施概要

#### (1) 華やかで横浜らしいイルミネーション（常時展開）

- ▶ 新港中央広場全体を使って、華やかでゴージャスなイルミネーションを面的に装飾
- ▶ アイキャッチやフォトスポットとなるものを設け、横浜でしか体験できない、横浜らしいイルミネーションを展開

#### (2) 周辺エリアの施設も参加した光と音の一体的演出（時間限定の特別演出）

- ▶ 広場での30分に1回の特別演出として、横浜の歴史・文化・自然、日本の美を意識したテーマ・ストーリーでの光と音の演出を、周辺エリアの施設も参加して一体的に実施

時間 30分毎に5分間（計6回） ※18:30、19:00、19:30、20:00、20:30、21:00

視点場 メイン：新港中央広場、サブ：大さん橋

#### (3) 回遊型の参加プログラム（期間限定）

- ▶ 横浜の特徴である美しい水際線や地域文化資源、街のイルミネーションなどと、(1)や(2)とを組み合わせ、回遊型の参加プログラム（ナイトランやナイトウォーク等）を実施

### 5 都市美対策審議会への付議について

夜間景観に係る部分については、今後政策検討部会にお諮りしながら進めていきます。

ヨコハマの  
“いいトコ”  
“いいコト”  
大募集!

# 第10回

横浜 **人** まち

# デザイン賞

募集期間 R2. 5/1(金) ~ 6/30(火)

ヒトがいる  
マチがある  
ハマになる

魅力的なまちをめざして取り組み  
市民によるまちづくり活動や、  
まちの個性となる景観を  
表彰します。

## 第9回 横浜・人・まち・デザイン賞

### [地域まちづくり部門] 表彰事例



- 1 鶴見区の国道1号線沿いにおける住民と事業者が協働し実現した緑のまちづくり(鶴見区)
- 2 市場西中町の歴史と地域のつながりを生かした防災まちづくり(鶴見区)
- 3 美晴台の道に愛称をつけ、まちを分かりやすく、明るく、楽しく、魅力的にする(港南区)
- 4 地域の魅力を生かした災害に強いまちづくり~寺前東町・寺前西町・金沢町地域の取組~(金沢区)
- 5 奈良町地域における交流拠点づくり~どんな時もつながり合える街の家族~(青葉区)
- 6 魅力あるまちを次世代に引き継ぐ緑いっぱいのもちづくり(栄区)

## 第9回 横浜・人・まち・デザイン賞

### [まちなみ景観部門] 表彰事例



- 1 Tinys Yokohama Hinodecho [タイニーズ横浜日ノ出町] (中区)
- 2 CASACO (西区)
- 3 左近山みんなのにわ (旭区)
- 4 横浜北線及び岸谷生麦線高架下緑地 ~首都高高架下からキリンビール横浜工場へと続く緑豊かな散策路~(鶴見区)
- 5 THE BAYS & 中区役所別館(中区)
- 6 スマートイルミネーション横浜(中区)
- 7 たまプラーザ駅とたまプラーザ テラス(青葉区)

## 地域まちづくり部門

■ 活動の名称

---

■ 応募・推薦理由

---

■ 活動団体の連絡先

名称: \_\_\_\_\_ 電話番号: \_\_\_\_\_

住所:〒 \_\_\_\_\_

メールアドレス: \_\_\_\_\_

■ 活動概要 (他薦の場合は分かる範囲でご記入ください)

① いつから	② どこで
③ 何を	④ どのような効果がある

## まちなみ景観部門

※写真を添付する場合は電子申請での応募をお願いします。

■ 景観の名称

---

■ 応募・推薦理由

---

■ 対象の所在地

区 \_\_\_\_\_ 町 \_\_\_\_\_

---

■ 付近の案内図 (応募・推薦したい場所が分かるようにご記入ください)



# 地域まちづくり部門

市民が自ら主体となって、創意工夫し、地域まちづくりを推進している活動を募集します。活動の主体となる団体と、その取組を支援した個人または団体を表彰します。



## 地域まちづくり部門の募集にあたって

横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会長  
室田 昌子 (東京都大学環境学部教授)

横浜市の魅力の一つに多様で活発な市民活動があります。地域まちづくり活動も、各地で市民自ら多様な地域問題を果敢に解決したり、地域ならではの魅力づくりに取り組んでいます。一つ一つの活動が全体として横浜を盛り上げ支えているのだと思います。横浜市は住みたい街として全国でも常にトップクラスにあります。横浜市民の地道なまちづくり活動の成果でもあります。是非、皆さんの身近なまちづくり活動を応募しアピールしていただければ幸いです。

## 受賞活動の例

### ● 市場西中町の歴史と地域のつながりを生かした防災まちづくり(第9回)

#### 【概要】

地域の防災課題を住民全体で共有し、協力することで、道路拡幅やマンホールトイレ、かまどスツールを備えた広場整備等の数多くの防災対策を実現しています。幅広い世代の交流と地域に対する愛着を醸成し、ずっと住みたいと思うまちの実現に向けて活動しています。



#### 【受賞者のコメント】

不燃家屋、道路拡幅、防災公園・歩道の整備等が終わり新たに防災マップを作製しました。ハザードマップ、防災訓練と合わせてみんなが災害時の対応を共有し、自助・近助(所)・共助ができる町、そして吸い殻やごみの無い「美しいまちづくり」を目指していきます。それが永く住まう町だから。

## 募集対象

- 横浜市内における地域まちづくりであること。
- おおむね3年以上の取組実績があること。

## 選考の視点

- 公共性(地域社会への貢献)
- 今後の活動の継続性・発展性
- 積極性
- 創意工夫
- 地域住民等の幅広い参加や他団体との連携

## 選考について

選考は令和3年1月頃、表彰式は5月頃開催予定です。

### 地域まちづくり部門

横浜市地域まちづくり推進条例に基づいて、横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会が選考します。

### 選考委員 (横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会)

- 東京都大学環境学部教授 室田 昌子
- 株式会社イータウン代表取締役 齋藤 保
- 公募市民委員 五十嵐 洋志
- まちひとこと総合計画室代表 田邊 寛子
- 株式会社GENプランニング代表取締役 奥村 玄

### まちなみ景観部門

横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づいて、横浜市都市美対策審議会表彰広報部会が選考します。

### 選考委員 (横浜市都市美対策審議会表彰広報部会)

- ◆ 関東学院大学名誉教授(建築史) 関 和明
- ◆ 横浜商工会議所 大西 晴之
- ◆ 公益財団法人日本文藝家協会会員 鈴木 智恵子
- ◆ 東京工業大学環境・社会理工学院准教授(景観) 真田 純子
- ◆ 公募市民委員 中島 美紅

# まちなみ景観部門

地域の個性と魅力をつくりだしている「まちなみ」や「建造物」を募集します。景観づくりに貢献した事業者、設計者、施工者などを表彰します。



## まちなみ景観部門の募集にあたって

横浜市都市美対策審議会表彰広報部会長  
関 和明 (関東学院大学名誉教授[建築史])

横浜のまちなみをつくっている建物や公園、道や橋、広場や庭園、新しい使い方をされた古い建物などには、「素敵だ、美しいデザインだ、いろいろな工夫がされている、丁寧に創られている、大切にしたい」と、みなさんが感じるものがきっとあるはず。その中にはまちづくりの活動から生まれた場所もあることでしょう。自薦でも他薦でもOKですので是非たくさん応募していただき、まちのたずまいをさらに魅力的にしていきたいと思います。

## 受賞景観の例

### ◆ CASACO(第9回)

#### 【概要】

多世代多国籍の人々が集う場所として2016年にオープン、「ヨコハマ市民まち普請事業」により築約70年の長屋をリノベーションしたもので、軒先は誰でも気軽に入りやすく感じられるよう開放され、石量には野毛坂のピンコロ石を再利用しています。



#### 【受賞者のコメント】

私たちの想いを叶えるためには、地域の協力が必要不可欠で、よそ者の私たちは、試行錯誤の繰り返しでした。地域の方が長年親んできた野毛坂のピンコロ石を地域の方と敷いたことをはじめ「作る」ところから地域を巻き込めたこと、そして人々が通りがかりにふらっと立ち寄りやすい仕組み(軒下を作り、中と外の視線を合わせる等)を評価いただけたのではないかと存じます。

## 募集対象

- ◆ 横浜市内に存する「まちなみ」や「建造物」であること。
- ◆ おおむね10年以内に、新しく造られたもの、歴史的建造物等が再生されたものであること。

## 選考の視点

- ◆ 地域の個性と魅力にあふれた、新しい景観の創造に寄与しているもの
- ◆ まちの活性化に寄与し、賑わいのある景観を形成しているもの
- ◆ 歴史的なまちなみ、及び自然景観の保全に寄与しているもの
- ◆ 横浜らしさの演出に寄与しているもの
- ◆ 景観と環境や福祉への配慮などの、先進的な取組が調和しているもの

「横浜市景観ビジョン」景観づくりの参考となる考え方やアイデアを紹介しています。ぜひご参照ください。

## 応募・推薦方法

- 右の応募はがきに必要な事項を御記入のうえ、切手をはらずにポストへ投函してください。
- 二次元コードや市のホームページからも応募できます。
- 「人まちデザイン」検索
- 自薦(地域まちづくり活動を行っている本人、建物所有者や設計者など)、他薦は問いません。
- 応募はがき1枚につき1件の記入とし、何件でも応募できます。
- 過去に「横浜まちづくり功労者賞」、「横浜まちなみ景観賞」及び「横浜・人・まち・デザイン賞」で表彰された活動及び景観は、事務局で確認のうえ、表彰の対象外とさせていただきます。
- お寄せいただいた情報や写真は、紙面やホームページ等で使用することがありますので、予め御了承ください。
- 写真については市に帰属し、永続的に自由に使用できるものとします。
- 案件の内容により、選考部門を調整することがありますので、予め御了承ください。
- 御提供いただいた個人情報、御応募いただいた案件に関する御連絡以外の目的には利用いたしません。

### スマートフォン(パソコン画面)



※写真を添付する場合はこちらの画面から応募をお願いします。

郵便はがき



2 3 1 - 8 7 9 0

005

横浜市中区本町6丁目50番地の10  
横浜市都市整備局景観調整課  
横浜・人・まち・デザイン賞事務局 行

## 地域まちづくり部門

■ 応募者氏名 \_\_\_\_\_ どちらかに○をつけてください 自薦 他薦  
※ 応募者の氏名を活動団体へ伝える場合があります。  
■ 応募者住所 〒 \_\_\_\_\_  
■ 応募者電話番号 \_\_\_\_\_

今回の募集をどこで知りましたか  
1. 市役所 2. 区役所 3. 学校 4. その他公共施設(具体的に) \_\_\_\_\_  
5. 新聞・雑誌 6. ホームページ 7. 友人・知り合いから 8. その他( ) \_\_\_\_\_  
この賞があることを知っていましたか  
1. 以前から知っていた 2. 今回初めて知った



8< 切り取り

郵便はがき



2 3 1 - 8 7 9 0

005

横浜市中区本町6丁目50番地の10  
横浜市都市整備局景観調整課  
横浜・人・まち・デザイン賞事務局 行

## まちなみ景観部門

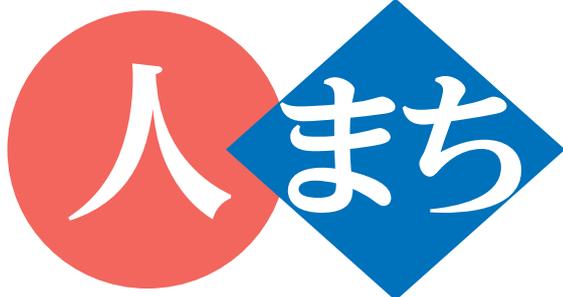
■ 応募者氏名 \_\_\_\_\_ どちらかに○をつけてください 自薦 他薦  
■ 応募者住所 〒 \_\_\_\_\_  
■ 応募者電話番号 \_\_\_\_\_

今回の募集をどこで知りましたか  
1. 市役所 2. 区役所 3. 学校 4. その他公共施設(具体的に) \_\_\_\_\_  
5. 新聞・雑誌 6. ホームページ 7. 友人・知り合いから 8. その他( ) \_\_\_\_\_  
この賞があることを知っていましたか  
1. 以前から知っていた 2. 今回初めて知った



# 第10回

# 横浜



# デザイン賞



ヨコハマの  
“いいトコ”  
“いいコト”  
大募集!

魅力的なまちをめざして取り組む市民によるまちづくり活動や、  
まちの個性となる景観を表彰します。

ヒトがいる  
マチがある  
ハマになる



市役所、区役所、地区センター等で配布している募集リーフレットの応募はがき  
または横浜市都市整備局のホームページから応募してください。



応募はコチラ

問合せ先



地域まちづくり部門

市民が自ら主体となって、創意工夫し、地域まちづくりを推進している活動を募集します。活動の主体となる団体と、その取組を支援した個人または団体を表彰します。

[横浜市都市整備局地域まちづくり課] Tel:045-671-2696 Fax:045-663-8641



まちなみ景観部門

地域の個性と魅力をつくりだしている「まちなみ」や「建造物」を募集します。景観づくりに貢献した事業者、設計者、施工者などを表彰します。

[横浜市都市整備局景観調整課] Tel:045-671-3470 Fax:045-550-4935

応募締切

令和2年

6月30日(火)

## 横浜市都市美対策審議会 各部会の開催報告について&lt;非公開案件&gt;

**○魅力ある都市景観の形成について（審議）**（令和2年1月28日）（令和2年2月26日）<非公開>**【資料 政-4】****【付議理由】**

横浜市が山下ふ頭に誘致を目指すIR（統合型リゾート）は、市が策定する実施方針に基づき事業者を公募し、事業者を選定した後、市と事業者で区域整備計画を策定することとなっている。

事業者公募に際し、山下ふ頭における景観形成に求められる考え方についてご意見を伺うため、政策検討部会に付議した。

**【概要】**

- ・ 横浜が目指すIRの姿を示す「横浜IRの方向性」に記載する都市デザイン・景観形成に関するコンセプトと、さらに詳細に事業者に提示する「横浜IR景観デザインノート」の内容を提示した。

**【結論】**

2回の部会を踏まえ「全体として概ね了承するが、さらに精度を増すために各委員に個別にヒアリングし、結果を部会長に報告する。」こととなり、各委員に個別ヒアリングを行った後、部会長に確認して頂いたうえで最終案としてまとめた。

# 魅力ある都市景観の形成について

## 主旨

横浜市が目指す I R の姿を発信する「横浜 I R (統合型リゾート) の方向性」において、都市デザイン・景観形成について記載するとともに、市が事業者を求める事項を「横浜 I R 景観デザインノート」としてとりまとめ、実施方針・公募要項に添付します。この内容についてご審議をお願いします。

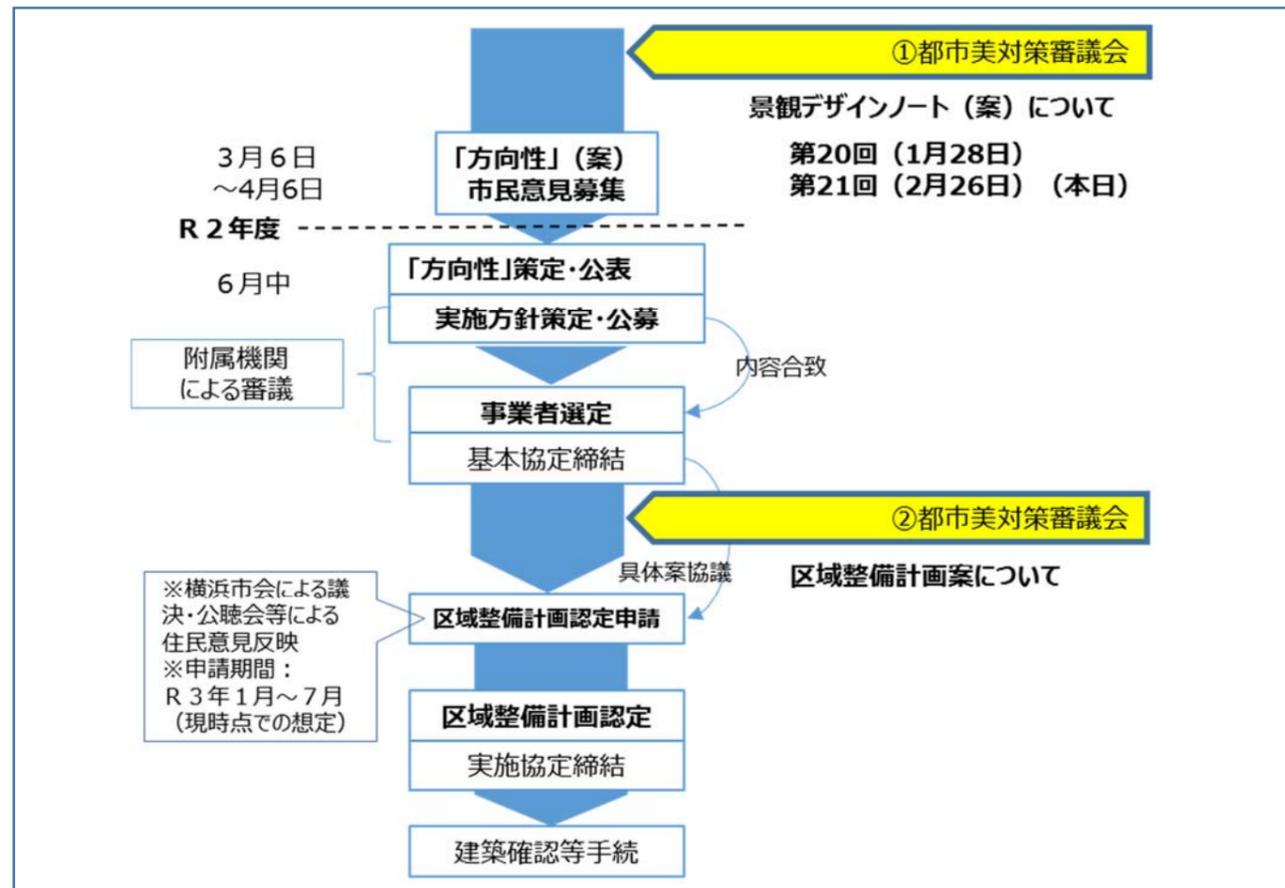
## 1 具体的な進め方

I R 推進事業では、横浜が目指す I R の姿を「横浜 I R (統合型リゾート) の方向性」(以下、「方向性」)として取りまとめ、市民意見募集を行い、実施方針を策定した上で、事業者を公募することとしています。

このうち景観に関する考え方については、方向性で都市デザイン・景観形成に関する 4 つのコンセプトを記載するとともに、さらに詳細に事業者に提示するものを「横浜 I R 景観デザインノート」(以下、「景観デザインノート」)としてまとめ、実施方針・公募要項に添付します。この内容についてご意見をいただきます。-①

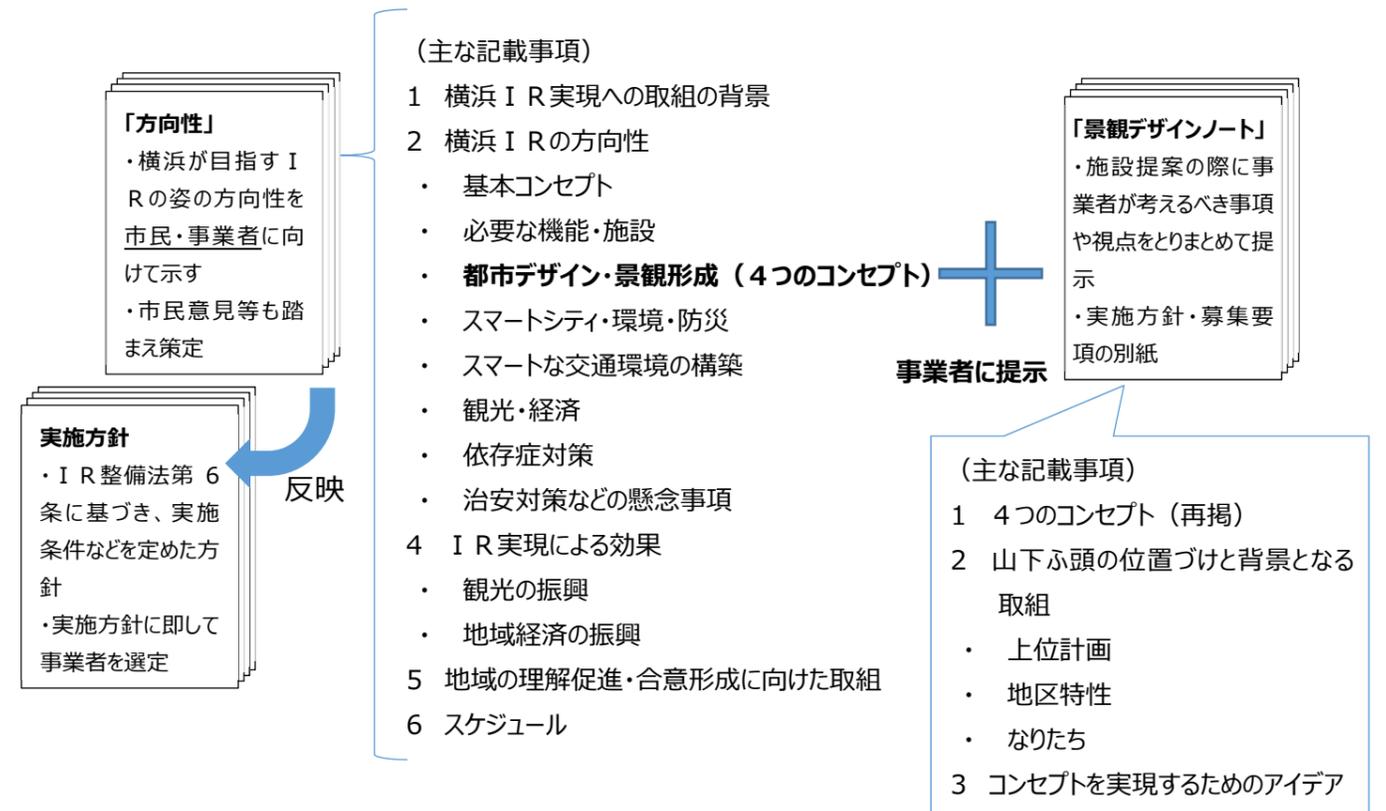
さらに、事業者を選定した後、市と事業者で策定する区域整備計画案についてご意見をいただきます。-②

### 今後のスケジュール (想定)

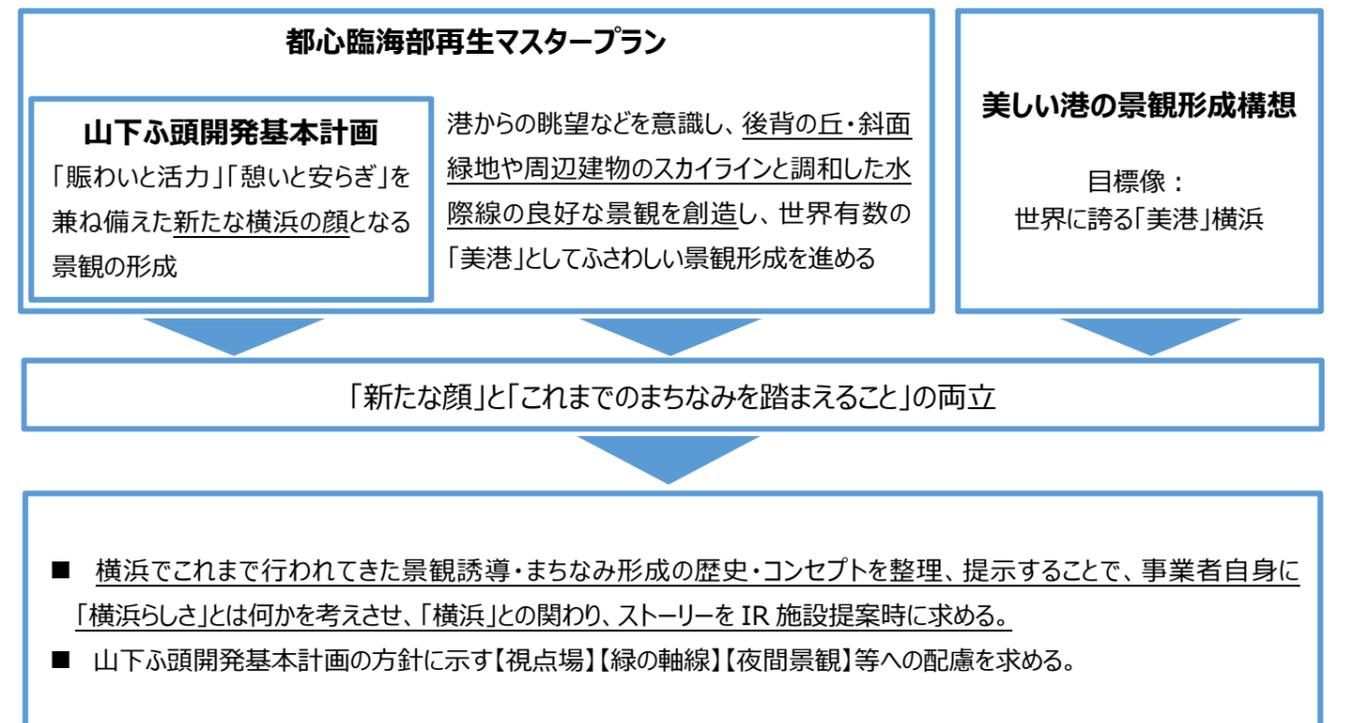


※ 区域整備計画：横浜市と選定した事業者が共同して、I R 施設の具体的な規模及び機能、I R 事業の具体的な計画、I R 区域の周辺地域の開発並びに整備などを定めた計画。国へ申請し認定を受ける。

## 2 「方向性」と「景観デザインノート」の位置づけ



## 3 山下ふ頭における都市景観の考え方



(案)

# 横浜 I R 景観デザインノート

～横浜市の考える創造的な景観形成～



## はじめに ～『横浜 I R』の方向性と景観デザインノートの位置づけ～

安政6年（1859）の開港を機に、海外諸国との交易の中心となった横浜は、世界中から集まる人・モノ・情報・文化であふれ、文明開化の名の元に、近代日本の成長をけん引する国際的な港湾都市として、目覚ましい発展を遂げてきました。その後の震災や戦災、東京一極集中の人口急増など横浜の5重苦と言われた困難な状況においても、個性ある自立都市を目指す熱意と気概を持ち、六大事業に着手し、みなとみらい21地区をはじめとする事業を着実に進め、人口374万人、最大の基礎自治体として、日本有数の経済都市に成長してきました。

今後、横浜においても人口減少、超高齢社会等、様々な社会経済情勢の変化が見込まれます。そうした中でも、市民が生き生きと暮らし、魅力と活力あふれる都市であり続けるため、横浜は今ある「横浜らしさ」に誇りを持ちながら、新しい文化を迎え入れ、将来を見据えた新たな「横浜らしさ」の創造に向けてチャレンジする必要があります。

現在、横浜は開港からの異国情緒の残る山下公園、元町、中華街や、若者に人気のみなとみらい21地区など、日本有数の観光地として多くの人で賑わっています。また、パシフィコ横浜では、多くの国際会議などが開かれ、「グローバルMICE都市」としての地位を築いてきました。

### 【基本コンセプト】

『横浜IR』では、世界水準のMICE施設、ホテル、エンターテインメントや最先端のテクノロジー(技術)を駆使した未来の街を、これまで築き上げてきた都心臨海部の街の魅力や資源と一体的に整備し、融合していくことで、相乗効果を最大限に発揮するとともに、新たな魅力・資源をハイブリッド（混成）に創造し、横浜の観光・経済にイノベーション(革新)をもたらしていきます。そして、横浜都心臨海部がこれからも、横浜市民の憩いの場であるとともに、世界各国の人々が、日本に行ってみよう！日本に行くなら横浜に行ってみよう！そう思ってもらえる“横浜イノベーションIR”を目指していきます。

### 【景観デザインノートの位置づけ】

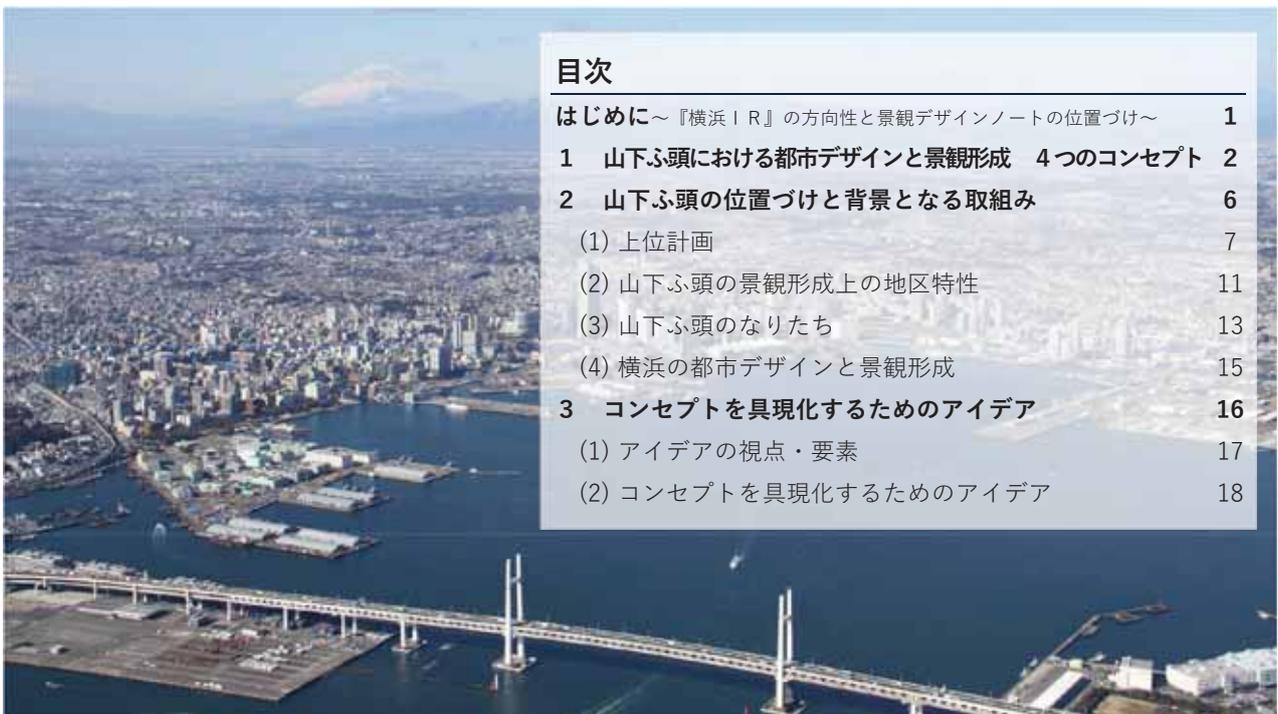
この景観デザインノートは、『横浜IRの方向性』における「都市デザイン・景観形成」について、上位計画や地区特性、歴史、これまでのまちづくりの取組を十分に踏まえつつ、事業提案者とともに21世紀を象徴するような新しい横浜の都市デザイン・景観づくりに挑戦していくためのものになります。

## 《山下ふ頭の目指す姿》

横浜やインナーハーバーの地区特性や歴史、これまでのまちづくりの取組を十分に踏まえつつ、  
**山下ふ頭では、21世紀を象徴するような、  
新しい横浜の都市デザイン・景観づくりに挑戦します。**

### 目次

はじめに～『横浜 I R』の方向性と景観デザインノートの位置づけ～	1
<b>1 山下ふ頭における都市デザインと景観形成 4つのコンセプト</b>	<b>2</b>
<b>2 山下ふ頭の位置づけと背景となる取組み</b>	<b>6</b>
(1) 上位計画	7
(2) 山下ふ頭の景観形成上の地区特性	11
(3) 山下ふ頭のなりたち	13
(4) 横浜の都市デザインと景観形成	15
<b>3 コンセプトを具現化するためのアイデア</b>	<b>16</b>
(1) アイデアの視点・要素	17
(2) コンセプトを具現化するためのアイデア	18



山下ふ頭における  
都市デザインと景観形成  
4つのコンセプト

～『横浜IR（統合型リゾート）の方向性』より～

1

# 1 山下ふ頭における都市デザインと景観形成 4つのコンセプト

～『横浜IR（統合型リゾート）の方向性』より～

## 都市デザイン・景観形成に係る上位計画

### 横浜市都心臨海部再生マスタープラン

▶▶▶ P7

#### ◆ 3つの基本戦略

- ① 次の時代の横浜の活力をけん引するビジネス・産業づくり
- ② 豊かな想像力・市民力が息づく横浜スタイルの暮らしづくり
- ③ 個性豊かなまちの魅力をつなぎ港と共に発展する都心づくり

#### ◆ 5つの施策

- ① 世界中の人々を惹き付ける空間・拠点の形成（都市デザインによる創造性豊かな空間づくり）
- ② まちを楽しむ多彩な交通の充実
- ③ 世界を先導するスマートな環境の創出
- ④ 災害に強い都心臨海部の実現
- ⑤ 都市活動の担い手が活躍する仕組み・体制の充実

### 横浜市山下ふ頭開発基本計画

▶▶▶ P9

- ◆ 目指す都市像 ハーバーリゾートの形成  
～世界が注目し、横浜が目的地となる都心臨海部にふさわしい新たな魅力創出～

#### ◆ 3つの視点と8つの基本計画方針

視点 1	観光・MICEを中心とした魅力的な賑わいの創出	[方針1] 国内外から多くの人を呼び込む賑わいの創出 [方針2] 地区内外の移動を支える交通ネットワークの形成 [方針3] 快適で回遊性のある歩行者動線の確保
視点 2	親水性豊かなウォーターフロントの創出	[方針4] 水と緑を身近に感じる空間づくり [方針5] 港町の魅力を高める景観形成
視点 3	環境に配慮したスマートエリアの創出	[方針6] 環境に配慮したまちづくり [方針7] 高い防災・安全性をもつまちづくり [方針8] わかりやすく利便性の高い魅力あるまちづくり

### 美しい港の景観形成構想

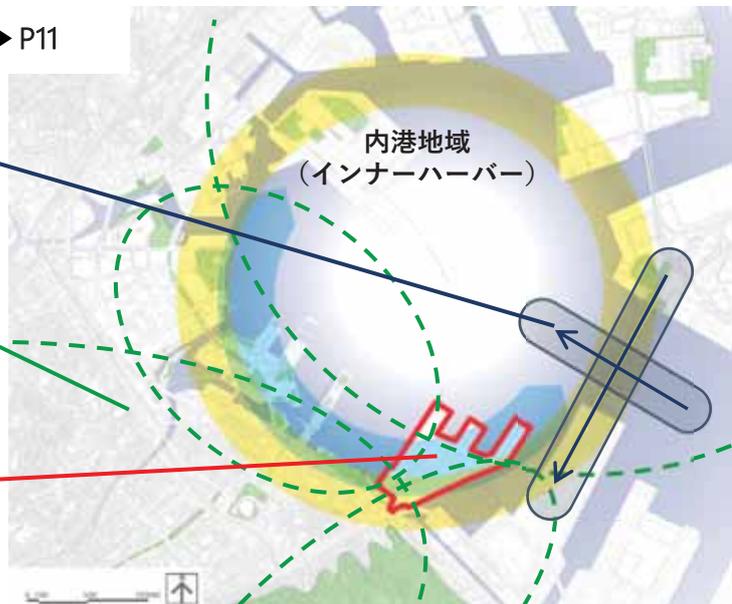
▶▶▶ P10

- 内港地域の景観形成 4つの視点
- ① リング状の港の構造を生かした景観の形成
  - ② 誰もが美しさを感じる景観の形成
  - ③ 横浜の港らしい特徴的な景観の形成
  - ④ 人々の生活・活動による賑わい景観の形成

### 山下ふ頭の地区特性

▶▶▶ P11

- 横浜、さらには日本の玄関口としての山下ふ頭
- 異なる景観的特徴を持つシーンに囲まれている
- インナーハーバーに位置し、既成市街地と隣接した広大な区域



横浜やインナーハーバーの地区特性、歴史、これまでのまちづくりの取組を十分踏まえつつ、  
**山下ふ頭では、21世紀を象徴するような、  
新しい横浜の都市デザイン・景観づくりに挑戦します。**

#### ■ 4つのコンセプト

山下ふ頭は、横浜の都心臨海部に残された唯一大規模開発の可能な土地です。そのことを最大限活かし、世界最高水準のIRとして、幅広い客層が楽しめる非日常的で印象的な空間を有し、また、これまで横浜の都心臨海部で築き上げた、市民に親しまれるウォーターフロントエリアの一部にもなる、「横浜イノベーションIR」を形成します。

横浜のそれぞれの時代を代表する景観に敬意を払いつつ、山下ふ頭を核としてインナーハーバー全体が都市としての魅力をさらに高める、21世紀を象徴するような新しい横浜の都市デザイン・景観づくりに挑戦します。その実現のためのコンセプトを掲げます。

### 1. 長く愛され、何度も訪れたい都市・横浜をつくる

山下ふ頭に多くの人々が訪れ、何度も訪れたい都市を実現します。

山下ふ頭の建造物や空間、それらにより形成される景観は、いたずらに刺激的なものではなく、**機能性と普遍的な美しさを兼ね備え、長期的にその価値を持ち続けるもの**を目指します。

また、山下ふ頭の開発は短期間に一体的に行われますが、一過性のものではなく、**常に新たな価値を生み出す取組を継続し、長期的に価値を持続・向上しつづけるもの**としていきます。

### 2. インナーハーバーの一員として、横浜の都市づくりの新たな1ページをつくる

インナーハーバーでは、関内地区や山手地区、みなとみらい21地区など、各地区、各時代の景観的特徴を維持・創出してきました。これらの地区が、景観的な個性の発揮と調和のバランスをとりながらリング状につながっているのが、インナーハーバーの大きな特徴となっています。

山下ふ頭に生み出される景観は、**インナーハーバーに加わる新たな都市づくりの1ページとして、地域全体の景観と調和しつつ、山下ふ頭とこれまでの街並みの個性が対比しながらひきたてあうこと**で、都心臨海部の魅力を形成します。

### 3. 山下ふ頭だからできる景観体験の創造

山下ふ頭は、一体開発により広大な土地を一貫性のあるデザインとできることに大きな特徴と可能性があり。エリアを回遊しながら体験する景観は、**多様な物語性**があるものでなくてはなりません。

また、横浜の景観を楽しむ**新たな視点場、多様な水域を活用したアクティビティ**など多彩な体験の場の創出が可能です。ここに生まれる施設によって提供される横浜の新しい見え方、切り取り方は既存の横浜の景観的価値を更に向上するだけでなく、山下ふ頭自体にこれまでにない**体験**をもたらします。

### 4. 世界に“横浜を魅せる”これからの都市デザイン

都市・建築のデザインは、機能や人々の活動と切り離して考えることはできません。

横浜市では、SDGs未来都市、観光・MICE都市、文化芸術創造都市、イノベーション都市・横浜、ガーデンシティ横浜といった、未来のための政策やプロジェクトを進め、また、様々な主体により様々な活動を行っています。山下ふ頭ではこれからの横浜を代表する景観として、これらの**施策・活動と方向性を共にして、それを象徴的に体現するもの**であることが求められます。

象徴的な“魅せる”環境配慮や、横浜に集積する創造性の発露など、横浜のショーケースとしての独自性ある景観づくりや市民生活を豊かにするための、これまでに無い新たなウォーターフロントでの体験を創造すること等が更に進化した「横浜らしさ」につながります。



山下ふ頭の位置づけと  
背景となる取組み

2

## 2 山下ふ頭の位置づけと背景となる取組み

### (1) 上位計画

#### 横浜市都心臨海部再生マスタープラン

安政6年（1859）の開港以来、都心臨海部は横浜の中心部として発展してきました。昭和40年（1965年）には、横浜の骨格を築く「横浜の都市づくり将来計画の構想（六大事業\*）」を発表し、都心部強化事業として、みなとみらい21地区の造成に着手し、現在の都心臨海部を形成してきました。

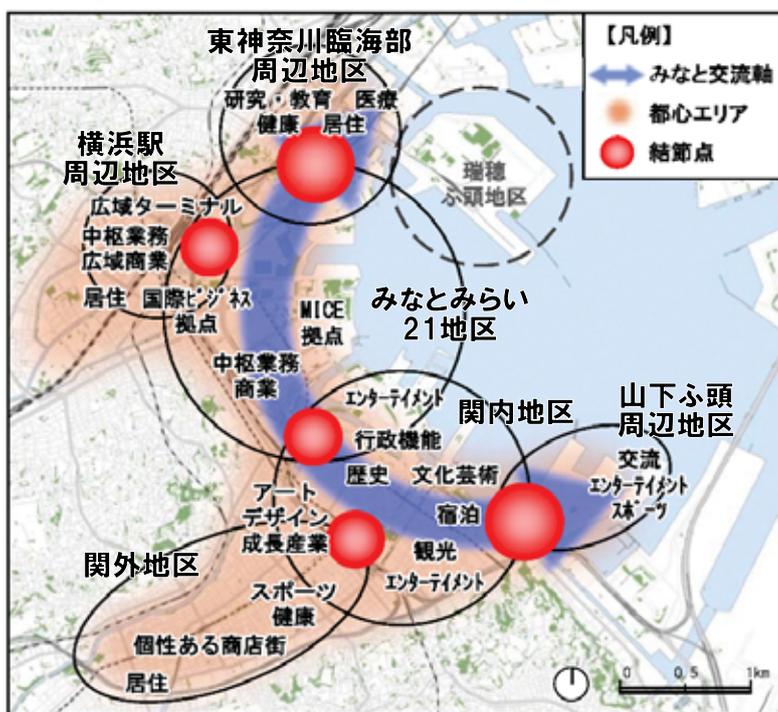
「横浜の都市づくり将来計画の構想」発表より約50年が経過し、人口減少・超高齢社会の到来による都市の活力低下、人・企業がより優れた活動・生活場所を「選ぶ」時代の到来、市民の価値観やライフスタイルの更なる多様化といった社会状況の変化が想定され、横浜のまちづくりとしての対応が求められています。

また、平成22年（2010年）には、横浜市インナーハーバー検討委員会から、都心臨海部・インナーハーバーにおけるまちづくりの方向性が提言されました。

将来の社会状況の変化に対応し、将来にわたり輝き続け、魅力にあふれた“世界都市”の顔としての都心臨海部を形成するため、横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内・関外地区、山下ふ頭周辺地区、東神奈川臨海部周辺地区の5地区を対象とした「都心臨海部再生マスタープラン」を平成27年（2015）2月に策定しました。

「世界が注目し、横浜が目的地となる新しい都心」を将来像として掲げ、この実現に向け、「3つの基本戦略」と、それに基づく「5つの施策」に取り組むこととしています。

※ 六大事業：都心部強化事業、金沢地先埋立事業、港北ニュータウン建設事業、高速鉄道（地下鉄）建設事業、高速道路網建設事業、横浜港ベイブリッジ建設事業の6事業



【都心臨海部 位置図】

#### 東神奈川臨海部周辺地区



神奈川台場の遺構や、横浜市中央卸売市場が立地しており、現在は、駅周辺の再開発や面整備の検討が進められています。

#### 横浜駅周辺地区



日本有数のターミナル駅である横浜駅を中心とする地区であり、国際都市の玄関口にふさわしいまちづくりを進めています。

#### みなとみらい21地区



横浜の自立性の強化等を目的に整備された新しい街であり、業務・商業機能、MICE拠点等が立地し、多くの人々が訪れています。

#### 関内・関外地区



開港の歴史が残る地区ですが、近年、業務・商業機能が相対的に低下しており、課題解決に向けたまちづくりが進められています。

## 世界から人々を惹きつける街の資源

### 港町横浜の 歴史・文化



街中には当時の面影を色濃く残す歴史的建造物や土木産業遺構が多く残り、まちづくりの中で保存・活用されています。また、異国情緒あふれる街並みや飲食店があり、開港の地ならではの国際的な雰囲気が感じられます。

### 都市空間



水際線を開放し、公園や緑地、パブリックスペース等の整備を積極的に行っています。これまで、地域の魅力と個性を生かした都市デザインの取組が展開され、美しさや楽しさが感じられる環境豊かな都市空間が形成されています。

### 都心機能



国際的な企業が立地する業務拠点や広域的な商業拠点、大規模コンベンション施設など横浜経済をけん引する都心機能が集積しています。また、都市型住宅やスポーツ施設、個性豊かな界限など都市に必要な機能が揃っています。

### 賑わい・市民活動

まちに誇りや愛着をもち、地域が主体的にまちづくりに取り組む風土が培われています。魅力的で賑わいのある商店街や、年間を通じて様々なイベントが開催される、活気あふれる街がつくられています。



## 横浜市山下ふ頭開発基本計画

都心臨海部を、今後も横浜の成長をけん引し、世界都市・横浜の顔として輝き続けるエリアとするため、平成27年（2015）9月に策定しました。都心臨海部及び横浜港における役割・機能分担を前提に、山下ふ頭の持つ大規模な開発空間や静穏な水域などの立地特性を生かし、観光・MICE機能を中心とした、これまでの横浜にはなかった、新たな賑わい拠点となる「ハーバーリゾートの形成」を目指し、3つの視点と、それに基づく8つの基本方針を定めています。

### 目指す都市像：ハーバーリゾートの形成

～世界が注目し、横浜が目的地となる都心臨海部にふさわしい新たな魅力創出～

#### 3つの視点と8つの基本方針

<b>【視点1】</b> 観光・MICEを中心とした魅力的な賑わいの創出	<b>【方針1】</b> 国内外から多くの人を呼び込む賑わいの創出 <b>【方針2】</b> 地区内外の移動を支える交通ネットワークの形成 <b>【方針3】</b> 快適で回遊性のある歩行者動線の確保
<b>【視点2】</b> 親水性豊かなウォーターフロントの創出	<b>【方針4】</b> 水と緑を身近に感じる空間づくり <b>【方針5】</b> 港町の魅力を高める景観形成
<b>【視点3】</b> 環境に配慮したスマートエリアの創出	<b>【方針6】</b> 環境に配慮したまちづくり <b>【方針7】</b> 高い防災・安全性をもつまちづくり <b>【方針8】</b> わかりやすく利便性の高い魅力あるまちづくり

#### 5つの視点場

山下ふ頭周辺には、様々な建築物や構造物、緑地や港の風景を望む眺望点があります。

特に、山下公園や大さん橋、横浜ベイブリッジなどの各視点場から山下ふ頭への眺望は、今後重要な景観要素となります。

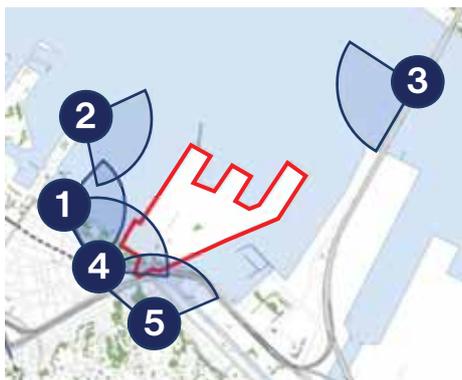
視点場① 山下公園



視点場② 大さん橋



視点場③ 横浜ベイブリッジ（海上）



視点場④  
 マリンタワー  
 （俯瞰眺望）



視点場⑤  
 港の見える丘公園  
 （俯瞰眺望）



## 美しい港の景観形成構想

本構想は、「美しい港」をテーマに、横浜市が内港地域の景観形成を行っていくうえでの目標像や方針をとりまとめたものです。今後、新たに土地利用の転換などが行われる際の景観面からの配慮や、現在の取組効果や課題の検証などを行う際に、「美港」を形成するための基本的なツールとして活用していきます。

### 目標像：世界に誇る「美港」横浜

#### 内港地域の景観形成4つの視点

- ① リング状の港の構造を生かした景観の形成
- ② 誰もが美しさを感じる景観の形成
- ③ 横浜の港らしい特徴的な景観の形成
- ④ 人々の生活・活動による賑わい景観の形成



### コラム01 山手地区のなりたちと取組

横浜の山手地区は、洋館が建ち並ぶ歴史ある地区、また閑静な住宅街として、一定の観光客の受入れや、山の手からの眺望確保といった課題に丁寧に対応することで、風致を保ってきました。そのため、山手に隣接する山下ふ頭の開発も、山手の閑静な雰囲気に配慮しつつ、港の見える丘公園から見た時にも美しい景色となる開発であることが必要です。

#### 【山手地区のなりたち】

安政6年（1859）の開港以降、外国人居留地として国際色豊かな街並みが形成されましたが、大正12年（1923）の関東大震災により大きな被害を受け、現存する西洋館のほとんどはそれ以降のものとなります。また、明治以降、幼稚園から大学まで多くの教育機関が立地し、文教地区としての側面も持ち合わせています。第2次世界大戦による被害は比較的小さく済みましたが、昭和40年代後半の接収解除後のマンション建設ブームを受け、昭和47年（1972）に山手町をはじめとして近隣の元町、石川町、新山下などを対象に要綱を策定し、景観保全を図ってきました。



#### 【山手地区のまちづくりの取組】

要綱の運用と合わせ、街づくり協議指針、地区計画等の導入や、地元主体のよりきめ細かいまちづくり協定も定め、行政と地元が連携してまちづくりを行っています。さらに、平成16年（2004）の景観法制定を受け、これまでの協議型のまちづくりを継承し今後もより良い景観形成を図るため、「景観計画」、「都市景観協議地区」、「山手地区都市景観形成ガイドライン(以下「ガイドライン」)」を定め、山手地区の街並みをさらに魅力的なものとし、国際色豊かな特色を発信するまちづくりを行っています。これらの取組により、緑豊かで閑静な異国情緒あふれる住宅・文教地区として多くの人々に親しまれています。

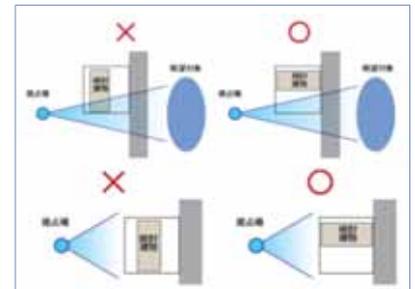


図1 視点場からの眺望に配慮した工夫

#### 【山手地区の眺望】

眺望景観を地区の重要な景観資源として保全し、魅力ある景観形成を図るため、景観計画及び都市景観協議地区において、視点場を定め、ガイドラインに、視点場から眺望対象への見通しを阻害しないための工夫や配慮事項（図1）をまとめています。また、景観計画では、港の見える丘公園やイタリア山庭園などの視点場からの眺望を阻害しないように、建築物の最高高さも定めています。（図2）

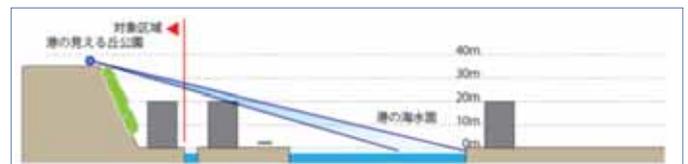


図2 港の見える丘公園から新山下地区方向の眺望の断面の例



視点場からの眺望例（港の見える丘公園から新山下地区方向の眺望）

## 2 山下ふ頭の位置づけと背景となる取組み

### (2) 山下ふ頭の景観形成上の地区特性

豊かな水・緑と歴史的建造物や先進的なまちづくりが織りなす景観は、横浜の特徴かつ最大の魅力であり、「横浜らしさ」の重要な要素となっています。とりわけ、都心臨海部と横浜ベイブリッジに囲まれた内港地域（インナーハーバー）は「港町ヨコハマ」の象徴であり、原点であるといえます。

そこでまず、山下ふ頭の地理的な特徴や景観形成上の位置付けを整理します。

#### ■ インナーハーバーに位置し、既成市街地と隣接した広大な区域

- ・ 山下ふ頭は、横浜ベイブリッジより内側のインナーハーバーに位置し、東神奈川臨海部周辺地区、横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区及び関内・関外地区とともに、都心臨海部を形成しています。
- ・ 山下ふ頭は、既成市街地と隣接した位置に約47haという広大な土地を有する都心臨海部の拠点の一つであり、横浜市民にとって貴重な場所です。これまで築き上げてきた街並みや美しい港の風景を活かした一体的な景観を創り上げるとともに、地続きで接する横浜を代表する観光地である山下公園、中華街、港の見える丘公園などと一体となった豊かな緑地空間の形成、水際線の連続した緑地・プロムナードの確保や水域利用を行うことで、既存の都心臨海部の各機能が有機的に融合し、魅力的なエリアを形成することができます。

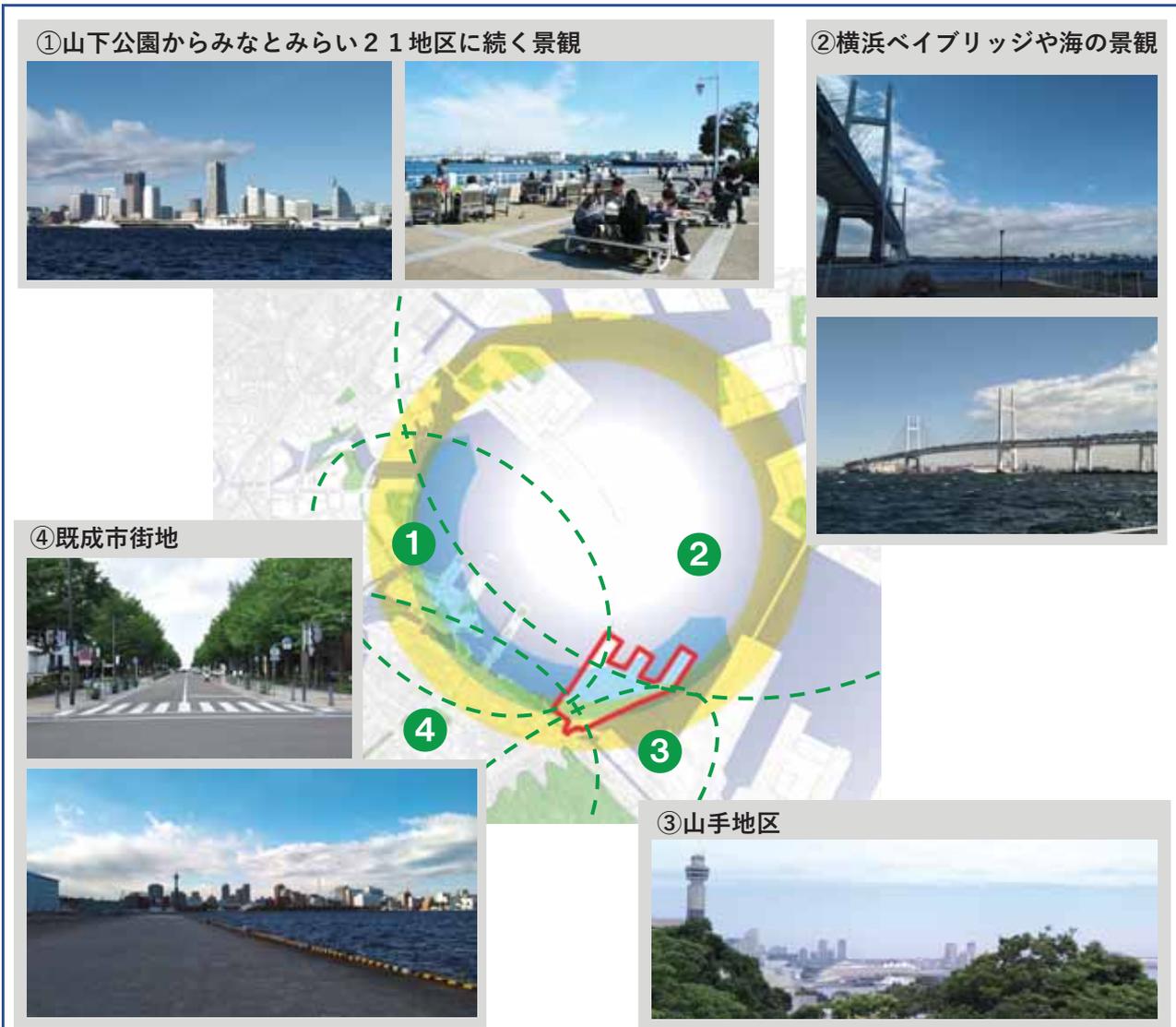


## ■横浜、さらには日本の玄関口としての山下ふ頭

- ・山下ふ頭はインナーハーバーの入口に位置し、横浜ベイブリッジを走る車や横浜ベイブリッジをくぐりながら入港する客船から見える都心臨海部の景観上、重要な位置にあります。また、山下ふ頭の基部は、関内・関外地区との結節点であり、都心臨海部における回遊性向上につながる重要な位置となっています。
- ・最寄りの横浜高速鉄道「元町・中華街駅」まで徒歩約5分、首都高速道路にも近く、羽田空港など各方面から高いアクセス性を有しています。市内はもとより、日本各地への送客機能を整備することで、横浜だけでなく、日本の玄関口としての機能を担うことができます。
- ・既存の岸壁を活用し、新たな水上交通発着拠点の整備や、河川を含めた新たなアクセスルートを形成することで、観光資源としても魅力的な水上交通ネットワークの強化・拡充を図ることができます。

## ■異なる景観的特徴を持つシーンに囲まれている

- ・山下公園からみなとみらい21地区に続く景観、横浜ベイブリッジや海の景観、山手地区、関内や中華街などの既成市街地といった、異なる景観的特徴のある地区に囲まれています。
- ・各地区に点在する視点場からの山下ふ頭への眺望は、今後重要な景観要素となります。
- ・山下ふ頭は半島状に海に突出し、3方性格の異なる海に囲まれており、この特徴を生かした親水空間やプロムナード等の歩行者空間、様々なアクティビティ、新たな視点場等を設けることで、魅力的な空間が形成されます。



## 2 山下ふ頭の位置づけと背景となる取組み

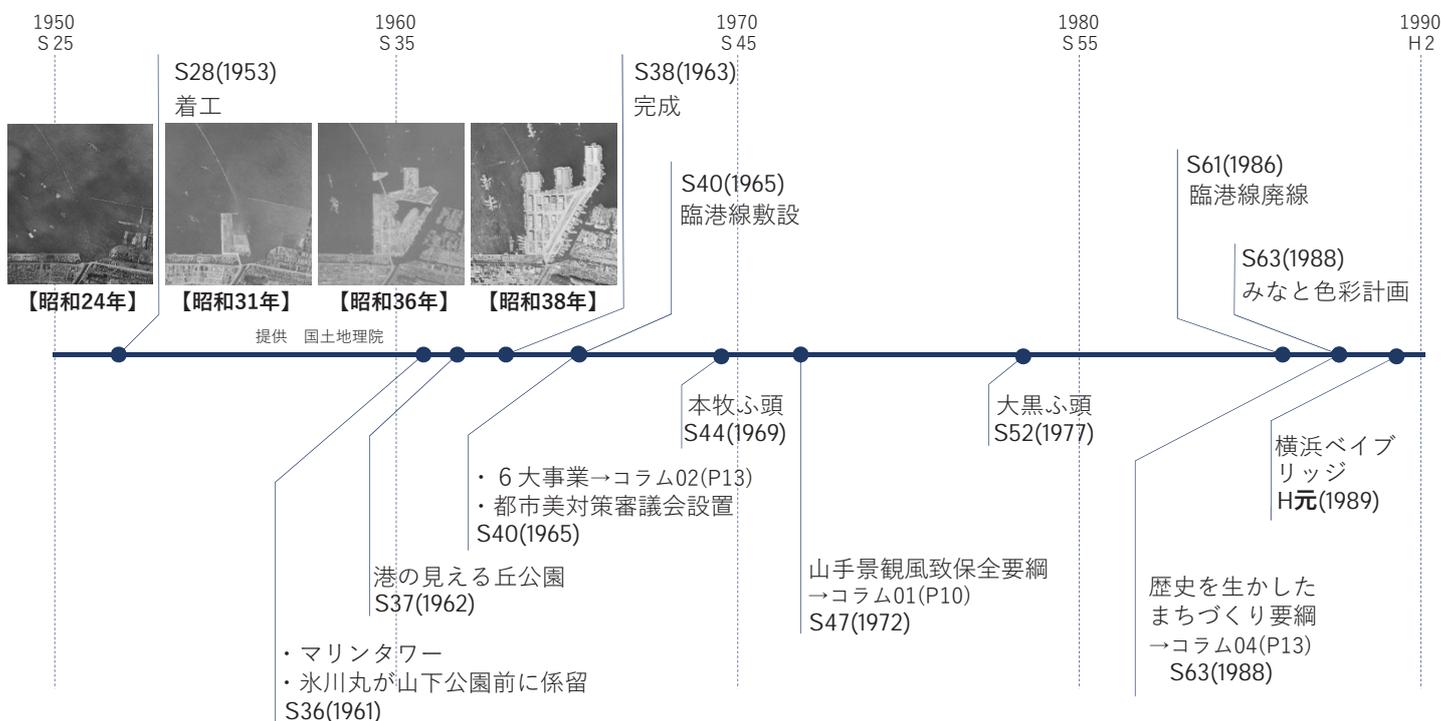
### (3) 山下ふ頭のなりたち

山下ふ頭は、横浜港の機能強化のため昭和28年（1953）から埋立を開始し、段階的に拡張しながら、昭和38年（1963）に基本施設が完成、現在の突堤3本・10バースの姿となりました。昭和40年（1965）には臨港線の敷設とともに山下埠頭駅が置かれるなど、昭和30～40年代の高度経済成長期から横浜港を支える主力ふ頭として長らくその役割を果たしてきました。

完成から50年以上経過し、施設の老朽化やコンテナ化などの物流環境の変化に伴い、その果たすべき役割を見直す時期に来ていたことから、「横浜市中期4か年計画2014～2017」や「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」及び「横浜港港湾計画の改訂」を踏まえ、平成27年（2015）に「ハーバードの形成」を目指す「横浜市山下ふ頭開発基本計画」を策定し、再開発の方向性を決めました。また、既存の物流機能については、移転を契機として倉庫等の高機能化を促進し、「ミナトの質的転換」を図っています。



昭和38年頃の山下ふ頭の様子



#### コラム02 6大事業

##### ～前向きの都市づくり～

昭和40年（1965）、横浜市は戦災とその後の接収による復興の遅れ、高度経済成長期の乱開発などによる「五大戦争」と称された都市問題を解決し、横浜の都市構造を長期的に変革する戦略的事業として「都心部強化事業」「金沢地先埋立事業」「港北ニュータウン建設事業」「高速鉄道建設事業」「高速道路網建設計画」「横浜ベイブリッジ建設事業」の6つのプロジェクトを発表し、自立性と独自性の高い都市を目指しました。これがいわゆる6大事業です。6つのプロジェクトは『それぞれ互いに関連をもち、補い合い、刺激しあいながら横浜市の将来の骨格となる』ことを目標としています。

※五大戦争：ごみ問題、道路交通の麻痺、環境破壊、水資源、公共用地の不足

#### コラム03 創造的協議

横浜市の景観は、長く都市デザインの手法の一つとして取り組まれてきたことから、創造的協議を大きな特徴としています。

創造的協議とは景観を単なる基準によるネガティブチェックでジャッジするのではなく、横浜やそのエリア、実際の敷地などの諸条件を鑑みながら、実際の事業とも方向性を擦り合わせ、アイデアを共につくっていく手法で、横浜らしさをつくる基本になっています。

cf.横浜市景観ビジョン（P72）  
「創造的協議により  
質を高める景観づくり」

#### コラム04 歴史を生かしたまちづくり

横浜は、安政6年（1859）の開港を機に発展した、歴史的にはまだまだ若い都市です。さらに、震災・戦災を経て、多くのものが失われました。それだけに、横浜のまちづくり・都市デザインは、「都市の記憶」としての歴史的建造物を、昭和63年（1988）に制定した「歴史を生かしたまちづくり要綱」など、様々な手法を駆使して残すことで、開港からの歴史をアイデンティティとして確立させてきました。これらの取組により、開港以降の近代建築や西洋館、土木遺産が残され、郊外部には農村の風情を伝える古民家や社寺が現在も息づいています。



## コラム05 水際線を楽しむプロムナード=開港の道

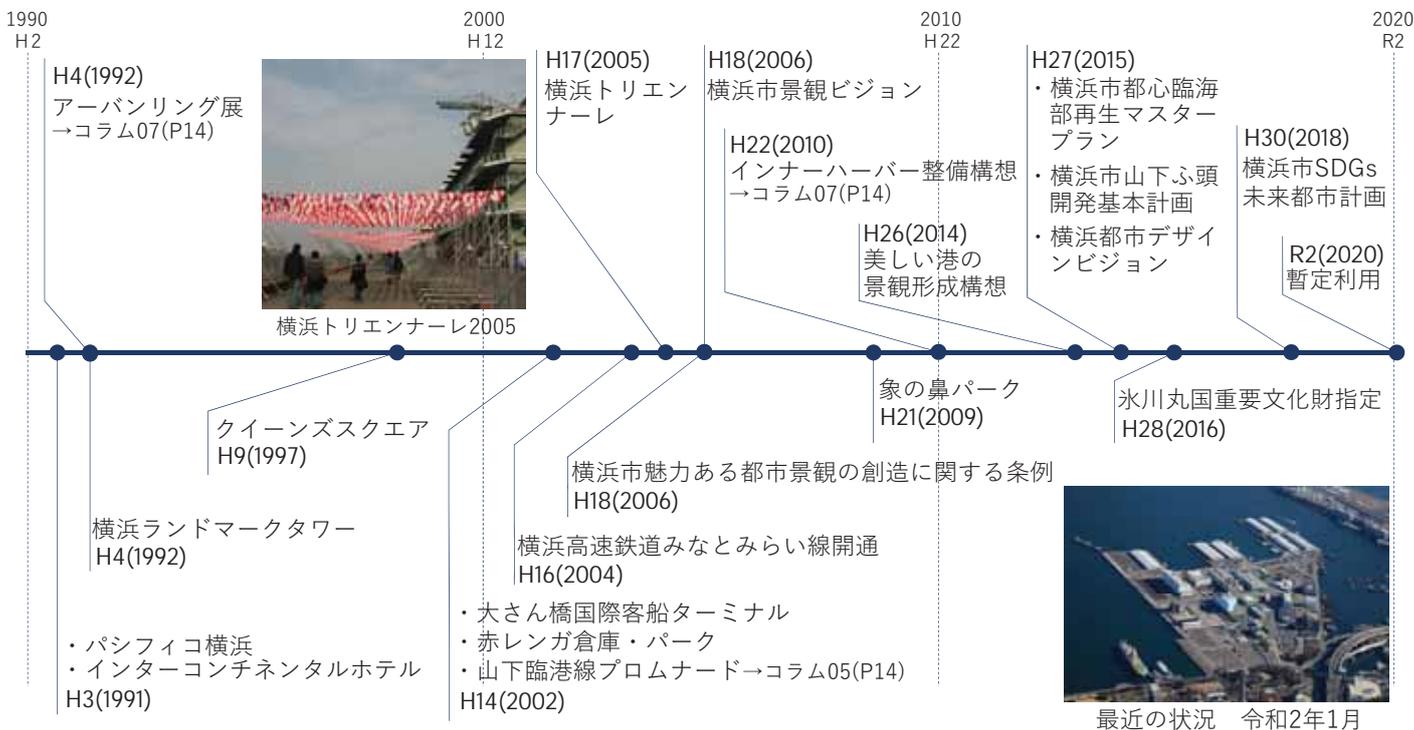
横浜では歩行者にやさしいまちづくりを進める中で、多くのプロムナードをその時その時の開発に合わせて整備してきました。平成9年（1997）には、桜木町方面とみなとみらい21新港地区を結ぶ臨港線跡地を「自動車道」として整備し、平成14年（2002）には、昭和61年（1986）まで貨物線として運行していた山下臨港線の高架橋跡を再活用し、赤レンガ倉庫から山下公園まで、港を眺めながら散策を楽しめる「山下臨港線プロムナード」をオープンしました。今後予定される東横線廃線跡地などもその一貫した取組みの一つになります。

このように長い時間をかけて行われてきたプロムナードの整備は、自動車道、ワールドポーターズ、サークルウォーク、赤レンガ倉庫パーク、臨港線プロムナード、象の鼻パーク、世界の広場、ポーリン橋、人形の家、フランス橋、と、いくつものプロジェクトを紡ぎ、現在は桜木町駅から港の見える丘公園までの3.2kmをほとんど車と交錯することなく、各時代の歴史をなぞりながら都心臨海部を散策できる「開港の道」となっています。

開港の道の途中に位置する山下ふ頭の開発では、都心臨海部の回遊性向上のため、これらプロムナードとの有機的な結合が求められています。



(左)自動車道  
(下)開港の道全体像



## コラム06 みなとみらい21地区の調和と対比

みなとみらい21中央地区の街は海に囲まれ、大さん橋や船上など、様々な場所から街全体の姿を見渡すことが可能なことから、建物一つ一つだけでなく、都市として一体的に美しく見えるように山側から海側へと緩やかに下がるスカイラインを設定しています。色も白色系に統一された高層ビル群であるスカイラインと、歴史ある赤レンガ倉庫に合わせて茶系で低層に抑えられた新港地区はコントラストを成し、お互いの魅力を高めるように計画されています。

また、埋立てによって新たにつくられたみなとみらいの海岸線は、横浜港の象徴である横浜ベイブリッジを焦点とする弧を描いています。6大事業はこのように細部のデザインも互いにリンクさせて計画されています。



## コラム07 アーバンリング展とインナーハーバー整備構想

6大事業の1つであるみなとみらい21地区やその隣のポートサイド地区の着工で将来像の一端が見え始めた平成4年（1992）に、内港（インナーハーバー）をぐるりと取り囲む2050年の円環状都市（アーバンリング）を都市の夢として描いた展覧会「アーバンリング展」を、横浜市などが主催して開催しました。横浜トリエンナーレ2005も山下ふ頭の将来の都市化を見据えて、戦略的に敷地に選定されています。

また、開港150年を迎えた平成21年（2009）には、このアーバンリング展を下敷きとして、開港200年の横浜を描く都市ビジョン「インナーハーバー整備構想」として、大学連携コンソーシアムから横浜市へ、提言されました。この提言の中では環境、交通、交流、産業、生活の5つの戦略が示され、海を中心にした文化都市と目標が設定されています。インナーハーバー構想中で、そのほかの未開発エリア=大黒ふ頭は新港湾産業エリア、瑞穂ふ頭がインターナショナルパーク、京浜臨海部は産業再生エリア、山下ふ頭は産業イノベーション拠点として描かれています。



## 2 山下ふ頭の位置づけと背景となる取組み

### (4) 横浜の都市デザインと景観形成

横浜市は日本の中でも先駆的に都市デザインに取り組んできました。横浜の都市デザインは【個性と魅力ある、人間のための都市をつくる】ことを目標として1960年代後半にはじまり、以来50年間、一貫性のあるまちづくりを進め、都市の魅力を生み出してきました。活動当初から掲げられてきた「7つの擁護すべき価値（7つの目標）」は歩行者にやさしいまちづくりに代表されるように、50年経った今も通用する、普遍的な価値として横浜市の都市デザイン活動の根幹を成しています。

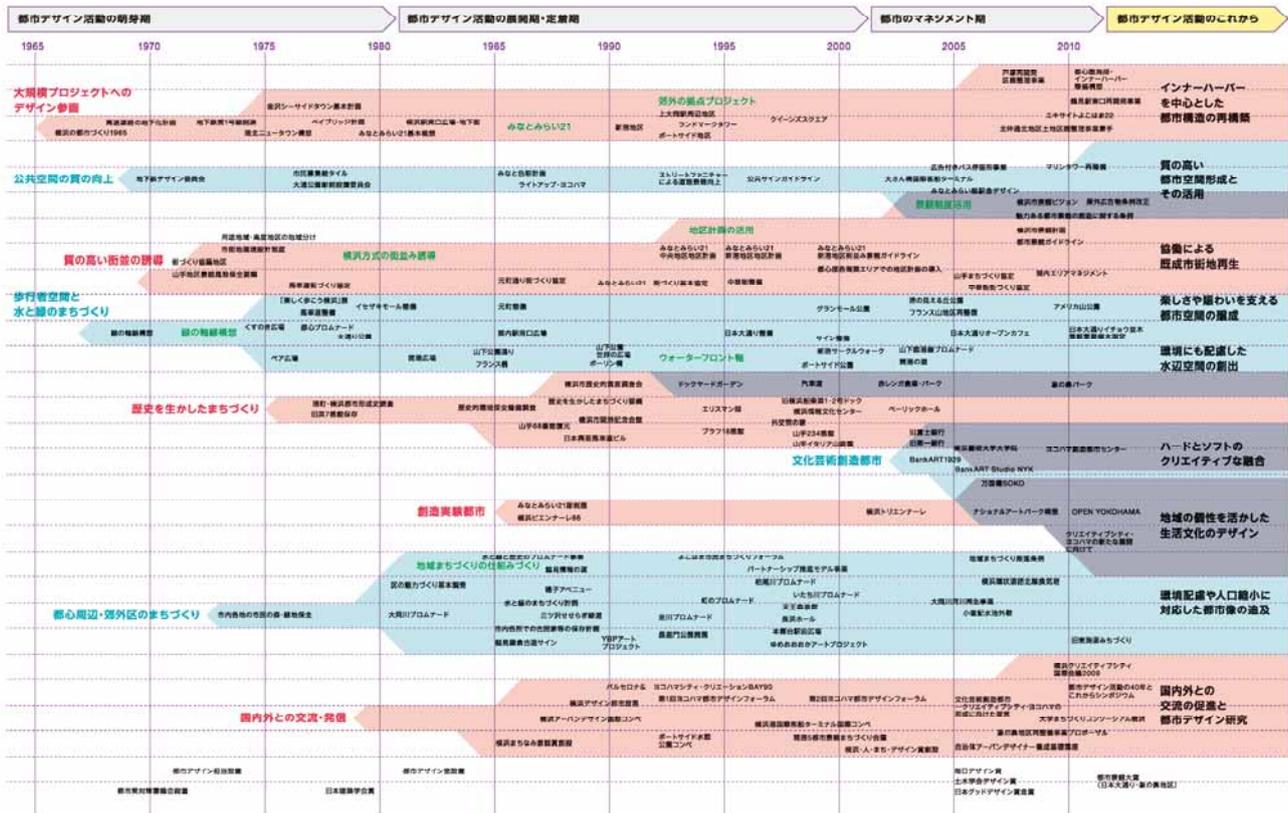


#### 7つの擁護すべき価値

- (1) 歩行者を擁護し、安全で快適な歩行者空間を確保する。
- (2) 人と人とのふれあえる場、コミュニケーションの場を増やす。
- (3) 地域の自然的特徴を大切に
- (4) 市街地内の緑やオープンスペースを豊かにする
- (5) 海、川、池など水辺空間を大切に
- (6) 地域の歴史的、文化的資産を豊かに
- (7) 街の形態的、視覚的美しさを創る

特に横浜の一番の個性である開港の地であるということが、街並みから感じ取ることのできるように、横浜の都市デザインでは歴史ある建物をきちんと残す「歴史を生かしたまちづくり」に力を入れてきました。それと同時に、その歴史的建造物に新たな機能や役割を与えることで、後世に建築を残しています。

そして、横浜は新しいものを受け入れる街でもあります。真っ白な横浜ベイブリッジやみなとみらい21地区、連続する丘のような大さん橋など、その進取の気質を表す新しいデザインもまた、横浜の魅力となっています。開港以来の歴史的な雰囲気と、それとコントラストをなす新しい街並みを組合せる手法、お互いの良さを際立たせ、街をめぐる人に横浜の多様性を感じさせます。また、横浜の景観形成は都市デザインの重要な手法のひとつです。景観法などの制度に先駆けて、デザインの調整や協議が行われてきた横浜には、景観形成の長年の蓄積があり、市民の誇りにもつながっています。



都市デザインの取組の展開

cf.横浜市都市整備局都市デザイン室 パンフレット「横浜の都市デザイン」

「個性ある都市 横浜の都市デザイン」(鹿島出版)

コンセプトを具現化  
するためのアイデア

3

### 3 コンセプトを具現化するためのアイデア

#### (1) アイデアの視点・要素

この章では、『横浜イノベーションIR』の実現に向けた景観形成上の4つのコンセプトについて、それぞれの視点、キーワードとなる要素をもとに、具現化するアイデアを示します。



横浜やインナーハーバーの地区特性や歴史、これまでのまちづくりの取組を十分踏まえつつ、

**山下ふ頭では、21世紀を象徴するような、新しい横浜の都市デザイン・景観づくりに挑戦します。**

#### 4つのコンセプト

1. 長く愛され、何度も訪れたい都市・横浜をつくる
2. インナーハーバーの一員として、横浜の都市づくりの新たな1ページをつくる
3. 山下ふ頭だからできる景観体験の創造
4. 世界に”横浜を魅せる”これからの都市デザイン

4つのコンセプトを具現化するための

## アイデア

「アイデア」は、4つのコンセプトを具現化するために考えるべきことを示したものです。

各アイデアを具体的にイメージするため、これまでの横浜での取組や、類似する先行事例を紹介していますが、『横浜イノベーションIR』には、これらの単なる模倣や組合せではなく、各アイデアの背景にある視点や要素を熟考し、考え方を昇華させ、これまでにないもの生み出すことで、新しい「横浜らしさ」を創出することが必要です。

### 視点

- ・都市的、ランドスケープ的な視点
- ・建築のあり方
- ・アイレベル/パブリックスペース

### 要素

- ・環境/緑化/水辺
- ・横浜らしさ/山下らしさ/ふ頭らしさ/歴史
- ・交通/回遊性

## コンセプト1

# 長く愛され、 何度も訪れたいくなる 都市・横浜をつくる

山下ふ頭に多くの人を訪れ、何度も訪れたいくなる横浜を実現します。

山下ふ頭の建造物や空間、それらにより形成される景観は、  
いたずらに刺激的なものではなく、**機能性と普遍的な美しさを兼ね備え、  
長期的にその価値を持ち続けるもの**を目指します。

また、山下ふ頭の開発は短期間に一体的に行われますが、  
一過性のものでなく、**常に新たな価値を生み出す取組を継続し、  
長期的に価値を持続・向上しつづけるもの**としていきます。

- アイデア01 インナーハーバーの玄関口として、みなとみらい21中央地区等とあわせて世界を代表する景観を形成する
- アイデア02 山手の緑やインナーハーバーの海など、自然と人工物の連なりが織りなす美しい風景をつくる
- アイデア03 短期的に刺激的なものではなく、長期的に価値を持ち続けるよう、機能性、普遍性と結びついた意味のあるデザイン
- アイデア04 超高層となる場合は、建物ボリュームのリズム感や素材による魅せ方、デザインコード、群景としての一体感など、遠景・中景の見え方・あり方を考え、デザインする
- アイデア05 成長する緑や、季節感の演出、経年的に深まる材料など、長期的に熟成していくデザインとする
- アイデア06 質の高い空間として維持・管理するだけでなく、長期的な再投資により魅力を向上し続けることで、いつ訪れても新しく、常に多くの人を惹きつける都市・横浜をつくる

アイデア

# 01

インナーハーバーの玄関口として、  
みなとみらい21中央地区等とあわせて  
世界を代表する景観を形成する

山下ふ頭は、都市景観上、横浜のインナーハーバーを象徴する玄関口としての一面を持ちます。

関内地区やみなとみらい21新港地区、横浜駅周辺地区など、様々な特性の地区が近接しています。これらのエリアはもちろん、インナーハーバー構想で描かれている瑞穂ふ頭や大黒ふ頭など、これからのエリアも意識しながら、山下ふ頭の景観を形成していく必要があります。

山下ふ頭がみなとみらい21中央地区の建築群と同様の意匠・形態・リズムを持つ必要はありません。しかし、大きなボリュームとなる2つの地区は、今後のインナーハーバーの景観形成にとって、大変重要な意味を持ちます。



cf. **コラム08**「対比と調和を用いた事例」(P19)

アイデア

# 02

山手の緑やインナーハーバーの海など、  
自然と人工物の連なりが織りなす  
美しい風景をつくる

建築・橋などの人工物と自然地形が複合し、  
特徴ある景観を構成している事例



シドニー



サンフランシスコ



リオデジャネイロ

cf. **コラム09**「人工物の連なりが複合的に美しく、自然とあいまって特徴的な景観をつくる」(P20)

## コラム08 対比と調和を用いた事例

みなとみらい21中央地区の街は、超高層であること、海から街全体が見渡せるため、陸から海に下がるスカイラインを設定することで、建築の集積である街自体も“デザイン”されています。色も白色系に統一された高層ビル群である中央地区と、歴史ある赤レンガ倉庫に合わせて茶系で低層に抑えられた新港地区はコントラストを成し、例えば大さん橋のような視点場から見た時にも、お互いの魅力を高めあうように計画されています。歩いて周れる距離にある横浜都心部＝山手地区や元町、中華街、山下公園通りに関内、北仲通地区、みなとみらい21地区、横浜駅、ポートサイドといった街は、その規模によらず個性を持ちながらもお互いに横浜の歴史に紐づいてデザインされ、対比と調和が織りなし街の魅力を高めています。

山下ふ頭の開発を考えるときにも、既存のこれらの街と調和すること、一体的に意味のある景観をなすことが求められます。それは、単に山下ふ頭でみなとみらい21地区のスカイラインをそのまま踏襲するというのではなく、既存の街の特徴をあらひ、そこから要素を抽出して、意味のあるデザインとすることで物語性が生まれます。

さらに、横浜の都心臨海部を形成する街がそれぞれ個性的であるように、山下ふ頭でも新たな個性が発揮されることで、横浜に新たな価値がもたらされることも重要です。みなとみらいの中央地区と新港地区のように、対比的な手法でも既存の街へのリスペクトを表現することができます。これからの開発として、未来志向の街が、既存の街とも対比的なものであることで、お互いの魅力を高めることが重要です。

インナーハーバー内の後発の開発として、調和的にも、対比的にも意味を持たせるためには、アップデートされた都市の見せ方、スカイラインに劣らない相当のアイデアが求められます。



みなとみらい21中央地区



みなとみらい21新港地区



大さん橋から見たみなとみらい21地区

アイデア

# 03

短期的に刺激的なものではなく、  
長期的に価値を持ち続けるよう、  
機能性、普遍性と結びついた  
意味のあるデザイン

☞ 構造や環境配慮などの機能がデザインと一体となっている事例



BIG U

<https://img.big.dk/wp-content/uploads/2018/09/01-c3-battery-aerial-book-edit-dh.jpg>  
BIG-Bjarke Ingels Group

cf. **コラム10**「機能性、普遍性と結びついた意味のあるデザイン」(P20)

アイデア

# 04

超高層となる場合は、建物ボリュームの  
リズム感や素材による魅せ方、デザインコード、  
群景としての一体感など、遠景・中景  
の見え方・あり方を考え、デザインする



みなとみらい21地区

cf. **コラム03**「対比と調和を用いた事例」(P19)



北仲通北地区

cf. 横浜市景観ビジョン実践ガイド (P8)  
「地域の「らしさ」を守り、いかし、つくる、景観づくり」

## コラム09 人工物の連なりが複合的に美しく、自然とあいまって特徴的な景観をつくる

建築、橋などの人工物と自然地形が複合し、特徴ある景観を構成している例：世界三大美港都市

オーストラリアのシドニー港、アメリカのサンフランシスコ港、ブラジルのリオデジャネイロ港等が世界三大美港と言われています。

シドニーのハーバーブリッジと世界遺産のオペラハウスなどの建造物による調和、更にロックス周辺の摩天楼群や水辺の親水空間が一体となって美しい景観を構成しています。

サンフランシスコもシンボルであるゴールデン・ゲート・ブリッジと丘陵地の山並み、歴史的な街並みと近代的な街並みの共存が、一目見てサンフランシスコだとわかる景観を形成しています。

リオデジャネイロは、岩山と美しい海によってつくられるダイナミックな自然景観と人の営みによってつくられた都市景観が、お互いを際立たせながらも、調和する事例で、世界文化遺産にも登録されています。

山下ふ頭につくられる景観も、横浜ベイブリッジなどと合わせて複合的に計画し、かつ、山手の丘や緑、インナーハーバーの海といった自然の要素も取り込んで、特徴ある魅力的な景観を生み出すよう、期待されています。

## コラム10 機能性、普遍性と結びついた意味のあるデザイン

機能とデザインが一体で解かれている事例

ニューヨークのBig U計画は、気候変動による水害対策の堤防を、起伏に富んだ遊歩道や緑地帯といった、多様な公共空間としてデザインすることで、防災機能と都市の魅力向上を同時に実現しており、グレーインフラからグリーンインフラへの転換事例として注目されています。

代々木体育館では、必要な機能＝無柱空間実現のために吊り構造を採用していますが、その構造上の力の流れを直接的に見せることが、美しい建築表現にもなっており、機能と形態が意味のあるデザインとして成立しています。

チパワー文化センターは、ニューカレドニアの伝統的な建築モチーフを引用すると同時に、サイクロンによる強風への対策や、ダブルスキンによる自然換気のシステムを構築したことが外観に特徴を与え、周辺の自然環境となじんだ建築となっています。

意味のあるデザインが普遍性を獲得するように、山下ふ頭の計画も長期的な価値を持つよう考え抜かれたデザインである必要があります。



CC BY-SA 3.0 Rs1421

代々木体育館



チパワー文化センター  
(ニューカレドニア)

アイデア

# 05

成長する緑や、季節感の演出、  
経年的に深まる材料など、  
長期的に熟成していくデザインとする

## ◀時を経て熟成していくデザインの事例

### 赤レンガ倉庫の煉瓦

赤レンガ倉庫はその歴史的な意味もさることながら、  
当時を代表する材料である煉瓦の経年変化、深みのある  
表情が、現代の都市景観の中で大きな個性と価値に  
なっています。



赤レンガ倉庫

### 山下公園通りのイチョウ並木

元々は関東大震災後に防火帯として、山下公園通りだけ  
でなく日本各地に植えられたイチョウ並木。現在では  
大きく育ち、紅葉の時期には、多くの人の目を楽し  
ませる魅力的な資源となっています。



イチョウ並木（山下公園通り）

## ◀時代の最先端が普遍的な価値を獲得した事例

### シーグラムビル

レンガやスクラッチタイルなど、横浜を代表する建材  
は、経年変化によってより深みを増すことで都市の魅  
力に寄与しています。一方、鉄とガラスといった経年  
変化のない材料でも、その当時の最先端であった建材  
の組合せが、デザインと相まって普遍性の獲得に至  
ることもあります。



シーグラムビル

アイデア

# 06

質の高い空間として維持・管理するだけで  
なく、長期的な再投資により魅力を向上し  
続けることで、いつ訪れても新しく、常に  
多くの人を惹きつける都市・横浜をつくる

## ◀長期的に投資やてこ入れが行われ、その価値を持続する都市の事例

### その1 大丸有エリア

大丸有エリア（大手町、丸の内、有楽町）は、明治後期  
に日本初の近代的なオフィス街として開発され、その赤  
レンガの街並みは一丁倫敦と称されました。東京駅の建設に  
伴ってエリアを拡大し、初代の丸ビルに代表される高さ  
100尺（31m）に揃えられたスカイライン＝一丁紐育も誕生  
しました。高度経済成長期以降は街区の再編・大型化が  
進み、今も活発に再開発が行われていますが、超高層の低  
層部には31mのスカイラインが再現され、旧レンガ建物の  
復元や郵便局のファサード保存、皇居を意識した行幸通り  
の軸線など、積極的に自らの歴史や地区特性を保持し、表  
現することで地区の価値向上へとつなげています。

また、まちづくり協議会によるエリアマネージメントに  
も積極的に、その活動は商業プロモーションに留まらず、  
環境、防災、文化、公共空間活用と多岐に渡ります。その  
成果としての仲通りは、かつてのビジネスマンの街として  
もそのブランドを保ちつつ、高級ブランドの建ち並ぶ  
ショッピングの街、高質な公共空間に展開するイベントな  
どの舞台として、多くの来街者を迎える外向きの街へと進  
化しています。



### その2 ニューヨーク(タイムズスクエア、ハイライン)

ニューヨークの高層ビル、美術館といった建築や、セン  
トラルパークを中心とした公園からなるシティスケープは、  
各時代ごとに常にその時代を表すような技術や運営、デザ  
インが用いられ、ニューヨークの価値を持続、向上してき  
ましたが、それだけでなく、タイムズスクエアのように  
ニューヨークを代表する景観も、広告の逆規制や、昨今の  
全面歩行者空間化といった大胆な施策を打つことで、その  
時代ごとの価値を持続、向上しています。また、ハイライ  
ンのように当初の役目を終えた都市の構造物が、まったく  
違う公園という新しい役目を与えられることで、公園とし  
ても類を見ない、そこにしかない価値につながっています。



山下の開発においても、質が高く魅力的な空間を形成す  
るとともに、それを維持／向上する仕組みや運営の工夫、  
一貫性のあるコンセプトを持った再投資などにより、い  
つでも新しく、多くの人を惹きつける長期的な山下らし  
さの醸成が必要となります。

## コンセプト2

# インナーハーバーの一員として、 横浜の都市づくりの 新たな1ページをつくる

インナーハーバーでは、関内地区や山手地区、みなとみらい21地区など、各地区、各時代の景観的特徴を維持・創出してきました。

これらの地区が、景観的な個性の発揮と調和のバランスをとりながらリング状につながっているのが、インナーハーバーの大きな特徴となっています。

山下ふ頭に生み出される景観は、**インナーハーバーに加わる新たな都市づくりの1ページ**として、**地域全体の景観と調和しつつ、同時に、山下ふ頭とこれまでの街並みの個性が対比しながらひきたてあう**ことで、都心臨海部の魅力を形成します。

アイデア07 インナーハーバー内での位置づけ・都市景観としての文脈を意識する

アイデア08 群景としての在り方を創造する。特に視点場からの眺望やシークエンス、近隣エリアと併せたランドスケープに配慮した建築群をつくる

アイデア09 区域内の非日常的なリゾート空間と、様々な機能を持つ既存の市街地が、魅力的に融合する結節点をつくる

アイデア10 山下公園と連続した豊かな緑や歩行者空間、閑静な住宅地である山手地区との接し方に考慮する

アイデア11 周辺エリアと連携する新たな交通として、スローモビリティや水上交通などを導入し、都心臨海部の回遊性の向上を図る

アイデア12 高層になる建築は、板状／塔状など、その形状による特徴・影響をよく認識し、注意深く計画・配置する

アイデア13 夜景演出は、周辺とのバランスを心がけ、既成市街地からの見え方に十分に配慮して、都心臨海部全体で世界に誇る横浜夜景を演出する

アイデア

# 07

## インナーハーバー内での位置づけ・都市景観としての文脈を意識する

都心臨海部は、それぞれに個性を持った街が連なることで独特の価値を生み出しています。山手や元町、山下公園通り、中華街といった、それぞれ異なる居住地でのなりたちが、今も色濃く残る地区や、港の歴史を感じる関内、みなとみらい21新港地区、さらには新しく生まれた街であるみなとみらい21中央地区、横浜駅周辺地区、ポートサイド地区などが狭いエリアの内に共存しています。60年代以降のまちづくりでは、これらの街をつなぐ海と緑の都市軸が計画され、それぞれの街もその一端を担ってきました。この取組は今も綿々と受け継がれています。

山下ふ頭の計画でもこの都市形成の経緯や文脈に調和していくこと、その中で個性を発揮していくことが求められます。

インナーハーバーの特色ある周辺地域



水際線へと向かう軸線と、それらを横につなぐウォーターフロント軸を延伸する



都心部の再整備に合わせ整備した、桜木町駅から自動車道、山下公園等を経て港の見える丘公園に至るまでのプロムナード



cf. **コラム05**「水際線を楽しむプロムナード」(P14)

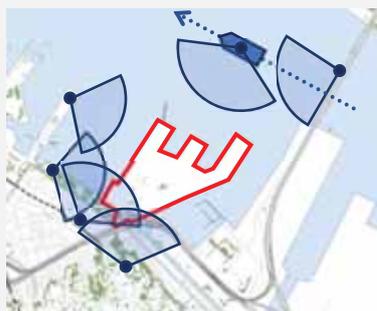
アイデア

# 08

群景としての在り方を創造する。特に視点場からの眺望やシークエンス、近隣エリアと併せたランドスケープに配慮した建築群をつくる

各視点場のアイレベルからの見え方にそれぞれ注意・配慮し、各視点場において横浜の既存の景観資源と自身の景観をどのように融合させるか、どのようなストーリーをもった見せ方とするか、入念な検討が必要です。

また、各種検討に視点場からのチェックは有効ですが、それにとどまらず、変化するシークエンスを意識し、見る角度によって多様に変化する景観を計画することが求められます。



cf. 「横浜市山下ふ頭開発基本計画 5つの視点場」(P9)

アイデア

# 09

区域内の非日常的なリゾート空間と、様々な機能を持つ既存の市街地が、魅力的に融合する結節点をつくる

既存の市街地に隣接する山下ふ頭の開発では、地区の入り口、交通ターミナルや水上交通の駅といった場所には、隣接地区への配慮と合わせて、非日常的なリゾートのエントランスとしての魅力的な演出が必要です。また、観光送客施設として、ここから横浜や日本の各地に出掛けていく出発の場所であるということも重要な要素となります。



アイデア

# 10

山下公園と連続した豊かな緑や歩行者空間、閑静な住宅地である山手地区との接し方に考慮する

既存の市街地に一部が隣接する山下ふ頭の開発では、その周辺地区で行われてきたまちづくりの経緯や眺望、景観に対して十分に配慮した計画でなければなりません。具体的には山手の丘と連続するランドスケープのあり方、バッファーをとることによるボリューム感の軽減、日影や風の道など、周辺環境への影響を考慮した建築計画とする必要があります。



山手地区からの眺望



山下公園通り

cf. **コラム01**「山手地区のなりたちと取組」(P10)

cf. **コラム11**「山下公園と連続した豊かな緑や歩行者空間」(P24)

アイデア

# 11

周辺エリアと連携する新たな交通として、スローモビリティや水上交通などを導入し、都心臨海部の回遊性の向上を図る

周辺エリアをつなぐ新たな交通を考える必要があります。その際、回遊性はもとより、環境配慮や新たな視点場の創出、様々なスピードのモビリティで都市の体験を多様化することが求められています。



バンクーバーの水上交通



イケバス



連節バス

## コラム11 山下公園と連続した豊かな緑や歩行者空間

### 山下公園通りのまちづくり

山下公園通りは、かつて居留地エリアの海岸線につくられたため、当時は Bund=海岸通りと呼ばれ、現在のシルクセンターにあった英一番館をはじめ、ホテルや外国商館の建ち並ぶメインストリートでした。関東大震災により壊滅的なダメージを受けた後、震災のがれきを埋め立ててつくったのが山下公園であり、復興のシンボルとしてのホテルニューグランドや、イチョウ並木もこの時期につくられたものです。現在でも多くのホテルや、県民ホール、マリントワーといった市民に愛される施設が立ち並んでいます。

現在の山下公園通りは、港を望む山下公園、イチョウ並木、歴史的建造物といった景観資源を生かし、長く地元によるまちづくりが進められてきたエリアです。セットバックによる歩行者空間の拡幅や敷地内広場の設置、独自の建築ルールによる山下公園への日照の確保、駐車場出入口の位置の制限、海に向かう道路の通景空間づくりや、海から眺めた時に景観阻害となる広告を制限するなど、港の玄関口、横浜の顔としての自負を持ち、それにふさわしい街並みが形成されてきました。



アイデア

## 12

高層になる建築は、板状／塔状など、その形状による特徴・影響をよく認識し、注意深く計画・配置する

### 板状の建築物の特徴

- 大胆な動きのある形態や、角度によって違う景観が作りやすい
- 一定方向の視界を妨げることに注意が必要
- 足元空間の環境により配慮が必要

### 塔状の建築物の特徴

- 通景や風の通り道が作りやすい
- 日影や通風など、足元空間の環境をコントロールしやすい
- 他の低層建物との建築群としての統一感に配慮が必要

アイデア

## 13

夜景演出は、周辺とのバランスを心がけ、既成市街地からの見え方に十分に配慮して、都心臨海部全体で世界に誇る横浜夜景を演出する



横浜の夜景空間

cf. コラム12「横浜の夜景演出のこれまでとこれから」(P25)

## コラム12 横浜の夜景演出のこれまでとこれから

横浜の夜景演出は歴史的建造物を顕在化するためのライトアップに端を発しているため、エリアによっては歴史的建造物以外の演出照明を抑えるライトダウンなど、街全体でのバランス調整も行ってきた一方、横浜ベイブリッジやみなとみらい21地区のスカイライン強調、象の鼻パークなど、都市のシンボルとなるような演出照明にも積極的に取り組んできました。昨今ではナイトタイムエコノミーの促進や他都市との競争といった観点から、リヨンのプランリュミエール、ビビッドシドニーなどの事例も参照して、ライトアップやイルミネーションによって横浜のクリエイティビティを世界に発信して行く取組みも始めています。

80年代に夜間景観の演出をいち早く取り入れた横浜ですが、技術革新の著しい分野でもあることから、ソフト・ハードを連携させて特別な時間を演出する「NIGHT SYNC YOKOHAMA」といった実践的なテストを行いながら、これまでの取組みをベースにした落ち着いた雰囲気のみちづくりとも調和しつつも、これからの横浜にふさわしい、新しい夜間景観を考える時期を迎えています。



歴史的建造物のライトアップ



横浜ベイブリッジとみなとみらい



NIGHT SYNC YOKOHAMA



ビビッドシドニー

## コンセプト3

# 山下ふ頭だからできる 景観体験の創造

山下ふ頭は、一体開発により広大な土地を一貫性のあるデザインとできることに大きな特徴と可能性があります。エリアを回遊しながら体験する景観は、**多様な物語性**があるものでなくてはなりません。

また、横浜の景観を楽しむ**新たな視点場、多様な水域を活用したアクティビティ**など多彩な体験の場の創出が可能です。

ここに生まれる施設によって提供される横浜の新しい見え方、切り取り方は既存の横浜の景観的価値を更に向上するだけでなく、山下ふ頭自体に**これまででない体験**をもたらします。

- アイデア14 既存市街地を意識したオープンスペースや眺望スペース、新たな視点場などを複数設けるとともに、それらをプロムナードで有機的につなぎ、いつでもだれでも既存の横浜の景観を楽しむ機会を増加させる
- アイデア15 景観の見え方や切り取り方を工夫することにより、これまででない体験をもたらす視点場や憩いの場、滞在場所など多彩な空間を随所に設ける
- アイデア16 展望スペースや高層レストラン等、地上レベルとは異なる誰でも利用可能な空間を設けることで、様々なバリエーションの都心臨海部の見せ方を生む
- アイデア17 異なるタイプの水域の特徴を生かし、積極的な水辺のアクティビティや、きめ細かなマネジメントにより、親水性が高く、いつでも美しい、開かれた魅力空間を創出する
- アイデア18 建築物による長大感や圧迫感の軽減、プロムナードや広場などのオープンスペースが快適な空間となるよう、複層的にボリュームのあり方や魅せ方を考える
- アイデア19 周囲の緑地や緑の軸線と、山下ふ頭のオープンスペースやプロムナードの緑をつなげ、賑わいや、四季を感じられる空間を創出する
- アイデア20 多様なアクティビティの舞台となる、様々な大きさ・性格の広場・空間を設ける
- アイデア21 カジノは、主動線から隔離された適切な配置計画、デザインとするなど、必要以上に存在感を顕示しない工夫を行う
- アイデア22 リゾートとして周辺地区とは異なるコンセプトを導入することで、市民に開かれたオープンスペースや店舗、MICE施設、更には非日常的な空間・イベントが混在しながら一体的に楽しめる回遊性を生み出し、ここでしかできない体験・多様な体験を創造する
- アイデア23 単なる表層的な華美や豪華さを求めるのではなく、質が高く、きめ細かく、細部・質感にこだわりがあり、品のあるデザインを追求する
- アイデア24 港やふ頭の痕跡や要素を、新しいものに転用・活用等することで、都市の記憶を残す

アイデア

# 14

既存市街地を意識したオープンスペースや眺望スペース、新たな視点場などを複数設けるとともに、それらをプロムナードで有機的につなぎ、いつでもだれでも既存の横浜の景観を楽しむ機会を増加させる



横浜は誰もが景観を享受できる広場と、それらをつなぐプロムナードが豊かな街でもある

アイデア

# 15

景観の見え方や切り取り方を工夫することにより、これまでにない体験をもたらす視点場や憩いの場、滞在場所など多彩な空間を随所に設ける



ナビオス横浜から  
赤レンガ倉庫を見る



水辺のカフェ  
(スペイン・カダケス)



新たな視点場ともなった大さん橋

アイデア

# 16

展望スペースや高層レストラン等、地上レベルとは異なる誰でも利用可能な空間を設けることで、様々なバリエーションの都心臨海部の見せ方を生む



渋谷スクランブルスクエア



ドゥオモを直近で眺められるカフェ  
(イタリア・ミラノ)

アイデア

17

異なるタイプの水域の特徴を生かし、積極的な水辺のアクティビティや、きめ細かなマネジメントにより、親水性が高く、いつでも美しい、開かれた魅力空間を創出する

多様なアクティビティで横浜の水辺に新たな価値を創出する。また、適切な管理により、水辺を常に美しい状態に保つ。



SUPなどのアクティビティ



現代アート



水上オペラ

ふ頭が機能転換によって、多くの人が楽しむアクティビティの舞台となった事例



ネイビー・ピア (アメリカ・シカゴ)

アイデア

18

建築物による長大感や圧迫感の軽減、プロムナードや広場などのオープンスペースが快適な空間となるよう、複層的にボリュームのあり方や魅せ方を考える

高層部を視覚的に分節する庇等により、圧迫感を軽減した事例



COREDO室町

段階的に後退することで、圧迫感を軽減させる



外壁にリズム感を持たせ、植栽や様々な素材などで圧迫感を軽減した事例



ケ・ブランリー美術館 (フランス・パリ)



アイデア

19

周囲の緑地や緑の軸線と、山下ふ頭のオープンスペースやプロムナードの緑をつなげ、賑わいや、四季を感じられる空間を創出する



水際線沿いの都市軸と緑化は関連して計画されている



シアトルのウォーターフロント開発では港の機能転換と高速道路の地下化によって、多くの緑地や公共空間を生み出し、プロムナードや自転車の整備などで既成市街地と新しい開発の間を繋いでいる。

アイデア

## 20

多様なアクティビティの舞台となる、様々な大きさ・性格の広場・空間を設ける

例えば、国内外の観光客が楽しめるような、大型イベントを支える大きな広場だけでなく、市民が日常的に訪れて、ちょっとたたずむことのできる水辺の空間など、用意される空間とそこで体験できる時間には、深い関係があります。緑化やレベル差、周囲の賑わいや素材なども空間の違いを生み出す要素になります。緑や水辺、建物と一体的な広場や空間、場所をつくることで、地区内での体験の多様性、訪れる人の幅広さやコミュニティを育む土壌を確保します。

また、山下ふ頭の開発では、道路、建築、緑地、港湾といった、見えない制度上の境界を越えて一体的に検討することができる、という利点があります。「緑地と建築」、「道路と建築」、「道路と親水空間」といった境界に捉われないあり方が、新しい広場・空間の魅力形成につながります。



グランモール公園

© Forward Stroke inc.



オスロ オペラハウス



ポンピドゥーセンター

アイデア

## 21

カジノは、主動線から隔離された適切な配置計画、デザインとするなど、必要以上に存在感を顕示しない工夫を行う

アイデア

## 22

リゾートとして周辺地区とは異なるコンセプトを導入することで、市民に開かれたオープンスペースや店舗、MICE施設、更には非日常的な空間・イベントが混在しながら一体的に楽しめる回遊性を生み出し、ここでしかできない体験・多様な体験を創造する

アイデア

## 23

単なる表層的な華美や豪華さを求めるのではなく、質が高く、きめ細かく、細部・質感にこだわりがあり、品のあるデザインを追求する

アイデア

## 24

港やふ頭の痕跡や要素を、新しいものに転用・活用等することで、都市の記憶を残す

cf. **コラム13**「都市の記憶を残す」(P30)

## コラム13 都市の記憶を残す

### 元町・中華街駅のデザイン

「横浜の歴史と文化を編纂した本の駅」というコンセプトで、ホームの壁面や天井には街並み、コンコースには等身大の人物や道具等がプリントされています。



### 氷川丸と白灯台

「氷川丸」は、昭和5年（1930）に完成し、北太平洋航路で長らく運航されました。太平洋戦争では病院船として運用され、戦後は昭和35年（1960）まで運航を続け、運航終了後は山下公園前に係留されました。戦前より唯一現存する日本の貨客船であり、船内のインテリアなども含めて貴重な産業遺産であるため、平成15年（2003）に市の有形文化財の指定、平成19年（2007）には経済産業省の近代化産業遺産として認定、さらに平成28年（2016）には国の重要文化財（歴史資料）に指定されました。

「白灯台」は、山下ふ頭ができる以前の明治29年（1896）、東水堤の先端に設置されました。灯台としての役目を終えた昭和38年（1963）に、現在の場所に移設しました。なお、白灯台と同時に建造された北水堤の「赤灯台」は今も現役です。



### 赤レンガ倉庫の改修の際、壁に使われていた材料を活用したサイン

赤レンガ倉庫の改修の際、壁に使われていた材料を、開港の道の案内サインとして活用した事例。レンガの目地を美しく見せるために、壁を斜めに抜きとるなどの工夫を行っています。



### 新旧大さん橋／鉄さん橋時代

大さん橋は鉄棧橋と呼ばれた頃から、何度も改修や拡張を重ね、現在の大さん橋で7代目となります。関東大震災による焼失や、船舶の大型化など、時代の変遷による様々な理由で姿を変えてきましたが、大さん橋の場合は、港の重要な機能には変わりありませんでした。現在の大さん橋は平成7年（1995）の国際デザインコンペによって選ばれましたが、設計のツールがCADになる変遷の時に、床／壁／天井や内や外、各レベルがシームレスにつながった、まさにこれからの建築として生まれ変わりました。



横浜港公共ふ頭案内（横浜市中央図書館）



市の施設あんない（横浜市中央図書館）



現在の大さん橋の様子

1970年代の大さん橋の様子



## コンセプト4

# 世界に“横浜を魅せる” これからの都市デザイン

都市・建築のデザインは、機能や人々の活動と切り離して考えることはできません。

横浜市では、SDGs未来都市、観光・MICE都市、文化芸術創造都市、イノベーション都市・横浜、ガーデンシティ横浜といった、未来のための政策やプロジェクトを進め、また、様々な主体により様々な活動を行っています。山下ふ頭では**これからの横浜を代表する景観として、これらの施策・活動と方向性を共にして、それを象徴的に体現するものであること**が求められます。

象徴的な“魅せる”環境配慮や、横浜に集積する創造性の発露など、横浜のショーケースとしての独自性ある景観づくりや市民生活を豊かにするための、これまでに無い新たなウォーターフロントでの体験を創造すること等が**更に進化した「横浜らしさ」**につながります。

- アイデア25 SDGs未来都市、観光・MICE都市、文化芸術創造都市、イノベーション都市・横浜、ガーデンシティ横浜といった、横浜の政策を表現する新しい建築デザインによって、横浜の未来をシンボリックに可視化する
- アイデア26 建築と一体となった緑化や、環境配慮に特化した超高層、デジタルシティやZEB、エネルギーポジティブな開発など、これからの建築にふさわしい新しい技術に挑戦する
- アイデア27 人を中心としつつ、多様なモビリティと共存できる快適な移動空間が構築された、新しい都市に挑戦する
- アイデア28 港の機能転換として、世界に誇ることでできる事例となることを目指す
- アイデア29 DMO等との連携により、観光・送客機能を拡充し、都心臨海部を活性化する
- アイデア30 時代のニーズを先行した、これまでにない新しい活動で、水辺空間など多彩な公共的空間を魅せる

アイデア

# 25

SDGs 未来都市、観光・MICE 都市、文化芸術創造都市、イノベーション都市・横浜、ガーデンシティ横浜といった、横浜の政策を表現する新しい建築デザインによって、横浜の未来をシンボリックに可視化する



SDG s 未来都市



象の鼻パーク



YOXO BOX  
(イノベーション都市・横浜)

アイデア

# 26

建築と一体となった緑化や、環境配慮に特化した超高層、デジタルシティやZEB、エネルギーポジティブな開発など、これからの建築にふさわしい新しい技術に挑戦する



Woven City (ウーブン・シティ)



フランス国立図書館

アイデア

# 27

人を中心としつつ、多様なモビリティと共存できる快適な移動空間が構築された、新しい都市に挑戦する

横浜は、人が街の主役であるという信念から、長い時間をかけて歩行者にやさしいまちづくりを行ってきました。この考えは普遍的である一方で、現代のテクノロジーの進化によって、人と車の二項対立の時代から、様々な移動手段、モビリティが、同一空間の中で成立するような世界がすぐそこまで来ています。山下ふ頭でもICTに支えられた新しい移動空間の検討や、その臨海部全体への波及など、人とモビリティの可能性を広げるような挑戦が求められます。



アイデア

# 28

港の機能転換として、世界に誇ることのできる事例となることを目指す

港の機能転換、ブラウンフィールドの転用によって魅力的なウォーターフロント開発を行った事例は多くあります。横浜のみならずみらい21地区も、以前は造船場、貨物線、操車場、ふ頭からなる港の再開発により生まれた街です。

また、アメリカのシアトルやNY、ハンブルグのハーフェンシティ、ロンドンのドックランズといった魅力的なウォーターフロント開発では、経済だけでなく、その国の文化やライフスタイルに革新をもたらす開発として、世界に向けて発信されています。

山下ふ頭でも、突堤の活用など、港であったことの痕跡は残しつつ、親水空間や様々な新しい機能の導入、最先端の環境配慮などによって、21世紀の世界に誇ることのできる事例となることを目指します。

### シアトルの事例



### ハーフェンシティの事例



アイデア

# 29

DMO等との連携により、観光・送客機能を拡充し、都心臨海部を活性化させる

近年、ホテルのサービスの一環として、宿泊者に周辺の観光案内だけでなく、グルメやお酒・カルチャーなどをテーマにした、より街を楽しめるサービスなど、新しい魅力体験のツールも生まれています。さらに、DMO※等との連携を図ることで、観光情報の収集や発信、各地へのツアーを行う仕組み・体制を構築する可能性も十分に考えられます。

また、地域が密接に連携、エリアマネジメントに取り組むことで、オープンスペースの活用や地域をあげてのイベントの導入、例えば大阪の「水都大阪」のような水辺の活性化や、「ビビッド・シドニー」のような大規模な夜景演出など、エリアの魅力増進を進める事例が、昨今多く生まれています。

『横浜IR』と山下ふ頭周辺の都心臨海部の各機能が有機的に融合し、それぞれの役割をしっかりと果たし相乗効果を最大限発揮していくことで、世界が注目し、横浜が目的地となる都市へとイノベーションします。

※ Destination Management/Marketing Organizationの略

地域の多様な関係者を巻き込みつつ、データ等に基づく科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりを行う舵取り役となる法人です。



アイデア

# 30

時代のニーズを先行した、これまでにない新しい活動で、水辺空間など多彩な公共的空間を魅せる



ニューヨークタイムズスクエア



水都大阪 (出典:水都大阪コンソーシアム)



横浜IR 景観デザインノート ～横浜市の考える創造的な景観形成～  
令和2年●月  
発行・編集：横浜市都市整備局IR推進室IR推進部IR推進課  
住 所：横浜市中区本町6丁目50番地の10  
電話/FAX：045-671-4135/045-664-3356

(案)

# 横浜 I R (統合型リゾート) の 方向性



2020年 8月

横浜市



# 目次

---

<b>1</b>	<b>はじめに</b>	<b>1</b>
<b>2</b>	<b>横浜 I R 実現への取組の背景</b>	<b>3</b>
(1)	現状と課題	4
(2)	横浜の観光・M I C E の現状	7
(3)	横浜の持つポテンシャル	9
(4)	上位計画	13
(5)	将来を見据えた横浜市が取組	16
(6)	日本型 I R の基本方針	17
(7)	横浜都心臨海部のまちづくり	19
(8)	横浜 I R の立地場所	21
	参考 ( I R の事例と効果)	23
<b>3</b>	<b>横浜 I R の方向性</b>	<b>25</b>
(1)	基本コンセプト	26
(2) - 1	世界最高水準の I R を実現	31
(2) - 2	必要な機能・施設	33
(3) - 1	都心臨海部との融合	47
(3) - 2	都市デザイン・景観形成	48
(3) - 3	スマートシティ・環境・防災など	50
(3) - 4	スマートな交通環境の構築	53
(4)	オール横浜で観光・経済にイノベーションを	55
(5) - 1	安全・安心対策の横浜モデルの構築	59
(5) - 2	依存症対策	61
(5) - 3	治安対策などの懸念事項	80
<b>4</b>	<b>I R 実現による効果</b>	<b>87</b>
(1)	横浜へ広がる I R の効果	88
(2)	全国への波及効果	90
(3)	納付金・入場料の使途	91
(4)	市民の豊かな暮らしへ	92
	参考 ( I R による消費活動)	94
<b>5</b>	<b>地域の理解促進・合意形成に向けた取組</b>	<b>95</b>
(1)	基本的な考え方	96
(2)	広報計画	97
(3)	市民説明会	98
<b>6</b>	<b>スケジュール</b>	<b>99</b>
(1)	今後のスケジュール	100
(2)	これまでの検討経過	102

# 1 はじめに

---

# 1 はじめに

## 横浜市の現状・課題

横浜市においては、今後、人口減少社会の到来を迎え、超高齢社会が進展し、生産年齢人口の減少や老年人口の増加による消費や税収の減少など、経済活力の低下や厳しい財政状況が見込まれています。こうした状況のなかでも、開港以来大切にしてきた横浜の歴史や文化を守り、子育て、医療、福祉、教育など、市民の皆様の安全安心な生活を将来にわたって支えていく必要があります。

これまで、企業誘致やクルーズポートの整備、待機児童対策、小児医療費助成の拡充など、様々な施策・課題に取り組んできました。横浜市が、今後も都市活力を維持していくためには、あらゆる方策・課題に対応していかなくてはなりません。

このような状況のなかで、国が成長戦略と地方創生の大きな柱として位置付け「観光先進国」としての日本を実現するために制定された、「特定複合観光施設区域整備法（以下 IR整備法）」に定める「日本型IR」を実現することは、これからの横浜の課題を解決していくための重要な手法の一つです。

## 横浜のまちづくりの歴史

横浜は1859年の開港以来、様々な社会状況の変化の中で、その時代の要請に応えられるよう「進取の気概」をもち、積極的に新しいものを取り入れていく、先進的で横浜らしいまちづくりを展開してきました。

開港を契機に、海外諸国との交易の中心地となった横浜は、世界中から集まる人・モノ・情報・文化にあふれ、文明開化の名のもとに、近代日本の成長をけん引する国際的な港湾都市として、目覚ましい発展を遂げてきました。中でもその中心であった関内地区では、外国人居留地の誕生など、国際性豊かな市街地が形成されるとともに、外国人技術者による近代的な技術の導入が進められ、時代の先駆けとなるまちづくりが進められてきました。また、関東大震災や横浜大空襲など、社会状況の変化の中で直面した様々な困難な時期においても、将来に向けたより新しいまちづくりが進められてきました。

その後、昭和の高度経済成長期を迎える一方で、様々な都市問題が発生する中、現在の横浜市の骨格をつくる「六大事業」の推進が提案され、その中のひとつである「都心部強化事業」により、港湾機能の質的転換が図られ、当時分断されていた関内・関外地区と横浜駅周辺地区の二つの核が一体化した新しい横浜都心部が形成されました。また、機能性と美的性・人間性を両立させる「都市デザイン手法の導入」や「文化芸術」の創造性をまちづくりに生かす「創造都市・横浜」の取組など、時代を先駆けるまちづくりが進められています。

## 横浜を世界から選ばれるデスティネーション（目的地）へ

『横浜IR』も、これまでのまちづくりと同様に、都心臨海部が育んだ港町横浜ならではの歴史・文化を継承します。美しい港や水際線を身近に感じる豊かな都市空間の景観を生かし、富士山が望めるIRとして、日本の新しい顔となるシンボリックなリゾートを都心臨海部一体となって形成します。

そして、次の時代の横浜の活力をけん引し、新産業を創出させる「これまでにないスケールとクオリティを備えたMICE施設」や、「世界の富裕層から地域の家族連れまで満足させる多様なニーズに応えるホテル群」、「観客を魅了する一流のショーやエンターテインメント」、「子供から訪日外国人まで楽しめるアトラクション」「日本各地の魅力や文化を世界に発信し、来訪客を全国各地に送り出すゲートウェイ機能」を、この横浜に整備していきます。

『横浜IR』を起爆剤として、横浜の観光・経済にイノベーションをもたらし、横浜が「観光先進国・日本」の新たな顔として世界から選ばれるよう、オール横浜で『横浜IR』を推進していきます。

## 2 横浜 I R 実現への取組の背景

---

## 2 横浜IR実現への取組の背景

### (1) 現状と課題

日本全体が人口減少社会に突入し、高齢化率は年々増加傾向にあります。日本の名目GDP推移もほぼ横ばいとなっており、国際競争力の低下が懸念されています。

#### 日本の現状

##### 国際競争力の低下

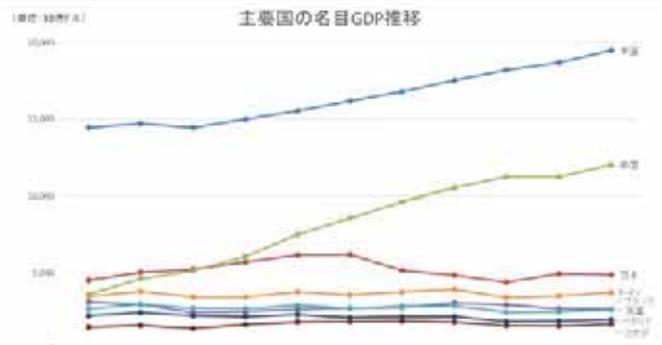
- 日本の名目GDP推移は、最近10年間ほぼ横ばい。
- 日本の名目GDPが世界全体に占める割合は、2000年の14.4%から、2017年は6.1%に大きく減少し、国際的地位が低下。



出典：International Monetary Fund “World Economic Outlook Database: October 2018 Edition”より作成



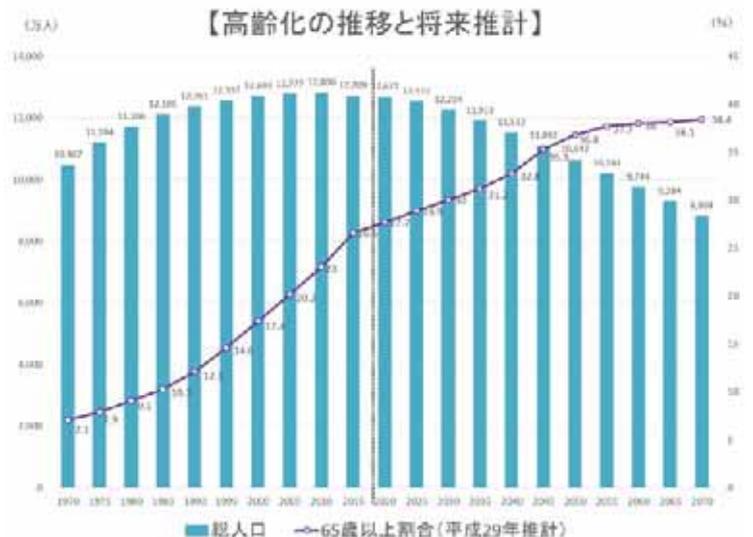
出典：内閣府 国民経済計算 (GDP統計) より作成



出典：International Monetary Fund “World Economic Outlook Database: October 2018 Edition”より作成

#### 高齢化社会

- 日本は人口減少社会に突入し、高齢化率は年々増加傾向。



出典：内閣府「平成30年版高齢社会白書（全体版）」より作成

## 2 横浜IR実現への取組の背景

横浜においても、2019年は人口が減少に転じる大きな転換期であり、今後、生産年齢人口の減少、老年人口の増加が見込まれています。

### 横浜の現状



出典：横浜市将来人口推計より作成

### 人口・経済の現状について



出典：横浜市中期4か年計画  
2018～2021より作成



## 2 横浜IR実現への取組の背景

### (1) 現状と課題

横浜市では、生産年齢人口の減少に伴い、市税収入の減少（市税収入の約4割は個人市民税）が見込まれるとともに、高齢化社会等による医療・介護などの扶助費等の増加や公共施設の老朽化に伴う保全・改修費の増加などが見込まれており、これらの財政需要へ対応するため、法人市民税等、多様な増収策が求められています。

法人市民税、上場企業数の他都市比較を見ても、上場企業数は東京23区に比べて17分の1、法人市民税は14分の1にとどまっており、大きな課題です。

### 横浜の財政の現状

#### 法人市民税の推移



#### 法人市民税・上場企業数の他都市比較



出典：上場企業数は、(株)東洋経済新報社 上場版会社概要データ（2018年12月現在）より作成  
法人市民税は2017年度決算ベース、東京都は法人住民税より作成（東京23区の法人市町村税相当額と東京都の法人道府県民税相当額の合計額）

## 2 横浜IR実現への取組の背景

### (2) 横浜の観光・MICEの現状

横浜市内の「過去5年間の延べ外国人宿泊者数の伸率」は、全国平均より低い状況にあります。また、横浜市内の観光客も、8割以上が日帰り観光客であり、圧倒的に宿泊客が少ない状況にあります。

#### 横浜の観光の現状

##### 過去の5年間の延べ外国人宿泊者数の伸率の推移



出典：宿泊旅行統計調査（観光庁）等より作成

##### 横浜市内の日帰り、宿泊者の割合

##### 横浜市は約8割以上が日帰り



出典：横浜市記者発表資料（観光集客実人員）より作成

## 2 横浜IR実現への取組の背景

### (2) 横浜の観光・MICEの現状

#### 国際会議場

横浜市にある日本最大級の複合コンベンション施設である「パシフィコ横浜」は、最大の収容人数が5,000人を超える国立大ホールを備えており、稼働率が80%を超える状況です。しかし、他都市との国際会議件数（UIA基準）の比較では、東京やアジア各国に大きく水を開けられている状況です。

#### 横浜市のMICE※実績



出典：JNTO 国際会議統計より作成

#### 展示場

世界ではハノーバー（ドイツ）の46.6万㎡をはじめ、大規模な展示場が多数存在し、日本最大の東京ビッグサイト（8.0万㎡（2015年時点））は、世界第73位、アジア第19位にとどまります。パシフィコ横浜は、日本で5番目であり、展示会場の総床面積は約2万㎡（2015年時点）となっています。

順位	国名	都市名	面積（万㎡）
1	ドイツ	ハノーバー	46.6
2	中国	上海	40.3
3	ドイツ	フランクフルト	36.7
4	イタリア	ミラノ	34.5
5	中国	広州	33.8
6	中国	昆明	31.0
7	ドイツ	ケルン	28.4
8	ドイツ	デュッセルドルフ	26.2
9	フランス	パリ	24.3
10	アメリカ	シカゴ	24.2
11	スペイン	バルセロナ	24.0
12	スペイン	バレンシア	23.1
13	フランス	パリ	22.7
14	ロシア	モスクワ	22.6
15	中国	重慶	20.4
16	イギリス	バーミンガム	20.2
17	中国	上海	20.0
17	スペイン	マドリッド	20.0
17	イタリア	ボローニャ	20.0
27	中国	武漢	15.0
29	タイ	バンコク	14.0
34	中国	義烏	12.0
34	中国	青島	12.0
45	中国	成都	11.0
49	シンガポール		10.9
51	韓国	ソウル	10.8
54	中国	北京	10.7
55	中国	瀋陽	10.5
55	中国	深セン	10.5
64	中国	東莞	9.6
69	中国	香港	8.3
72	中国	上海	8.1
73	日本	東京ビッグサイト	8.0
73	中国	大連	8.0
73	中国	南京	8.0
79	中国	広州	7.9
86	中国	マカオ	7.5
88	日本	幕張メッセ	7.2
91	日本	インテックス大阪	7.0

……アジアの展示場  
 ……日本の展示場

出典：特定複合観光施設区域整備推進会議資料より作成

## 2 横浜IR実現への取組の背景

### (3) 横浜の持つポテンシャル

#### 世界的企業の拠点

横浜市では、「横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例（平成16年3月制定）」に基づき、まちづくり施策と連動しながら、戦略的な企業誘致を進めています。

#### 企業誘致の主な実績

##### 2019年

- ・ 資生堂グローバルイノベーションセンター S/PARK
- ・ 京急グループ本社 (①)

##### 2020年～

- ・ 村田製作所みなとみらいイノベーションセンター (②)
- ・ ソニー株式会社
- ・ いすゞ自動車株式会社



#### スポーツイベント等

日本中が感動と興奮に包まれたラグビーワールドカップ2019™では、横浜国際総合競技場で、決勝、準決勝を含む6試合が行われました。決勝戦では、過去最高となる7万103人の入場者数を記録しました。

また、「東京2020オリンピック・パラリンピック」でも、横浜は、野球・ソフトボール、サッカー競技の会場となっており、大規模スポーツイベントの開催により、多くのお客様が訪れることが予想されます。

#### 東京2020オリンピック・パラリンピック



野球・ソフトボール競技の会場  
横浜スタジアム

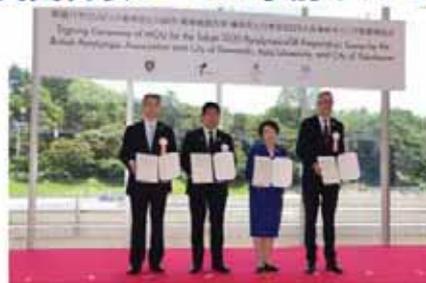


サッカー競技の会場  
横浜国際総合競技場

#### ▶ 8か国のホストタウン

英国、イスラエル国、チュニジア共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、コートジボワール共和国、ブルガリア共和国、モロッコ王国(10月末時点)

#### ▶ 英国代表チームの事前キャンプ地



英国パラリンピック委員会との覚書締結式  
(2018年5月24日)

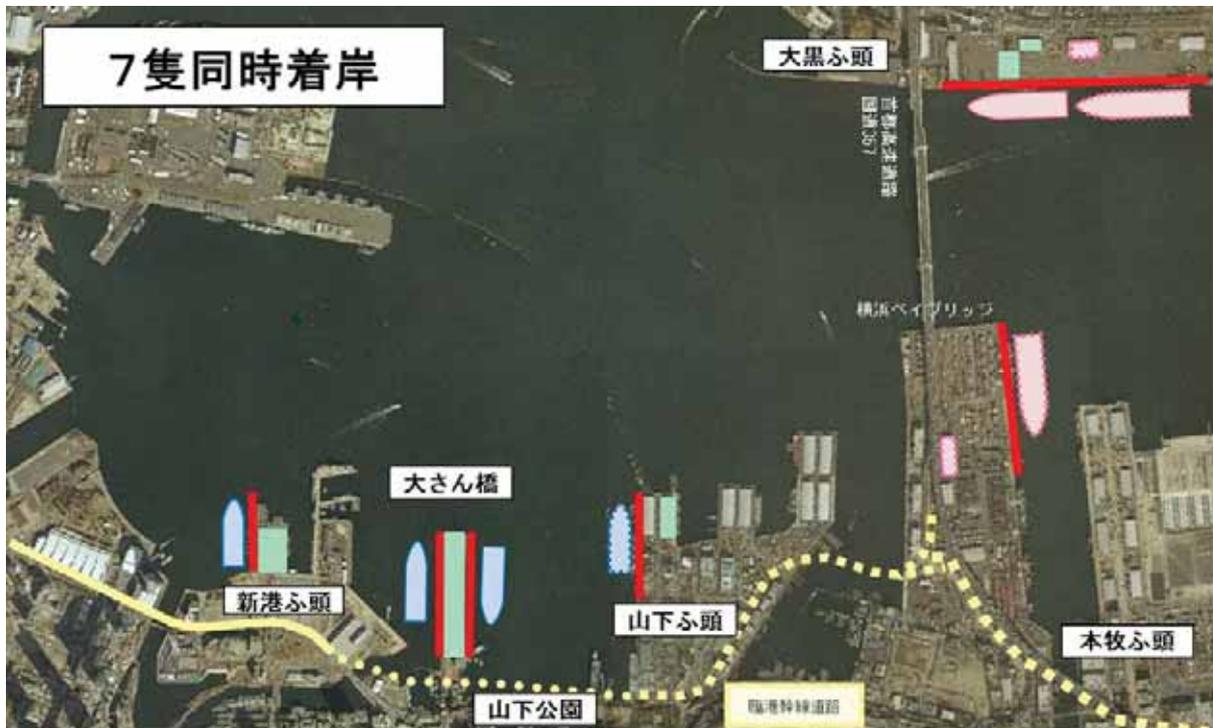
## 2 横浜IR実現への取組の背景

### (3) 横浜の持つポテンシャル

#### クルーズ港

横浜港では、ワールドクラスのクルーズポートの整備を進め、大型客船が7隻同時に着岸できる、世界有数のクルーズ拠点を目指します。

- 2019年4月に、大黒ふ頭客船ターミナルの供用を開始しました。
- 2019年10月に、新たな国際客船ターミナルと商業施設、ホテルが一体となった「横浜ハンマーヘッド」がオープンしました。1か月間で、約50万人の市民や観光客が訪れ、多くの賑わいを見せています。



【ふ頭位置図】

© 沖 浩之 (Blue Hours)



大黒ふ頭客船ターミナル

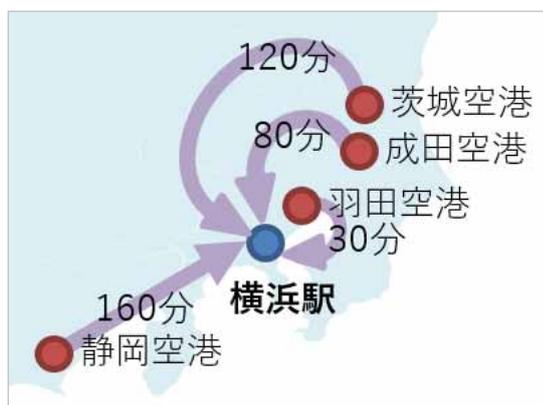


新港ふ頭客船ターミナル 横浜ハンマーヘッド

## 2 横浜IR実現への取組の背景

### 空路

- 横浜は、羽田空港までバスで約30分とアクセスが良好であり、成田国際空港、静岡空港、茨城空港も利用可能です。
- それぞれの空港の旅客人数・横浜までの移動時間は下記のとおりです。



空港名	旅客人数 (国内・国際合計) ※1	横浜駅までの 移動時間
羽田空港	85,326,120人	バス 約30分
成田国際空港	42,460,671人	バス 約80分
静岡空港	804,688人	車 約160分
茨城空港	822,208人	車 約120分

※1 国土交通省東京航空局管内空港の利用概況集計表（平成31年分）

- 世界の航空・空港の格付け調査を行なうスカイトラックスが発表した「世界ベスト空港2019（World's Best Airport in 2019）」において、2位に羽田空港、9位には成田国際空港がトップ10にランクインしています。
- 規模別では、旅客数7000万人超のランキングで羽田空港が1位、また、4000万～5000万人では成田国際空港が2位です。

#### 【世界の空港トップ10位】

- 1 チャンギ空港 (シンガポール)
- 2 羽田空港 (日本)**
- 3 仁川国際空港 (韓国ソウル)
- 4 ドーハ・ハマド空港 (カタール)
- 5 香港国際空港 (香港)
- 6 中部国際空港セントレア (日本)
- 7 ミュンヘン空港 (ドイツ)
- 8 ロンドン・ヒースロー空港 (英国)
- 9 成田国際空港 (日本)**
- 10 チューリッヒ空港 (スイス)



羽田空港



成田空港

## 2 横浜IR実現への取組の背景

### (3) 横浜の持つポテンシャル

#### 新幹線・リニア

- 新横浜駅には、東海道新幹線が停車し、新横浜駅から横浜駅までの所要時間は、車で約14分、鉄道で約11分と利便性の高い交通アクセスを有しています。



出典：国土交通省HP「全国の新幹線鉄道網の現状」より

- リニア中央新幹線も、品川・名古屋間の開業は2027年、大阪市までの全線開業は2045年を予定して建設が進んでいます。
- 神奈川県駅（仮称）が設置される予定です。



出典：国土交通省HP「リニア中央新幹線の概要」より

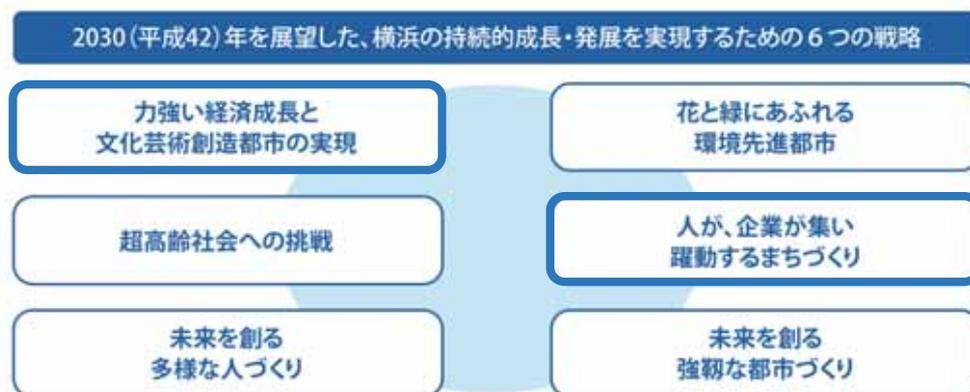
※1 中央新幹線品川・名古屋間工事実施計画(その1)(H26.10.17認可)による  
 ※2 中央新幹線(東京都・大阪府間)調査報告書(H21.12.24)による  
 ※3 財政投融資の活用による

## 2 横浜IR実現への取組の背景

### (4) 上位計画

人口減少社会の到来や超高齢社会の進展などの直面する課題を乗り越え、都市の持続的な成長・発展を実現するため、横浜市では6つの戦略を連動させながら実行していきます。

#### 横浜市 中期4か年計画（2018～2021）



#### 戦略1

### 力強い経済成長と文化芸術創造都市の実現

#### ▶ 市内企業の成長・発展と戦略的な企業誘致

- 市内企業の持続的な成長・発展を支えます。
- 産業拠点の強化につながる取組をまちづくり施策と連動しつつ進め、戦略的な企業誘致を推進します。
- 活力ある都市農業を推進します。

#### ▶ 文化芸術創造都市による魅力・賑わいの創出

- 質の高い文化芸術に触れることができる本格的な劇場整備など、横浜の新たな魅力・賑わいを創出します。また、創造性をいかしたまちづくりを推進し、新たな価値を生み出すとともに、文化的に豊かな市民生活の実現を目指します。

#### ▶ 観光・MICE、スポーツによる集客促進と地域経済活性化

- プロモーションを強化し、活気あふれる観光・MICE<sup>※</sup>都市を実現します。
- スポーツを通じた市民の暮らしの充実やまちの活性化等により、スポーツ都市横浜の実現を目指します。

#### 戦略4(1)

### 人が、企業が集い躍動するまちづくり ～成長と活力を生み出す都心部～

#### ▶ 都心臨海部・新横浜都心と、京浜臨海部等の魅力あるまちづくり

- 横浜の成長をけん引する都心臨海部（横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内・関外地区、山下ふ頭周辺地区、東神奈川臨海部周辺地区）・新横浜都心に加え、京浜臨海部等も含めたエリアで、各地区の特性と魅力をいかした機能強化を一体的に進めます。
- 公民連携等の手法を活用したまちづくりを推進します。



## 2 横浜IR実現への取組の背景

### (4) 上位計画

## 「SDGs未来都市・横浜」コンセプト・ビジョン

### 1 特性・立地を生かした「大都市型」の取組

- 「SDGs」「パリ協定」で取り上げる、人々の暮らしに起因する世界共通課題の解決には、国だけでなく、横浜市をはじめとする世界の都市や多様な主体が率先して取り組むことが求められています。
- 2018年10月に策定した市の総合計画「横浜市中期4か年計画（2018～2021）」では、SDGsを意識してあらゆる施策に取り組むこととしており、また、「横浜市地球温暖化対策実行計画」では、2050年も見据え、「今世紀後半のできるだけ早い時期の温室効果ガス実質排出ゼロ（脱炭素化）の実現」を目指す姿（ゴール）としています。
- 「SDGs」と「パリ協定」を踏まえたこれら2つの計画とビジョンを共有し、「SDGs未来都市・横浜」では、環境や経済・社会的課題の同時解決を図る「大都市モデル」を創出する取組を進めます。

### 2 「SDGs未来都市・横浜」のビジョン

- SDGs達成年次である「2030年」を展望し、パリ協定の発効による「脱炭素化」を踏まえ、環境を軸に経済や文化芸術による新たな価値・賑わいを創出し続ける都市の実現を目指します。

### 【目標設定と取組の概要】

横浜市は、2019年をピークに人口減少に転じるなど、直面する課題が一層深刻化してきています。SDGs未来都市として17の目標達成を意識し、「大都市・横浜市」に相応しい、環境を軸とした経済・社会的課題の同時解決を目指す取組を、「自治体SDGsモデル事業」として進めています。

環境・経済・社会の3側面の取組間を相互に連携させるとともに、様々な取組の主体である「市民」「企業」等の多様な主体をつなぎ、得られた知見・技術・情報をICT技術などを駆使して「見える化」・「共有化」し、相乗効果を高め、さらに新たな価値を生み出すことで、都市のプレゼンス向上を目指す仕組みとなる、横浜型「大都市モデル」を創出します。



出典：横浜市温暖化対策統括本部「SDGs未来都市・横浜～SDGs FutureCity YOKOHAMA」より抜粋

## 2 横浜IR実現への取組の背景

### 横浜市都心臨海部再生マスタープラン 【H27年2月】

都心臨海部5地区（横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内・関外地区、山下ふ頭周辺地区、東神奈川臨海部周辺地区）を対象に、目標年次2050年（第一段階2025年）における目指すべき将来像を描いたものです。

#### 将来像：世界が注目し、横浜が目的地となる新しい都心

～都心臨海部を中心とした新しい横浜ライフの実現～



### 横浜市山下ふ頭開発基本計画

【H27年9月】

「ハーバーリゾートの形成」を目指す都市像として掲げ、計画の具体化に向けて考慮すべき視点、開発の基本的な方向性を取りまとめたものです。

#### 目指す都市像：ハーバーリゾートの形成

～世界が注目し、横浜が目的地となる都心臨海部にふさわしい新たな魅力創出～

### 美しい港の景観形成構想

【H26年3月】

「美しい港」をテーマに、横浜市が内港地域の景観形成を行っていくうえでの目標像や方針を取りまとめたものです。

#### 目標像：世界に誇る「美港」横浜

## 2 横浜IR実現への取組の背景

### (5) 将来を見据えた横浜市取組

将来を見据えて横浜をさらに飛躍させていくため、中期4か年計画をはじめとした上位計画等に基づき、様々な政策を実施しています。

子ども・子育て、教育、医療・福祉、企業誘致や観光・MICEの推進など、これまで築き上げてきた実績を土台に、あらゆる取組を進化させ、直面する課題を確実に乗り越えていく必要があります。

このため、未来を創る強靱な都市づくりに必要な「災害に強い都市づくり」や、京浜臨海部や金沢臨海部のさらなる活性化や、関内地区における業務機能等の強化など産業拠点の強化につながる「戦略的な企業誘致」に加え、経済波及効果の高い国際会議等の誘致やMICE関連産業の強化を進めるため「観光・MICE都市」、「特別自治市」「クルーズポート」「中小企業振興」、「ガーデンシティ横浜」、「SDGs未来都市」などのあらゆる政策を展開しています。

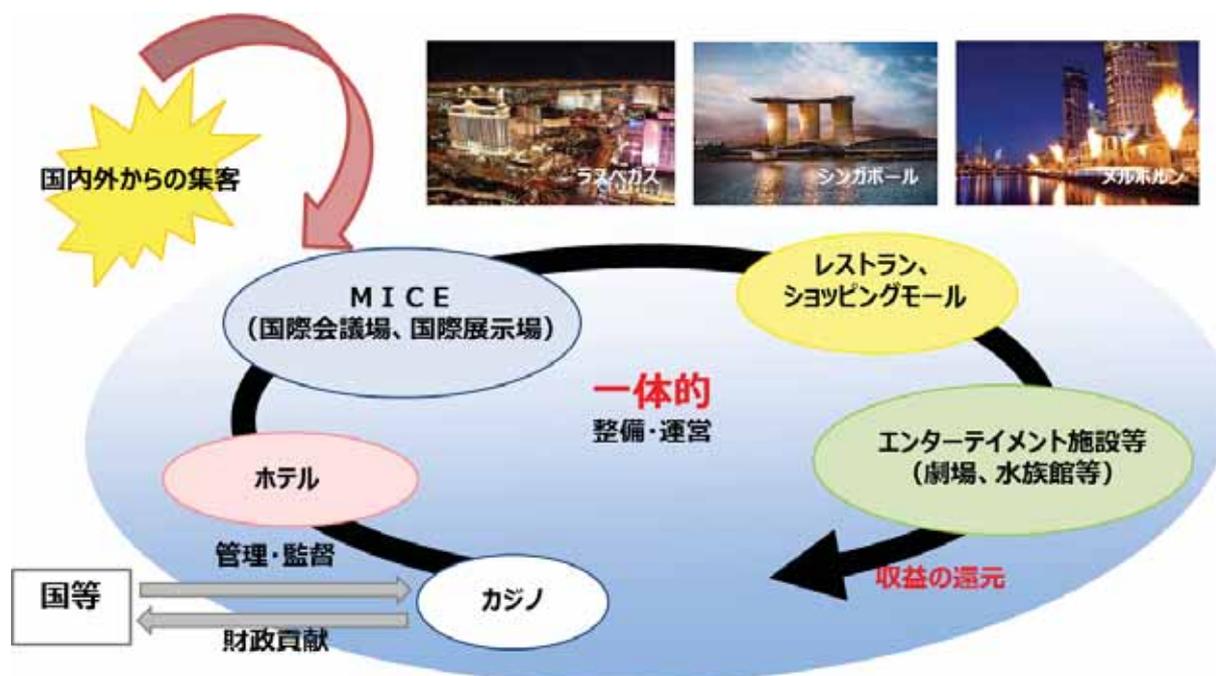
そして、将来にわたり豊かで安全・安心な暮らしを維持し、さらに充実させていくために、IRもこれらの重要な政策の一つです。



## 2 横浜IR実現への取組の背景

### (6) 日本型IRの基本方針

日本型IRは、「観光先進国」としての日本を明確に世界の中に位置づけるため、民間事業者の投資と創意工夫を最大限に引き出し、「観光先進国」として引き上げるための原動力として生かす政策的な枠組み（公共政策としてのIR）とされています。



民間事業者により一体的に整備・運営 = **民設・民営**

健全なカジノ事業の収益を活用して、国際競争力の高い滞在型観光を実現

### 公共政策としてのIRの主な具体的目標

①国際会議の開催件数のシェアが低下している。

⇒**目標①世界で勝ち抜くMICEビジネスの確立**

②訪日外国人の旅行消費額に占める娯楽サービス費の割合は諸外国と比較して低い

⇒**目標②滞在型観光モデルの確立**

③インバウンドの需要がゴールデンルート(※)に集中しており、その他地域はインバウンド増加による効果を十分に享受できていない。

⇒**目標③世界に向けた日本の魅力発信等**

※ 東京、京都、大阪、兵庫、千葉、山梨、静岡、愛知、奈良の9都府県をゴールデンルートと定義

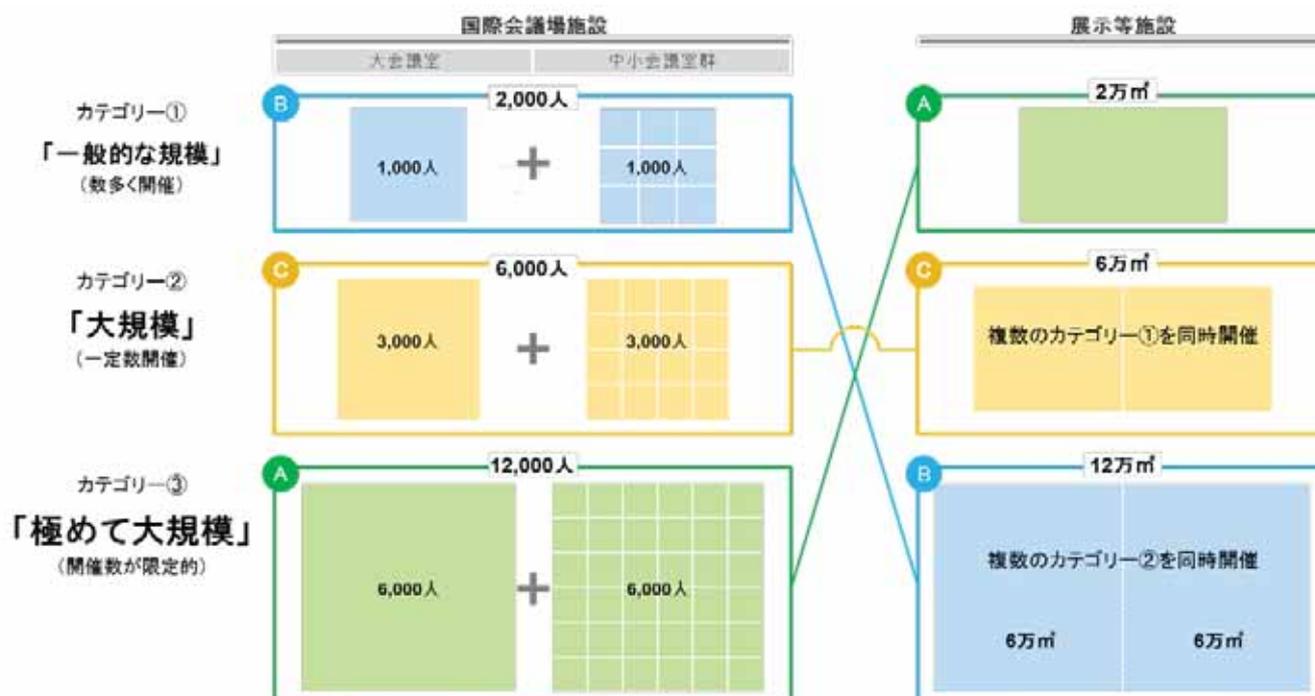
## 2 横浜IR実現への取組の背景

### (6) 日本型IRの基本方針

- 日本型IRでは、カジノ施設以外に、以下の4類型の中核施設の設置が求められます。これまでにないスケール・クオリティの両面が必要になります。



- また、MICE施設は特に大規模な施設整備が求められており、下記A~Cの組み合わせ以上の規模が必要です。



## 2 横浜IR実現への取組の背景

### (7) 横浜都心臨海部のまちづくり

#### 横浜市都心臨海部再生マスタープラン

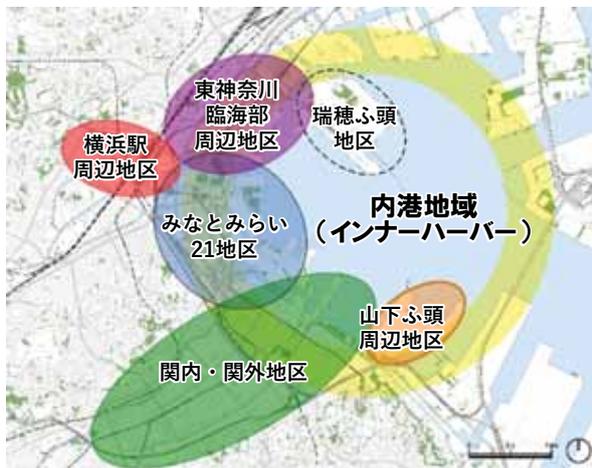
1859年の開港以来、都心臨海部は横浜の中心部として発展してきました。昭和40年（1965年）には、横浜の骨格を築く「横浜の都市づくり将来計画の構想（六大事業※）」を公表し、都心部強化事業として、みなとみらい21地区の造成に着手し、現在の都心臨海部を形成してきました。

「横浜の都市づくり将来計画の構想」発表より約50年が経過し、人口減少・超高齢社会の到来による都市の活力低下、人・企業がより優れた活動・生活場所を「選ぶ」時代の到来、市民の価値観やライフスタイルの更なる多様化といった社会状況の変化が想定され、横浜のまちづくりとしての対応が求められていました。

また、平成22年（2010年）には、横浜市インナーハーバー検討委員会から、都心臨海部・インナーハーバーにおけるまちづくりの方向性が提言されました。

将来の社会状況の変化に対応し、将来にわたり輝き続け、魅力にあふれた“世界都市”の顔としての都心臨海部を形成するため、横浜駅周辺、みなとみらい21地区、関内・関外地区、山下ふ頭周辺地区、東神奈川臨海部周辺地区の5地区を対象とした「都心臨海部再生マスタープラン」を平成27年2月に策定しました。

※ **六大事業**：都心部強化事業、金沢地先埋立事業、港北ニュータウン建設事業、高速鉄道（地下鉄）建設事業、高速道路網建設事業、横浜港ベイブリッジ建設事業の6事業



【都心臨海部 位置図】

「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」「美しい港の景観形成構想」より作成

#### 東神奈川臨海部周辺地区



神奈川台場の遺構や、横浜市中央卸売市場が立地しており、現在は、駅周辺の再開発や面整備の検討が進められています。

#### 横浜駅周辺地区



日本有数のターミナル駅である横浜駅を中心とする地区であり、国際都市の玄関口にふさわしいまちづくりを進めています。

#### みなとみらい21地区



横浜の自立性の強化等を目的に整備された新しい街であり、業務・商業機能、MICE拠点等が立地し、多くの人が訪れています。

#### 関内・関外地区



開港の歴史が残る地区ですが、近年、業務・商業機能が相対的に低下しており、課題解決に向けたまちづくりが進められています。

## 2 横浜IR実現への取組の背景

### (7) 横浜都心臨海部のまちづくり

#### 世界から人々を惹きつける街の資源

##### 港町横浜の 歴史・文化



街中には当時の面影を色濃く残す歴史的建造物や土木産業遺構が多く残り、まちづくりの中で保存・活用されています。また、異国情緒あふれる街並みや飲食店があり、開港の地ならではの国際的な雰囲気を感じられます。

##### 都市空間



水際線を開放し、公園や緑地、パブリックスペース等の整備を積極的に行っています。これまで、地域の魅力と個性を生かした都市デザインの取組が展開され、美しさや楽しさが感じられる環境豊かな都市空間が形成されています。

##### 都心機能



国際的な企業が立地する業務拠点や広域的な商業拠点、大規模コンベンション施設など横浜経済をけん引する都心機能が集積しています。また、都市型住宅やスポーツ施設、個性豊かな界隈など都市に必要な機能が揃っています。

##### 賑わい・市民活動

まちに誇りや愛着をもち、地域が主体的にまちづくりに取り組む風土が培われています。魅力的で賑わいのある商店街や、年間を通じて様々なイベントが開催される、活気あふれる街がつけられています。

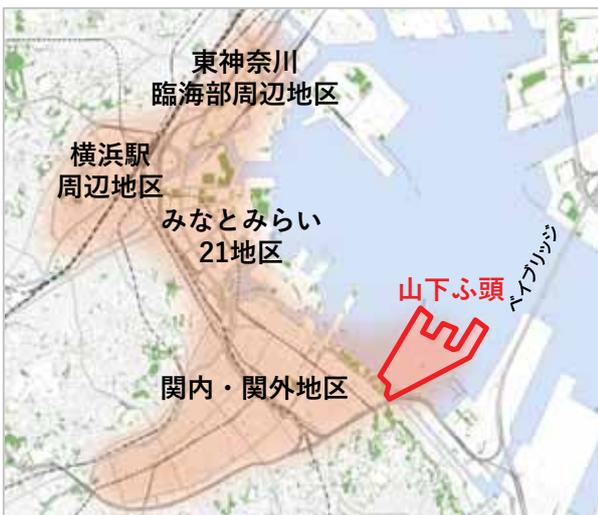


## 2 横浜IR実現への取組の背景

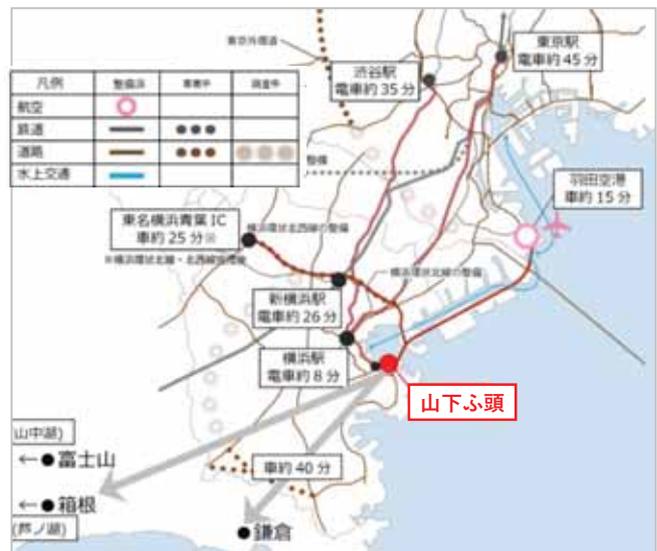
### (8) 横浜IRの立地場所

『横浜IR』の予定地である「山下ふ頭」は、ベイブリッジより内側のインナーハーバーに位置し、横浜の中心である都心臨海部を形成しています。最寄りの横浜高速鉄道「元町・中華街駅」まで徒歩約5分で、首都高速道路にも近く、羽田空港など各方面から高いアクセス性を有しています。また、横浜を代表する観光地である山下公園、中華街、港の見える丘公園などにも近接しています。

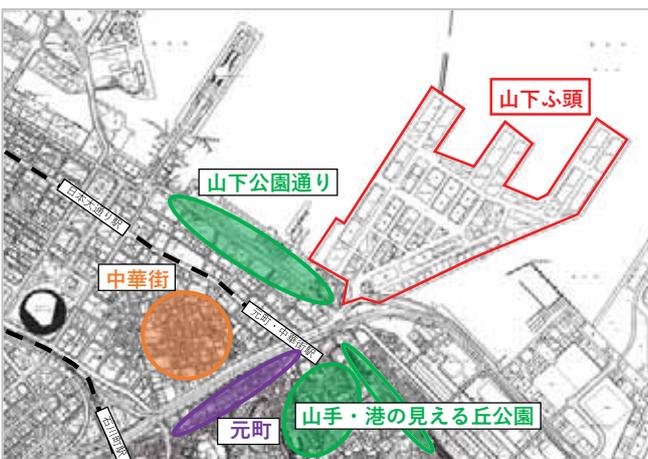
#### 位置図



#### 主なアクセス



#### 周辺の観光地



#### 立地特性

MM21地区から続く  
美しいウォーターフロント

約47haの広大かつ  
シンボル性の高い敷地

住宅市街地と分離された立地

恵まれた交通アクセス

観光拠点との連携

## 2 横浜IR実現への取組の背景

### (8) 横浜IRの立地場所

山下ふ頭は、高度経済成長期から横浜港を支える主力ふ頭の機能を担ってきましたが、完成から50年以上経過し、施設の老朽化やコンテナ化などの物流環境の変化に伴い、その果たすべき役割を見直す時期に来ていました。このため、「横浜市中期4か年計画2014～2017」や「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」、及び「横浜港港湾計画の改訂」を踏まえ、平成27年に「ハーバーリゾートの形成」を目指す「横浜市山下ふ頭開発基本計画」を策定し、再開発の方向性を決めました。また、既存の物流機能については、移転を契機として倉庫等の高機能化を促進し、「ミナトの質的転換」を図っています。

提供 国土地理院

● 昭和28年 着工（埋立開始）

● 昭和38年 完成



昭和38年頃



昭和24年



昭和31年



昭和36年



昭和38年

● 平成27年 山下ふ頭開発基本計画策定

● 倉庫等の移転・更地化の開始

● ホテルシップ・暫定利用事業



更地化の状況（令和2年1月）

新たな賑わい拠点

「ハーバーリゾート」  
の形成

『横浜イノベーションIR』

横浜を世界の  
デスティネーション(目的地)へ

## 2 横浜IR実現への取組の背景

### 参考 IRの事例と効果（シンガポール）

- シンガポールでは、国際観光地としての魅力を取り戻すため、2005年に国策としてIRを誘致することを決断しました。
- MICE施設、シンボリックなホテル、エンターテイメントなどの施設を整備し、多くの観光客でにぎわっており、再投資による更なる拡張も計画されています。

### マリーナ・ベイ・サンズ



開発費用	約4,870億円	カジノ以外の 主要施設	ホテル	客室数2,561室
年間訪問客数	4,500万人		MICE施設	約12万㎡、最大4万5千人収容
雇用者	9,500人		その他施設	飲食ショッピング施設、劇場、博物館、スカイパーク（展望プール等）、スケート場、ナイトクラブ等

### リゾート・ワールド・セントーサ



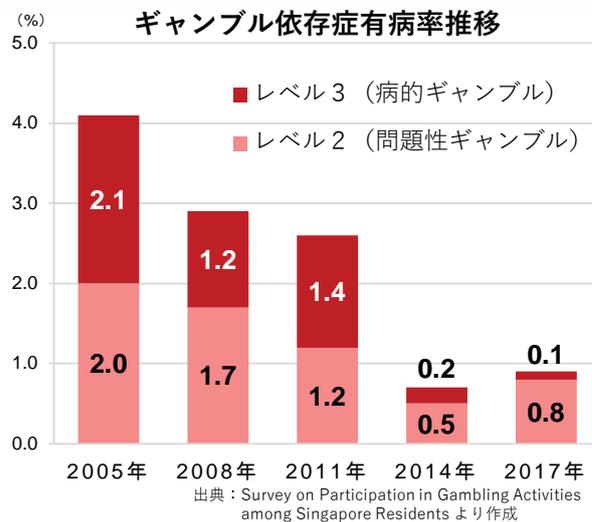
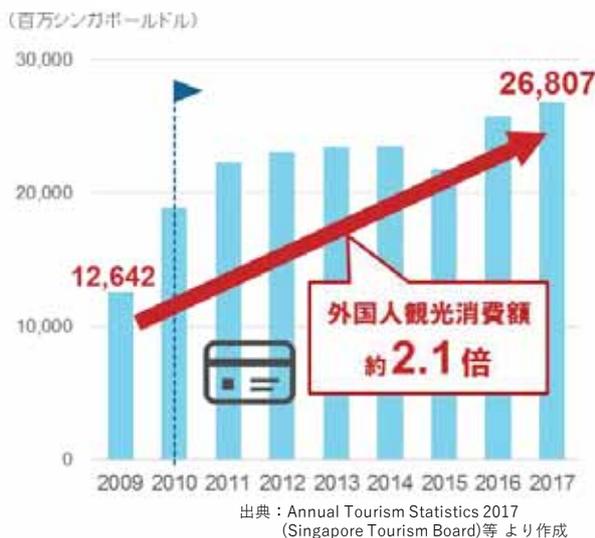
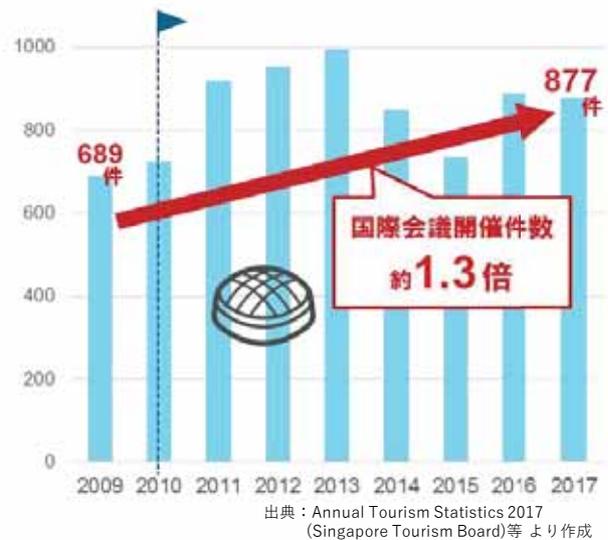
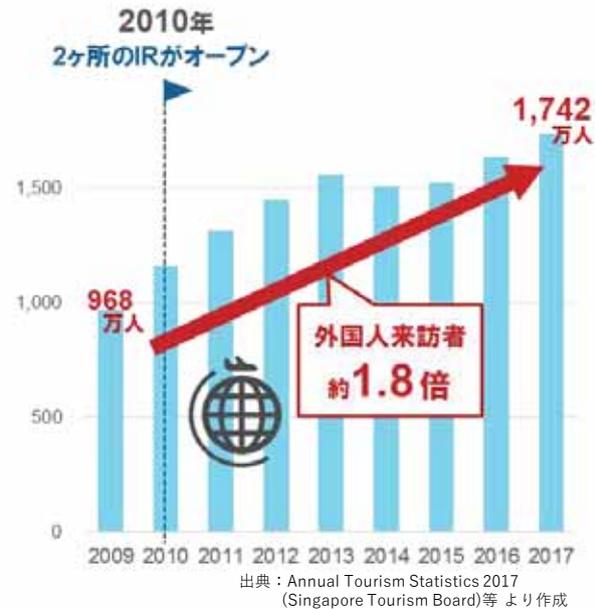
開発費用	約5,220億円	カジノ以外の 主要施設	ホテル	客室数1,600室
年間訪問客数	2,000万人		MICE施設	会議場最大6,500人収容、展示場最大3,000人収容
雇用者	11,000人		その他施設	飲食ショッピング施設、劇場、ユニバーサルスタジオシンガポール、博物館、水族館、プール等

## 2 横浜IR実現への取組の背景

### 参考 IRの事例と効果（シンガポール）

シンガポールでは、2010年IR開業後、外国人来訪者、外国人観光消費額、国際会議開催件数は増加傾向にあります。

また、IR開業前からギャンブル依存症対策を実施した結果、病的ギャンブルや問題性ギャンブルの有病率は減少傾向にあります。



### 3 横浜 I R の方向性

---

### 3 横浜 I R の方向性

## (1) 基本コンセプト

基本  
コンセプト

### 横浜イノベーションIR

『横浜を世界から選ばれるデスティネーション（目的地）へ』

1859年の開港を機に、海外諸国との交易の中心となった横浜は、世界中から集まる人・モノ・情報・文化であふれ、文明開化の名の元に、近代日本の成長をけん引する国際的な港湾都市として、目覚ましい発展を遂げてきました。

その後の震災や戦災、東京一極集中の人口急増など横浜の5重苦と言われた困難な状況においても、個性ある自立都市を目指す熱意と気概を持ち、六大事業に着手し、みなとみらい21をはじめとする事業を着実に進め、人口374万人、最大の基礎自治体として、日本有数の経済都市に成長してきました。

今後、横浜においても人口減少、超高齢社会等、様々な社会経済情勢の変化が見込まれます。そうした中でも、市民が生き生きと暮らし、魅力と活力あふれる都市であり続けるため、横浜は今ある「横浜らしさ」に誇りを持ちながら、新しい文化を迎え入れ、将来を見据えた新たな「横浜らしさ」の創造に向けてチャレンジする必要があります。

現在、横浜は開港からの異国情緒の残る山下公園、元町、中華街や、若者に人気のみなとみらい21地区など、日本有数の観光地として多くの人で賑わっています。また、パシフィコ横浜では、多くの国際会議などが開かれ、「グローバルMICE都市」としての地位を築いてきました。

『横浜 I R』では、世界水準のMICE施設、ホテル、エンターテインメントや最先端のテクノロジー(技術)を駆使した未来の街を、これまで築き上げてきた都心臨海部の街の魅力や資源と一体的に整備し、融合していくことで、相乗効果を最大限に発揮するとともに、新たな魅力・資源をハイブリッド(混成)に創造し、

横浜の観光・経済に **イノベーション(革新)** をもたらしていきます。

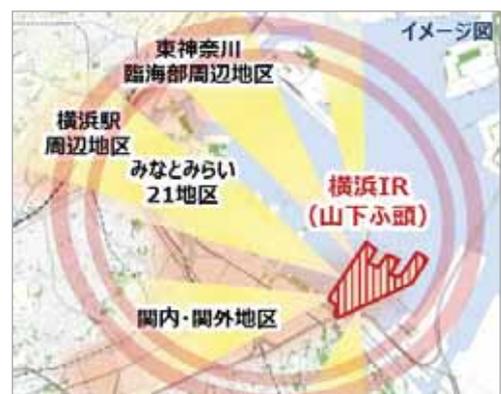
そして、横浜都心臨海部がこれからも、横浜市民の憩いの場であるとともに、

**世界各国の人々が、日本に行ってみよう！  
日本に行くなら横浜に行ってみよう！**

そう思ってもらえる

**『横浜イノベーション I R』**

を目指していきます。



みなとみらい21地区 (C) Photo by Hideo MORI



異人商館での交流

### 3 横浜 I R の方向性

## 横浜 I R の基本コンセプトを実現する方向性

横浜の観光・経済にイノベーションを！

横浜都心臨海部

横浜 I R

横浜が築き上げてきた横浜都心臨海部に、これまでにないスケールとクオリティを有する世界最高水準の I R を一体的に創り上げ、融合

#### 【一体的な整備】

- I R を、山下ふ頭に整備するだけでなく、横浜都心臨海部の既存の街の魅力を更に磨き上げるとともに、新たな魅力を創出し、『横浜 I R』を横浜の街と一体的に整備

#### 【融合】

- これまで築き上げてきた横浜の街と最先端のテクノロジーを駆使した新たな街が融合
- 我が国の文化と諸外国の文化が融合
- 古き文化と新たな文化が融合

#### 【イノベーション】

- I R 整備により、世界水準の M I C E の誘致・開催を通じた国際的な人の交流、知の交流やネットワークの構築等により、新たなイノベーションの機会の創造や、地域への経済効果、国・都市間競争力の向上等、観光振興に加え、幅広い変革をもたらしていきます。
- 『横浜 I R』を横浜都心臨海部の街や資源・魅力と一体的に整備し、『横浜 I R』を起爆剤として、街や文化などが融合することで、相乗効果を最大限発揮し、

横浜の観光・経済にイノベーションをもたらし、  
横浜を世界から選ばれるデスティネーション(目的地)へと導いていきます。

横浜のさらなる飛躍と  
将来にわたる市民の豊かな  
暮らしのために

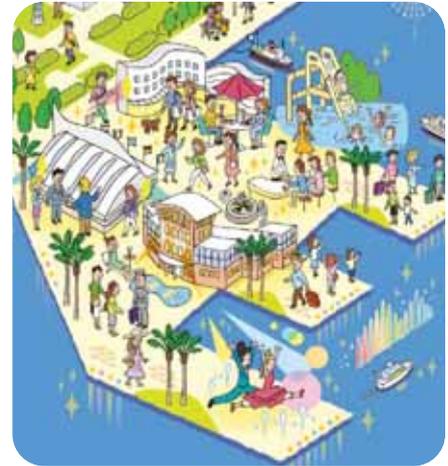


### 3 横浜 I R の方向性

## (1) 基本コンセプト

### 横浜 I R の方向性 1 世界最高水準の I R を実現

- ▶ ビジネスからレジャー、大人から子ども、外国人でも日本人でも、幅広い客層が楽しめる非日常的で印象的な空間を有する都市型リゾートを目指し、  
**世界の人々が日本に行ってみよう！**  
**日本に行くなら横浜に行ってみよう！**  
と思われる世界最高水準の I R を実現します。
- ▶ 周辺地域との一体的な観光振興により、『横浜 I R 』から市内・県内はもとより日本各地の魅力を発信し、送客することができる**日本のゲートウェイ(玄関口)を目指します。**
- ▶ ギャンブル依存症や周辺の治安対策など、想定されるリスクに対して、世界最高水準とされている I R 整備法やギャンブル等依存症対策基本法などの関連法令のほか、最新のテクノロジーを活用したシステムを構築し、世界のどこの地区よりも安全で安心できるエリアとしていきます。



#### MICE (国際会議場・展示場)

我が国において、これまでにないような国際的な会議や世界規模の産業見本市等を展開。新たなビジネスの起爆剤として、経済・観光にイノベーション(革新)を創出。



#### 魅力増進施設

日本の伝統、文化、芸術、最先端技術、四季折々の自然等の様々な魅力がかつてないクオリティで発信。世界中の観光客を惹きつけ、リピーターを確保することができる国際的に最高水準のエンターテインメント性のある公演、展示等で提供するとともに、これを通じてまた、アニメやゲームなど日本の魅力を体験してもらおう機会を創出。



#### 送客施設

東日本をはじめとした日本各地の観光名所にインバウンドを送り出す日本の拠点・ゲートウェイ(玄関口)として、また世界と国内各地をつなぐ交流のハブとして、国内各地の魅力をショーケースとして紹介。各交通機関を結ぶバスや、ワールドクラスのクルーズポートを生かした「ターミナル機能」を備える。



#### 多彩なホテル群

国際競争力のある広さ、設備、サービスなど、ビジネス客やファミリー、富裕層など来訪者の宿泊需要に適切に対応できる規模・クオリティを有する。5つ星ホテルのほかファミリー層も宿泊できる複数のホテルを備える。



#### エンターテインメント施設 レストラン・ショッピングモール

国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設。国際競争力と高いクオリティを持ち、幅広い人々が楽しめる施設を備える。



#### カジノ

I R 関連法令等に則した施設とし、ファミリー層等の主動線とは分離された適切な配置計画やデザインとするとともに、大人の社交場としてふさわしいドレスコードを設けるなど品位ある空間とする。



追加

### 3 横浜 I R の方向性

#### 横浜 I R の方向性 2 都心臨海部との融合

- ▶ 横浜の都心臨海部には、開港以来の歴史や文化、美しい港の風景や水際を身近に感じられる都市空間など、これまでのまちづくりで築かれてきた豊富な魅力や資源があります。最先端のテクノロジー(技術)を駆使した新しい街のモデル『横浜 I R』を、これらの都心臨海部の既存の街の魅力や資源と一体的に整備し、融合していきます。
- ▶ 21世紀の日本における新たな開港の地として世界各国の人々を迎え入れ、もてなす世界から選ばれるデスティネーション(目的地)に相応しい魅力的な都市づくりを進めます。

まちづくりの  
コンセプト

- 1 『横浜 I R』を都心臨海部と一体的に整備し、融合
- 2 21世紀を象徴するような新しい横浜の都市デザイン・景観形成
- 3 最先端技術を駆使したスマートシティ、環境、防災、ユニバーサルデザインなど『未来の街のショーケース』



「美しい港の景観形成構想」  
「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」より作成

#### 横浜 I R の方向性 3 オール横浜で観光・経済にイノベーションを！

- ▶ 世界最高水準のスケールとクオリティを有する『横浜 I R』と、これまでつくり上げてきた都市としての魅力や資源を融合し、世界の観光・MICE都市、文化芸術創造都市としての横浜の新たな魅力・資源を創造するとともに、その相乗効果により、

横浜の観光・経済に **イノベーション(革新)** をもたらし、

横浜を世界から選ばれる **デスティネーション(目的地)** へと導いていきます。

- ▶ また、その効果を都心臨海部はもとより、横浜市域全体、さらには日本各地に広げていきます。



### 3 横浜 I R の方向性

## (1) 基本コンセプト

### 横浜 I R の方向性 4 安全・安心対策の横浜モデルの構築

#### 横浜市の依存症対策への取組

これまで国が示す依存症対策総合支援事業やアルコール健康障害対策基本法、ギャンブル等依存症対策基本法等に基づき事業を進めていますが、さらに、横浜市では依存症の方を増やさないように次の**4つの対策を徹底して進めていきます**。

##### 【市の総合的な依存症対策】

- ① 依存症への総合的な取組
- ② 予防教育の実施（高校保健体育における啓発など）
- ③ 事業者や研究・専門機関との研究
- ④ 調査による実態把握（令和元年度3,000人対象）

##### 【I R 整備法関連】

- ▶ 日本人等への7日間で3回迄、28日間で10回迄の入場制限
- ▶ 広告・勧誘の制限やカジノ内 A T M 設置禁止など施設内制限
- ▶ 本人・家族の申告による入場制限
- ▶ 日本人等への24時間毎に6,000円の入場料

##### 【事業者独自の依存症対策】

- ▶ 顔認証やAI等による入場制限・モニタリング
- ▶ 訓練された従業員の巡回、声掛け

#### 治安対策などの懸念事項への取組

##### 【治安対策】

- ▶ 警察との連携
- ▶ 区域内外の防犯カメラ設置
- ▶ 警備スタッフの配置・巡回

##### 【反社会的勢力の関与への対策】

- ▶ 徹底的な調査による排除
- ▶ カジノ入場規制

##### 【青少年への悪影響対策】

- ▶ マイナンバーカードによる入場規制・夜間巡回の実施

##### 【マネー・ローンダリング（犯罪資金洗浄）対策】

- ▶ 一定額以上を換金した際の届出
- ▶ カジノのチップ持ち出し、譲渡禁止
- ▶ 顧客の本人確認の徹底

### 3 横浜 I R の方向性

## (2) -1 世界最高水準の I R を実現

### 世界最高水準の I R の姿

#### M I C E

日本最大級の競争力の高い  
国際展示場・会議場



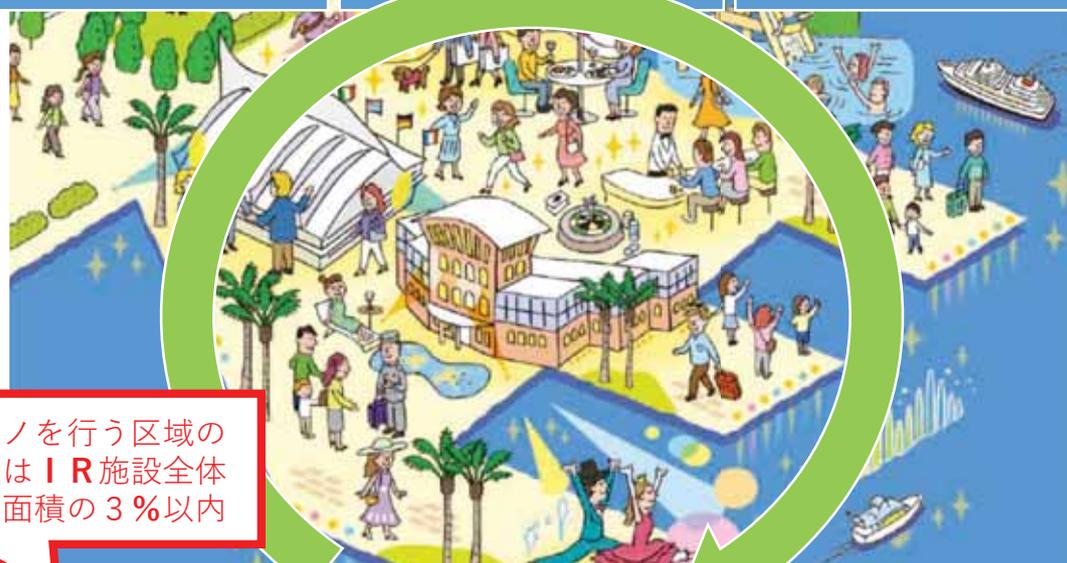
#### 魅力増進施設

日本文化芸術の  
発信・活動拠点



#### 多彩なホテル群

非日常を体験する施設



カジノを行う区域の  
面積は I R 施設全体  
の床面積の 3% 以内

#### カジノ



#### レストラン・ ショッピングモール等



#### 送客施設

世界・日本各地とつながる  
交通拠点



民間事業者により 一体的に整備・運営 = **民設・民営**

健全なカジノ事業の収益を活用して、国際競争力の高い滞在型観光を実現

#### 【 I R の中核施設の具体的な要件に関する基本的な視点】

基本的な視点 1 : 我が国においてこれまでにないクオリティを有する内容

基本的な視点 2 : これまでにないスケールを有する我が国を代表することとなる規模

基本的な視点 3 : 民間の活力と地域の創意工夫

## 主な施設の要件

用語 ( I R 整備法施行令)	国の定める要件 (基本方針より)																		
国際会議場 (第1条)	<p>これまでにないようなスケールとクオリティを有し、これまでにないような国際的な会議や世界規模の産業見本市等を展開し、新たなビジネスの起爆剤とする。</p>																		
展示等施設 (第2条)	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">No.</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">国際会議場施設</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">展示施設等</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">最大の会議室 収容人数</th> <th style="text-align: center;">施設全体の 収容人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td style="text-align: center;">1,000人～ 3,000人</td> <td style="text-align: center;">2,000人～ 6,000人</td> <td style="text-align: center;">12万㎡以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td style="text-align: center;">3,000人～ 6,000人</td> <td style="text-align: center;">6,000人～ 12,000人</td> <td style="text-align: center;">6万㎡以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③</td> <td style="text-align: center;">6,000人～</td> <td style="text-align: center;">12,000人～</td> <td style="text-align: center;">2万㎡以上</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px; border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">横浜 I R では、 ①②を要件と します。</p> <p>いずれの場合であっても、国際会議として「一般的な形式」である大規模な全体会議と分科会等にも対応できるような総収容人数を有することが必要。</p>	No.	国際会議場施設		展示施設等	最大の会議室 収容人数	施設全体の 収容人数	①	1,000人～ 3,000人	2,000人～ 6,000人	12万㎡以上	②	3,000人～ 6,000人	6,000人～ 12,000人	6万㎡以上	③	6,000人～	12,000人～	2万㎡以上
No.	国際会議場施設		展示施設等																
	最大の会議室 収容人数	施設全体の 収容人数																	
①	1,000人～ 3,000人	2,000人～ 6,000人	12万㎡以上																
②	3,000人～ 6,000人	6,000人～ 12,000人	6万㎡以上																
③	6,000人～	12,000人～	2万㎡以上																
魅力増進施設 (第3条)	日本の伝統、文化、芸術、最先端技術、四季折々の自然等の様々な魅力をかつてないクオリティで発信するため、国際的に最高水準のエンターテインメント性のある公演、展示等で提供する																		
送客施設 (第4条)	<p>来訪者を I R 区域内に囲い込むのではなく、国内各地の魅力をショーケースとして紹介し、来訪者を国内各地に送り出して、実際に現地で体験していただくことにより、世界と国内各地をつなぐ交流のハブとなることを目指す。</p> <p>国内各地の観光の魅力に関する情報を適切に提供し、併せて各地域への観光旅行に必要な運送、宿泊その他サービスの手配を一元的に行う。</p>																		
宿泊施設 (第5条)	<p>宿泊施設は、国際競争力のある広さ、構成、設備、サービスで、I R 区域への来訪者の宿泊需要に適切に対応できる規模があり、新たな宿泊需要を創出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての床面積の合計が10万㎡以上</li> </ul>																		
観光旅客の来訪及び滞在寄与施設	コンテンツやサービスが、国際競争力と高いクオリティを有し、外国人旅行者をはじめとした幅広い人々が楽しむことのできる観光資源																		
カジノ施設 (第6条)	<p>I R 区域全体のコンセプトと調和し、ほかの施設とのバランスの取れた規模及び配置となっていること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カジノを行う区域は、I R 施設全体の床面積の3%以内</li> </ul>																		

### 3 横浜 I R の方向性

## (2) -2 必要な機能・施設

### ① M I C E 施設（国際会議場及び展示等施設）

パシフィコ横浜とのコラボレーションによる  
**アジアを代表する M I C E 都市・横浜の実現**

変更



日本最大級の  
複合 M I C E 施設

- 国際会議場施設 5,002席
- 展示施設 20,000㎡
- パシフィコ横浜ノース 6,000㎡  
(令和2年4月オープン)

世界中から観光客・会議参加者等を誘客

横浜の  
観光・経済に  
イノベーションを！

パシフィコ横浜

横浜 I R

統合型リゾート施設

観光振興・  
経済活性化の  
起爆剤

横浜市

MICE開催支援策、  
政府系会議誘致

横浜 観光

コンベンション・ビューロー  
誘致・マーケティング

観光事業者

交通事業者

MICE事業者

宿泊事業者

関連事業者  
(イベント運営等)

オール横浜での観光MICE推進体制



### 3 横浜 I R の方向性

## (2) -2 必要な機能・施設

### ① M I C E 施設（国際会議場及び展示等施設）

#### 施設の規模

政令の 規模要件	国際会議場 (最大会議室収容人員)	展示場
	①	1,000人~3,000人
②	3,000人~6,000人	60,000㎡~120,000㎡
③	6,000人~	20,000㎡~60,000㎡

#### 横浜 I R の 規模要件

パシフィコ横浜には、我が国で2番目の規模となる5,002席の国際会議場がある一方、展示施設は現在20,000㎡で小規模なことを踏まえ、『横浜 I R』においては、政令の規模要件のうち①②を要件とします。

#### 施設の機能・質

各国との首脳級会合、閣僚級会合などの重要な国際会議等の高度な需要に十分に対応できる機能

世界規模の産業見本市などの開催やイベントの誘致が可能な規模

横浜ならではの魅力的な港の景観を生かしたユニークベニューや、アフターコンベンションツアーが提供される企画・運営体制の構築

誘客効果を最大化するため、大小様々な規模に対応できる仕様、スポーツやコンサート等が多様な用途に臨機応変に対応できる機能

パシフィコ横浜の強みを生かすとともに、弱みを補完するなど、パシフィコ横浜と連携し、横浜全体の M I C E を強化

## M I C E とは

**M**eeting  
企業等の会議

- ・外資系企業の支店長会議
- ・車両販売代理店のミーティング
- ・海外投資家向けのセミナー

**I**ncentive Travel  
報償・研修旅行

- ・営業成績優秀者に対する表彰
- ・会社設立〇〇周年記念旅行

**C**onvention  
国際機関・団体、学会等が行う国際会議

- ・IMF・世界銀行総会
- ・国際幹細胞研究会議
- ・APEC貿易担当大臣会合

**E**xhibition  
展示会・見本市・イベント

- ・モーターショー
- ・大規模スポーツイベント
- ・国際映画祭 等

### 3 横浜 I R の方向性

## (2) -2 必要な機能・施設

### ② 魅力増進施設

我が国の魅力的な、伝統、文化、芸術、技術、暮らし等を、  
観て、聴いて、触れて、食べて、体験して、感じて、  
もっと、横浜のことを、日本のことを知って、ファンになって頂くための施設



祭り【酉の市】



東京国立博物館所蔵

書画【浮世絵】



工芸【眞葛焼(横浜)】



演劇【能】



暮らし【和のおもてなし】



和食【寿司】

横浜が日本観光のデスティネーションに《来日の目的地・帰国の出発地》

- 日本に行くなら、まず横浜へ《来日の最初の目的地》
- 横浜で市内・県内・国内の観光の魅力を伝え送客《日本観光のハブ》
- 再度、横浜に戻り、帰国していただく《旅の終わりの出発地》
- 『横浜 I R』が再び、日本、横浜を訪れていただく魅力を発信

### 3 横浜 I R の方向性

## (2) -2 必要な機能・施設

### ② 魅力増進施設

#### 魅力増進施設とは

我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動を行うことにより、我が国の観光の魅力の増進に資する施設

#### 発信する魅力

##### 我が国の魅力的な伝統、文化、芸術等の例

書画…浮世絵、日本画、書など	芸道…茶道、華道、日本舞踊など
文学…紀行文、詩歌、小説など	武道…相撲、柔道、弓道など
演劇…能、狂言、歌舞伎など	歴史…城、侍、開港など
演芸…落語、漫才、講談など	暮らし…和食、祭り、信仰など
工芸…絹織物、陶芸、漆器など	自然…四季、海、山、生物など
ポップカルチャー…アニメ、ゲームなど	

#### 発信手法、施設

展示、鑑賞、体験、販売、消費など、施設の持つあらゆる手法で、視る、聴く、触る、嗅ぐ、味わう、全ての感覚に訴求

我が国の魅力を、歴史的な背景やストーリーとともに、大人から子供まで、あらゆる国の方に解り易く発信

我が国の様々な魅力を複数組み合わせたり、海外等のコンテンツと組み合わせ、新たな魅力的なコンテンツを創造

劇場、演芸場、競技場、博物館、美術館、レストラン、旅館などの施設で、古き良き伝統と最先端の技術を融合させて魅力的に発信

##### 【参考】訪日外国人旅行者が訪日旅行をしたいと考えたきっかけ

順位	訪日旅行をしたいと考えたきっかけ	全体	アジア	欧米豪
1	日本の自然や風景に関心があるから	50%	51%	49%
2	日本食に関心があるから	49%	50%	45%
3	日本文化・歴史に関心があるから	40%	36%	51%
4	日本の温泉に関心があるから	36%	40%	23%
5	治安が良いから	35%	36%	31%
6	日本でのショッピングに関心があるから	31%	36%	17%
7	日本の世界遺産に関心があるから	28%	26%	34%
8	日本人のライフスタイルに関心があるから	26%	25%	31%

出典：DBJ・JTBFアジア・欧米豪 訪日外国人旅行者の意向調査（2018年）

### 3 横浜 I R の方向性

## (2) -2 必要な機能・施設

### ③ 送客施設

『横浜を日本のゲートウェイ《玄関口》へ、  
そして、日本の旅のデスティネーション《目的地》へ』

『横浜 I R』の来訪客に、横浜でゆっくり滞在していただき、日本各地の観光の魅力を様々な手法、言語で紹介・発信。最適な交通手段で送客する施設。



### 3 横浜 I R の方向性

## (2) -2 必要な機能・施設

### ③ 送客施設

#### 送客施設・機能

追加

横浜 I R を訪れた国内外からの来訪客に、横浜や日本各地の観光の魅力を紹介、発信し、日本国内への送客をスムーズに行います。

#### ① ショーケース機能

日本各地の観光の魅力や旅行者に必要な情報を、食や体験などと組み合わせ、VR等の最先端技術等を活用し、効果的・適切な方法で発信

#### ② コンシェルジュ機能

利用者の関心等に応じ、旅行計画を提案し、必要なサービスの手配をワンストップで、きめ細かくおもてなしの心で対応

#### 送客施設・機能

#### ③ 多言語対応機能

①②について、英語を含め複数の外国語で提供

#### ④ 十分な施設規模

多数の来訪客に対応できる情報提供・接客や待合スペースを具備

#### その他の施設・機能

周辺地区を含む日本各地への来訪客の移動の起点となる交通広場やバスやタクシーなどのターミナル機能

I R 区域と周辺鉄道駅や、東海道新幹線新横浜駅などの主要駅、羽田空港や成田空港までの移動手段について、I R 区域の立地特性を生かした陸海空の多様な移動手段の確保（例：リムジンバス、高速船、ヘリコプター 等）

豪華客船に必要な C I Q 施設や大型クルーザー、自家用ジェット等で来訪する超富裕層の高度な需要にも対応できる移動手段の確保

市内関係機関をはじめ各地の自治体や D M O 等との連携が図れる仕組み・体制の構築。観光情報の収集・発信や各地への周遊ルートの企画・構築

魅力増進施設などと連携し、我が国の伝統、文化、芸術等と日本各地の魅力を結び付け、海外からの来訪客を送客

### 3 横浜 I R の方向性

#### 横浜都心臨海部の観光資源

短い空き時間やアフターコンベンションのナイトライフに

- ・元町、中華街、赤レンガ倉庫、みなとみらい21地区、野毛、伊勢佐木町、馬車道、  
山下公園、三溪園などの商業・飲食・観光施設等
- ・みなとみらいホール、横浜美術館、横浜能楽堂、横浜にぎわい座などの文化施設等
- ・横浜三塔（キング、クイーン、ジャック）、山手西洋館など歴史的建造物等

追加



- ・ 都心臨海部への回遊性強化により、地域の観光・経済活性化
- ・ 既存の魅力・資源を磨き上げるとともに、新たな魅力を創出
- ・ ナイトタイムエコノミーを強化、夜も楽しめる横浜へ
- ・ **オーバーツーリズムに配慮した周辺地域との連携**

追加

### 3 横浜 I R の方向性

## (2) -2 必要な機能・施設

### ③ 送客施設

#### 横浜郊外部、神奈川県域、周辺地域の観光資源

半日程度の空き時間に郊外部へのバスツアーやスポーツ観戦、アクティビティ体験

- ・八景島、称名寺、ズーラシア、総持寺、寺家ふるさと村等
- ・郊外部の商店街などで、横浜市民の日常の買物を体験
- ・野球、サッカー、ラグビーなどのスポーツ観戦等
- ・農体験、釣り、ハイキング、サイクリングなどのアクティビティ体験

日帰りや1泊2日程度のショートトリップに

- ・鎌倉の寺社仏閣、箱根の温泉、自然豊かな湘南、丹沢大山、三浦半島など
- ・銀座、築地、上野、浅草などの都内の観光スポット、ディズニーリゾートなど
- ・世界遺産富士山、伊豆半島、房総半島等



横浜国際総合競技場  
(日産スタジアム)



横浜スタジアム



横浜国際プール



横浜文化体育館メインアリーナ  
(2024年4月オープン)

### 3 横浜 I R の方向性

#### 周辺地域の観光資源

日本には、世界遺産や国立公園、国定公園、温泉など、数多くの魅力的な観光資源、観光地があります。

『横浜 I R』に訪れた海外からの来訪客に、I Rのショーケース機能で各地の観光地の魅力を紹介・発信し、『横浜 I R』から送り出します。

- ・全国各地の観光協会、DMO等と連携し、多様な周遊ルート・ツアーを企画・構築。利用者の関心に応じて最適なツアーを案内。
- ・各地との連携により送客だけでなく、各地の観光客を横浜へ集客。
- ・映画、文学、歴史などと、観光を結び付けた周遊ルート。聖地巡礼。

旧五街道（奥州街道、中山道、甲州街道、日光街道、東海道）

おくのほそ道（松尾芭蕉）、富嶽三十六景（葛飾北斎）等

#### 北陸地方との連携

#### 東北地方等との連携

#### 中部地方・近畿地方等との連携



### 3 横浜 I R の方向性

## (2) -2 必要な機能・施設

### ④ 宿泊施設

世界中から『横浜 I R』を訪れる、富裕層、ビジネス客、ファミリー層など、あらゆる来訪客のニーズに対応できる、施設、サービスを備えた宿泊施設



あらゆるニーズ  
に対応する多彩  
なホテル群

世界水準の  
ラグジュアリー  
なホテル



遠方の家族、  
親戚、知人が  
来訪した時に  
一緒に過ごす場

※写真はシンガポールの I R のホテル

### 3 横浜 I R の方向性

#### 宿泊施設の要件

ホテルの建築やサービス自体が、世界中からの来訪客を魅了し、横浜への来訪需要を高める世界水準の宿泊施設。

諸外国の5つ星ホテルやI Rにおけるホテルと比較して、客室の広さ、室数、構成、設備が国際競争力を有するとともに、国内外から来訪するビジネス客やファミリー、富裕層など、あらゆる来訪者の宿泊ニーズに応えられる施設。

国際競争力の高い多様な宿泊需要に対応するため、5つ星ホテルなど最高級ブランドを含む複数の宿泊施設。

美しいウォーターフロントの立地や眺望、夜景など、横浜らしさを最大限に生かした非日常を感じられる滞在空間を創出。国際競争力の高い、食事や付帯サービスのラインナップやクオリティが滞在を長期化。

言語、宗教、文化、志向、ライフスタイルなど、多様なニーズをもつ観光客の視点に立った施設整備及び細やかな心遣いによるサービス提供

世界の富裕層が満足する高水準のホスピタリティサービスを提供できる人材の確保・育成体制の構築



※ 写真はシンガポール、マカオのI Rのホテル

### 3 横浜 I R の方向性

## (2) -2 必要な機能・施設

### ⑤ 来訪及び滞在寄与施設

#### 国際競争力と高いクオリティを持ち、幅広い人々が楽しめる 国内外からの来訪客及び滞在の促進に寄与する施設

劇場、美術館等のほか、遊園地、テーマパーク、スポーツ競技場、水族館、動物園、ショッピングモール等の集客施設（魅力増進施設とは異なる施設）

ビジネスからレジャーまで、大人から子どもまで、外国人でも日本人でも、幅広い客層が楽しめ、I R施設への集客力を高めることができるエンターテインメント施設

リピーターの確保に向け、エンターテインメント性を高める工夫や最先端技術の活用等

ウェルネスツーリズム（リラクゼーション、運動、美容、スパなど）が体感できる施設やプログラムの提供

既存コンテンツの発展や新たなコンテンツの創造に継続的に取り組むための再投資や発信手法の工夫等

横浜の観光資源（横浜の歴史、芸術、食文化、市内農水産品・特産品、技能等）を来訪者が楽しめ、体験や購入ができる商業・飲食施設等



マカオの I Rでのステージ・ショー



マカオの I Rでのエンターテインメントショー  
(ザ・ハウス・オブ・ダンシング・ウォーター)  
Photo by Derek coleman on Unsplash



シンガポールの I Rでのエンターテインメントショー  
(キャッツ)



ボクシング等のスポーツエンターテインメント

### 3 横浜 I R の方向性



※ 写真はシンガポール、マカオの I R のアトラクションと、憩い・楽しむ場のイメージ

### 3 横浜 I R の方向性

## (2) -2 必要な機能・施設

### ⑥ カジノ施設

#### 施設の要件

カジノを行う区域の面積は、I R 施設全体の延べ床面積の 3 % 以内

I R 関係法令等に即した施設（入場規制と意思のない入場者の排除）

I R 区域全体のコンセプトと調和し、他の施設とバランスの取れた規模、デザイン、配置

20歳未満の者やファミリー層等が利用する主動線から分離された適切な配置計画、デザイン、配置

落ち着いたエントランス、室内の内装により、エレガントな非日常を感じられる大人の社交場としてふさわしい、ドレスコードを設けるなど、品位と清潔感のある空間を演出すること。

カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な（以下、「懸念事項対策」という。）については、各種法令や、「3 横浜 I R の方向性（5）」に則り実施すること

追加



※シンガポールの I R のカジノ



※ラスベガスの I R のカジノ

### 3 横浜 I R の方向性

#### (3) -1 都心臨海部との融合

# 横浜 イノベーション Integrated Resort

東神奈川  
臨海部周辺

みなとみらい21

横浜駅周辺

山下ふ頭周辺

関内・関外

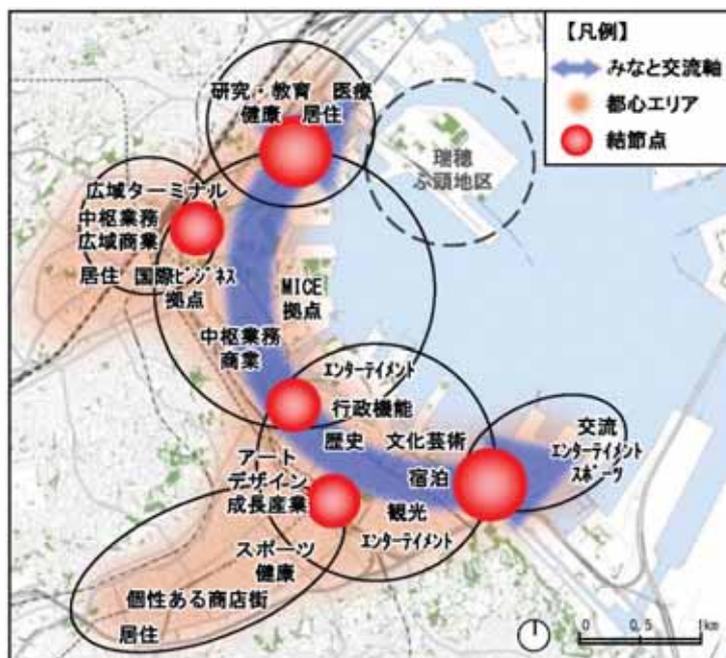
世界最高水準のリゾート

横浜は **日本のゲートウェイ（玄関口）** であり、  
**世界中のデスティネーション（目的地）** となり続ける

横浜の都心臨海部には、開港以来の歴史や文化、美しい港の風景や水際を身近に感じられる都市空間など、これまでのまちづくりで築かれてきた豊富な魅力や資源があります。横浜市では、これらを生かし、さらに、先進的で魅力的なまちづくりを積極的に進めることにより国際ビジネス、観光・MICE、文化芸術など、次の時代の活力となる都心機能の強化を図ることとしています。

『横浜 I R』の予定地である山下ふ頭は、都心臨海部の拠点であり横浜市民にとって貴重な場所です。『横浜 I R』を実現する上では、これまで築き上げてきた街並みや美しい港の風景と調和し、一体的に創り上げていくことが重要です。

さらには、最先端のテクノロジー（技術）を駆使した未来の街である『横浜 I R』と山下ふ頭周辺の都心臨海部の各機能が有機的に融合し、それぞれの役割をしっかりと果たしていくことで相乗効果を最大限発揮していきます。そして、世界が注目し、横浜が目的地となる新しい都市へとイノベーションします。



横浜市都心臨海部再生  
マスタープラン

### 3 横浜 I R の方向性

## (3) -2 都市デザイン・景観形成

### 都市デザイン・景観形成に係る上位計画

#### 横浜市都心臨海部再生マスタープラン

##### ◆ 3つの基本戦略

- ① 次の時代の横浜の活力をけん引するビジネス・産業づくり
- ② 豊かな想像力・市民力が息づく横浜スタイルの暮らしづくり
- ③ 個性豊かなまちの魅力をつなぎ港と共に発展する都心づくり

##### ◆ 5つの施策

- ① 世界中の人々を惹き付ける空間・拠点の形成  
(都市デザインによる創造性豊かな空間づくり)
- ② まちを楽しむ多彩な交通の充実
- ③ 世界を先導するスマートな環境の創出
- ④ 災害に強い都心臨海部の実現
- ⑤ 都市活動の担い手が活躍する仕組み・体制の充実

#### 横浜市山下ふ頭開発基本計画

- ◆ **目指す都市像** ハーバーリゾートの形成  
～世界が注目し、横浜が目的地となる都心臨海部にふさわしい新たな魅力創出～

##### ◆ 3つの視点と8つの基本計画方針

視点 1	観光・MICEを中心とした魅力的な賑わいの創出	【方針1】国内外から多くの人を呼び込む賑わいの創出 【方針2】地区内外の移動を支える交通ネットワークの形成 【方針3】快適で回遊性のある歩行者動線の確保
視点 2	親水性豊かなウォーターフロントの創出	【方針4】水と緑を身近に感じる空間づくり 【方針5】港町の魅力を高める景観形成
視点 3	環境に配慮したスマートエリアの創出	【方針6】環境に配慮したまちづくり 【方針7】高い防災・安全性をもつまちづくり 【方針8】わかりやすく利便性の高い魅力あるまちづくり

#### 美しい港の景観形成構想

##### 内港地域の景観形成 4つの視点

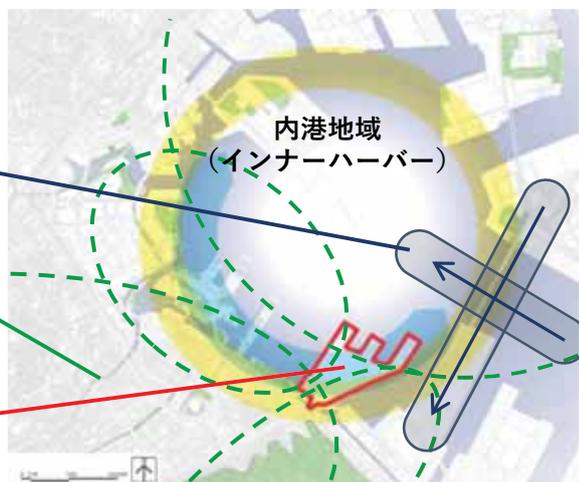
- ① リング状の港の構造を生かした景観の形成
- ② 誰もが美しさを感じる景観の形成
- ③ 横浜の港らしい特徴的な景観の形成
- ④ 人々の生活・活動による賑わい景観の形成

### 山下ふ頭の地区特性

横浜、さらには日本の玄関口としての山下ふ頭

異なる景観的特徴を持つシーンに囲まれている

インナーハーバーに位置し、既成市街地と隣接した広大な区域



### 3 横浜 I R の方向性

横浜やインナーハーバーの地区特性、歴史、これまでのまちづくりの取組を十分踏まえつつ、

**山下ふ頭では、21世紀を象徴するような、  
新しい横浜の都市デザイン・景観づくりに挑戦します。**

#### ■ 4つのコンセプト

山下ふ頭は、横浜の都心臨海部に残された唯一大規模開発の可能な土地です。そのことを最大限生かし、世界最高水準の I R として、幅広い客層が楽しめる非日常的で印象的な空間を有し、また、これまで横浜の都心臨海部で築き上げた、市民に親しまれるウォーターフロントエリアの一部にもなる、「横浜イノベーション I R」を形成します。

横浜のそれぞれの時代を代表する景観に敬意を払いつつ、山下ふ頭を核としてインナーハーバー全体が都市としての魅力をさらに高める、21世紀を象徴するような新しい横浜の都市デザイン・景観づくりに挑戦します。その実現のためのコンセプトを掲げます。

#### 1 長く愛され、何度も訪れたい都市・横浜をつくる

山下ふ頭に多くの人が訪れ、何度も訪れたい都市を実現します。

山下ふ頭の建造物や空間、それらにより形成される景観は、いたずらに刺激的なものではなく、**機能性と普遍的な美しさを兼ね備え、長期的にその価値を持ち続けるもの**を目指します。

また、山下ふ頭の開発は短期間に一体的に行われますが、**一過性のものでなく、常に新たな価値を生み出す取組を継続し、長期的に価値を持続・向上しつづけるもの**としていきます。

#### 2 インナーハーバーの一員として、横浜の都市づくりの新たな1ページをつくる

インナーハーバーでは、関内地区や山手地区、みなとみらい21地区など、各地区、各時代の景観の特徴を維持・創出してきました。これらの地区が、景観的な個性の発揮と調和のバランスをとりながらリング状につながっているのが、インナーハーバーの大きな特徴となっています。

山下ふ頭に生み出される景観は、**インナーハーバーに加わる新たな都市づくりの1ページとして、地域全体の景観と調和しつつ、山下ふ頭とこれまでの街並みの個性が対比しながらひきたてあう**ことで同時に、都心臨海部の魅力を形成します。

#### 3 山下ふ頭だからできる景観体験の創造

山下ふ頭は、一体開発により広大な土地を一貫性のあるデザインとできることに大きな特徴と**個性**があります。エリアを回遊しながら体験する景観は、**多様な物語性**があるものでなくてはなりません。

また、横浜の景観を楽しむ**新たな視点場、多様な水域を活用したアクティビティ**など多彩な体験の場の創出が**期待**されます。ここに生まれる施設によって提供される横浜の新しい見え方、切り取り方は既存の横浜の景観の価値を**向上**するだけでなく、山下ふ頭自体に**これまでにない体験**をもたらします。

#### 4 世界に“横浜を魅せる”これからの都市デザイン

都市・建築のデザインは、機能や人々の活動と切り離して考えることはできません。

横浜市では、SDGs 未来都市、観光・MICE 都市、文化芸術創造都市、イノベーション都市・横浜、ガーデンシティ横浜といった、未来のための政策やプロジェクトを進め、また、様々な主体により様々な活動を行っています。山下ふ頭では**これからの横浜を代表する景観として、これらの施策・活動と方向性を共にして、それを象徴的に体現するもの**であることが求められます。

象徴的な**環境配慮**や、横浜に集積する創造性の発露など、横浜のショーケースとしての独自性ある**まちづくり**や市民生活を豊かにするための、これまでに無い新たなウォーターフロントでの**体験を創造**すること等が**更に進化**した「横浜らしさ」につながります。

### 3 横浜 I R の方向性

#### (3) - 3 スマートシティ・環境・防災など

追加

横浜 I R では、SDGs 未来都市・横浜として、IoT や ICT、ビッグデータの活用や AI の駆使など、最先端技術の多方面にわたる連携・活用を目指します。それにより水と緑があふれるまち・災害に強くしなやかなまち・人とテクノロジーが共存するホスピタリティあふれるまちを実現します。日本でも世界でも類を見ない最先端技術を駆使したスマートシティを実現し、「未来の街のショーケース」として、明日の横浜の姿を発信します。

#### 緑豊かな水際のある、次世代スマートシティの実現

最先端技術をあらゆる方面で活用することで、水際と緑が融合し効率的で持続可能な次世代スマートシティを実現します。

##### 新たな緑と水際が融合したエリアの創出

変更

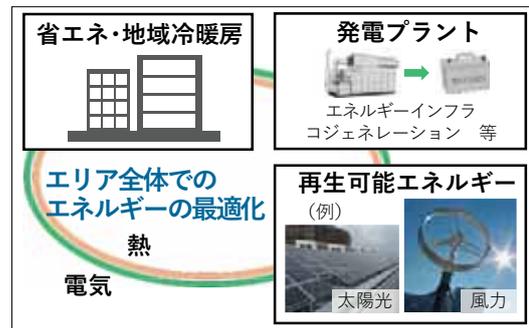
横浜港の水際を形成する既存の街並みや山下公園と連続した、いつでも誰でも楽しめる、開放的な、緑豊かなオープンスペースと水際のプロムナードを形成



##### エリア全体でのエネルギーの最適化

変更

省エネ、再生可能エネルギー等、最先端技術の導入と効率化により、エリア全体でのエネルギーの最適化を図ります。



##### 持続可能な循環型都市エリアの実現

変更

先進的な環境配慮建築物とすることなど、脱炭素・循環型社会を構築する持続可能なマネジメントの実現



##### 次世代交通システムの導入

新たな人やモノの流れを創出する次世代交通システムの導入



### 3 横浜 I R の方向性

追加

## 災害に強くしなやかで、自立的なまちづくり

地震や津波・高潮などの災害に対して高い防災機能を持ち、自立したエネルギー供給を確保するなど、来街者の安全確保に加え周辺地域の市民にとっても安全・安心な防災の拠点となる、災害に強くしなやかで自立的なまちづくりを実現します。また、感染症や不測の事態などに対して、実行性のある危機管理計画を策定し、緊急事態に備えます。

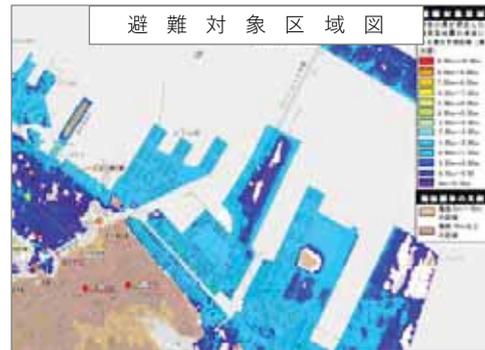
### 災害時等の来街者のための安全・安心の確保

地震や津波などの災害発生時においても来街者が安全・安心に過ごすことができる、高い防災機能を有するエリアを目指します。



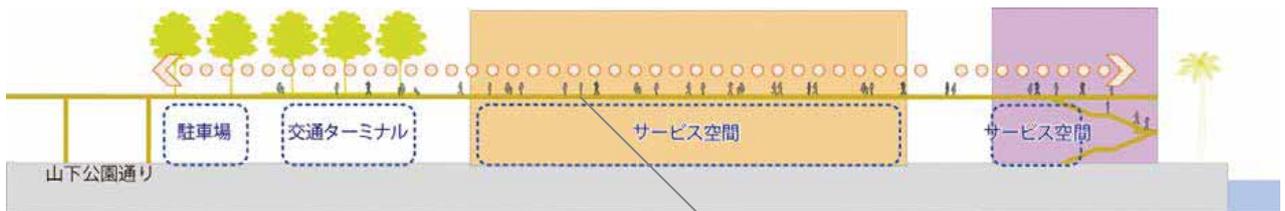
### 津波・高潮に対応したまちづくり

津波・高潮に対しても、安全な避難を可能とする強くしなやかなまちづくりを目指します。



### 歩行者空間の基本は2階レベルで形成

2階レベルの歩行者動線を構築することで、災害時における浸水に対しても安全で円滑な歩行者の退避を実現します。



### 感染症対策・不測の事態等に対する対応

感染症や不測の事態等に対しても、実効性のある対策計画を策定し、緊急時にも適切に対応します。

安全な退避ルートとなる2階レベルの動線

### 3 横浜 I R の方向性

#### (3) - 3 スマートシティ・環境・防災など

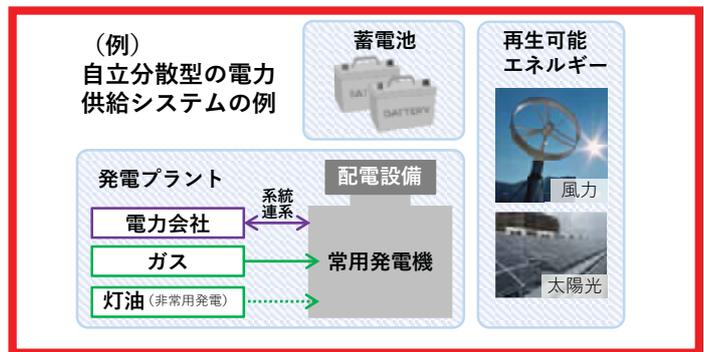
##### 災害時には周辺地域を含む防災の拠点

区域内だけでなく、周辺地域からの被災者等の一時滞在・避難の受け入れや物資輸送等あらゆる面で高い防災機能をもつエリアを目指します。



##### 災害時にも安定かつ自立したエネルギー供給

災害時バックアップをもつ電力供給システムや分散型電源等の導入により、平常時だけでなく災害時にも自立した電力供給を確保します。また、地震や高潮などの災害時にも安定して稼働する構造や配置とします。



#### インクルーシブな（誰もが排除されない）まちづくり

初めてでもわかりやすく快適な動線計画（バリアフリー・サイン）とするほか、多言語対応のデジタルサイネージや区域内の無料Wi-Fi環境の整備など、訪日外国人を含む来街者の利便性を向上させます。ハード・ソフトの両面からの複合的な取り組みにより、あらゆる来街者が安全・安心に過ごすことができ、ホスピタリティの高いインクルーシブなまちづくりを推進します。

##### ユニバーサルデザインの推進

あらゆる来街者が安全・安心に過ごすことができるよう、建物や移動環境のユニバーサルデザイン化を推進します。



##### 多様な媒体による積極的な情報発信

多言語対応のデジタルサイネージやスマートフォンアプリなど、多様な媒体を通じて、平常時だけでなく非常時にも情報提供や情報発信を行います。

##### 心のバリアフリーの実践

ホスピタリティ向上のため、区域全体でのバリアフリーを実践するとともに、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず働きやすい環境を整備します。



### 3 横浜 I R の方向性

#### (3) - 4 スマートな交通環境の構築

山下ふ頭には、国内外から多くの来街者が訪れることになるため、円滑な交通が求められます。このため、陸・海・空の多様な移動手段を確保するとともに、楽しく、安全・安心で、環境にも配慮した交通環境の構築を目指します。



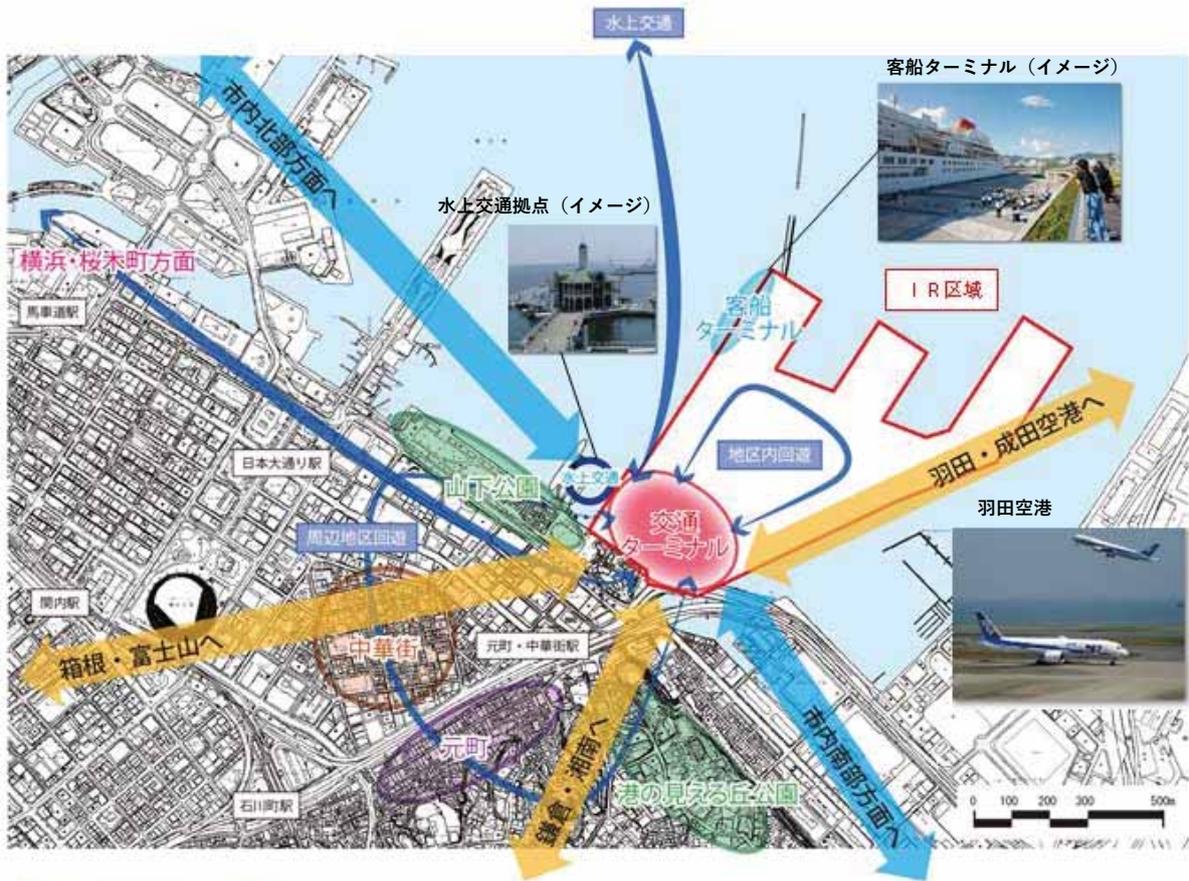
ズーラシア



日産スタジアム



シーバス



富士山と箱根（芦ノ湖）



三溪園



湘南・江の島



鎌倉・大仏



八景島・海の公園

### 3 横浜 I R の方向性

#### (3) - 4 スマートな交通環境の構築

##### 広域アクセス

追加

- 羽田・成田空港、新横浜駅など広域的な交通拠点からのダイレクトアクセス（バス、水上交通など）
- 全国の観光地に発着する交通ターミナルの整備（送客施設を兼ねる）
- 多様な交通手段の確保（ヘリコプター、クルーズ船など）



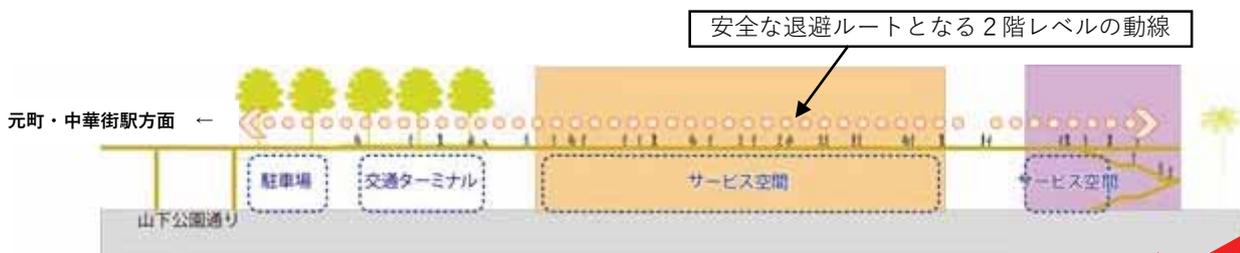
##### I R 区域周辺アクセス

- 自動車交通（新規道路整備、道路・交差点改良、駐車場整備など）
- 歩行者交通（最寄駅からのアクセス向上、周辺とのネットワークの形成）
- 利便性向上につながる新たな交通の導入（連節バスなど）



##### I R 区域内交通

- 安全・安心な歩行者動線（歩車分離・風水害対応の2階レベルの動線、バリアフリー）
- 楽しく散策できる水際のプロムナード空間の形成
- 環境に配慮した新たな交通の導入(AIを活用した交通サービス、パーソナルモビリティ)



##### 来街者を回遊させるネットワークの形成

追加

- 自動車交通や歩行者交通、水上交通、周遊交通システム、パークアンドライドなどの様々な交通手段によるネットワークの形成
- 周辺観光地、商店街等との連携（中華街、元町、三溪園、パシフィコ横浜など）

### 3 横浜 I R の方向性

頁の分割・増

## (4) オール横浜で観光・経済にイノベーションを

### ① M I C E による効果

横浜 I R とこれまでつくり上げてきた都市の魅力や資源を融合し、  
横浜の観光・経済にイノベーションをもたらす

追加

#### M I C E がもたらす経済波及効果

- ・『横浜 I R』を目的として、インバウンドを含む観光客や M I C E 参加者が来訪し、宿泊や飲食等により、I R 区域内のみならず関内・関外地区やみなとみらい 21 地区、横浜駅など周辺地域の商店街や商業・飲食施設の観光消費額を増加させます。さらに、市内はもとより、県内観光地への周遊、日本全国の観光地への送客により、その効果を全国に広げていきます。
- ・また、M I C E 開催では、参加者による消費以外にも、企画・運営費や施設利用費・設営費をはじめとして、同行者プログラムやアフターコンベンション等の実施により、交通サービス、飲食、その他 M I C E 関連産業への発注機会を増加させます。



### 3 横浜 I R の方向性

頁の分割・増

## (4) オール横浜で観光・経済にイノベーションを

### ① MICEによる効果

追加

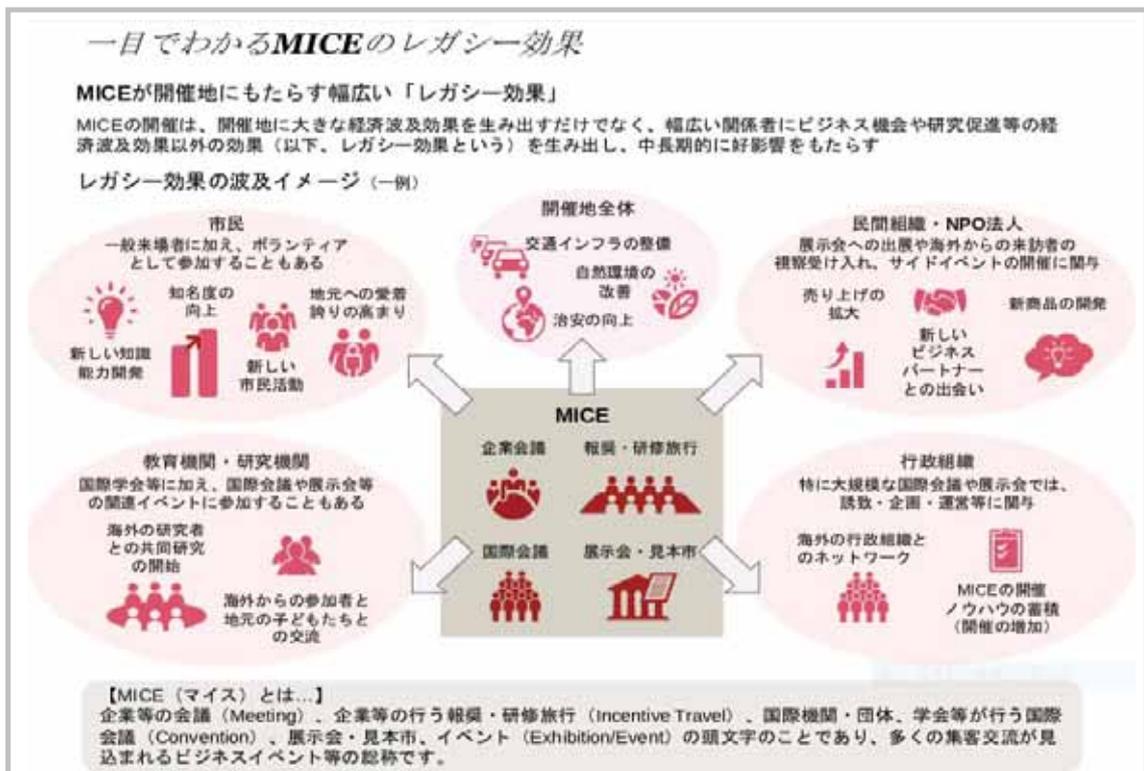
#### MICEのレガシー効果

- ・ MICE がもたらす効果は、大きな経済波及効果だけではなく、ビジネス機会やイノベーションの創出、研究促進等の **経済波及効果以外の効果（レガシー効果）** も生み出し、開催地域を中心に開催後も中長期的に好影響を与えるとされています。
- ・ 横浜は、みなとみらい21地区を中心としてオープンイノベーションの一大拠点となっており、ライフサイエンス、バイオテクノロジー、IoT産業などが集積しています。『横浜 I R』の整備により、国際的なMICEビジネスイベントが誘致され、**より知識・技術・人的交流を活性化し、地域全体の生産性向上に貢献します。**
- ・ 横浜の産業特性とMICEの融合による新産業の創出により、横浜経済の活性化に寄与します。

追加

#### 市民の活動機会の提供等

- ・ 横浜市民が『横浜 I R』を来訪客として楽しむことはもとより、**市民が街を盛り上げていくホストとして活躍できる活動機会の提供等を推進します。**（例：通訳ボランティア活動、イベント等への出演等）
- ・ また、未来を創る横浜の子どもたちが、国際社会で活躍できる視点を養えるよう、海外から来訪するMICE参加者との交流や職業・現場体験等の機会創出を推進します。



出典：観光庁「平成30年度MICEによるレガシー効果等調査事業」より作成

### 3 横浜 I R の方向性

頁の分割・増

## (4) オール横浜で観光・経済にイノベーションを

### ② 経済効果

約47haにおよぶ広大な敷地において、I Rの開業前後で雇用創出や人材育成、食材・物品・サービス等に関連する地域経済の振興に貢献します。

また、建設資材や労働力の確保等、運営時にはI R施設の運営や雇用等による経済波及効果が生じます。

変更

#### 雇用創出・人材育成

- ・ I R開業前には、建設等にかかる人材や資材等の確保、食事や宿泊・運送等の経済効果、開業後を見据えた質の高いサービス提供を目的とした人材育成を図ります。
- ・ 開業後はインバウンドや国内の観光客等をもてなす質の高い人材確保・運営に係る物品・食材・サービス等が必要となります。周辺地域の雇用環境の調和を図るため、計画的な雇用や人材育成を図ります。
- ・ 区域内外で質の高いサービスが提供され、横浜のサービス業界全体の質の向上につながる人材育成を図ります。
- ・ **障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず**、多様な人材が活躍する場の拡大に向けた、新たな雇用の創出、働きやすい雇用環境の確保、大学等教育機関等との連携を図ります。



#### 雇用創出・人材育成の取組

##### 雇用創出

- 懸念される働き手不足に対して、雇用環境を整え、国内外から幅広く人材を確保する取組

##### 人材育成

- 世界最高水準のサービス、ホスピタリティを提供するため、I R事業者、地域の教育機関などの連携による、教育と実践を組み合わせた人材育成の取組
- 国外からの雇用者に対して、日本での生活にスムーズに適應するための日本語や生活習慣の理解促進などの取組

### 3 横浜 I R の方向性

頁の分割・増

## (4) オール横浜で観光・経済にイノベーションを

### ② 経済効果

追加

#### 食材・物品・サービス等の調達

開業後の大規模需要に対して、市内の中小企業や横浜市中心卸売市場等から、質の高い食材や物品・サービス等を計画的に調達します。

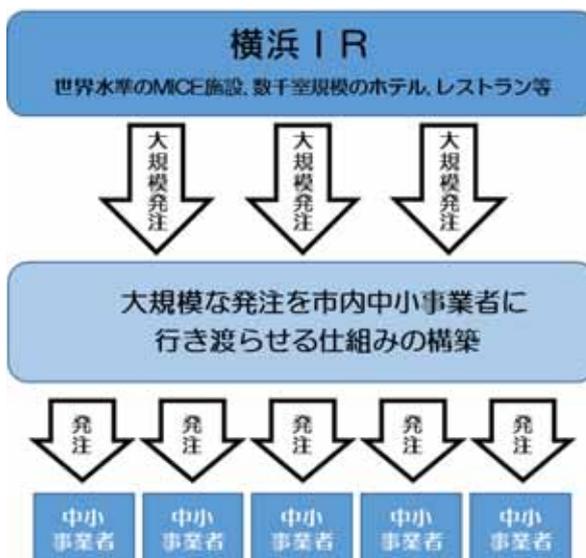
そのため、横浜市中心企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、市内中小企業の受注につなげます。

また、地産地消や地域特産品を成長・拡大させる観点から、IR区域内の商業・飲食施設等において、市内調達を推進します。

#### 【IR整備により調達機会増加が見込まれる主な事業例】

IT 関連	医療用品	印刷・デザイン	飲食店
運輸・物流	エンターテインメント業	花き	家具・インテリア
カメラマン	客室アメニティ	クリーニング	クルーズ
警備・セキュリティ業務	下水処理	顧客管理システム	公共交通 (バス・タクシー等)
広告	施設・電気維持管理	事務機器・用品	照明
植栽管理	食器・キッチン類	食料品・飲料品	清掃業務
燃料 (ガソリン・電気等)	廃棄物処理	理容・美容	旅行手配業務

#### 市内中小企業の受注につなげる仕組みづくり



イメージ図：シンガポールのIR事例を参考に作成



### 3 横浜 I R の方向性

#### (5) - 1 安全・安心対策の横浜モデルの構築

I Rは観光や地域経済の振興、財政への貢献など様々なプラスの効果が期待される一方、I Rを構成する施設の一つであるカジノに起因する懸念も指摘されています。

横浜市は、平成26年から「I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査」を実施しており、その中で海外におけるI Rの導入効果や懸念事項の影響の調査のほか、ギャンブル等依存症に関する有識者へのヒアリング等を通じて研究を進めてきました。

#### I Rを構成する施設の一つであるカジノに起因する懸念事項

カジノに起因する懸念事項	諸外国における対策事例
ギャンブル等依存症	カジノ内におけるギャンブル依存症者の早期発見、自己／家族／強制排除プログラム、自国民に対する与信行為やカジノ内のATM設置禁止、入場料制度、国内でのカジノ関連広告規制、依存症対応教育の徹底義務、専門治療プログラムの提供 など
青少年への影響等	未成年者のカジノ施設への入場禁止、未成年者入場時の通報、本人確認の徹底、未成年者と疑わしき者への声掛け、未成年者入場の通報、カジノ施設とその他施設の完全分離、広告規制 など
マネー・ローンダリング	本人確認・記録、保管、疑わしい取引があった場合の届出・保管義務、一定額以上の現金取引があった場合の報告義務、マネー・ローンダリング対策やテロ資金供与対策のためのプログラムの整備 など
反社会的勢力の関与	カジノライセンス取得のための背面調査及びカジノライセンス取得後の定期的な審査、カジノ施設内への監視カメラの設置と監視の義務付け、入場制限による犯罪組織・前科者、警察によって入場排除命令を下された者などをカジノ施設から排除 など
地域環境への影響	地域の治安維持のための施策として、カジノ施設内での監視カメラの設置及び巡回、周辺地域における警官、警備員による24時間の警備体制 など

出典：I R等新たな戦略的都市づくり検討調査報告書、各種情報より作成

### 3 横浜 I R の方向性

## (5) - 1 安全・安心対策の横浜モデルの構築

### 国による検討・対策

国は平成28年に特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（I R 推進法）の成立後、特定複合観光施設区域整備推進会議において諸外国の I R の研究等を行ってきました。

平成30年に制定された特定複合観光施設区域整備法（I R 整備法）において、シンガポール等の対策を例にカジノ管理委員会の監督や入場制限等「世界最高水準のカジノ規制」を定めるとともに、ギャンブル等依存症の対策として「重層的/多段階的な取組」を「公共政策上の制度整備と I R 事業者責任」のベストミックスで行うこととしています。

また、カジノ以外の既存のギャンブル等依存症への対策を推進するため、平成28年からギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議を開催し、平成30年にギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めた「ギャンブル等依存症対策基本法」が成立しました。

同法に基づき平成31年に「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を定め、「PDCAサイクルによる計画的な不断の取組」「多機関の連携・協力による総合的な取組」「重層的かつ多段階的な取組」を国、自治体、事業者、関係機関、民間団体等が相互に連携・協力しながら進めることとしています。

### 横浜市による検討・対策

横浜で I R を実現するため、国が定めた「世界最高水準の規制」といわれる I R 整備法やギャンブル等依存症対策基本法に基づいた、様々な懸念事項への取り組みを着実に進めます。

特に、依存症対策については、これまでも公営競技やぱちんこ等の既存のギャンブルを含めて、アルコールや薬物などの総合的な依存症対策に取り組んでいます。

「横浜市中期4か年計画」や「よこはま保健医療プラン2018」において、総合的な依存症対策の推進を掲げています。

（「(5) - 2 依存症対策 ⑤ 横浜市の依存症対策」参照）

### 3 横浜 I R の方向性

## (5) -2 依存症対策

### ① ギャンブル等依存症対策基本法

国は、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進することにより、国民の健全な生活を確保し、安心して暮らすことのできる社会を実現することを目的に、平成30年に「ギャンブル等依存症対策基本法」を制定し、基本的施策として第14条～第23条において、10の施策を定めました。

#### ■ギャンブル等依存症対策基本法

項目	条文	内容
目的	第1条	ギャンブル等依存症対策に関し、 ①基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにする。 ②基本となる事項を定めること等により、対策を総合的かつ計画的に推進する。 ⇒国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与する。
定義	第2条	「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律に定めるところにより行われる公営競技、ばちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態
基本理念	第3条	①ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援 ②ギャンブル等依存症に関連して生ずる問題（多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等）の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携を図れるよう、必要な配慮がなされるものとする
他の依存症対策との連携	第4条	アルコール、薬物等に対する施策と有機的な連携を図る
責務	国	第5条 依存症対策を総合的に策定し、実施する
	地方公共団体	第6条 国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する
	関係事業者	第7条 依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす関係事業者は、国、地方公共団体が実施する対策に協力するとともに、予防等に配慮するよう努める
	国民	第8条 ギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、予防等に必要な注意を払うよう努める
	依存症対策関連の業務従事者	第9条 依存症対策関連の業務（医療、保健、福祉、教育、法務、矯正、その他）に従事する者は、国・地方公共団体に協力し、予防等及び回復に寄与するよう努める
啓発週間	第10条	国民の間に広く依存症問題について関心と理解を深めるため、啓発週間（5月14日～20日）を設ける

### 3 横浜 I R の方向性

## (5) -2 依存症対策

### ① ギャンブル等依存症対策基本法

項目	条文	内容
基本計画等	政府 第12条	ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定。(少なくとも3年ごと) 原則として、当該施策の具体的な目標、達成時期を定める
	都道府県 第13条	都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定するよう努める(少なくとも3年ごと) 医療計画、健康増進計画等、他の計画の依存症関連部分との調和を保つこと
基本的施策	国及び地方公共団体は、以下について、必要な施策を講ずる	
	① 教育の振興 第14条	家庭、学校、職場、地域等、様々な場において依存症問題に関する知識の普及(教育、学習の振興、広報活動等)
	② 依存症の予防 第15条	関係事業者が行う事業(広告、宣伝、入場の管理等)について、予防等が図られるものとなる
	③ 医療提供体制 第16条	居住する地域にかかわらず適切な医療を受けることができるよう、専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備を図る
	④ 相談支援 第17条	精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センターにおける相談支援体制を整備 その他本人及び家族に対する相談支援の推進
	⑤ 社会復帰の支援 第18条	円滑な社会復帰に資するよう、就労の支援等を推進
	⑥ 民間団体の支援 第19条	民間団体の自発的な活動を支援
	⑦ 連携協力体制の整備 第20条	医療機関、精神保健センター、保健所等関係機関、民間団体等の連携協力体制の整備
	⑧ 人材の確保 第21条	依存症問題に関し十分な知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上
	⑨ 調査研究の推進 第22条	予防、診断、治療方法等の調査研究の推進、その成果の普及
⑩ 実態調査 第23条	政府は3年ごとに実態調査を行い、公表する	
推進本部	内閣にギャンブル等依存症対策推進本部を置く (推進本部長：内閣官房長官、副本部長：国務大臣、本部員：各大臣等)	
	所掌事務 第24～31条	①基本計画案の作成、実施の推進 ②基本計画に基づいて実施する施策の総合調整及び実施状況の評価 ③依存症対策の重要な企画及び立案、総合調整
	基本計画案の作成、結果とりまとめの評価等を行う際は、「ギャンブル等依存症対策推進関係者会議」の意見を聴く	
関係者会議 第32～33条	本人、家族代表者、関係事業者、有識者から内閣総理大臣が任命	

### 3 横浜 I R の方向性

## (5) -2 依存症対策

### ② ギャンブル等依存症対策推進基本計画【概要】

ギャンブル等依存症対策基本法に基づき、令和元年度から3年度までの基本的な計画を、国は平成31年4月に策定し、推進しています。今後、都道府県においても「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」を作成することが努力義務となっており、神奈川県では令和2年度中の策定を目指しています。

## 第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的考え方

### I ギャンブル等依存症対策の現状

1	ギャンブル等依存症問題の現状
	過去1年以内の依存が疑われる者の割合；成人の0.8% ※ 最もよくお金を使ったギャンブルは「ぱちんこ・パチスロ」 (H28～30 国立研究開発法人日本医療研究開発機構「AMED」による調査)
2	これまでの政府の取組
	平成28年12月 「ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議」設置
	平成29年3月 「ギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理」とりまとめ
	平成29年8月 「ギャンブル等依存症対策の強化について」作成

### II 依存症対策の基本理念等

①	発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と、本人・家族の円滑な日常生活及び社会生活への支援
②	多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮
③	アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮

### III ギャンブル等依存症対策推進基本計画の基本的事項

推進体制	ギャンブル等依存症対策推進本部（本部長：内閣官房長官、本部員：関係大臣） 本部に「関係者会議」（本人、家族、関係事業者、有識者等）を置く。
対象期間	令和元年度から3年度までの概ね3年間（少なくとも3年ごとに検討）
基本的な考え方	① PDCAサイクルによる計画的な不断の取組の推進 ② 多機関の連携・協力による総合的な取組の推進 ③ 重層的かつ多段階的な取組の推進

※ 元号の変更により、年号を置き換えています。

### 3 横浜 I R の方向性

## (5) -2 依存症対策

### ② ギャンブル等依存症対策推進基本計画【概要】

#### 第二章 取り組むべき具体的施策（主なもの）

##### I 関係事業者の取組：基本法15条関係

項目	対象	目標年度	内容
広告宣伝の在り方	公営競技・ ぱちんこ	～R3年度	新たに広告宣伝に関する指針を作成、公表。注意喚起標語の大きさや時間を確保
		H31年度～	通年、普及啓発活動を実施するとともに、啓発週間に新大学生・新社会人を対象とした啓発を実施
アクセス制限 ・ 施設内の取組	競馬・モーターボート	～R3年度	本人申告・家族進行によるアクセス制限等に関し、個人認証システム等の活用に向けた研究を実施
		R2年度	インターネット投票の購入限度額システムを前倒して導入
	ぱちんこ	H31年度	自己申告プログラムの周知徹底と本人同意のない家族申告による入店制限の導入
		R3年度	自己申告・家族申告プログラムに関し、顔認証システムの活用に係るモデル事業等の取組を検討
		H31年度	18歳未満の可能性のある者に対する身分証明書による年齢確認を原則化
公営競技・ ぱちんこ	H31年度～	施設内・営業所内のATM等の撤去等	
相談・治療 につなげる取組	公営競技	～R3年度	自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援
	ぱちんこ	H31年度～	
	モーターボート	H31年度～	ギャンブル依存症予防回復支援センターの相談者助成（民間団体の初回利用料・初診料負担）の拡充の検討に着手
依存症対策の 体制整備	競馬・モーターボート	～R3年度	依存症対策最高責任者等の新設、ギャンブル等依存症対策実施規程の整備
	ぱちんこ	H31年度～	依存問題対策要綱の整備、対策の実施状況を毎年度公表
		H31年度～	第三者機関による立入検査の実施
		～R3年度	「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による対策の強化

※ 元号の変更により、年号を置き換えています。

### 3 横浜 I R の方向性

## 第二章 取り組むべき具体的施策（主なもの）

### II 相談・治療・回復支援：基本法第16～19条関係

項目	条文	所管	目標年度	内容
相談支援	17条	厚労省	R2年度目途	全都道府県・政令指定都市への相談拠点の早期整備
		関係省庁		ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化
		厚労省	H31年度～	婦人相談所相談員、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者・発達障害者支援センター職員等における支援
		消費者庁	H31年度～	ギャンブル等依存症対策に関する各地域の消費生活相談体制強化
		金融庁・法務省	H31年度～	多重債務相談窓口・日本司法支援センターにおける情報提供・相談対応
		法務省	H31年度～	相談対応等においてギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の育成
治療支援	16条	厚労省	R2年度目途	全都道府県・政令指定都市への治療拠点の早期整備
			H31年度～	専門的な医療の確立に向けた研究の推進、適切な診療報酬の在り方の検討
民間団体支援	19条	厚労省	H31年度～	自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング等の活動支援に係る施策の改善・活用促進
		公営競技・ぱちんこ		自助グループをはじめとする民間団体に対する経済的支援
社会復帰支援	18条	厚労省	H31年度～	ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援
		法務省		ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への効果的な指導・支援
				受刑者・保護観察対象者等に対する就労支援

※ 元号の変更により、年号を置き換えています。

### 3 横浜 I R の方向性

## (5) -2 依存症対策

### ② ギャンブル等依存症対策推進基本計画【概要】

#### 第二章 取り組むべき具体的施策（主なもの）

##### III 予防教育・普及啓発：基本法14条関係

項目	所管	目標年度	内容
予防教育 ・ 普及啓発	厚労省	H31年度～	シンポジウム、普及啓発イベント等を通じ、依存症の正しい知識や相談窓口等を積極的かつ継続的に普及啓発
		H31年度～	産業保健総合支援センターを通じ、職場における普及啓発を推進
	消費者庁	H31年度～	特設ページ・SNS等を活用した消費者向けの総合的な情報提供。 啓発週間や成人式などあらゆる機会を活用して啓発活動を実施するよう、地方公共団体に要請。
	文科省	H31年度～	新学習指導要領や指導参考資料を活用した学校教育における指導の充実
			引き続き社会教育施設等を活用し保護者等への啓発講座「依存症予防教室」の実施
		R4年度～	高校の保健体育科で、ギャンブル等依存症も含めた依存症の教育を開始
金融庁	H31年度	ギャンブル等依存症問題の啓発の観点から金融経済教育関係ガイドブックを改訂	

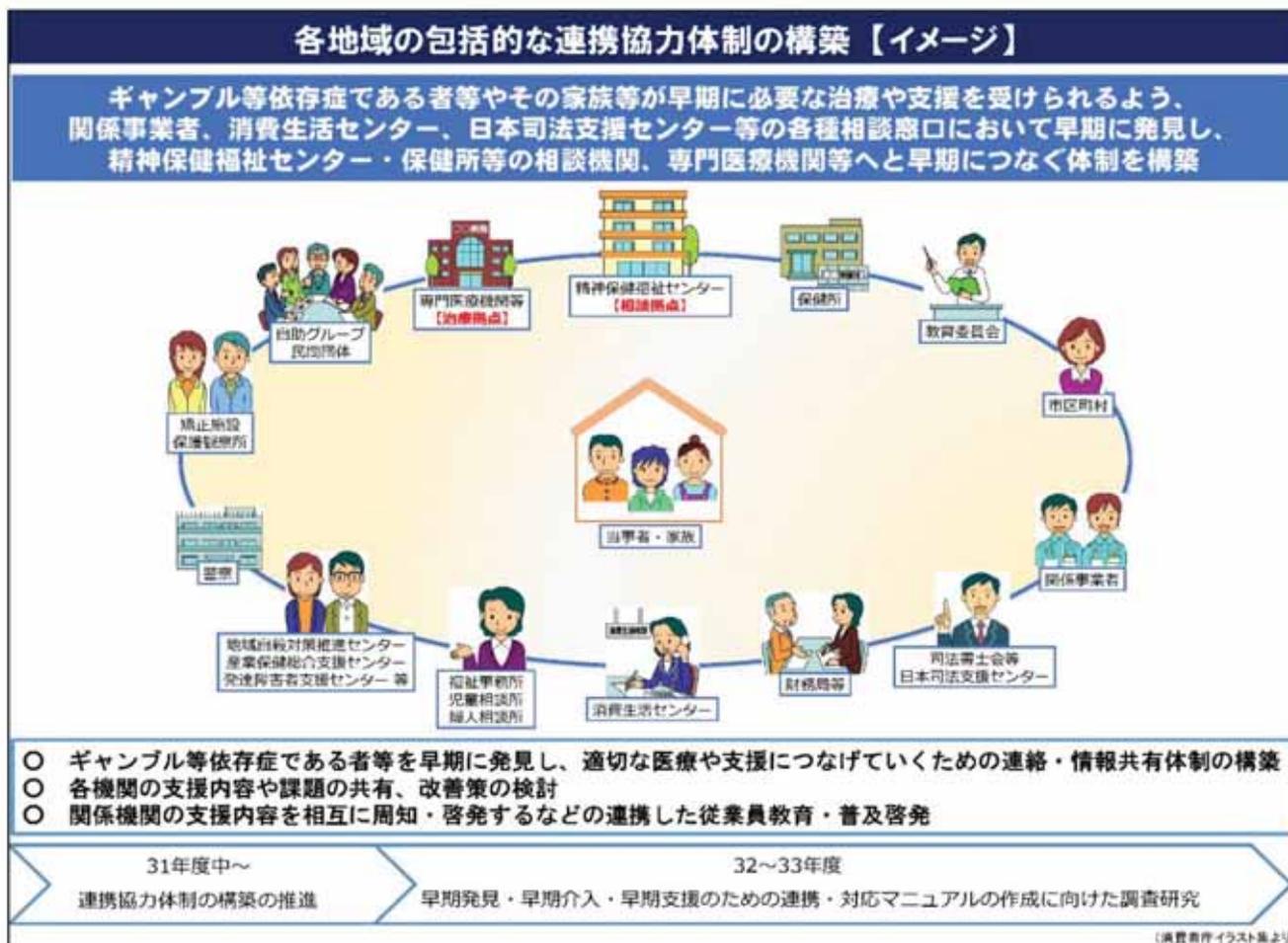
※ 元号の変更により、年号を置き換えています。

##### IV 依存症対策の基盤整備：基本法20・21条関係

項目	条文	所管	目標年度	内容
連携協力体制 の構築	20条	関係省庁	H31年度～	各地域における包括的な連携協力体制の構築
	21条	厚労省	H31年度～	医師臨床研修の見直し等
		文科省		医学部における教育の充実
		厚労省		保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、作業療法士の継続的な養成
		法務省	H31年度～	刑事施設職員、更生保護官署職員の育成

### 3 横浜 I R の方向性

## 第二章 取り組むべき具体的施策（主なもの）



### 3 横浜 I R の方向性

## (5) -2 依存症対策

### ② ギャンブル等依存症対策推進基本計画【概要】

#### 第二章 取り組むべき具体的施策（主なもの）

##### V 調査研究：基本法第22条関係

項目	所管	目標年度	内容
調査研究	厚労省	H31年度～	ギャンブル等依存症の標準的な治療プログラムの確立に向けたエビデンスの構築等、医療プログラムの全国的な普及
	競馬	H31～ R3年度	個人認証システムの導入や海外競馬の依存症対策に係る調査
	モーターポート		ICT技術を活用した入場管理方法の研究、導入の可能性を検討

##### VI 実態調査：基本法第23条関係

項目	所管	目標年度	内容
実態調査	厚労省	H31年度～	多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症問題の実態把握
			子ども虐待による死亡事例等におけるギャンブル等依存症の影響等の把握
	消費者庁	～R3年度	国民のギャンブル等の消費行動等の実態調査
	公営競技・ ぱちんこ	H31年度～	相談データ分析によるギャンブル等依存症の実態把握
	法務省	H31年度	ギャンブル等依存症問題を有する受刑者の実態把握

##### VII 多重債務問題等への取組

項目	所管	目標年度	内容
多重債務問題	金融庁	H31年度～	貸金業・銀行業における貸付自粛制度の適切な運用の確保及び当該制度を必要とする者への的確な周知の実施
			ギャンブル等依存症に関する相談拠点と民間金融機関団体との連携促進
	警察庁	H31年度	違法に行われるギャンブル等の取締りの強化

※ 元号の変更により、年号を置き換えています。

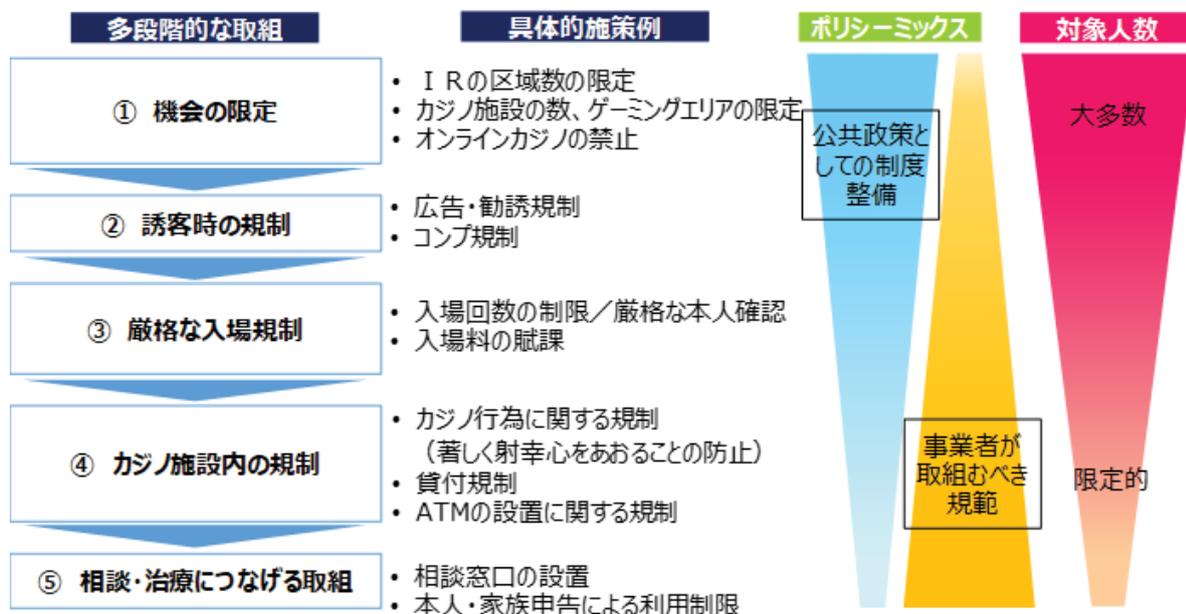
### 3 横浜 I R の方向性

## (5) -2 依存症対策

### ③ I R 整備法・政令によるカジノ規制【概要】

国は、日本型 I R を導入する際に「世界最高水準の規制」を定め、ギャンブル等依存症対策として、重層的／多段階的な取組を制度化しています。

対策の基本	1	カジノ行為への依存を防止するため、重層的・多段階的な取組を制度的に整備
		①ゲーミングに触れる機会の限定
		②誘客時の規制
		③厳格な入場規制
		④カジノ施設内での規制
		⑤相談治療につなげる取組
	2	公共政策上の制度整備と事業者責任のベストミックス
		・公共政策として制度を整備するもの
		・カジノ事業者が取り組むべき責任として確立するもの（責任あるゲーミング）
		・上記の両方が求められるものの適切な組合せを考慮



出典：特定複合観光施設区域整備推進会議資料より作成

### 3 横浜 I R の方向性

## (5) -2 依存症対策

### ③ I R 整備法・政令によるカジノ規制【概要】

#### I R 整備法・政令におけるカジノ規制内容

項目	条文	内容
機会の限定	第9条	国内の I R は上限 3 か所まで
	第41条 政令第6条	ゲーミング区域の床面積の上限は I R 施設の床面積の合計 3 % を超えない
誘客時の規制	第106条 政令第15条	カジノ事業者等に関する広告物は、空港・港湾等の旅客ターミナルのうち外国人が入国手続き等を完了するまでの部分に限定
	第106条	20歳未満の者の入場、勧誘等禁止
厳格な入場規制	第69条	日本人等の入場回数を連続する 7 日間で 3 回、28 日間（24 時間単位）で 10 回に制限
	第70条	入退場時にマイナンバーカード、パスポート等による本人確認
	第176条 ・ 第177条	入場料として、日本人等のカジノ入場者に 6,000 円（国と認定都市の各 3,000 円：24 時間単位）
施設内の規制	第85条・第86条	日本人等に対し、特定資金貸付業務の規制
	第94条一へ	カジノ内への A T M の設置禁止
相談・治療につなげる取組	第68条	本人が申告することによる入場制限（自己排除プログラム）
		本人以外の家族が申告することによる入場制限（家族排除プログラム）
		入場者からの相談や判断の支援に関する体制整備

### 3 横浜 I R の方向性

## (5) -2 依存症対策

### ④ 国、自治体、I R 事業者の役割分担

国、自治体（神奈川県、横浜市）、I R 事業者は、多段階的な取組を役割分担し、公共政策として制度整備するものと、事業者が規範として取り組むべきこと（責任あるゲーミング）をそれぞれ実施していきます。

※「○」は実施済・義務付け・義務、「△」は実施予定または検討中

項目	内容	国	県	横浜市	事業者
機会の限定	I R 区域数の制限	○			
	カジノ施設の数々の限定	○			
	ゲーミング区域面積の限定	○			○
誘客時の規制	広告エリアの制限	○			○
	未成年への広告勧誘の禁止	○			○
厳格な入場規制	入場回数制限	○			○
	マイナンバーカード等による本人確認	○			○
	入場料の賦課	○			○
カジノ施設内規制	カジノ内への A T M の設置禁止	○			○
相談・治療につながる取組	入場者からの相談に関する支援等	○			○
	本人や家族の申告による入場制限	○			○
	顔認証やICTシステムによる問題ある利用者の把握				○
	責任あるゲーミングの専門スタッフの育成・配置				○
	問題ある利用者への専門スタッフによる徹底した対応				○
	I R 区域内外での責任あるゲーミングに関する啓発				○
基本法・基本計画等に基づく依存症対策	相談機関（拠点）の設置		○	○	
	治療機関（拠点）の選定		○	○	
	実態調査	○	○	○	
	市民への啓発	○	○	○	△
	啓発週間の取組	○	○	○	△
	自助グループ等との連携		○	○	△
	依存症に対する研究	○		△	△



### 3 横浜 I R の方向性

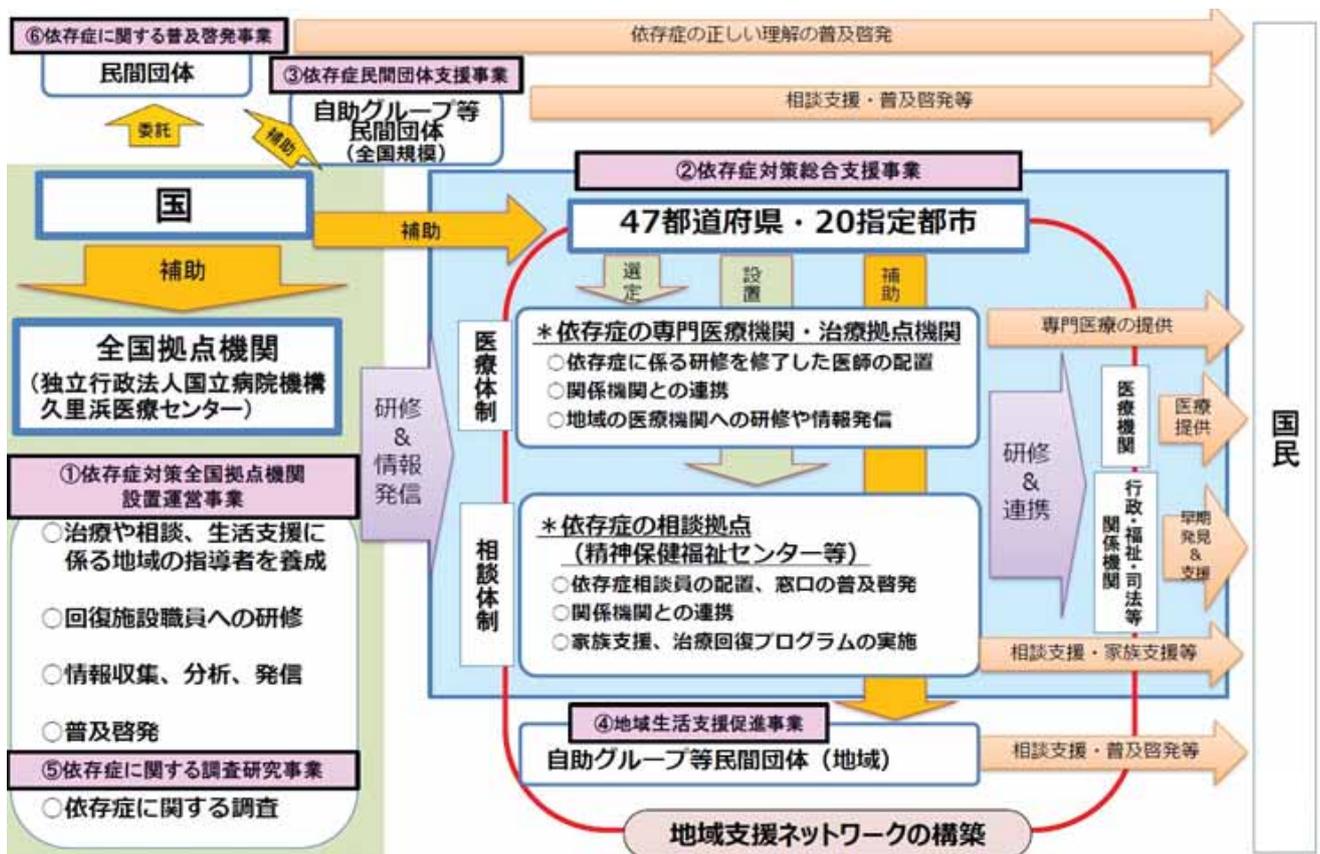
## (5) -2 依存症対策

### ④ 国、自治体、I R 事業者の役割分担

(参考) 依存症対策の全体像 (国・自治体等の役割)

国は、全国拠点機関（独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター）を設置し、人材育成や調査研究を進めるなど、様々な事業を展開するとともに、依存症対策総合支援事業を定め、都道府県や指定都市が必要な施策を実施することとしています。

横浜市では、依存症対策総合支援事業に基づき、横浜市域でのアルコール・薬物・ギャンブル等の依存症患者や家族等への総合的な支援に取り組んでいます。



出典：厚生労働省HP「依存症対策」

### 3 横浜 I R の方向性

## (5) -2 依存症対策

### ⑤ 横浜市の依存症対策

#### 基本的な考え方

『横浜 I R』を進めるにあたっては、国の定めた「世界最高水準の規制」と言われる I R 整備法に基づいた様々な懸念事項への取組を着実に実施します。

特に依存症対策については、これまで国が示す依存症対策総合支援事業やアルコール、ギャンブル等依存症対策基本法等に基づき事業を進めていますが、さらに、横浜市では依存症の方を増やさないように以下の4つの取組を徹底して進めていきます。

#### I. 依存症への総合的な取組

ギャンブル等依存症への対策を推進するうえでは、**こころの健康相談センターを「横浜市依存症相談拠点」とし**、アルコールや薬物等の依存症への対策を含め、関係団体・機関とも連携しながら、総合的に取り組んでいきます。また、ゲーム障害・ネット依存など新たな依存についても普及啓発等を進めます。さらに、特に医学部を持つ横浜市立大学においては、医療面とともに、研究面・人材面でも大きな役割を果たしてもらうように協議を進めます。

追加

#### II. 予防教育の実施

ギャンブル等依存症になる前に防ぐ予防教育にも力を入れます。国の基本計画に基づき、高等学校において令和4年度より実施予定のギャンブル等依存症を含む依存症についての教育とともに、子ども・青少年やその保護者等に対しても予防に資する啓発を推進していきます。

#### III. 事業者や研究・専門機関との研究

我が国においてどのような対策が合っているか等について、より効果的な対策や予防教育の検討を事業者や研究・専門機関とともに研究を進めていきます。

#### IV. 調査による実態把握

市民等を対象とした調査を行うことで、横浜市のギャンブル等依存症の状況を把握、分析し取組を進めます。

また定期的に調査を行うことで取組の効果を検証します。

### 3 横浜 I R の方向性

## (5) -2 依存症対策

### ⑥ 現状、課題、今後の取組の方向性

#### 1. 依存症への総合的な取組

##### <治療支援>

現 状	▶ 基本計画等に掲げられた専門医療機関について、神奈川県は平成30年10月に3政令市を含め県内全域で6か所（ギャンブル等の対象は4か所）の選定を行い、この医療機関の中から治療拠点機関2か所を平成31年4月に指定し、ホームページ等で周知しています。
課 題	▶ 基本計画では都道府県・政令市において専門医療機関と治療拠点機関を選定することとなり、今後、地域において適切な治療が受けられるよう、医療従事者等を対象とした研修の強化などが求められています。
今後の方向性	▶ 依存症専門医療機関や治療拠点機関の拡充など、依存症の治療ができる医療機関を増やすために、医療従事者等に対して研修等を実施します。 ▶ 医学部を持つ横浜市立大学においては、医療面で大きな役割を果たしてもらうように協議を進めます。

##### <相談支援>

現 状	▶ 国の「依存症対策総合支援事業実施要綱」に基づき「こころの健康相談センター」を依存症相談拠点とし、依存症に関する専門相談や普及啓発、依存症者ご本人やご家族への支援事業を実施しています。このほか、依存症の相談に関し、各区福祉保健センターの精神保健福祉相談の一環として対応しています。
課 題	▶ 依存症への関心が高まることによって、相談につながりやすくなる一方、相談に対応するための体制が必要となっています。
今後の方向性	▶ 相談者を適切な支援機関に繋げていくため、行政・関係機関・民間団体等との連携によるネットワークづくりを進めます。 ▶ 生活困窮者支援における依存症に関わる課題について、依存症相談窓口等と連携して対応します。また、多重債務や生活困窮等の相談窓口から依存症相談窓口へ繋がります。

##### <啓発活動の実施>

現 状	▶ こころの健康相談センター（依存症相談拠点）において、依存症の基礎知識等に関するパンフレットやHP等によって普及啓発をしています。 ▶ アルコール関連問題啓発週間・ギャンブル等依存問題啓発週間における普及啓発活動を実施しています。
課 題	▶ 依存症は病気であることや、治療や支援の対象となることへの理解が十分に進んでいない中、本人や家族を適切なサポートに繋げるための普及啓発が必要です。
今後の方向性	▶ 市民の依存症に対する理解を深めるため、リーフレットや広報よこはま、講演会などの普及啓発イベント等を通じて、啓発活動を行います。 ▶ アルコール関連問題啓発週間・ギャンブル等依存症問題啓発週間などの機会を捉えて、積極的に啓発活動を実施します。

### 3 横浜 I R の方向性

#### < 庁内連携・民間団体等の関係者との連携 >

現 状	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 市精神保健福祉審議会依存症対策検討部会を開催し、依存症対策をさらに進めていくため、民間団体や関係機関等と連携関係の方策等を検討しています。</li><li>▶ 民間団体を対象に、依存症問題への相談対応活動や講演会、研修会などの普及啓発等の事業実施に係る費用を補助しています。</li></ul>
課 題	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 行政や医療、福祉、司法を含めた関係機関が密接な連携を図る必要があります。</li></ul>
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 行政・関係機関・民間団体等との連携によるネットワークづくりを進めます。</li><li>▶ 横浜地域での依存症対策の推進を目的として、本市の取組指針となる地域支援計画（仮称）の策定を進めます。</li><li>▶ 民間団体と連携した依存症者支援を進めるとともに、引き続き団体が実施する相談事業や啓発事業など、活動の支援を行います。</li><li>▶ 神奈川県が令和2年度中に策定を予定している国のギャンブル等依存症対策基本計画に基づく県計画を踏まえた施策を実施します。</li></ul>

## II. 予防教育の実施

現 状	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 児童生徒に対し、発達段階に応じた依存症対策（アルコール、薬物乱用等）の教室等が行われています。</li></ul>
課 題	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 令和4年度から始まる高校の保健体育におけるギャンブル等依存症教育実施に向けた準備を進める必要があります。</li></ul>
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 令和4年度から始まる、高校の保健体育におけるギャンブル等依存症を含む依存症教育の準備を、市立高校で進めるとともに、県立高校及び私立高校を管轄する神奈川県（教育委員会など）への働きかけを進めます。</li><li>▶ 教員等へ依存症の知識の普及啓発を行います。</li><li>▶ ゲーム障害・ネット依存などの新たな依存を含め、子ども・青少年に対する依存症の予防に資する普及啓発を進めます。</li><li>▶ 青少年の育成に携わる大人に、依存症の予防に資する知識を提供します。</li></ul>

## III. 事業者や研究・専門機関との研究

現 状	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 国の調査・研究結果を参考に様々な対策等を検討しています。</li></ul>
課 題	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ より横浜市の実態に応じた施策とするため、本市の状況を把握し、専門機関とともに研究分析し、活用する必要があります。</li></ul>
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 我が国においてどのような対策が合っているか等について、事業者や研究・専門機関と共に研究を進め、より効果的な予防教育を検討します。</li><li>▶ 国の研究結果等を分析し、市内の依存症対策に活用していきます。</li><li>▶ 医学部を持つ横浜市立大学において、研究面でも大きな役割を果たしてもらうように協議を進めます。</li></ul>

### 3 横浜 I R の方向性

#### IV. 調査による実態把握

追加

##### 現 状

- ▶ 市民3,000人を対象としたギャンブル等依存症の実態調査を実施しました。（令和元年度実施：回答率42.1%、過去1年以内の「ギャンブル等依存症が疑われる者」の割合推計値は、成人の0.5%）  
県では、横浜市を除く県民6,750人を対象としたギャンブル等依存症の実態調査を実施しました。（令和元年度実施）

##### 課 題

- ▶ 横浜市の実態について定期的に調査を行い、取組の効果等を検証する必要があります。

##### 今後の方向性

- ▶ ギャンブル等依存症の実態調査を定期的に実施します。
- ▶ アルコール・薬物・ギャンブル等の総合的な依存症対策の推進に繋げるため、依存症者支援に関する調査を行うとともに、関連する調査結果も活用します。
- ▶ 上記調査の実施と併せ、治療体制、相談体制、予防教育に関する事業の進捗状況を確認し、さらに事業を強化、改善するため、「エビデンスに基づく政策形成（EBPM）」の手法を活用します。

追加

#### 【コラム：横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査結果】

横浜市では、本市におけるギャンブル等依存症に関する実態を把握するため、「横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査」を実施しました。

##### 調査の概要

調査対象	横浜市内の満18歳以上74歳の男女無作為抽出3,000人
抽出対象	市内208地点の住民基本台帳から無作為に抽出
調査方法	面接調査
調査期間	令和元年12月～令和2年3月
回答数	1,263人（回答率42.1%）

##### 調査結果のポイント

###### 「ギャンブル等依存症が疑われる方」の割合について

過去1年以内のギャンブル等の経験をもとにした「ギャンブル等依存症が疑われる者」の割合推計値は成人の0.5%でした。

###### 「最もお金を使ったギャンブル等」について

最もよくお金を使ったギャンブル等については「パチンコ・パチスロ」でした。

###### 「ギャンブル等依存症が疑われる方の過去1年以内の賭け金（1か月平均）」について

平均で1か月に25万円（※1）、中央値は（※2）3万円でした。

※1 平均額には「証券の信用取引、または先物取引市場への投資」に係る高額案件が含まれています。高額案件を除いた平均は1か月に3万円でした。

※2 中央値は、データを大きさの順に並べたとき、全体の中央に位置する値です。

調査結果報告書は、下記ホームページでご覧いただけます。

【調査結果URL】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/chousakekka.html>

### 3 横浜 I R の方向性

## (5) -2 依存症対策

### ⑦ 横浜市が独自に I R 事業者を求める対策

横浜市も、実施した実態調査などをもとにして、市独自の依存症対策を I R 事業者へ求めていきます。

#### 横浜市が独自に I R 事業者を求める対策

普及啓発	施設内での掲示や冊子の配布等を通じて依存症の知識に関する普及啓発を実施すること。
入退場管理	顔認証システム等最新の技術を活用した厳密な本人確認を行い、自己排除や家族排除、入場回数制限等を確実に実施すること。
依存症予防対策	依存症に関する研修等を受講した従業員に対するゲーミングへのめり込み傾向がみられる入場者への声掛けや、放置されている子ども等への対応を行う体制を構築すること。
相談	依存症に関する相談窓口を設置し、24時間体制による相談対応を行うこと。
協力・連携	依存症の対策や状況について市や関係機関、民間団体への協力や連携を積極的に行うこと。
人材育成	依存症対策の専門家の人材育成に対し協力を行うこと。
研究協力	研究機関等が実施する依存症の研究に対してデータ等の提供や資金的な支援など積極的に協力すること。

#### 【参考】 I R 整備法等で定められた I R 事業者を求める対策

項目	条文	内容
機会の限定	第9条	国内の I R は上限 3 か所まで
	第41条 政令第6条	ゲーミング区域の床面積の上限は I R 施設の床面積の合計 3 % を超えない
誘客時の規制	第106条 政令第15条	カジノ事業者等に関する広告物は、空港・港湾等の旅客ターミナルのうち外国人が入国手続き等を完了するまでの部分に限定
	第106条	20歳未満の者の勧誘等禁止
厳格な入場規制	第69条	日本人等の入場回数を連続する 7 日間で 3 回、28日間（24時間単位）で10回に制限、20歳未満の者の入場禁止
	第70条	入退場時にマイナンバーカード、パスポート等による本人確認
	第176条 ・ 第177条	入場料として、日本人等のカジノ入場者に6,000円（国と認定都市の各3,000円：24時間単位）
施設内の規制	第85条・第86条	日本人等に対し、特定資金貸付業務の規制
	第94条一へ	カジノ内への A T M の設置禁止
相談・治療につなげる取組	第68条	本人が申告することによる入場制限（自己排除プログラム）
		本人以外の家族が申告することによる入場制限（家族排除プログラム）
		入場者からの相談や判断の支援に関する体制整備

### 3 横浜 I R の方向性

## (5) -2 依存症対策

### ⑧ 海外 I R の依存症対策

先行して I R を開業している、各国・地域では依存症対策についても先進的に実施しています。横浜市はこのような他都市事例を参考にしていきます。

#### 各国・地域の取組状況・事例 (1/2)

国 等	内 容
シンガポール	2005年にカジノ解禁を決定。2010年にホテルや商業施設を備えた I R 2 か所が開業。
	政府は閣議決定するに当たって、国全体を挙げてギャンブル依存症対策に取り組むことを決定。 結果として、シンガポールのギャンブル依存症対策は、他国・地域と比較して充実した内容となっていると考えられる。
韓国	1967年に初の外国人専用カジノが開業。現在はソウルや済州島など17か所ある。うち韓国人が入れる唯一のカジノ江原ランドは2000年に開業。
	依存症対策について、自国民向けのカジノの開業の前に、国が制度や仕組みを体系化していなかったため、開業当初は懸念事項対策が事業者のみの取組みとなっていた。 対策が後追いとなっていたが、近年は国をあげて対応を行っている。
マカオ	1847年に賭博を合法化。2001年に独占状態だったカジノ経営権が開放され、翌年国際入札を実施。2016年時点で6社が38か所のカジノを運営。
	2001年にカジノ運営権の制限が開放され、急激にカジノ産業が拡大し、ギャンブル依存症対策が本格的に開始された。 調査・研究、対策センターの設立、市民及びゲーミング産業に従事する従業員への啓発活動等が実施されている。
ネバダ州 (ラスベガス)	1869年に賭博を合法化。1970年代後半から80年代前半にかけて業界の浄化が進展し、大規模なリゾート施設が立ち並ぶ現在のラスベガスにつながる。
	事業者間の自由競争を重視するため、入場料制度や自己排除プログラム等の需要抑止に繋がる法規制はあまり導入されておらず、カジノ運営事業者による責任あるゲーミング活動、カジノ運営事業者より支援を受けた民間団体による取組がギャンブル依存症対策の中心となっている。

### 3 横浜 I R の方向性

#### 各国・地域の取組状況・事例 (2/2)

項目		内容
予防等	広告制限	カジノを主体とする広告・宣伝を禁止
	入場制限・管理	未成年のカジノ施設への入場禁止
		入場排除申請（本人、家族）のあったものをカジノ施設から排除
	金銭入手の制限	カジノ施設内の A T M 設置の禁止
従業員教育	カジノ顧客と直接接する全従業員に対して、ギャンブル依存症に係る研修の実施	
	責任あるゲーミングアンバサダーを配置し、ギャンブル依存症の兆候がある顧客に対して、助言・支援を実施	
相談支援	専門相談	24時間無料ヘルプラインを提供
	その他	ギャンブル依存症者のためのマネジメントプログラム提供（無料カウンセリング及びグループセラピー）
治療	専門医療機関	ネバダ大学ラスベガス校の教育・臨床学教授兼公認問題ギャンブルカウンセラーによる治療の実施
	予防研究	シンガポールの問題ギャンブル国家評議会（N C P G）、国家依存症管理機構（N A M S）で実施
実態調査		ギャンブル等依存症の有病者調査を実施（3年ごと）
研究機関		ネバダ大学では、教育学部・心理学部の教員・学生向けにメンタルヘルス等に関する教育・研修・研究を目的としたクリニックを設置
教育啓発	市民	マカオでは「責任あるゲーミング週間」としてマカオ博彩監察協調局・社会工務局・マカオ大学の3者が主催する、市民やゲーミング産業従業員に対する啓発活動を実施
		シンガポールの N P O 団体による問題ギャンブルに係る公衆教育及び啓発の実施
社会連携	地域社会	地域社会と事業者間での意見交換、責任あるゲーミングへの理解促進のための取組を実施
	民間・行政	ネバダ州問題ギャンブル協議会を設置（民間企業からの資金及び州政府からの補助金で運営）

### 3 横浜 I R の方向性

## (5) -3 治安対策などの懸念事項

### ① I R 整備法における治安、その他懸念事項対策

I R 整備法は、犯罪の発生の予防、善良な風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止等について必要な施策を策定し実施することを、国及び地方公共団体の責務として定めており、また、暴力団等反社会的勢力の排除やマネー・ローンダリング対策について、I R 事業者に厳格な規制を課しています。

横浜市もこれに基づき、I R 事業者、県警察等関係機関と連携して、様々な懸念事項への取組を着実に実施します。また、観光客のグローバル化に伴い、感染症のリスクが高まることから、国、県、事業者等と調整するとともに、対応策を検討していきます。

#### I I R 整備法における治安、その他懸念事項対策 (1/3)

項 目		条文	内 容
総 論	国の責務	第3条	① 犯罪の発生の予防 ② 善良な風俗及び清浄な風俗環境の保持 ③ 青少年の健全育成 ④ カジノ利用者が受ける悪影響の防止 ①～④のために必要な体制整備、その他のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための必要な施策を策定・実施
	地方公共団体の責務	第4条	国との適切な役割分担の下、区域の実情に応じ、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置の策定・実施
	カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置の策定	第6条	実施方針
		第9条	区域整備計画
		第13条	実施協定
組織犯罪対策 (犯罪収益対策)	チップの取扱い	第73条	カジノ行為時のチップ以外の使用禁止 チップ交付の支払い手段の限定
	特定金融業務に関する規制	第76～78条	帳簿書類の作成保存、報告書の作成提出 等
	犯罪収益移転防止規程	第56条	取引記録等の作成保存、疑わしい取引の届出 等
	犯罪による収益の移転防止のための措置	第103条 ～ 第105条	従業員に対する教育訓練の実施、統括管理及び監査体制等の整備 チップの譲渡等の防止のための措置、 チップの譲渡等の禁止の表示 等
	取引の届出	第109条	チップの交付等取引で一定金額を超える現金の支払を行った際は遅滞なくカジノ管理委員会に届出（政令の定めで100万円以上） 通知を受けたカジノ管理委員会は速やかに国家公安委員会に通知

### 3 横浜 I R の方向性

#### I I R 整備法における治安、その他懸念事項対策 (2/3)

項目	条文	内容	
暴力団等 反社会的勢力 対策	カジノ事業への参入規制	禁固以上の刑の執行後、5年以内の者	
		賭博罪他の罪による罰金刑の執行後、5年を経過しない者	
		アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	
		暴力団員、脱退後5年を経過しない者	
	業務委託に関する規定	第93条	機器の保守管理、債券取立てなど特定の業務以外の委託禁止 委託業務の適正執行の確保
	契約締結上の規制	第94条～第102条	契約締結相手方の制限、契約の認可、届出
	カジノ施設への入場・滞在の規制及びカジノ行為の禁止	第69条 第112条 第173条 第174条	カジノ事業者への規制、本人への規制、利用禁止の表示
	入退場時の本人確認等	第70条	入退場時の厳正な本人確認
入場禁止対象者の施設利用防止のための措置	第71条	対象者を発見するための措置、退去させるための措置	
入場規制等遵守のための措置	第72条	従業員教育訓練、行為準則の作成、統括管理者、監査者選任	
犯罪抑止対策	取り立て行為の規制	第88条	人を威迫し、私生活や業務の平穩を害する行動の禁止
	特定カジノ業務への従事者の確認必須、不適格者の従業禁止	第114条～第120条	ディーラー、会計、特定金融業務、監視、警備、機器の保守管理、内部監査、財務、顧客管理、統括管理者など、確認を受けた者のみ従業可
			特定金融業務に関する規制
			帳簿書類の作成保存
報告書の作成提出等			
特定カジノ業務以外のカジノ業務やカジノ行為区域内飲談業務への従事者の制限	第121条～第122条	十分な社会的信用を有しない者、禁固以上の刑執行後5年を経過しない者、暴力団員等の従事禁止	

### 3 横浜 I R の方向性

## (5) -3 治安対策などの懸念事項

### ① I R 整備法における治安、その他懸念事項対策

#### I I R 整備法における治安、その他懸念事項対策 (3/3)

項目		条文	内容
犯罪抑止・ 秩序維持対策	カジノ施設及びその 周辺における秩序維持 のための措置	第110条 第112条	犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な地域環境の保持、その他秩序の維持を図るため、不適切な者のカジノ施設の利用の禁止又は制限
			カジノ施設及びその周辺における監視及び警備の実施
			的確に実施するための措置（従業員教育、行為準則の作成、統括管理者及び監査人の選任）
	苦情の処理のための 措置	第111条	記録の作成保存のほかカジノ業務又は関連業務に関する苦情の適切かつ迅速な処理 そのために必要な措置（従業員教育、行為準則作成、統括管理者及び監査人の選任）
地域風俗環境の 悪化防止対策	広告及び勧誘の規制	第106条 ～ 第107条	善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある表示又は広告の禁止
			I R 区域外でのビラ等の頒布禁止
	カジノ行為関連景品の 規制	第108条	内容、経済的価値、提供方法が、善良の風俗を害するおそれのあるものに該当しないようにしなければならない チップとの交換時の記録作成
青少年対策	入場規制、カジノ行為の 禁止	第69条 第112条 第173条 第174条	20歳未満の者の入場規制及びカジノ行為の禁止
	広告・勧誘の規制	第106条 ～ 第107条	広告・勧誘時の20歳未満の者の入場禁止の表示 広告・勧誘時の20歳未満の者に対する影響への配慮 広告・勧誘規制遵守のための措置（従業員教育、行為準則作成、統括管理者及び監査人の選任）
I R 施設周辺の 交通問題対策	国の責務	第3条	国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するためのI R 区域の整備の推進に関する施策（交通環境の改善その他関連施策を含む）を策定し実施

### 3 横浜 I R の方向性

## (5) -3 治安対策などの懸念事項

### ② カジノ管理委員会の設置

国は、内閣府の外局として、令和2年1月にカジノ管理委員会を設置しました。

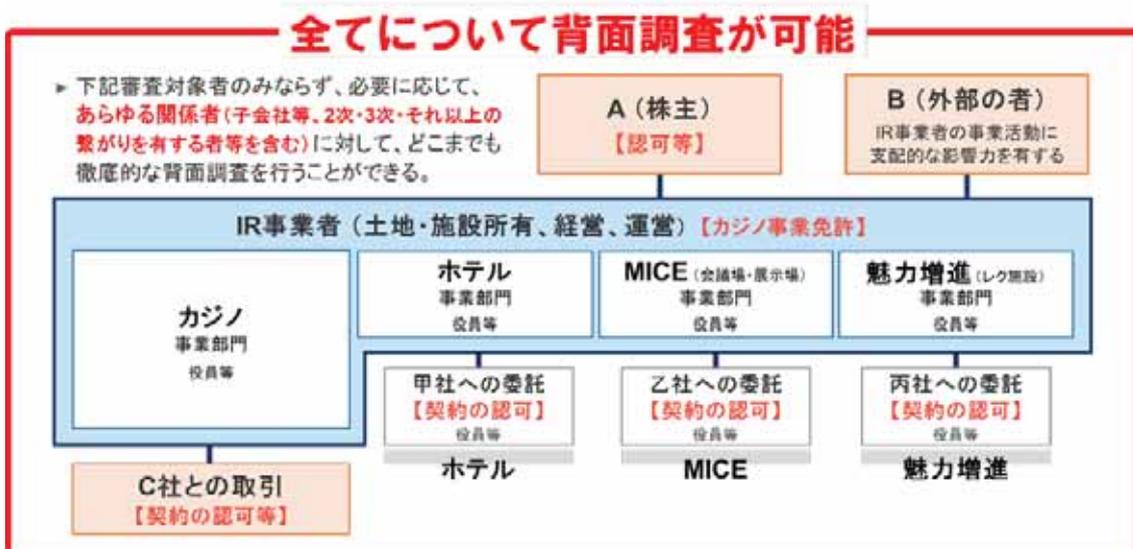
#### II カジノ管理委員会の設置

項目	条文	内容
任 務	第214条	カジノの設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図ること
所掌事務	第215条	カジノ事業・カジノ施設供用事業・カジノ関連機器等製造業等の監督、カジノ施設の適正な利用
職権行使の独立性	第216条	委員長及び委員は独立してその職権を行使
組 織	第217条	委員長及び4名の委員は両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命

カジノ管理委員会は、世界最高水準のカジノ規制を行うことにより、クリーンなカジノ・I R 事業を実現する中核的な役割を担う機関です。

#### カジノ管理委員会が担う基本的機能

- ① カジノ規制制度の企画立案等
- ② 免許等による参入規制
- ③ カジノ事業活動の規制
- ④ I R 事業に関する規制の執行及びその廉潔性の確保
- ⑤ カジノ施設・機器等の規制
- ⑥ 懸念への対応
- ⑦ 納付金等の徴収等
- ⑧ 国民・利用者の声・違反行為の端緒の把握、国民への説明
- ⑨ 国際連携



### 3 横浜 I R の方向性

#### (5) -3 治安対策などの懸念事項

##### ③ 国・地方公共団体・I R事業者の役割

#### 国・地方公共団体・I R事業者の役割

実施主体	主な役割
国	治安の確保及び地域の善良な風俗環境保持のための規制・監督
	犯罪の発生の予防
	善良の風俗並びに清浄な風俗環境の保持
	青少年の健全育成
	カジノ入場者が施設利用に伴い受ける悪影響の防止
	必要な体制整備その他のカジノ施設及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策の策定及び実施
地方公共団体	地域の実情に応じた治安・地域風俗環境対策の実施
	国との役割分担の下、区域の実情に応じ、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除の施策を策定及び実施
I R事業者	犯罪の未然防止や地域の善良な風俗環境保持のための法令の遵守及び自主的な取組
	I R整備法等法令の遵守
	自主的な防犯対策及び自主警備の徹底・体制の整備
	地域風俗環境維持に向けた努力

### 3 横浜 I R の方向性

## (5) -3 治安対策などの懸念事項

変更

### ④ 想定される取組 (1/2)

市は、県、県警察、I R事業者と情報共有・連携し、様々な懸念事項について未然防止の取組を強化するとともに、訪日外国人に対する多言語案内表示等、受入環境整備を推進します。

課 題	市	県 警	I R事業者
犯罪防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ IR事業者に対する防犯・警備体制等の指示</li> <li>▶ IR周辺地域における巡回活動の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 適切な防犯環境の整備に関する対策の推進</li> <li>▶ 自主警備に関する助言及び指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 暴力団員等のカジノ施設への厳格な入場禁止措置</li> <li>▶ サイバーセキュリティ対策の強化、推進</li> <li>▶ 様々な警察活動を支援する施設の整備、協力</li> </ul>
地域風俗環境対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 地域の風俗環境維持の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 清浄な風俗環境保持のための対策の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 違法風俗営業等に対する排除対策の徹底</li> <li>▶ 地域の住民等からの苦情窓口の設置</li> </ul>
青少年の健全育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 令和4年度から始まる、市立高校の保健体育におけるギャンブル等依存症を含む依存症教育の準備及び適切な実施</li> <li>▶ 教員等へ依存症の知識の普及啓発</li> <li>▶ ゲーム障害・ネット依存などの新たな依存を含め、子ども・青少年に対する依存症の予防に資する普及啓発</li> <li>▶ 青少年の育成に携わる大人に、依存症の予防に資する知識の提供</li> <li>▶ 市民のギャンブル等依存症に対する理解を深めるため、リーフレットや広報よこはま、講演会などの普及啓発イベント等を通じた啓発活動の実施</li> <li>▶ ギャンブル等依存症問題啓発週間などの機会を捉えた、積極的な啓発活動の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 青少年の健全な成長を阻害する行為から青少年を保護するための対策の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 20歳未満の者のカジノ施設への厳格な入場禁止措置</li> <li>▶ 20歳未満の者に対する勧誘の禁止</li> <li>▶ 青少年や防犯対策に配慮した施設的设计</li> </ul>
組織犯罪対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 暴力団等反社会的勢力に対する取締り及び排除対策の推進</li> <li>▶ マネー・ローンダリング対策等の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ マネー・ローンダリング防止のための措置</li> <li>▶ RFID(Radio Frequency Identifier)等、取引が記録できるシステムの導入</li> </ul>

### 3 横浜 I R の方向性



## (5) -3 治安対策などの懸念事項

### ④ 想定される取組 (2/2)

課 題	市	県 警	I R 事業者
警備対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ I R 事業者への各種警備対策に関する助言及び指導</li> <li>▶ 官民一体となったテロ対策の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 24時間体制で、区域内のどこでも迅速かつ適切な対応ができる自主的な防犯対策及び自主警備体制の整備</li> <li>▶ 自動検知システム等が導入された高性能カメラや生体認証等、最先端のICT技術等を活用した機械警備</li> <li>▶ 防犯上の観点も踏まえた施設のレイアウト設計、適切な防犯カメラの設置</li> <li>▶ 大規模イベント開催時における自主警備の強化</li> </ul>
来日外国人への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 多言語案内表示等受入環境整備の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 来日外国人に対する警察対応力の拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 様々な言語に対応するスタッフの配置</li> <li>▶ 来日外国人への対応に必要な施設や要員の配置</li> </ul>
交通対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 自動車交通（周辺の交差点の改良）</li> <li>▶ 歩行者交通（最寄駅からのアクセス向上）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 交通の安全と円滑の確保、道路の交通に起因する障害の防止</li> <li>▶ 交通安全教育活動の推進</li> <li>▶ I R 区域内及びその周辺の交通安全施設の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 車両誘導員の配置</li> <li>▶ 需要に見合った駐車場の確保</li> <li>▶ 敷地内道路の整備</li> </ul>
感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 国、県等との情報共有の徹底</li> <li>▶ I R 事業者に対する指示・支援</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 感染症発生時等における対応マニュアルの作成及び対策の徹底</li> <li>▶ 国、県、市等の対策への積極的な協力</li> </ul>

#### 【参考】 I R 整備法等で定められた I R 事業者を求める主な対策

項 目	条文	内 容
入場管理	第70条	入場時における個人番号カード等による本人確認の徹底
	第71条	入場禁止対象者のカジノ施設の利用防止のための措置
青少年対策	第69条 第106条 第107条	青少年のカジノ入場規制、勧誘等禁止の徹底
マネー・ローンダリング対策	第103条 第109条	取引記録時確認・取引記録の作成・保存、疑わしい取引の届出等、法令に即したマネー・ローンダリング対策等の実施
苦情処理	第111条	適切かつ迅速な苦情の処理、従業員教育の実施

## 4 IR実現による効果

---

## 4 I R実現による効果

### (1) 横浜へ広がるI Rの効果

『横浜I R』は、我が国にこれまでにないスケールとクオリティを有する創造的なリゾート施設として、民間事業者が整備し運営します。民間事業者の自由な発想により、世界各国のビジネス客から日本のファミリーなど、幅広い層が楽しめる魅力ある施設と質の高いサービスを提供し、賑わいを創出し、横浜の観光・経済の振興に貢献します。

国際会議場・展示施設などのMICE施設、ラグジュアリーなホテル、ショッピングモール、レストラン、美術館、映画館、テーマパークなどにカジノを加えた複合型観光施設を一体的に整備します。また、I R整備法に基づき、周辺観光地のみならず、全国へ観光客を送客する機能を整備します。

世界最高水準のスケールとクオリティを有する『横浜I R』と、これまで作り上げてきた都市としての魅力や資源を融合し、その相乗効果により、世界の観光・MICE都市、文化芸術創造都市としての横浜の新たな魅力・資源を創造するとともに、

横浜の観光・経済に **イノベーション（革新）** をもたらし、

横浜を世界から選ばれる **デスティネーション（目的地）** へと導いていきます。

また、その効果を都心臨海部はもとより、横浜市域全体、さらには日本各地に広げていきます。

<b>観光の振興</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 訪日外国人を含む観光・MICE客増加</li><li>● I R来訪者が市内・県内はもとより全国を周遊</li><li>● 長期滞在による観光消費額増加 等</li></ul>
<b>地域経済の振興</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 建設時の大規模投資</li><li>● 周辺地域への宿泊、飲食客の増加 (関内・関外地区、MM21地区、横浜駅など)</li><li>● 食材、物品、サービス等の市内調達機会の増加 (横浜ブランド農産物、花木、畜産・加工品、リネンほか)</li><li>● 雇用の創出</li><li>● 観光MICE人材育成</li><li>● 国内外からの多職種の多様な人的交流の活性化</li><li>● MICEビジネス機会による新産業創出 等</li></ul>
<b>財政改善への貢献</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 納付金収入</li><li>● 入場料収入</li><li>● 法人市民税</li><li>● 固定資産税</li><li>● 都市計画税 等</li></ul>

## 4 I R実現による効果

### 観光の振興

#### インバウンドを含む I R への訪問者数

2,000万 ~ 4,000万人/年 (うち国内観光客割合: 66~79%)

I R 区域内での消費額 4,500億 ~ 7,400億円/年

【参考】 テーマパーク入場者数

- 東京ディズニーリゾート : 3,255万人 (2018年)
- ユニバーサルスタジオジャパン : 1,494万人 (2017年)

### 地域経済の振興

#### 経済波及効果 (間接効果含む) ※

建設時: 7,500億 ~ 1兆2,000億円

運営時: 6,300億 ~ 1兆円/年

効果(数値)については、事業者から提供された情報です。なお、※印の数値については、それらの情報を基に、委託先の監査法人が整理・確認したものです。

区域整備計画策定までに明確化します。

#### 雇用創出効果 (間接効果含む) ※

運営時: 77,000 ~ 127,000人/年

【参考】 MM21地区建設投資額: 約 2兆625億円 (昭和58年~平成28年)

### 財務改善への貢献

#### 地方自治体の増収効果 ※ 820億 ~ 1,200億円/年

(納付金収入、入場料収入、法人市民税、固定資産税、都市計画税)

【参考】 30年度 法人市民税: 620億円

項目	内容	用途	根拠条文
納付金	GGR (カジノ行為粗収益) 30% (国庫納付金15%、認定都道府県等納付金15%)	公益目的として 使用	I R 整備法 第192、193条
入場料	日本人等の入場者に対し、1日 (24時間) 単位で徴収 6,000円 (国と認定都道府県等で各3,000円)	公益目的として 使用	I R 整備法 第176、177条

税の種類	対象 (例示)
固定資産税	土地・家屋・償却資産 (事業のために用いている構築物・機械等)
都市計画税	都市計画法による市街化区域内に所在する土地及び家屋
法人市民税	市内に事務所や事業所がある法人

## 4 I R実現による効果

### (2) 全国への波及効果

#### 日本型 I Rの制度

- 日本の I R制度は、国家的なプロジェクトとして、I R区域の整備の効果を日本全国に波及させようとするものです。
- M I C E施設、日本の魅力増進施設、送客施設、宿泊施設等を必ず設置しなければならない日本型 I Rでは、多くの産業に経済波及効果が広がります。



- 特に、日本型 I Rに必ず設置することが必要な送客施設は、以下の機能が求められ、日本全国の観光産業に波及していきます。

要件	内容
① ショーケース機能	日本各地の観光の魅力や旅行者に必要な情報を、効果的・適切な方法で発信
② コンシェルジュ機能	利用者の関心に応じ、旅行計画を提案し、必要なサービスの手配をワンストップで実施
③ 多言語対応機能	①②について、英語を含め複数の外国語で提供
④ 十分な施設規模	多数の来訪客に対応できる接客・待合のスペースを具備

## 4 I R実現による効果

### (3) 納付金・入場料の使途

#### 納付金・入場料

I Rにおけるカジノ事業には、通常の民間企業が納付する法人税等に加え、カジノ納付金、カジノへの入場料の徴収が定められています。

項目	内容
カジノ納付金	カジノ行為粗収益（GGR）の30% 【内訳】 国15%、都道府県等15%
カジノ入場料	日本人等の入場者に対し、1回6,000円 【内訳】 国3,000円、都道府県等3,000円

#### カジノ納付金の使途

- 観光の振興に関する施策（I R区域の整備の推進のための施策を含む。）
- 地域経済の振興に関する施策
- その他のI R整備法第1条の目的及び第4条の関係地方公共団体の責務を達成するための施策（国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現、観光の振興、地域経済の振興、財政の改善、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策を含む）
- 社会福祉の増進に関する施策（福祉・子育て・医療・教育・公共施設の更新等）
- 文化芸術の振興に関する施策

（認定都道府県等納付金の観光の振興に関する施策等に必要経費への充当）  
第二百三十二条 認定都道府県等は、第九十三条第一項に規定する認定都道府県等納付金の額に相当する金額を、観光の振興に関する施策、地域経済の振興に関する施策その他の第一条の目的及び第四条の地方公共団体の責務を達成するための施策並びに社会福祉の増進及び文化芸術の振興に関する施策に必要な経費に充てるものとする。

#### カジノ入場料の使途

- I R区域の整備の推進のための施策及び措置
- カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置（治安対策、依存症対策にかかる自治体等の施策に必要な費用等）

#### 横浜市における使途の考え方

- 『横浜I R』の整備による効果を最大限発揮するため、都心臨海部の観光資源の磨き上げや新たな創造、交通環境の整備などに活用します。
- I Rを構成する施設の一つであるカジノ施設の設置・運営に伴う、懸念事項の排除を実施するための施策等に充てていきます。
- 将来見込まれている税収減や収支不足を補うとともに、**福祉、子育て、医療、教育、公共施設の更新**など、**豊かで安全・安心な市民生活をより確かなものにするための財源**に重きを置いて活用します。

## 4 I R実現による効果

### (4) 市民の豊かな暮らしへ

世界最高水準のスケールとクオリティを有する『横浜I R』と、これまでつくり上げてきた都市としての魅力や資源を融合し、世界の観光・MICE都市、文化芸術創造都市としての横浜の新たな魅力・資源を創造するとともに、その相乗効果により、

横浜の観光・経済に **イノベーション（革新）** をもたらして、  
横浜を世界から選ばれる **デスティネーション（目的地）** へと導いていきます。

また、その効果を都心臨海部はもとより、横浜市域全体、さらには日本各地に広げていきます。

『横浜I R』の推進により、**アジアを代表するMICE都市を目指すとともに**、大規模施設の整備・運営による経済効果や、観光客などの交流人口の増加により、さらなる地域経済の活性化を進めます。

加えて、それらによる増収効果により、財政改善を促進し、福祉・子育て・医療・教育・**老朽化した公共施設の更新**など、将来にわたり横浜市民の安全・安心な暮らしで豊かな生活を守っていきます。



魅力ある都市

## 横浜のさらなる飛躍

横浜が持続的に成長し、魅力ある都市として、さらに飛躍していきます。



将来にわたる

## 市民の豊かな暮らし

福祉、子育て、医療、教育など、将来にわたって、横浜市民の皆様の豊かで安全・安心な生活をより確かなものにしていきます。

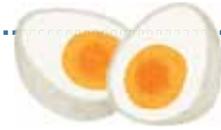


横浜の観光・経済に  
イノベーションを

## 4 I R実現による効果

### (参考) I Rによる消費活動

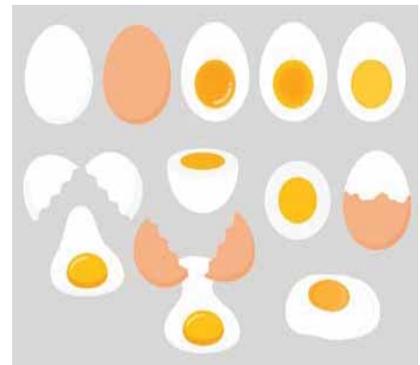
#### 【コラム：I Rの消費量について】



横浜I Rでは、世界水準のM I C E施設や数千室のホテル、レストランなど大規模なリゾートが整備されます。そこでは、年間2,000~4,000万人の訪問者が想定されており、大量の食材が消費されます。

シンガポールにあるI Rでは、

- ▶ 例えば、**卵**は年間250万個、1週間では5万個、**1日では7,000個を調達**しています。
- ▶ シンガポールのI Rで調達される1年間の卵の量**250万個**は、卵1個を約60gと想定すると**約150トン**にもなります。
- ▶ これは、横浜市中央卸売市場の年間取扱量(2018年)422トンの**約3割**に相当します。



- ▶ **食用肉**(牛、豚、鶏等の合計)は、年間1,500万トン、1週間では30トン、**1日では4トン**もの量です。
- ▶ 日本人一人当たりの**食肉年間消費量は33.2kg/年**※(平成30年度)ですが、I Rで調達する1日の食用肉4tでも**約120人分の年間消費量**に相当します。



I Rというと、高級食材が使用され、一般的な食材は消費されないのでは、といったご意見もいただきますが、総勢、約1万人の従業員が24時間365日稼働しており、従業員食堂での消費だけでも相当量の食材が消費されます。

また、生花、リネン類などの多種多様で大量な消費活動が行われており、大企業だけでなく、地域の中小企業の受注機会やビジネスチャンスが増大するなど、地域経済の活性化に大きく貢献します。

※「食肉鶏卵をめぐる情勢」農林水産省(令和元年12月)を参考

## 5 地域の理解促進・合意形成に向けた取組

---

## 5 地域の理解促進・合意形成に向けた取組

### (1) 基本的な考え方

横浜市では、「共感と信頼」を市政運営の基本としています。

『横浜IR』についても、丁寧に市民の皆様と向き合い、理解を深めていただき、その実現に「共感と信頼」が得られるよう、理解促進・合意形成に向けて、取り組んでいきます。

#### 取組の方向性

- 1 世代や生活環境などにより、IRに対するご理解や考え方が異なることが想定されることから、それぞれのご関心・問題意識に応じた内容をお伝えしていきます。
- 2 ライフスタイルなどによって、情報の入手の方法は多様であるため、市民の皆様が無理なく必要な情報を得られるよう、様々なツールを使って、お伝えしていきます。
- 3 今後、IR事業者の公募、区域整備計画の認定申請など、事業の進捗段階に応じて、必要な情報をお伝えしていきます。



## 5 地域の理解促進・合意形成に向けた取組

### (2) 広報計画

#### それぞれのご関心・問題意識に応じた取組（イメージ）

対象例	想定される疑問	メッセージ	主なツール
市民全体	IRって何？ 必要あるの？ 何のために誘致するの？	▶ 世界最高水準のリゾート ▶ 将来の横浜を豊かにするものであること などをお伝えしていきます。	• 広報よこはま • 市民説明会 など
子どものいらっしゃる方など	自分や子どもたちが安全・安心に過ごせなくなるのではないか？	▶ 依存症や治安への徹底した対策により、安全・安心に過ごすことができること ▶ 子どもたちが更に豊かに暮らすための取組であること などをお伝えしていきます。	• テレビ • 雑誌 • ウェブサイト • SNS など
若い方々など	カジノに興味があれば関係ないでしょ？	▶ ご自身で楽しめる世界水準のリゾートであること ▶ 質の高い魅力的な職場が創出されること などをお伝えしていきます。	• ウェブサイト • SNS • 大学等での講義 • 電車等広告 など
お仕事をされている方など	外国企業が儲けるだけじゃないのか？	▶ 食材や物品・サービス等の市内企業からの調達 ▶ 大きな賑わいが創出され、市内全体の宿泊、飲食客などの増加 など様々なビジネスチャンスが生まれることをお伝えしていきます。	• 新聞 • セミナー • ウェブサイト • SNS など

追加

## 5 地域の理解促進・合意形成に向けた取組

### (3) 市民説明会

令和元年12月から令和2年3月にかけて、横浜市がIRの誘致に至った理由、IRの内容と効果などについて市内18区で市長自ら説明を実施しています。

説明会では、参加した市民の皆様から質問をいただき、会場でお答えするとともに、回答がまとまり次第順次、市ホームページや市民情報室等で公表しています。

今後も実施方針の策定や事業者の決定などの機会を捉え、より具体化した施設計画、経済効果、懸念事項対策等について説明会や広報よこはま、広報動画などを通じて、丁寧に説明します。

- ▶ 令和元年12月4日 中区市民説明会
- ▶ 令和元年12月9日 神奈川区市民説明会
- ▶ 令和元年12月14日 西区市民説明会
- ▶ 令和元年12月19日 金沢区市民説明会
- ▶ 令和元年12月21日 鶴見区市民説明会
- ▶ 令和元年12月26日 磯子区市民説明会
- ▶ 令和2年1月17日 南区市民説明会
- ▶ 令和2年1月20日 旭区市民説明会
- ▶ 令和2年1月23日 保土ヶ谷区市民説明会
- ▶ 令和2年1月28日 港南区市民説明会
- ▶ 令和2年2月11日 緑区市民説明会
- ▶ 令和2年2月14日 港北区市民説明会

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、次のIR(統合型リゾート)の市民説明会(6区)については、動画による配信で代替しています。

- ▶ 令和2年2月24日 戸塚区市民説明会
- ▶ 令和2年2月28日 都筑区市民説明会
- ▶ 令和2年3月2日 栄区市民説明会
- ▶ 令和2年3月6日 青葉区市民説明会
- ▶ 令和2年3月9日 瀬谷区市民説明会
- ▶ 令和2年3月16日 泉区市民説明会

## 6 スケジュール

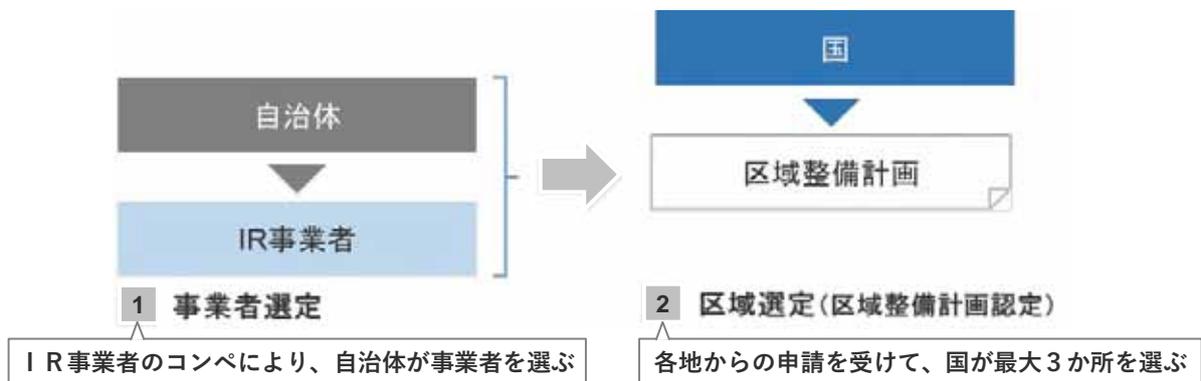
---

## 6 スケジュール

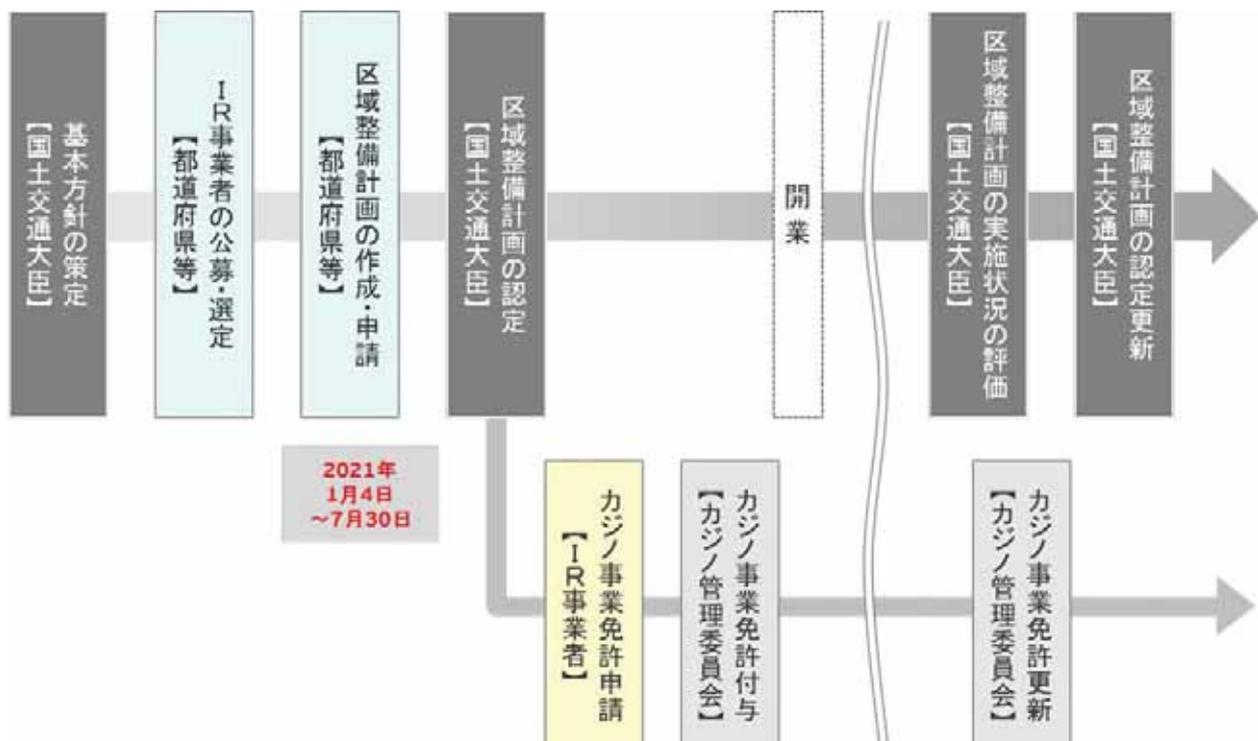
### (1) 今後のスケジュール

#### 国の制度

- 候補地の自治体（都道府県または政令指定都市）がIR事業者を選定します。
- その後、自治体と選定されたIR事業者が共同し、「IR区域整備計画」を作成し、国に申請します。
- 申請されたIR区域整備計画の中から、国土交通大臣が、最大3つの「区域整備計画」を認定します。



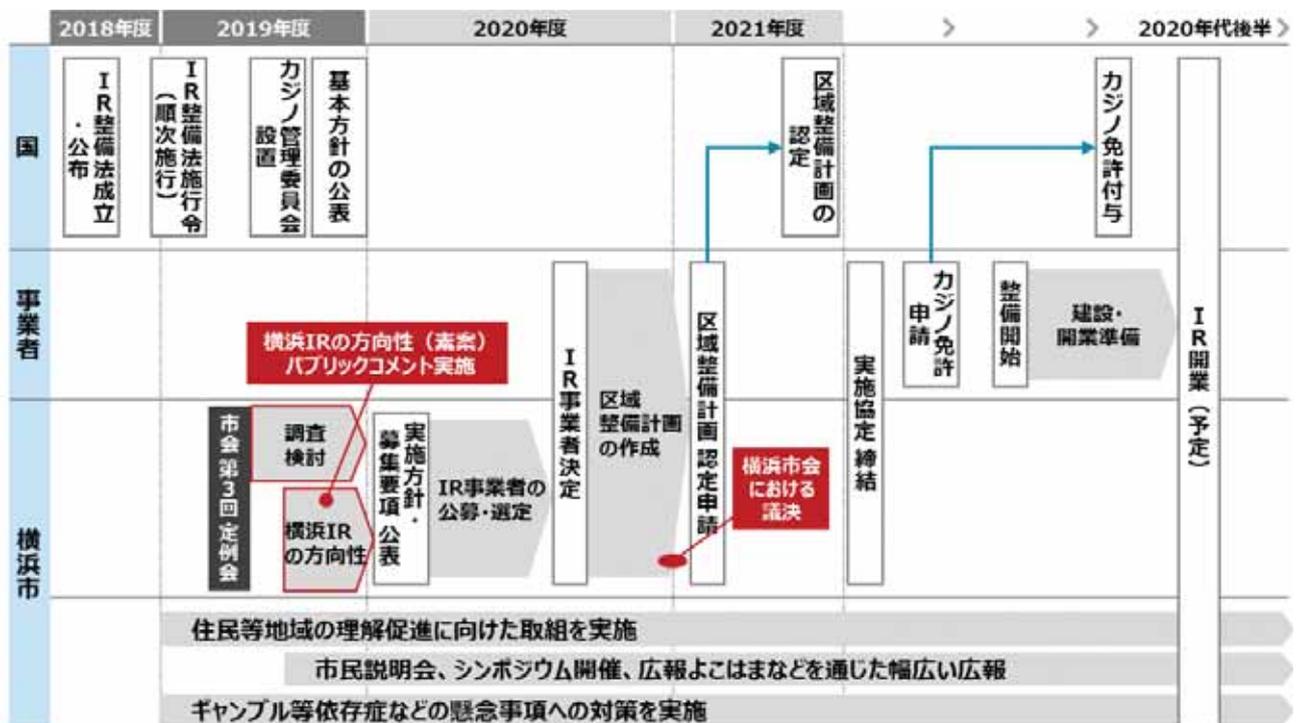
- IR区域整備計画が認定されると、IR事業者は開業に向け、施設を建設し開業準備に入ります。
- 開業準備に並行して、カジノ管理委員会により、IR事業者の廉潔性等が審査されます。



## 6 スケジュール

### 横浜IRの実現に向けた今後の想定スケジュール

- 国の基本方針等を踏まえて横浜IRの実施方針を策定し公表します。
  - ▶ 令和2(2020)年度前半
- IR事業者を選定し、市民意見等を踏まえた区域整備計画を策定します。
  - ▶ 令和2(2020)年度中
- 横浜市会の議決を経て国に申請します。
  - ▶ 令和3(2021)年度前半
- 全国で3つの区域に認定された場合は、2020年代後半のIR開業に向けて手続きを進めます。
- 住民等地域の理解促進と、ギャンブル等依存症対策などの懸念事項への対策は、先行して進めていきます。
- 2020年度以降も、様々な機会をとらえ、IRに関する情報を市民の皆様へ発信します。



## 6 スケジュール

### (2) これまでの検討経過

- 平成25年12月に「特定複合観光施設区域整備の推進に関する法律案」が提出され、横浜市では、平成26年度から調査に着手し、27年度、28年度、30年度、31年度に、I Rに関する基礎的な調査を実施しました。
- 平成28年12月にはI R推進法が成立し、平成30年7月に「特定複合観光施設区域整備法」が成立しました。
- 横浜市は、令和元年8月22日I Rの実現に向けた取組を行うことを発表しました。
- 同年9月の第3回市会定例会において、補正予算を議決いただき、I Rの実現に向けた本格的な検討・準備を開始しました。
- 同年10月からI R事業に関するコンセプト募集（R F C：サウンディング調査）を令和元年度末まで進めています。
- 令和元年12月から2年3月まで、18区を市長が伺う市民説明会を行います。

※令和2年2月20日付「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応方針（横浜市）」により、6区の市民説明会については、当分の間、開催を延期しています。

- 令和2年2月の市会第1回定例会でI Rの事業者選定のための選定委員会（第三者委員会）の附属機関設置条例議案を提出するなど、I Rの実現に向けた取組を進めています。

#### 検討調査の概要

26年度	I R（統合型リゾート）等 新たな戦略的都市づくり検討調査	▶ I Rの代表的な事例や一般的な効果と懸念事項の調査、経済波及効果の試算を実施
27年度	I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査（その2）	▶ I R導入のプロセスや効果、影響のほか、依存症対策に関する有識者へのヒアリングなどを実施
28年度	I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査（その3）	▶ 近年のI Rの事例や国内におけるPFI・PPPなど公民連携手法の調査を実施
29年度	未執行	
30年度	I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査（その4）	▶ I R整備法の成立を踏まえ、日本型I Rの整理分析や、本市における事業性や懸念事項とその対策を情報提供依頼や有識者ヒアリングにより実施
31年度 (令和元年)	I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査（その5）	▶ I R整備法等を踏まえ、本市における事業性や懸念事項とその対策を情報提供依頼等により実施



印刷・発行 横浜市都市整備局 I R 推進課  
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 TEL 045-671-4135  
ホームページ [https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/  
seisaku/torikumi/IR/houkousei.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/houkousei.html)

<令和2年8月>

